

健康福祉事業年報

平成 18 年版

横浜市健康福祉局

目 次

機 構 図	1
事 務 分 掌	11
予 算 ・ 決 算	19
事 業	

<福 祉 編>

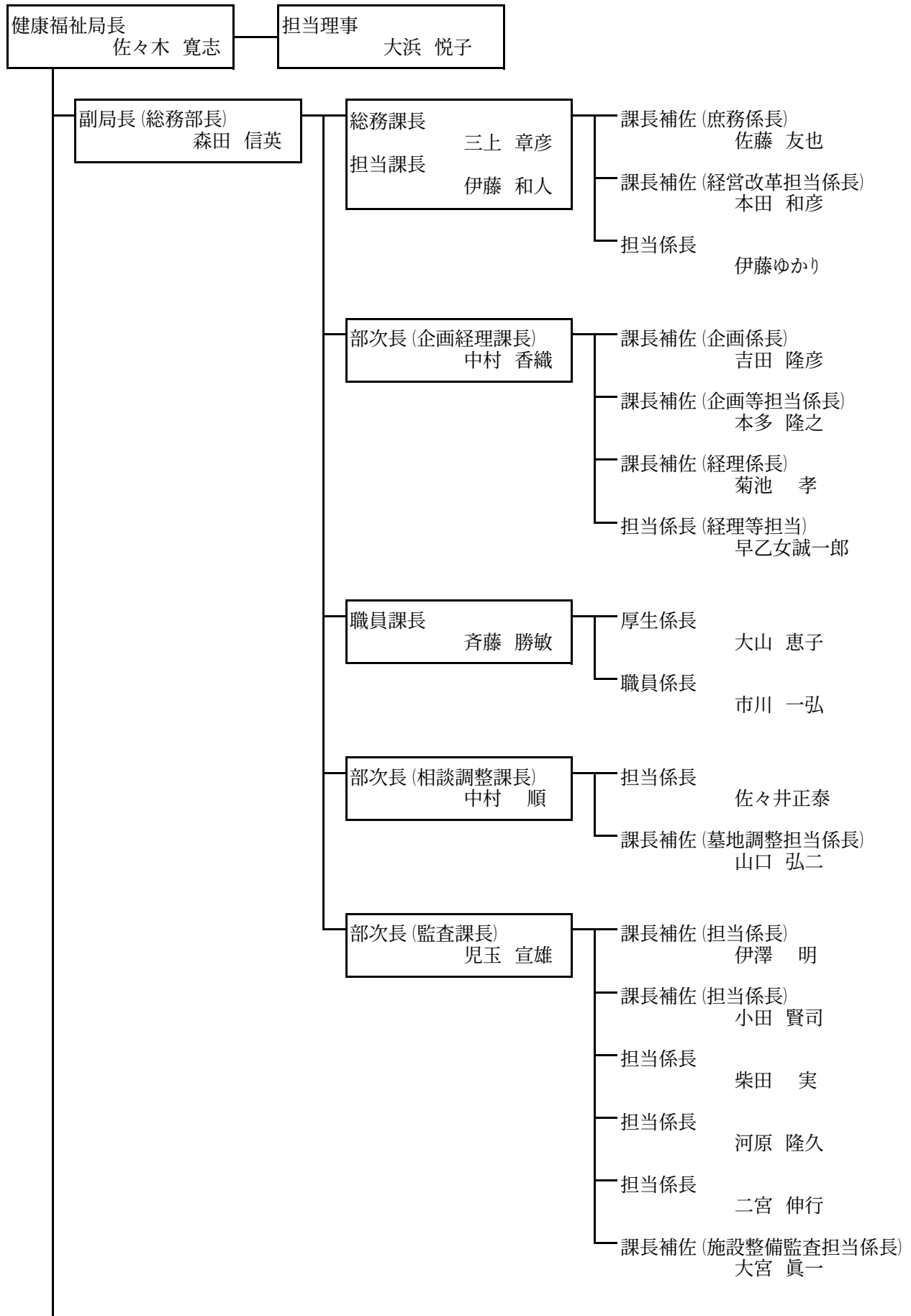
1 地域福祉推進事業	23
2 福祉のまちづくり条例推進事業	31
3 生活保護事業	41
4 国民年金事業	51
5 国民健康保険事業	57
6 医療福祉事業	69
7 障害者福祉事業	77
8 高齢者福祉事業	123
9 介護保険事業	139
10 その他の福祉事業	147

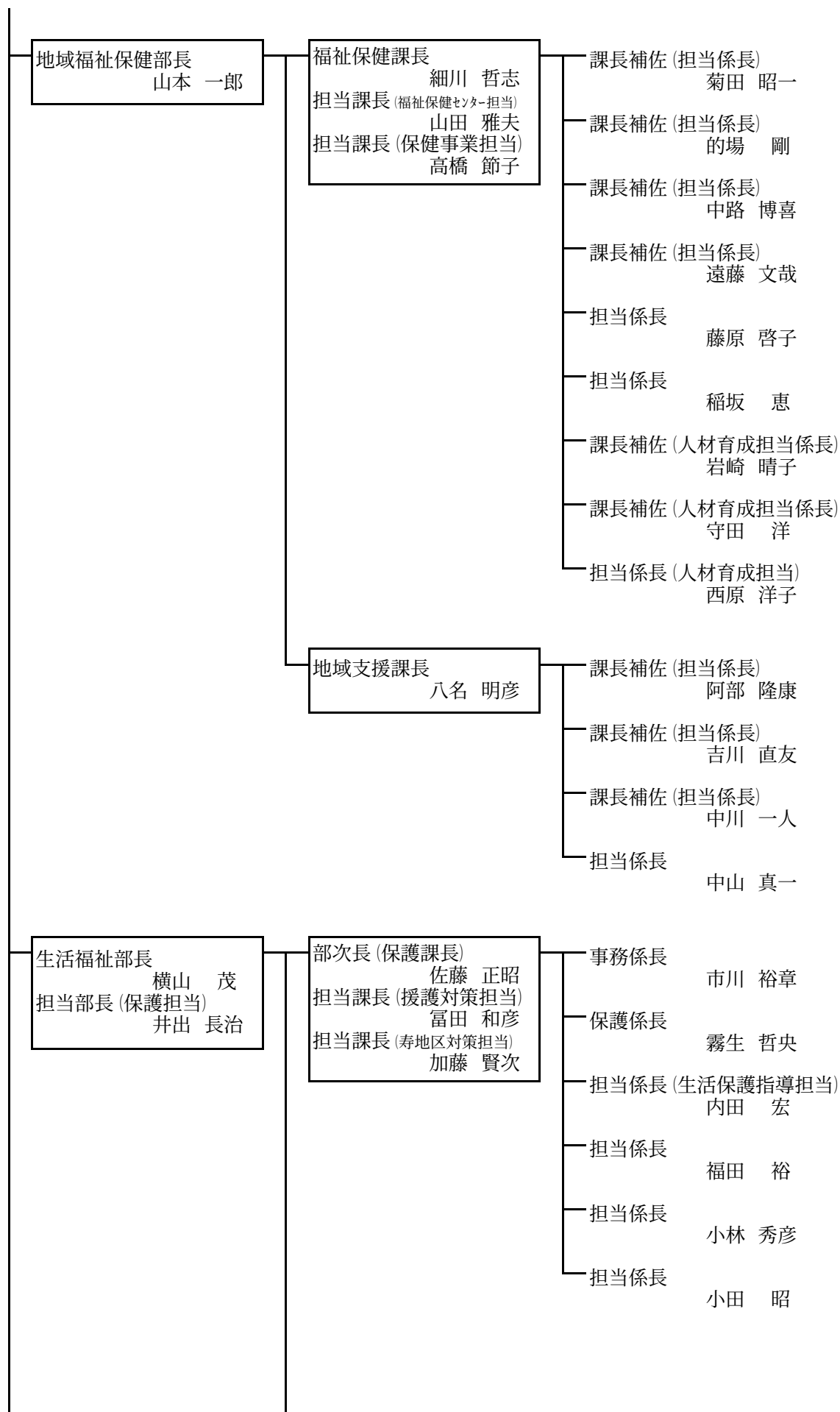
<衛 生 編>

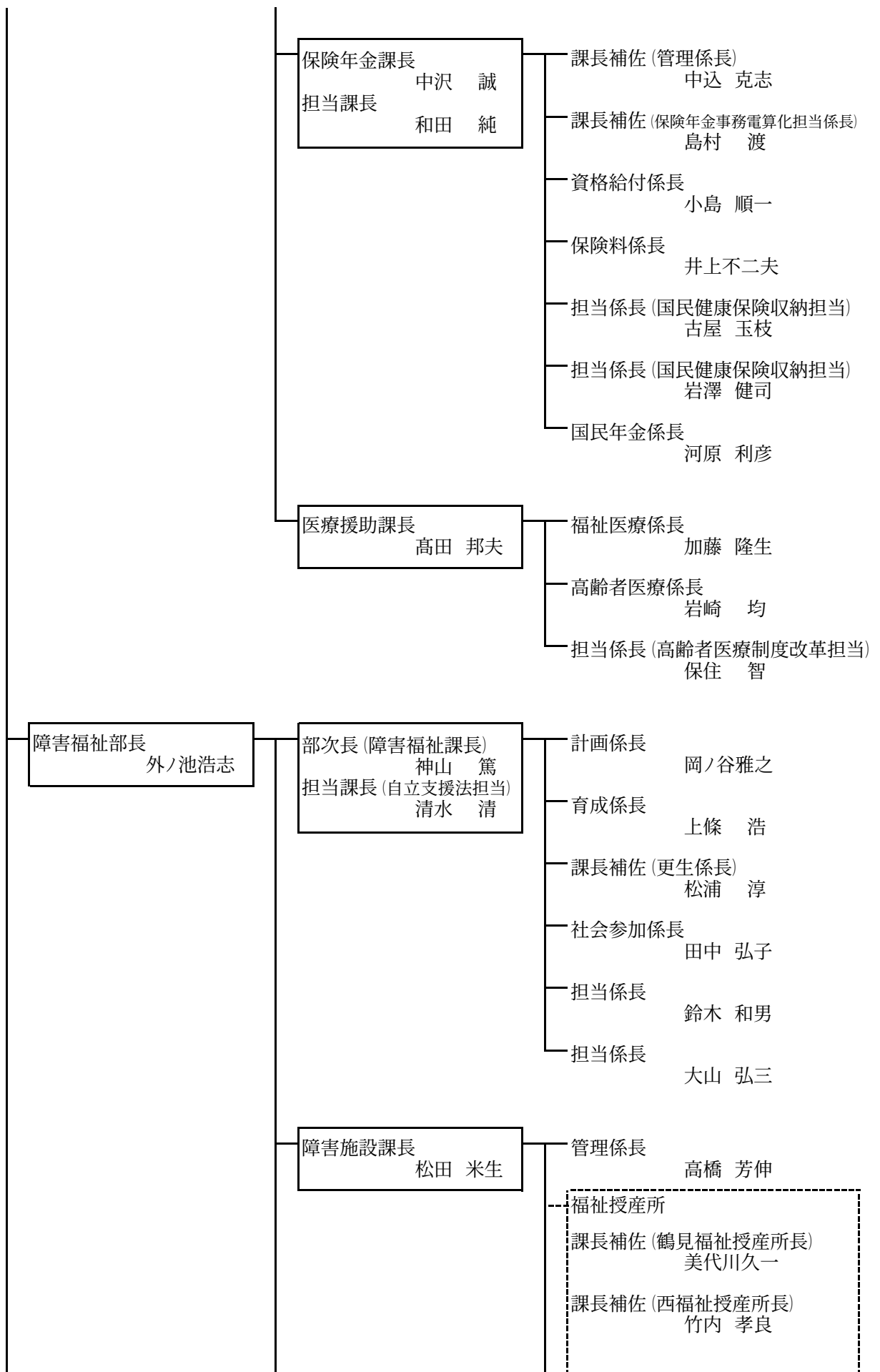
第1章 健康づくり	157
第2章 健康診査	165
第3章 地域保健	169
第4章 感染症対策	175
第5章 精神保健福祉	181
第6章 食品衛生	189
第7章 動物愛護管理	199
第8章 生活衛生	205
第9章 斎場、墓地及び霊堂	219
第10章 地域医療	221

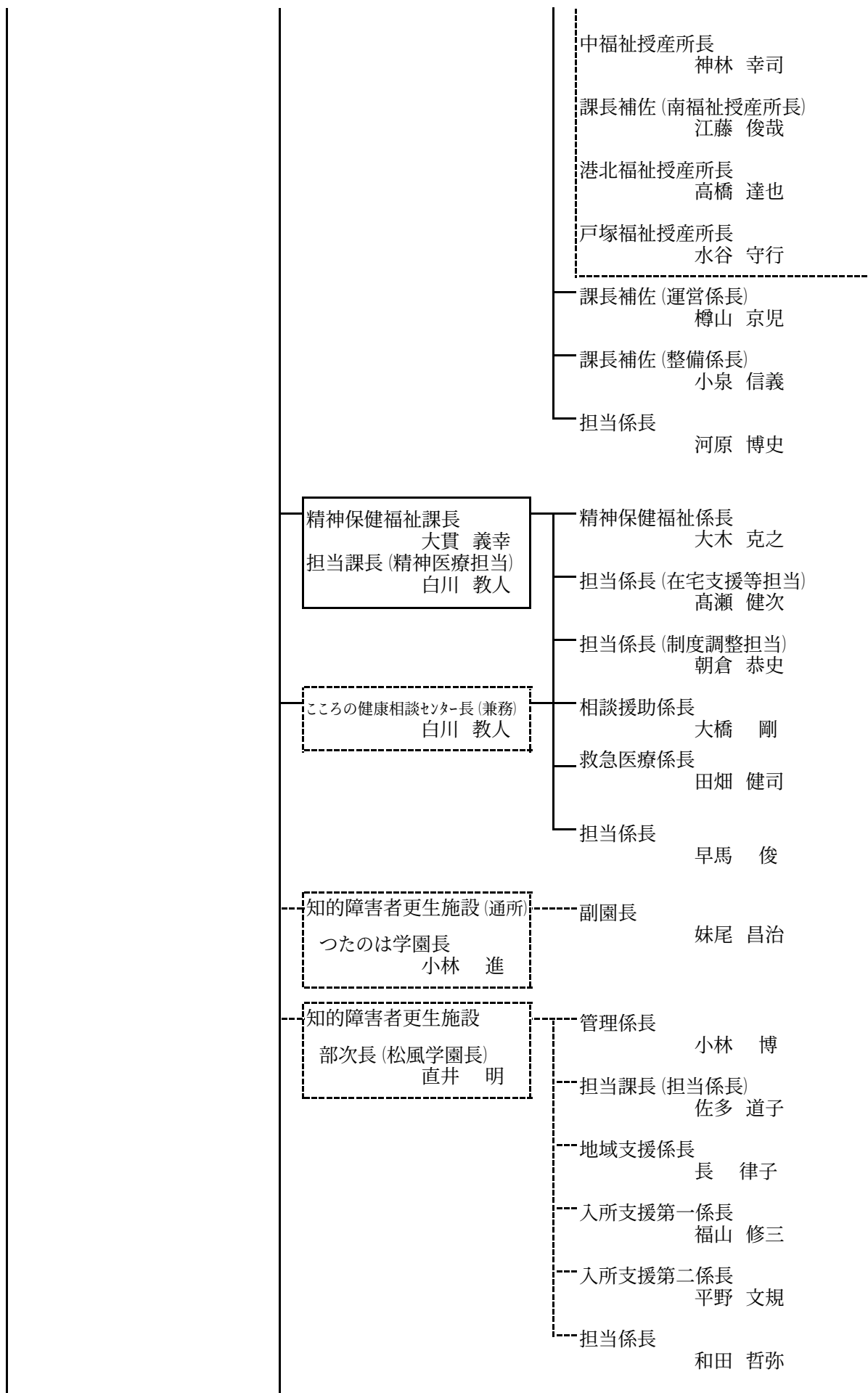
※ 事業の内容は、原則として平成17年度決算に基づき作成されています。

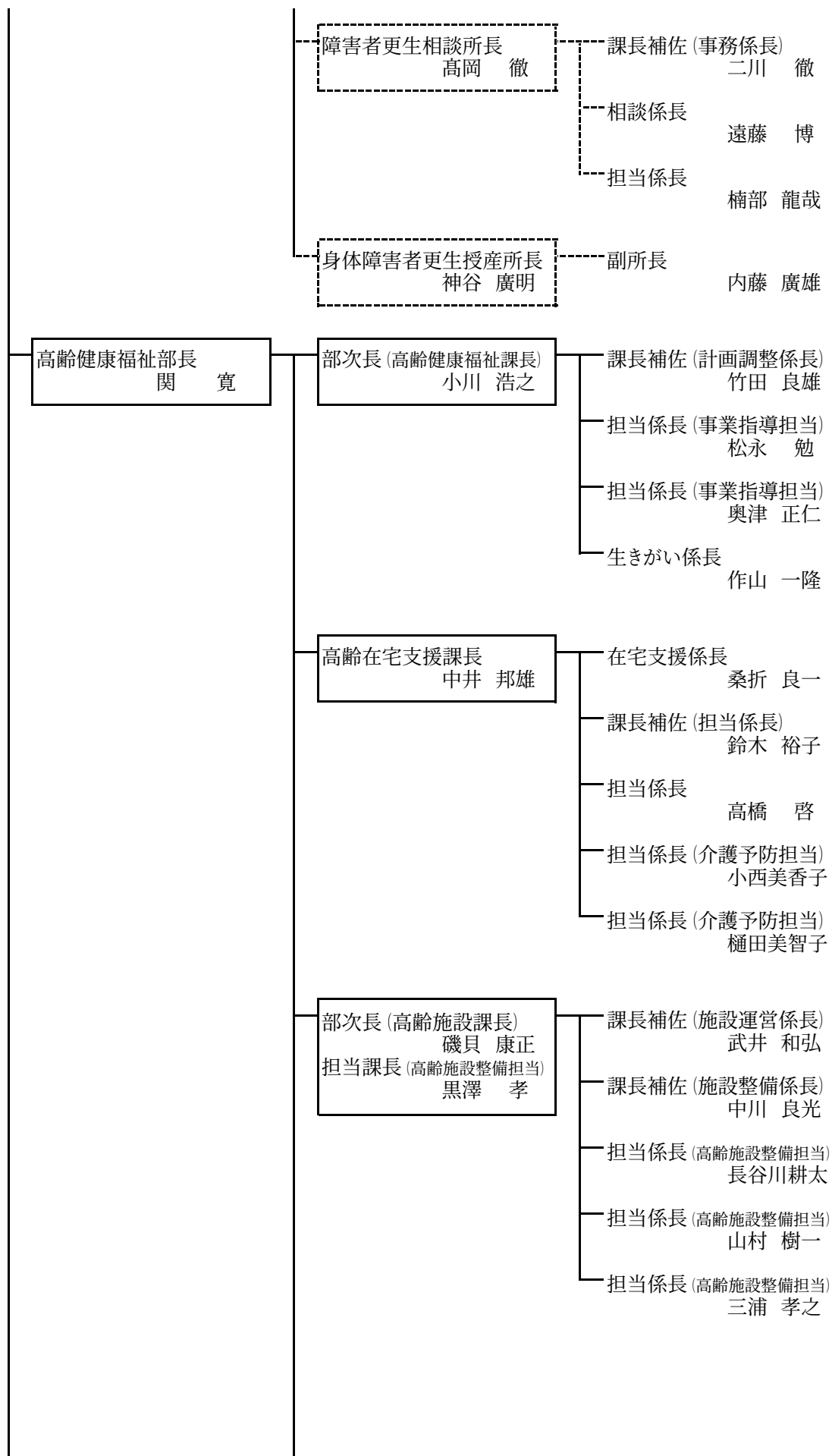
健康福祉局機構図(平成18年6月6日現在)

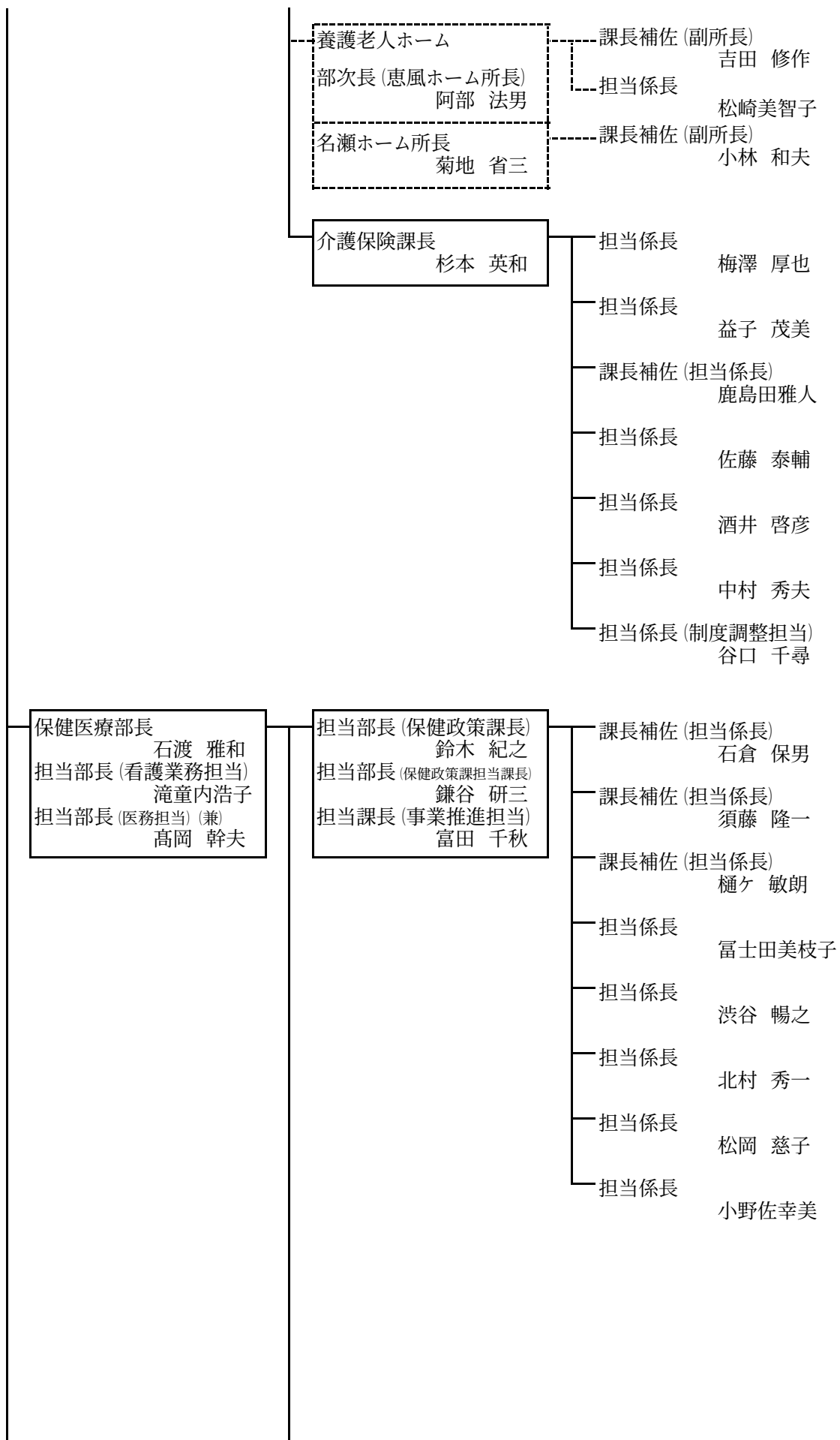


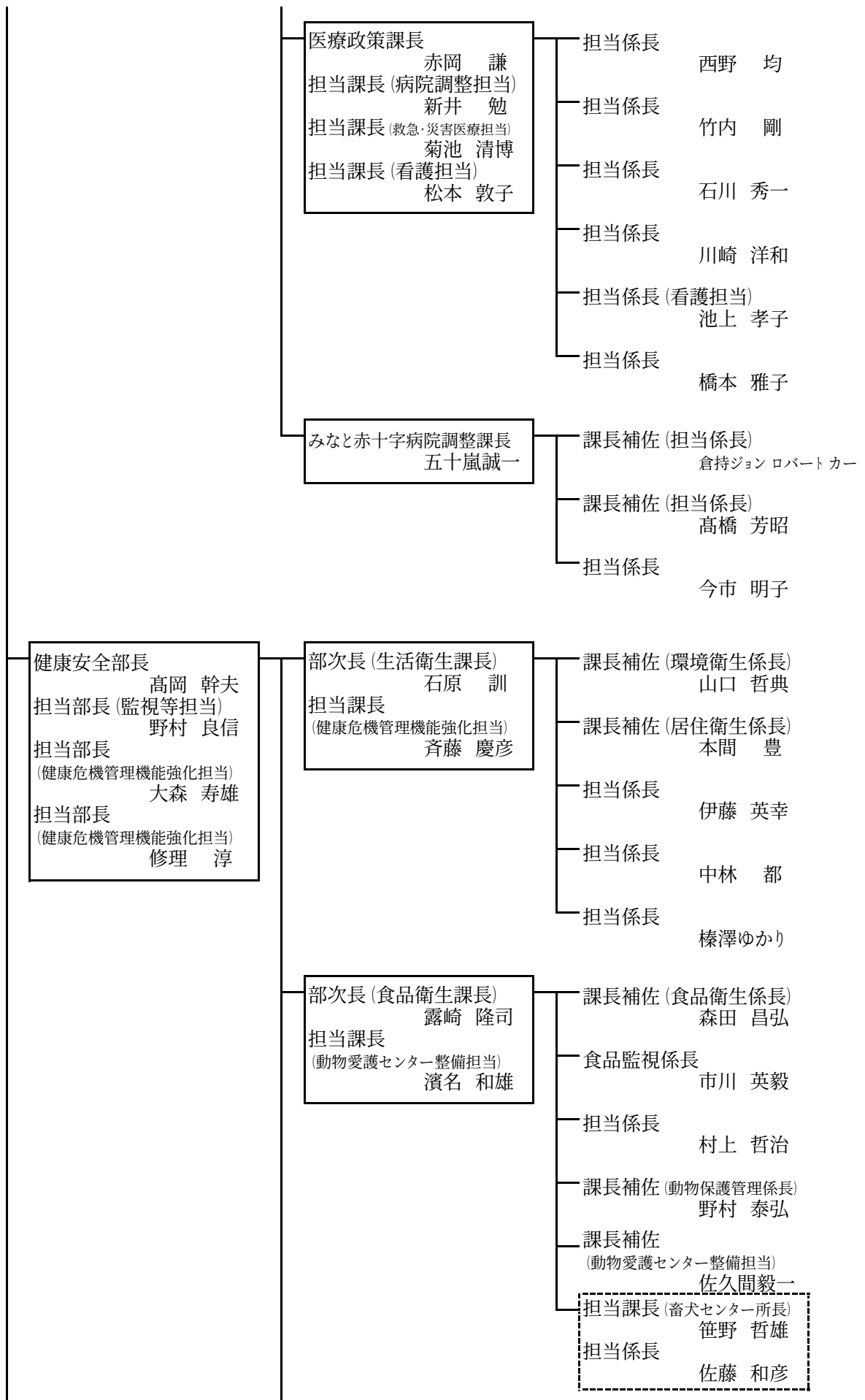


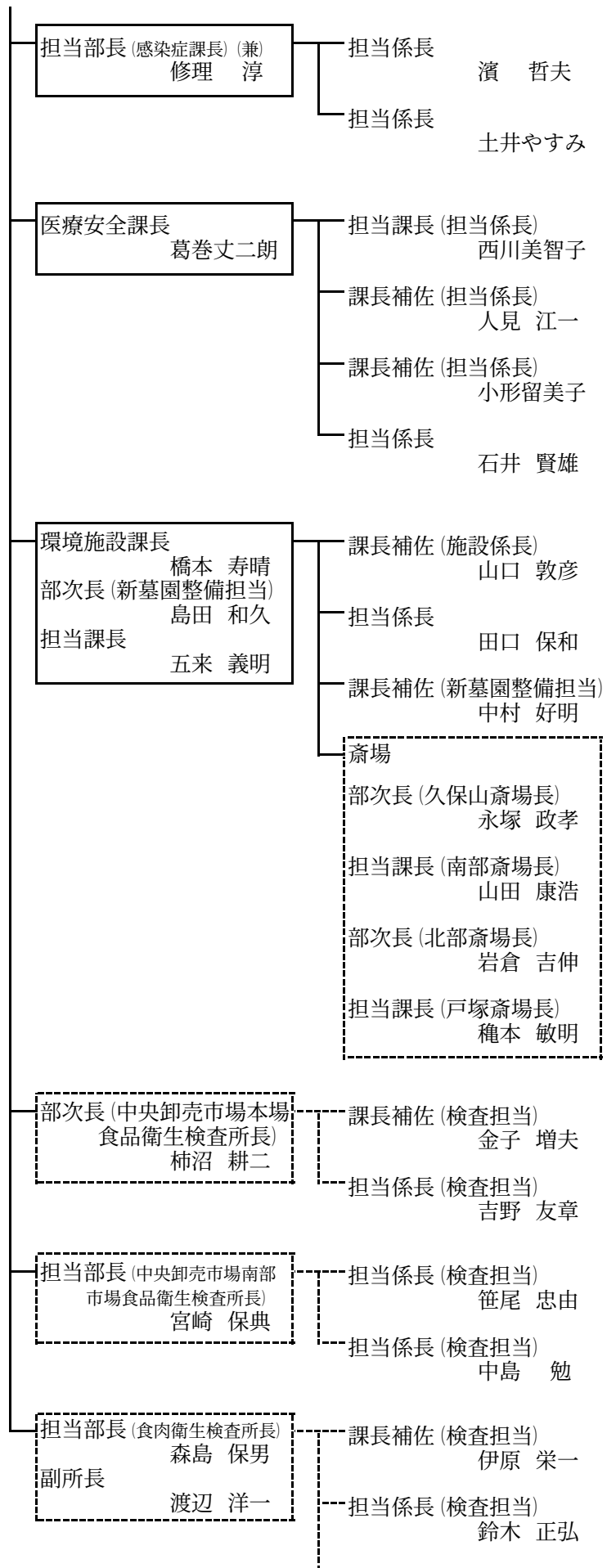


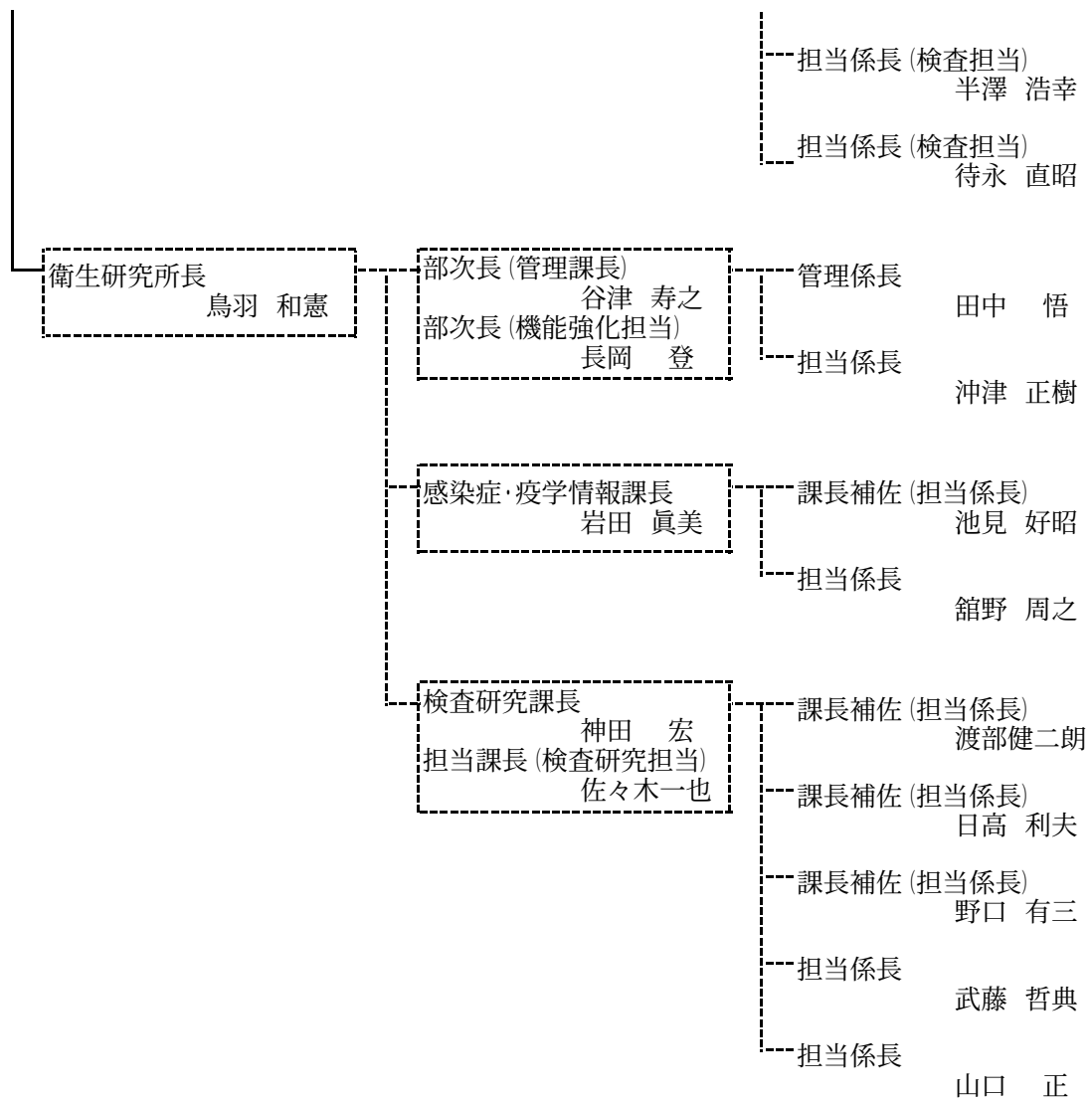












事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 他の部、課の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 局内の予算及び決算に関すること。
- (5) 局内の財産管理に関すること。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること（こども青少年局青少年部企画調整課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること。
- (7) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。

- (11) 献血の推進等に関すること。
- (12) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (13) 災害救助に関すること。
- (14) その他地域福祉保健に関すること。
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 保健活動推進員に関すること。
- (3) 地域福祉保健活動団体等への活動助成及び支援に関すること。
- (4) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (6) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (7) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (7) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (9) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (11) 保護統計調査に関すること。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (13) 医療券等の審査に関すること。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (15) 被保護者の就労支援に関すること。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (19) 寿地区対策に関すること。
- (20) ホームレスの自立支援に関すること。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (22) 特別乗車券の交付に関すること(精神障害者福祉に係るものを除く。)
- (23) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (24) 部内他の課の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。

- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 老人保健医療事業に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

障害福祉部

障害福祉課

- (1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 身体障害者又は知的障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 障害者の福祉に係る社会福祉事業(身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設(以下この部中「障害者福祉施設」という。))に係るものを除く。以下この部中「障害者福祉事業」という。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 知的障害者福祉法による援護及び更生に関すること。
- (7) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (9) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (10) 身体障害者福祉法による援護及び更生に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (11) 手話通訳の派遣に関すること。
- (12) 重度障害者タクシー料金の助成に関すること。
- (13) 身体障害者及び知的障害者の就業支援に関すること。
- (14) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (15) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (16) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (17) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (18) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (19) 支援費制度及び障害者自立支援法に関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (20) 支援費制度及び障害者自立支援法に係る事務(障害程度区分認定及び障害程度区分認定審査会の運営に係る事務を除く。)の企画及び運営に関すること。
- (21) 支援費及び障害者自立支援法に基づく給付費の支給の決定、変更及び取消しに係る事務(障害程度区分認定及び障害程度区分認定審査会の運営に係る事務を除く。)の総合調整に関すること。
- (22) 居宅生活支援費の支給に係る審査及び支払に関すること。
- (23) 障害者自立支援法における基準該当事業者の登録に関すること。

- (24) 障害者自立支援法に基づく給付費の支給に係る審査及び支払に関すること（精神保健福祉課及びこども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (25) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び基準該当事業者への指導及び調整に関すること（精神保健福祉課及びこども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (26) 区役所における障害者自立支援法に基づく給付費の支給に係る事務の指導及び連絡調整に関すること（障害施設課及びこども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (27) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (28) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害施設課

- (1) 市立の障害者福祉施設、福祉授産所及び精神障害者社会復帰施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- (2) 障害者更生相談所との連絡調整に関すること。
- (3) 障害者福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (4) 障害者福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (5) 障害者福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 施設訓練等支援費の支給に係る審査及び支払に関すること。
- (7) 身体障害者更生施設等、知的障害者更生施設等及び精神障害者社会復帰施設等の指導及び調整に関すること。
- (8) 区役所における施設訓練等支援費の支給に係る事務の指導及び連絡に関すること。
- (9) 私立の障害者福祉施設、福祉授産所、障害者地域活動ホーム及び精神障害者社会復帰施設の建設に対する助成に関すること。
- (10) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (11) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。

精神保健福祉課

- (1) 精神障害者の社会復帰に関すること。
- (2) 精神障害者に係る障害者自立支援法に基づく給付費の支給に係る審査及び支払に関すること。
- (3) 精神障害者に係る指定事業者への指導及び調整に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (6) 横浜市精神保健福祉審議会及び横浜市精神医療審査会に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 精神障害者の医療費の公費負担に関すること。
- (9) 精神障害者の救急医療に関すること。
- (10) 精神科病院の实地指導に関すること。
- (11) 医療社会事業に関すること。
- (12) 精神障害者福祉に係る第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出並びに当該事業の指導及び監督に関すること。
- (13) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに市町村整備計画に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令及び指定効力停止に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (6) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

く。) 。

(7) 老人クラブに関すること。

(8) 老人福祉センター等に関すること。

(9) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。

(10) その他高齢者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(11) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

(1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(3) 高齢者の介護予防事業に関すること。

(4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(5) 介護予防拠点の整備に対する助成等に関すること。

(6) 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び訪問看護ステーション事業者の支援及び育成に関すること。

(7) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

(1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。

(2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(いずれも予防給付に係るものを含む。) への指導及び調整に関すること。

(3) 認知症対応型共同生活介護(予防給付に係るものを含む。) 、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告、改善命令及び指定効力停止に関すること。

(4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。

(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。

(7) 市立の老人福祉施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関すること。

(9) 介護保険施設(介護老人福祉施設を除く。) の建設に対する助成に関すること。

(10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。

介護保険課

(1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 。

(2) 介護保険料の算定に関すること。

(3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。

(4) 介護保険の給付に関すること(区役所の主管に属するものを除く。) 。

(5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。

(6) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。

(7) 介護保険制度の広報に関すること。

(8) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。

(9) 介護保険関係職員の研修に関すること。

(10) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。

(11) 国民健康保険団体連合会に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。) 。

保健医療部

保健政策課

(1) 保健施策の企画及び調整に関すること。

(2) 健康増進及び栄養改善に関すること。

(3) 老人保健事業その他成人保健に関すること(高齢健康福祉部の主管に属するものを除く。) 。

- (4) 歯科保健に関すること(母子保健に係るものを除く。)。
- (5) 原子爆弾被爆者の援護に関すること(生活福祉部の主管に属するものを除く。)。
- (6) 難病対策に関すること。
- (7) その他疾病対策に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (9) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (10) その他公害保健福祉に関すること。
- (11) 医療団体に关すること (他の部、課の主管に属するものを除く。) 。
- (12) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (13) 横浜市スポーツ医科学センターに関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

医療政策課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 救急医療に関すること。
- (3) 保健医療従事者の確保に関すること。
- (4) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (5) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。

みなと赤十字病院調整課

- (1) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること(医療政策課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 港湾病院の清算業務に関すること。

健康安全部

生活衛生課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。
- (3) 環境衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (4) 環境衛生関係営業の許可等に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)。
- (5) 環境衛生関係団体に关すること。
- (6) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (9) ねずみ族、昆虫等の防除に関すること。
- (10) 消毒に関すること(感染症課の主管に属するものを除く。)。
- (11) その他生活衛生に関すること。
- (12) 衛生研究所に関すること。
- (13) 部内他の課の主管に属しないこと。

食品衛生課

- (1) 食中毒の予防及び調査に関すること。
- (2) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (3) 食品衛生関係団体に关すること。
- (4) 食品等の検査に関すること。
- (5) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (6) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (7) 狂犬病予防に関すること。
- (8) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (9) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関すること。
- (10) その他食品衛生に関すること。
- (11) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関すること。

感染症課

- (1) 結核の予防、医療等に関する事。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関する事。
- (3) 予防接種に関する事。
- (4) 横浜市感染症診査協議会及び横浜市予防接種事故対策調査会に関する事。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医事及び薬事に関する事(区役所福祉保健センター福祉保健課の分掌事務第 21 号に係るものを除く。) 。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関する事。

予算・決算

1 平成17年度一般会計歳入決算状況

(単位:円)

科 目	予算現額	調 定 額 (A)	収入済額 (B)	差 引 (A)-(B)	収入率 (%) (B)/(A)	差 引 の 内 訳	
						不納欠損額	収入未済額
分担金及び負担金	3,974,086,000	3,991,127,387	3,114,899,594	876,227,793	78.0	81,163,246	795,064,547
使用料及び手数料	2,440,967,000	2,265,162,874	2,253,126,966	12,035,908	99.5	0	12,035,908
国 庫 支 出 金	91,508,388,000	88,207,184,486	88,207,184,486	0	100.0	0	0
県 支 出 金	10,638,702,000	9,432,280,188	9,432,280,188	0	100.0	0	0
財 産 収 入	56,364,000	52,501,579	52,501,579	0	100.0	0	0
寄 付 金	0	1,134,000	1,134,000	0	100.0	0	0
諸 収 入	4,283,185,000	4,241,297,850	4,009,478,618	231,819,232	94.5	13,004,014	218,815,218
市 債	6,302,000,000	5,924,903,500	5,924,903,500	0	100.0	0	0
合 計	119,203,692,000	114,115,591,864	112,995,508,931	1,120,082,933	99.0	94,167,260	1,025,915,673

2 平成17年度一般会計歳出決算額

(単位:円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (%) (B)/(A)	差 引 (A)-(B)	左 の 内 訳	
					繰越額	不用額
福 祉 費	203,567,543,769	197,991,034,190	97.3	5,576,509,579	2,585,102,000	2,991,407,579
社 会 福 祉 費	34,639,678,276	34,371,854,088	99.2	267,824,188	0	267,824,188
社会福祉総務費	27,478,788,276	27,354,611,371	99.5	124,176,905	0	124,176,905
社会福祉事業振興費	3,521,469,000	3,489,771,316	99.1	31,697,684	0	31,697,684
国民年金費	134,851,000	106,354,411	78.9	28,496,589	0	28,496,589
地域ケアプラザ運営費	3,504,570,000	3,421,116,990	97.6	83,453,010	0	83,453,010
児 童 家 庭 福 祉 費	9,159,786,000	9,040,476,579	98.7	119,309,421	0	119,309,421
ひとり親家庭等医療費	1,615,796,000	1,547,528,391	95.8	68,267,609	0	68,267,609
小児医療費	7,543,990,000	7,492,948,188	99.3	51,041,812	0	51,041,812
障 害 福 祉 費	42,459,783,210	41,284,646,320	97.2	1,175,136,890	0	1,175,136,890
障害者措置費	11,994,398,674	11,467,231,583	95.6	527,167,091	0	527,167,091
障害者福祉費	18,010,457,000	17,502,635,197	97.2	507,821,803	0	507,821,803
障害者手当費	2,792,021,000	2,781,569,983	99.6	10,451,017	0	10,451,017
重度障害者医療費	6,246,961,536	6,246,961,536	100.0	0	0	0
障害者福祉施設運営費	702,969,000	678,296,951	96.5	24,672,049	0	24,672,049
リハビリテーションセンター等運営費	2,712,976,000	2,607,951,070	96.1	105,024,930	0	105,024,930
老 人 福 祉 費	10,205,586,000	9,762,938,479	95.7	442,647,521	0	442,647,521
老人措置費	1,977,991,089	1,977,991,089	100.0	0	0	0
老人福祉費	7,575,393,000	7,141,168,388	94.3	434,224,612	0	434,224,612
老人福祉施設運営費	652,201,911	643,779,002	98.7	8,422,909	0	8,422,909
生 活 援 護 費	91,891,883,000	90,907,030,145	98.9	984,852,855	0	984,852,855
生活保護費	90,306,786,000	89,337,971,834	98.9	968,814,166	0	968,814,166
援護対策費	1,585,097,000	1,569,058,311	99.0	16,038,689	0	16,038,689
福 祉 施 設 整 備 費	15,210,827,283	12,624,088,579	83.0	2,586,738,704	2,585,102,000	1,636,704
社会福祉施設整備費	15,210,827,283	12,624,088,579	83.0	2,586,738,704	2,585,102,000	1,636,704
衛 生 費	37,422,578,000	37,079,706,986	99.1	342,871,014	37,538,650	305,332,364
公衆衛生費	33,594,319,000	33,296,183,721	99.1	298,135,279	13,595,650	284,539,629
衛生総務費	10,020,544,942	9,979,232,654	99.6	41,312,288	0	41,312,288
予防費	3,165,808,357	3,165,808,357	100.0	0	0	0
健康診査費	4,445,678,843	4,278,209,061	96.2	167,469,782	0	167,469,782
健康づくり費	348,343,000	341,374,038	98.0	6,968,962	0	6,968,962
精神保健福祉費	7,176,086,858	7,176,086,858	100.0	0	0	0
医療対策費	7,287,587,000	7,273,991,350	99.8	13,595,650	13,595,650	0
地域保健推進費	1,150,270,000	1,081,481,403	94.0	68,788,597	0	68,788,597
環 境 衛 生 費	3,828,259,000	3,783,523,265	98.8	44,735,735	23,943,000	20,792,735
食品衛生費	119,505,000	117,558,215	98.4	1,946,785	0	1,946,785
衛生研究所費	137,067,337	137,067,337	100.0	0	0	0
食肉衛生検査所費	125,813,000	115,756,405	92.0	10,056,595	0	10,056,595
環境衛生指導費	107,857,663	99,069,115	91.9	8,788,548	0	8,788,548
葬務費	2,901,507,000	2,901,506,284	100.0	716	0	716
動物保護指導費	436,509,000	412,565,909	94.5	23,943,091	23,943,000	91
環 境 保 全 費	825,815,000	734,801,342	89.0	91,013,658	0	91,013,658
公害対策費	825,815,000	734,801,342	89.0	91,013,658	0	91,013,658
公害健康被害補償事業費	825,815,000	734,801,342	89.0	91,013,658	0	91,013,658
諸 支 出 金	86,392,209,000	86,337,970,963	99.9	54,238,037	0	54,238,037
特別会計繰出金	86,380,187,000	86,336,810,904	99.9	43,376,096	0	43,376,096
国民健康保険事業費会計繰出金	34,347,906,000	34,347,906,000	100.0	0	0	0
老人保健医療事業費会計繰出金	13,840,691,000	13,840,691,000	100.0	0	0	0
介護保険事業費会計繰出金	20,549,630,000	20,527,558,000	99.9	22,072,000	0	22,072,000
公害被害者救済事業費会計繰出金	18,936,000	17,841,380	94.2	1,094,620	0	1,094,620
病院事業会計繰出金	8,515,912,000	8,495,702,524	99.8	20,209,476	0	20,209,476
水道事業会計繰出金	1,249,932,000	1,249,932,000	100.0	0	0	0
自動車事業会計繰出金	6,099,383,000	6,099,383,000	100.0	0	0	0
高速鉄道事業会計繰出金	1,757,797,000	1,757,797,000	100.0	0	0	0
特別会計貸付金	12,022,000	1,160,059	9.6	10,861,941	0	10,861,941
新墓園事業費会計貸付金	12,022,000	1,160,059	9.6	10,861,941	0	10,861,941
歳 出 合 計	328,208,145,769	322,143,513,481	98.2	6,064,632,288	2,622,640,650	3,441,991,638

3 平成17年度特別会計決算額

(単位:円)

	歳入歳出予算現額	収 入 済 額	支 出 済 額	収入支出差引 過△不足額
国民健康保険事業費会計	273,955,703,000	264,748,307,441	260,079,093,285	4,669,214,156
老人保健医療事業費会計	213,662,485,000	209,023,505,051	208,941,069,081	82,435,970
介護保険事業費会計	137,279,503,000	137,220,059,458	134,914,907,404	2,305,152,054
公害被害者救済事業費会計	39,341,000	47,719,655	31,354,070	16,365,585
新 墓 園 事 業 費 会 計	1,152,022,000	842,160,059	842,160,059	0

※収入支出差引残額は、翌年度繰越

1 地域福祉推進事業

誰もが住み慣れた地域で安心して充実した生活を営むことができるよう、地域で支えあう仕組みづくりなどを目指して地域福祉推進事業を実施しています。

地域福祉の推進は、行政や事業者だけの課題ではなく、互いに支えあう心やボランティア活動の広がりなど、ふれあいのある地域づくりが基礎となります。そのため、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりや活動の場の整備などを行い、ボランティアによる福祉活動や、地域の支えあいを支援するとともに、多様なサービスが地域社会の中で効果的・総合的に提供できるよう地域福祉を推進しています。

また、サービスの質の向上や利用者が的確にサービスを選択できるように支援するための事業の充実を図ります。

1 地域福祉計画の策定・推進

(1) 事業内容

高齢者、障害者、児童などの既存の福祉計画、制度や施策を地域の生活者の視点から再度捉え直し、市民と行政がともに考え、具体的に行動していくための「地域福祉計画」を推進します。

区ごとに策定する「区計画」を中心的な計画と位置付け、計画の策定から推進、評価にわたる一連の過程を市民と共有しながら、地域の生活課題を地域社会全体で解決できる支えあいの仕組みづくりに、長期的な視点を持って取り組みます。

平成 14 年度は、横浜市社会福祉審議会に地域福祉計画検討会が設置され、計画策定に向けて意見具申が提出されました。

平成 15 年度は、計画の基本理念と区計画を進めるために必要な市が行うべき支援の事項を盛り込んだ全市計画の策定が完了しました。各区計画については、平成 15 年度から着手した 7 区（鶴見、神奈川、西、南、青葉、栄、泉）のうち 6 区で、平成 16 年度に策定完了し、残り 1 区は平成 17 年度に完了しました。また、平成 16 年度から策定に着手した 11 区（中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、瀬谷）も平成 17 年度に策定完了し、18 区の区計画策定が完了しました。

計画の推進及び評価について市民と行政との協働で取り組んでいます。

(2) 地域福祉推進に関連するこれまでの実績

援護を必要とする高齢者等を対象に、各種サービスを総合的・一体的に提供するため、地域の保健・医療・福祉の関係者・団体が、連携して様々な活動に取り組んできました。

また、地域ケアプラザ等を拠点に「地域支えあい連絡会」を設置し、要援護者にとってより身近な日常生活圏における地域ケアシステムの推進を図ってきました。

<参考>

昭和 49 年 「横浜市福祉の風土づくり推進委員会」を市に設置

昭和 52 年 「福祉の風土づくり区推進委員会」を設置

「福祉の都市環境づくり推進指針」を制定

昭和 58 年 「福祉・保健・医療情報システム研究調査」で地域ケアシステムの確立が課題としてあがる。

昭和 61 年 老人保健推進連絡評議会に「地域ケアシステム検討会」を設置

平成 2 年 「地域ケアサービス総合調整推進事業」を開始

平成 3 年 「地域ケアシステム基本指針」を策定

平成 11 年 「横浜市における今後の地域ケアシステムのあり方について」報告書作成

平成 12 年 地域ケアプラザ等を拠点に「地域支えあい連絡会」を設置

平成 12 年 改正社会福祉法に「地域福祉」という言葉が法律上初めて使われる。

平成 15 年 地域福祉計画策定に着手

平成 16 年 地域福祉計画「全市計画」の策定 6 区の区計画策定

平成 17 年 12 区で区計画策定、全区で区計画策定完了

2 地域ケアプラザの整備・運営

(1) 事業内容

市民の誰もが、住み慣れた地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設として、地域ケアプラザを中学校区程度に1か所整備していきます。

(2) 施設の機能

ア 地域のボランティア等の活動・交流

地域の皆さんに、福祉・保健等に関する活動や交流の場としてご利用いただくとともに、介護教室やボランティア入門講座等の各種事業を実施します。

イ 福祉・保健等に関する相談・助言・調整

身近な相談窓口として、地域ケアプラザのスタッフがケースワーカーや保健師等と連携し、相談・助言・調整等を行います。また、居宅介護支援事業を行い、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。

ウ 福祉・保健サービス

高齢者デイサービス、高齢者デイサービスが充足されている地域では、障害児デイサービスなど、地域のニーズにあった様々な福祉・保健サービスを提供します。

(3) 利用日等

ア 開館時間

月曜日～土曜日 午前 9:00～午後 9:00

日曜日・祝日 午前 9:00～午後 5:00

イ 休館日

施設点検日（月1回）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

（ただし、デイサービスについては、原則として年末年始を除く週7日実施）

(4) 平成17年度実績

ア 設計（5か所）

(ア) 港南区日野南

(イ) 旭区南希望が丘

(ウ) 緑区鴨居

(エ) 都筑区中川

(オ) 戸塚区名瀬町

イ 建設（8か所）

名 称	建 設 場 所	併 設 施 設	しゅん工時期
鶴見市場地域ケアプラザ	鶴見区市場下町	コミュニティハウス	平成17年11月
鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見区鶴見中央	保育所、民間分譲住宅	平成19年3月
沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	神奈川区沢渡		平成18年7月
睦地域ケアプラザ	南区睦町	母子生活支援施設	平成18年10月
中村地域ケアプラザ	南区中村町		平成18年8月
仏向地域ケアプラザ	保土ヶ谷区仏向町		平成18年9月
屏風ヶ浦地域ケアプラザ	磯子区森	生活支援センター	平成18年9月
日吉本町地域ケアプラザ	港北区日吉本町	市営住宅	平成19年7月(予定)

ウ 運営（101か所）

利用者数（平成17年度） 2,661,307人

うち デイサービス延利用人員 950,112人

（デイサービス契約人員（平成17年度末） 18,723人）

3 福祉保健活動拠点の整備・運営

(1) 事業内容

地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場を提供することにより、市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して生活が続けられる地域社会の実現をめざすため、福祉保健活動拠点を各区に1か所整備します。

(2) 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室、多目的研修室、事務室等

(3) 利用日等

ア 開館時間

午前 9:00～午後 9:00

イ 休館日

年末年始

(4) 平成 17 年度実績

ア 整備

建設 1 か所（西区）

イ 管理

各区社会福祉協議会に委託

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

設置場所	開 所 日	利用件数
鶴見区福祉保健活動拠点	平成 11 年 10 月 18 日	3,006
神奈川区福祉保健活動拠点	平成 11 年 5 月 1 日	1,926
中区福祉保健活動拠点	平成 16 年 11 月 1 日	1,321
南区福祉保健活動拠点	平成 16 年 7 月 1 日	1,860
港南区福祉保健活動拠点	平成 14 年 11 月 25 日	2,795
保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	平成 11 年 10 月 25 日	3,610
旭区福祉保健活動拠点	平成 14 年 2 月 1 日	2,864
磯子区福祉保健活動拠点	平成 13 年 2 月 15 日	1,628
金沢区福祉保健活動拠点	平成 11 年 5 月 1 日	4,265
港北区福祉保健活動拠点	平成 11 年 5 月 1 日	3,249
緑区福祉保健活動拠点	平成 10 年 12 月 1 日	2,716
青葉区福祉活動拠点	平成 17 年 4 月 1 日	2,524
都筑区福祉保健活動拠点	平成 15 年 12 月 22 日	2,439
戸塚区福祉保健活動拠点	平成 11 年 12 月 6 日	3,077
栄区福祉保健活動拠点	平成 13 年 3 月 1 日	4,261
泉区福祉保健活動拠点	平成 14 年 3 月 11 日	2,515
瀬谷区福祉保健活動拠点	平成 14 年 11 月 1 日	2,474
合 計		46,530

4 民生委員・児童委員

(1) 事業内容

本市民生委員制度は、大正 9 年 4 月に「横浜市方面委員規定」が制定され、民間の篤志奉仕家として 48 名の方面委員を委嘱したことに端を発し、以来約 90 年の伝統と実績を有し、本市福祉行政の推進に大きな役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員は、地域での福祉活動の推進、福祉保健センター等関係行政機関との連絡・協力など、共に同じ地域に生活する市民の立場から、福祉増進のための幅広い活動を行なっています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、主に関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、児童委員と一体となって活動を行っています。

(2) 民生委員・児童委員数（主任児童委員を含む）

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

	定数	現 員			地区民生委員児童委員協議会数
		男	女	計	
鶴 見	329(34)	107(9)	220(25)	327(34)	17
神 奈 川	299(36)	77(7)	211(26)	288(33)	18
西	122(12)	46(1)	76(11)	122(12)	6
中	182(24)	53(2)	121(17)	174(19)	12
南	264(30)	75(3)	186(26)	261(29)	15
港 南	278(30)	47(2)	219(28)	266(30)	15
保土ヶ谷	270(40)	54(5)	207(32)	261(37)	21
旭	322(38)	73(2)	240(34)	313(36)	19
磯 子	218(18)	40(2)	168(16)	208(18)	9
金 沢	265(32)	32(0)	229(32)	261(32)	16
港 北	382(40)	66(3)	309(36)	375(39)	20
緑	209(23)	68(2)	136(18)	204(20)	11
青 葉	314(30)	48(1)	253(29)	301(30)	15
都 筑	167(20)	48(6)	118(14)	166(20)	10
戸 塚	295(35)	79(1)	213(34)	292(35)	17
栄	149(14)	37(1)	110(13)	147(14)	7
泉	177(24)	77(2)	99(22)	179(24)	12
瀬 谷	155(24)	44(2)	108(22)	152(24)	12
計	4,397(506)	1,071(51)	3,223(435)	4,294(486)	252

※（ ）内は、主任児童委員で内数

(3) 民生委員・児童委員の活動状況

（平成 17 年度）

項 目		年間取扱件数	比率（％）	1人当たり年間取扱件数
相談・支援 件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	90,488	63.3	23.8
	障 害 者 に 関 す る こ と	8,759	6.1	2.3
	子 ど も に 関 す る こ と	21,480	15.0	5.6
	そ の 他	22,126	15.5	5.8
	計	142,853	100.0	37.5
その他の 活動 件数	調 査 ・ 実 態 把 握	37,396	8.5	9.8
	行事・事業・会議への参加協力	131,947	30.0	34.6
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	160,275	36.3	42.1
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	98,532	22.3	25.9
	証 明 事 務	11,381	2.6	3.0
	要保護児童の発見通告・仲介	1,791	0.4	0.5
	計	441,322	100.0	115.9

※1人当たり年間取扱件数のうち、高齢者に関すること、障害者に関すること、証明事務については、原則として主任児童委員は取り扱わないため、これらの項目については、主任児童委員を除いた民生委員・児童委員数(3,808人)で算出した。

(4) 研修会

全市的な情報交換等が図れるようグループワーク方式を取り入れるなどして、課題別、対象者別の各種研修会を開催しました。

5 高齢者・障害者権利擁護事業

(1) 事業内容

判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、権利擁護に係わる相談や定期訪問・金銭管理サービス等を実施する「横浜生活あんしんセンター」の運営を補助しました。

また、障害者本人や家族を相談員として、障害者・家族からの相談を受け付ける障害者 110 番事業を実施しました。

(2) 横浜生活あんしんセンター運営事業

ア 相談調整事業

(ア) 内容

高齢者や障害者の権利擁護にかかわる一般相談及び弁護士、社会福祉士による専門相談

(イ) 相談実績（平成 17 年度末現在）

13,339 件

イ 定期訪問・金銭管理サービス事業（契約に基づき実施・有料）

(ア) 内容

定期的な訪問・預貯金の出納代行、公共料金・生活諸費の支払いの代行等

(イ) 契約実績（平成 17 年度末現在）

190 人（うち 110 人は財産関係書類等預かりサービス併用）

ウ 財産関係書類等預かりサービス事業（契約に基づき実施・有料）

(ア) 内容

預貯金通帳、有価証券、証書の保管（金融機関の貸金庫に保管）

(イ) 契約実績（平成 17 年度末現在）

117 人（うち 110 人は定期訪問・金銭管理サービス併用）

エ 法定後見・任意後見業務（契約等に基づき実施・有料）

(ア) 内容

成年後見制度に対応し、法人として後見業務を行う。

(イ) 実績

a 任意後見契約

契約締結済 13 件

b 法定後見

後見人就任件数 12 件

オ 関係機関とのネットワークによる虐待への対応

カ 広報・啓発・研修・研究事業

(3) 障害者 110 番運営委託事業

平成 17 年度相談件数 430 件

(4) 実施主体

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会

（ア～ウの業務を各区社会福祉協議会に委託）

6 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の運営

(1) 事業内容

「よこはま福祉人材育成指針」や「地域福祉計画」を推進し、今後ますます増大し多様化する福祉保健ニーズに対応する福祉保健両分野にわたる人材の確保・育成を行うために、研修、情報提供、福利厚生等を行う人材育成の拠点施設として、福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」を運営しています。

(2) 施設概要

ア 所在地

港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号（ゆめおおおかオフィスタワー 4 階から 12 階）

イ 施設内容

研修室、和室及び実習室、情報資料室及び視聴覚ライブラリー、研究室、宿泊室、体育室及びフィットネスルーム、スポーツジム及び多目的浴室等

ウ 運営主体

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

エ 開所日

平成9年10月1日

(3) 事業実施状況

(ア) 人材育成の実施支援研修	5コース（受講者延べ	112人）
(イ) ビジネススクール	19コース（受講者延べ	582人）
(ウ) 自己啓発スクール	41コース（受講者延べ	1,586人）
(エ) パワーアップスクール	22コース（受講者延べ	1,163人）
(オ) 地域活動推進スクール	14コース（受講者延べ	1,234人）
(カ) その他	8コース（受講者延べ	250人）

イ 情報提供事業

(ア) 福祉保健情報資料の整備

a 図書・資料	470冊（累計 35,250冊）
b 逐次刊行物	1,264冊（累計 23,731冊）
c 視聴覚資料（ビデオ）	10本（累計 989本）

(イ) 情報資料室利用状況

a 情報資料室利用者数	16,748人
b 資料館外貸出数	11,630冊
c 貸出利用登録者数	8,543人

ウ 研究事業

平成18年3月20日に「災害時の福祉サポートを考える」をテーマにシンポジウムを開催。
214人が参加。

エ 福利厚生事業（相談事業）

福祉保健従事者のための相談室（予約制）を実施。

利用件数 178件

(4) 平成17年度利用状況（延数）

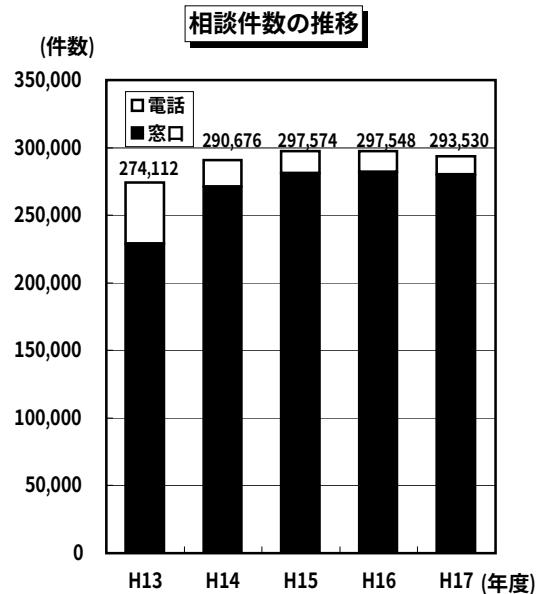
	研 修 室	宿 泊 室	スポーツゾーン	レストラン	情報資料室	計
利 用 者 数	187,917	6,641	95,973	50,037	16,748	357,316

7 福祉保健相談状況

区福祉保健センターサービス課では、在宅の高齢者や障害者、子育てなどの福祉・保健に関するニーズをもつ市民に対して、ソーシャルワーカーと保健師が総合的に相談を受け、福祉保健サービスの利用をはじめとする援助を行っています。

(1) 相談件数

	相談件数	相談受付	
		窓口	電話
H13	274,112	228,923	45,189
H14	290,676	271,125	19,551
H15	297,574	280,723	16,851
H16	297,548	281,609	15,939
H17	293,530	279,919	13,611

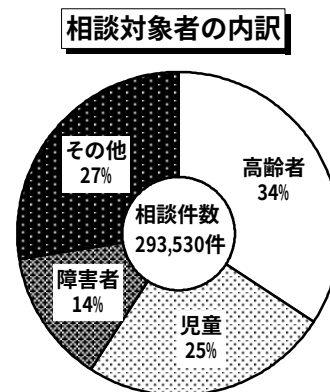


(2) 平成17年度の対象別相談状況

相談件数を対象者別にみると、高齢者関係の相談が最も多くなっています。

	対象者			
	高齢者	児童	障害者	その他
H17	100,477	72,887	39,770	80,396

なお、その他区分には、妊産婦や女性の相談、介護保険事業者等一般市民以外からの相談を含みます。



2 福祉のまちづくり条例推進事業

「福祉のまちづくり」とは、人と人との交流が活発に行われ互いに支え合える環境と、高齢者、障害者などすべての人が安全かつ円滑に施設を利用できる環境を整え、地域で安心して生活でき、自分の意思で自由にさまざまな活動に参加できる人間性豊かな社会をつくることです。

昭和52年に「福祉の都市環境づくり推進指針」を定め、市民、事業者の理解と協力のもと、建物、道路、駅舎、公園等の整備を図るなど30年にわたり「福祉のまちづくり」を進めてきました。

また、高齢者や障害者など誰もが安心して自由に交通機関を利用できるようにするため、平成2年度に、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置費を補助する制度を設けるとともに、平成3年度からは、車いすのまま乗降できるリフト付き路線バスの導入、平成9年度からは車いす使用者をはじめだれにも乗りやすいノンステップバスを市営バスに導入し、さらに平成10年度から補助制度を設け、民間バス事業者にもノンステップバスの導入促進を図っています。

これらの成果や今後の課題を踏まえ、福祉のまちづくりを総合的に進めるため「横浜市福祉のまちづくり条例」を平成9年3月に制定しました。また「福祉の都市環境づくり推進指針」に代わる整備基準等を規定した施行規則を平成10年1月に制定しました。条例では、従来は「福祉の都市環境づくり推進指針」で行っていた協議を、条例に基づく事前協議として義務づけるとともに、市民・事業者・市が連携・協力し、一体となって福祉のまちづくりの基本を審議するための「福祉のまちづくり推進会議」や福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための「福祉のまちづくり推進指針」の策定及び「福祉のまちづくり重点推進地区」を規定しました。今後とも福祉のまちづくり条例及び同施行規則に基づき、横浜市の福祉のまちづくりを推進していきます。

1 平成17年度福祉のまちづくり条例に基づく協議等状況

平成16年度までの実績	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	630	4,312	4,942	61	99	160

平成17年度協議実績等 (平成18年3月末現在)	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	98	624	722	2	16	18

延べ床面積限定なし	官庁	民間	計
官 公 庁 施 設	9	0	9
福 祉 施 設 (そ の 1)	2	78	80
福 祉 施 設 (そ の 2)	1	46	47
病 院	0	4	4
診療所(患者の収容施設のあるもの)	0	0	0
診療所(患者の収容施設のないもの)	0	42	42
助 産 所	0	0	0
そ の 他 の 医 療 施 設 等	0	6	6
教 育 施 設	46	29	75
文 化 施 設	1	2	3
集 会 施 設	3	9	12
休 憩 所	3	0	3
金 融 機 関 等 の 施 設	2	6	8
公 益 事 業 施 設	0	0	0
理 容 所 ・ 美 容 所	2	5	7
地 下 街	0	0	0

公衆便所	0	0	0
計	69	227	296

延べ床面積 300 m ² 以上	官庁	民間	計
物品販売業を営む店舗	0	46	46
飲食店	0	20	20
サービス店舗	0	2	2
興行施設	1	4	5
遊興施設	0	8	8
計	1	80	81

延べ床面積 1000 m ² 以上	官庁	民間	計
公衆浴場	0	2	2
運動施設	0	4	4
宿泊施設	0	11	11
展示場	2	5	7
事務所・工場	4	47	51
複合施設	0	4	4
路外駐車場	0	4	4
共同住宅	12	222	234
計	18	299	317

	官庁	民間	計
道路	3	0	3

	官庁	民間	計
公園	3	0	3

	官庁	民間	計
鉄道の駅	3	17	20
軌道の停留所	0	0	0
港湾旅客施設	0	0	0
バスターミナル等	1	1	2
計	4	18	22

2 福祉のまちづくり条例に基づく「福祉のまちづくり重点推進地区事業」の概要

(1) 区主体型福祉のまちづくり重点推進地区事業

16年度より地区指定をした鶴見寺尾地区、青葉台駅周辺地区に加え、金沢文庫駅周辺地区を新たに指定し、区民、事業者、区の三者協働による福祉のまちづくりを展開しました。

ア 指定地区

(7) 鶴見寺尾地区（寺尾地域ケアプラザ、寺尾地区センターを中心に半径約 750m）

青葉台駅周辺地区（青葉台駅を中心に半径約 500m）

(イ) 金沢文庫駅周辺地区（「金沢中部地区連合町内会」エリア）

イ 指定期間

(7) 平成 16 年 10 月 25 日から平成 19 年 3 月 31 日まで（鶴見寺尾地区、青葉台駅周辺地区）

(イ) 平成 17 年 4 月 25 日から平成 19 年 3 月 31 日まで（金沢文庫駅周辺地区）

ウ 事業内容

平成 17 年度は、地区福祉のまちづくり指針及び協働行動計画に基づき、区域内の課題解決や、交流等を目的とした「福まちリレーイベント（鶴見寺尾地区）」や「福祉のまちづくりイベント（青葉台駅

周辺地区)」、「エレベーター完成記念イベント（金沢文庫駅周辺地区）」等の活動を行いました。

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

(1) 目的

鉄道駅舎にエレベーター等の垂直移動施設及び多目的トイレを整備することにより高齢者・障害者などの公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりの推進を図ることを目的としています。

(2) 整備実績（平成 17 年度）

市営地下鉄港南中央駅	エレベーター 3 基工事
J R 横浜駅	エレベーター 1 基
J R 戸塚駅	エレベーター 3 基、多目的トイレ 1 箇所
京急金沢文庫駅	エレベーター 4 基、多目的トイレ 1 箇所
京急金沢八景駅	エレベーター 2 基
相鉄三ツ境駅	エレベーター 1 基、多目的トイレ 2 箇所
J R 磯子駅	多目的トイレ 1 箇所
東急藤が丘駅	多目的トイレ 2 箇所
東急長津田駅	多目的トイレ 1 箇所
東急田奈駅	多目的トイレ 2 箇所

4 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

平成 17 年度はノンステップバスを市営バスに 40 両（累計 330 両）、民間バスに 40 両(累計 220 両)導入しました。

ノンステップバス運行路線(平成18年4月1日現在)

市営バス

横浜駅西口第一ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/yoko.html>)

系統番号	運 行 区 間	
36	横浜駅西口～神大寺・菅田町～緑車庫前	
82	横浜駅西口～六角橋～片倉町駅前～八反橋	
31	横浜駅西口→白幡向町→大口駅前→横浜駅西口	※
35	横浜駅西口→三ツ沢グランド→栗田谷→横浜駅西口	
50	横浜駅西口→栗田谷→三ツ沢グランド→横浜駅西口	
68	横浜駅西口～久保山～浦舟町～滝頭	
34	横浜駅西口→三ツ沢グランド→沢渡→横浜駅西口	
44	横浜駅西口～東泉寺前～八反橋～横浜駅西口	
83	横浜駅西口～三ツ沢グランド～東泉寺前～旭硝子前	※
87	横浜駅西口→三ツ沢グランド→市民病院→横浜駅西口	
114	横浜駅西口～三ツ沢グランド～市民病院～東神奈川駅西口	
201	横浜駅西口→三ツ沢上町駅前→和田町→横浜駅西口	
202	横浜駅西口→和田町→三ツ沢上町駅前→横浜駅西口	
62	横浜駅西口～洪福寺～西谷駅前～千丸台団地	※
5	横浜駅西口～鶴ヶ峰駅～今宿～若葉台中央または亀甲山	
25	横浜駅西口～明神台～桜ヶ丘～保土ヶ谷駅西口	※
59	横浜駅西口～菊名駅前～港北区総合庁舎前～綱島駅前	

横浜駅西口第二ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/yoko.html>)

系統番号	運 行 区 間
96	横浜駅西口～六角橋～ひばりヶ丘～八反橋
3	横浜駅西口～六角橋～小机駅前～市が尾駅
109	横浜駅西口～スカイウォーク前
53	横浜駅西口～保土ヶ谷駅東口～平和台

横浜駅東口ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/yoko.html>)

系統番号	運 行 区 間
26	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～大棧橋～海づり棧橋～横浜港シンボルタワー
	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～大さん橋～漁業組合裏～本牧車庫前
8	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～小港～本牧三溪園前～本牧車庫前
58	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～小港橋～間門～根岸駅前～磯子駅前
105	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～元町～本牧車庫前
127	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～中区分庁舎前～間門～本牧車庫前
102	横浜駅前(東口)～久保山～浦舟町～滝頭
7	横浜駅前(東口)～大口通～東寺尾5丁目～川崎駅西口
29	横浜駅前(東口)～大口通～東寺尾5丁目～鶴見駅前(東口)
109	横浜駅前(東口)～日本大通り駅前～スカイウォーク前
148	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～小港～本牧三溪園前～本牧車庫前(急行)

桜木町駅前ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/sakura.html>)

系統番号	運 行 区 間	
26	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～大棧橋～海づり棧橋～横浜港シンボルタワー	
8	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～大さん橋～漁業組合裏～本牧車庫前	
148	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～小港～本牧三溪園前～本牧車庫前(急行)	
58	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～小港橋～間門～根岸駅前～磯子駅前	
21	桜木町駅前～麦田町～滝の上～根岸駅～市電保存館前	
	桜木町駅前～麦田町～滝の上～根岸台	※
ハマちゃんバ	桜木町駅前→伊勢町→藤棚→西戸部2丁目→桜木町駅前	
あかいくつ	桜木町駅前～パシフィコ横浜～赤レンガ倉庫～山下公園前～港の見える丘公園前	
109	桜木町駅前～中華街入口～大黒海づり公園～スカイウォーク前	
113	桜木町駅前～羽衣町～吉野町駅前～磯子駅前	
99	桜木町駅前～本牧～根岸駅前～磯子駅前	
127	桜木町駅前～中区分庁舎前～間門～本牧車庫前	

桜木町駅前のりば (旧東横線桜木町駅そば／びおシティそば)

(<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/sakura.html>)

系統番号	運 行 区 間
101	保土ヶ谷車庫前～浅間下～桜木町駅前～根岸駅前
105	横浜駅前(東口)～桜木町駅前～元町～本牧車庫前
106	境木中学校～保土ヶ谷駅東口～桜木町駅前～本牧車庫前

新横浜駅前ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/shinyoko.html>)

系統番号	運 行 区 間
3	新横浜駅前～小机駅前～市が尾駅
41	新横浜駅前～大倉山駅前～中山駅または川向町折返場 新横浜駅前～菊名駅前～東寺尾5丁目～鶴見駅西口 新横浜駅前～小机駅前～川向町折返場
120	新横浜駅前～菅田町入口～西菅田団地～菅田町
13	新横浜駅前～港北区総合庁舎前～一の瀬～鶴見駅前(東口)
300	新横浜駅前～新開橋～仲町台駅
14	新横浜駅前～三ツ池公園北門～鶴見駅西口～新子安駅西口
104	新横浜駅前～師岡～下末吉国道際～鶴見駅西口

上大岡駅前バスターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/kamioooka.html>)

系統番号	運 行 区 間
2	港南車庫前～上大岡駅前～弘明寺～港湾病院
64	港南台駅～上大岡駅前～屏風ヶ浦駅前～磯子駅前
111	上大岡駅前～日野中央公園入口～洋光台駅前～港南台駅前

鶴見駅前(東口)ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/tsurumi.html>)

系統番号	運 行 区 間
17	鶴見駅前(東口)～明神前～大黒税関前～大黒海づり公園 鶴見駅前(東口)～明神前～塩水港精糖前～横浜さとうのふるさと 鶴見駅前(東口)～明神前～大黒町～スカイウォーク前 鶴見駅前(東口)～明神前～L8バース～生麦
18	生麦～鶴見駅前(東口)～尻手駅前～矢向駅前
19	鶴見駅前(東口)～明神前～宝町～新子安駅前
13	鶴見駅前(東口)～三ツ池道～末吉橋～綱島駅前
27	鶴見駅前(東口)～汐鶴橋通～安善町
42	汐入町2丁目～鶴見駅前(東口)～三ツ池道～一の瀬
29	鶴見駅前(東口)～東寺尾5丁目～大口通～横浜駅前(東口)
72	鶴見駅前(東口)～三ツ池道～末吉橋～江ヶ崎
15	鶴見駅前(東口)～向井町1丁目～本町2丁目～鶴見駅前(東口)
16	鶴見駅前(東口)～市場～平安高校前～鶴見駅前(東口)

鶴見駅西口ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/tsurumi.html>)

系統番号	運 行 区 間
14	新子安西口～鶴見駅西口～三ツ池公園北門～新横浜駅前
41	鶴見駅西口～東寺尾5丁目～菊名駅前～新横浜駅前
67	鶴見駅西口～昭和坂上～宮の下～梶山
104	鶴見駅西口～下末吉国道際～師岡～新横浜駅前

磯子駅前ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/isogo.html>)

系統番号	運 行 区 間
70	磯子駅前～屏風ヶ浦駅前～磯子駅前～造船所前 ※
10	市電保存館前～磯子駅前～新杉田駅前～峰の郷
93	磯子駅前→杉田駅前→磯子台団地→磯子駅前
64	磯子駅前～屏風ヶ浦駅前～上大岡駅前～港南台駅前
4	磯子駅前～金沢文庫～金沢八景～追浜天神橋
61	磯子駅前～新杉田駅前～南部市場前～鳥浜町・富岡バスターミナル・リネツ金沢 ※
113	磯子駅前～吉野町駅前～羽衣町～桜木町駅前
58	磯子駅前～根岸駅前～間門～小港橋～桜木町駅前～横浜駅前(東口)
99	磯子駅前～根岸駅前～本牧～桜木町駅前

磯子駅東口のりば (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/isogo.html>)

系統番号	運 行 区 間
85	浜小学校前～汐見台1丁目～磯子駅東口～下水処理場前 ※

保土ヶ谷駅東口ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/hodogaya.html>)

系統番号	運 行 区 間
28	平和台折返場～保土ヶ谷駅東口～洪福寺～保土ヶ谷車庫前
53	横浜駅西口～保土ヶ谷駅東口～永田町～平和台
106	境木中学校～保土ヶ谷駅東口～桜木町駅前～本牧車庫前

※
※

保土ヶ谷駅西口ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/hodogaya.html>)

系統番号	運 行 区 間
25	保土ヶ谷駅西口～桜ヶ丘～明神台～保土ヶ谷駅西口または横浜駅西口

※

根岸駅前ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/negishi.html>)

系統番号	運 行 区 間
58	磯子駅前～根岸駅前～間門～小港橋～桜木町駅前～横浜駅前(東口)
99	桜木町駅前～本牧～根岸駅前～磯子駅前
101	根岸駅前～桜木町駅前～浅間下～保土ヶ谷車庫前
21	市電保存館前～根岸駅前～滝上～麦田町～桜木町駅前

※

中山駅前(南口)ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/nakayama.html>)

系統番号	運 行 区 間
136	中山駅前(南口)～寺山町～上白根入口～よこはま動物園
12	中山駅前(南口)～白山高校～鴨居駅前 中山駅前(南口)～緑車庫前～鴨居駅前
41	中山駅前(南口)～新羽駅～大倉山駅前～新横浜駅
23	中山駅前(南口)～十日市場駅前～長津田駅前～奈良北団地折返場 中山駅前(南口)～三保中央～十日市場駅前～青葉台駅前
65	中山駅前(南口)～十日市場駅前～若葉台車庫前

※

中山駅北口ターミナル (<http://www.city.yokohama.jp/me/koutuu/bus/noriba/nakayama.html>)

系統番号	運 行 区 間
43	中山駅北口～川和町～市が尾駅～桐蔭学園前 中山駅北口→市が尾駅→中山駅北口

若葉台中央ターミナル

系統番号	運 行 区 間
23	若葉台中央～青葉台駅
40	若葉台中央～地区公園～玄海田～長津田駅前
55	若葉台中央～霧ヶ谷～十日市場駅前～青葉台駅
65	若葉台中央～霧が丘高校前～十日市場駅前～青葉台駅
5	若葉台中央～今宿～鶴ヶ峰駅～横浜駅西口
115	若葉台中央～大貫橋～今宿～鶴ヶ峰駅
116	若葉台中央～亀甲山～西部病院前～三ツ境駅前

※
※

センター南駅ターミナル

系統番号	運 行 区 間
301	センター南駅～御影橋～荏田南～江田駅
304	センター南駅～みずきが丘～折田公園前～江田駅
302	港北ニュータウン車庫前～センター南駅～仲町台駅～港北ニュータウン車庫前
303	センター南駅～中丸または新栄高校～仲町台駅～新北川橋
308	センター南駅～北部病院～二の丸～星ヶ谷～仲町台駅
310	センター南駅～石橋～新開橋～仲町台駅
306	センター南駅～御影橋～見花山～市が尾駅

洋光台駅前ターミナル

系統番号	運 行 区 間
45	洋光台駅～港南台駅前～上永谷駅前～京急ニュータウン
107	港南車庫前～洋光台駅前～田中～金沢文庫駅西口 洋光台駅前→萩台→上中里団地→洋光台駅前
111	港南台駅前～洋光台駅前～日野中央公園入口～上大岡駅前
100	洋光台駅前～上中里団地～杉田坪呑中央～新杉田駅前
112	洋光台駅前～日野中央公園入口～すずかけ通～上永谷駅前 洋光台駅前～日野中央公園入口～清水橋～港南車庫前

その他

系統番号	運 行 区 間	
55	青葉台駅前～十日市場駅前～霧ヶ谷～旭中央病院	
119	鴨居駅～白山高校前～千丸台団地～鴨居駅	
211	鶴ヶ峰駅～下白根橋～福寿荘前	※
75	鶴ヶ峰駅南口～鶴ヶ峰小学校前～くぬぎ台団地	
79	平和台～永田町～羽衣町～日本大通駅県庁前または関内駅北口	※
63	洋光台1丁目～打越～屏風ヶ浦駅前～造船所前	※
94	富岡バスターミナル～長浜～金沢文庫～金沢区総合庁舎前	※
117	新杉田駅前～南部市場前～幸浦1丁目～三菱金沢工場前	※

※ 運行時刻は未固定です。

運行予定は2日前に決まりますので、運行を担当する営業所へお問い合わせください。

京浜急行バス(株)

系統番号	運 行 区 間	車両数
94	富岡バスターミナル～金沢文庫～金沢区総合庁舎	
110	横浜駅～桜木町・浦舟町・八幡橋～磯子駅	9
	横浜駅～桜木町・浦舟町・八幡橋～杉田平和町	
	横浜駅～桜木町・浦舟町・八幡橋～杉田	
上1	上大岡駅～大久保町～南高校前	
能1	能見台駅～能見台センター～氷取沢高校	
能2	能見台駅～シティー能見台～釜利谷高校	
文1	金沢文庫駅～赤井・夏山～野村住宅センター	17
文2	金沢文庫駅～赤井・夏山～野村住宅南口	
文7	金沢文庫駅～小泉～関東学院大学金沢文庫キャンパス	
文8	金沢文庫駅～能見台六丁目～能見台車庫前	
文9	金沢文庫駅～能見台五丁目～氷取沢高校	

横浜京急バス(株)

系統番号	運 行 区 間	車両数
上3	上大岡駅～汐見台循環～上大岡駅	
上2	上大岡駅～森が丘循環～上大岡駅	
磯4	東富岡～杉田～磯子駅	1
磯6	上大岡駅～磯子駅	
	上大岡駅～磯子駅～上大岡駅	
上5	上大岡駅～杉田	

神奈川中央交通(株)

営業所	運 行 区 間	車両数
横浜	本01以外全路線	6
舞岡	東15、井10以外全路線	35
戸塚	戸90、91、92、93、94、95、96、湘07、弥01、い20以外全路線	20

江ノ島電鉄(株)

運 行 区 間	車両数
上大岡駅～関ノ上～栗木	
上大岡駅～関ノ上～磯子駅	
上大岡駅～磯子台団地～上大岡駅	7
上大岡駅～上中里団地～上大岡駅	
上大岡駅～西公園前・洋光台駅～上大岡駅	
横浜駅～弘明寺～栗木	

東急バス(株)

系統番号	運 行 区 間	車両数
綱44	綱島駅～江田駅	39
綱45	綱島駅～センター南駅～江田駅	
綱46	綱島駅～中山駅北口	
綱47	綱島駅～道中坂下・勝田団地～新羽営業所	
綱48	綱島駅～道中坂下～勝田折返所	
綱50	綱島駅～百石橋・道中坂下～綱島駅	
綱71	綱島駅～新羽営業所～勝田折返所	
綱72	綱島駅～新羽営業所～新横浜駅	
綱73	綱島駅～新羽駅	
綱79	綱島駅～四ツ家～新羽営業所	
日81	綱島駅～北綱島～日吉駅東口	
日91	日吉駅東口～綱島東四丁目～日吉駅東口	
日92	綱島駅～南綱島住宅～日吉駅東口	
日93	綱島駅～駒岡～日吉駅東口	
日94	日吉駅東口～越路	
市71	江田駅～市が尾駅	21
南301	江田駅～センター南駅	
柿23	市が尾駅～柿生駅北口	
市43	市が尾駅～桐蔭学園前	
柿05	長津田駅～柿生駅前	
青61	日体大～青葉台駅	
青27	青葉台駅～市が尾駅	
青28	青葉台駅～桐蔭学園前	
青31	青葉台駅～鴨志田団地	
青30	青葉台駅(循環) 寺谷町	
青23	青葉台駅～若葉台中央	
青33	青葉台駅(雨堤) 青葉台駅	
青01	青葉台駅～藤が丘駅	
市62	市が尾駅(循環) 泉田向(午後回り)	
市61	市が尾駅(循環) 泉田向(午前回り)	
日43	日吉駅東口～北綱島～道中坂下	20
日51	日吉駅東口～南日吉団地	
日52	日吉駅東口～南日吉団地・百石橋～東山田営業所	
日40	日吉駅～東山田営業所	
綱54	綱島駅～東山田営業所	
綱53	綱島駅～すみれが丘	
鷺01	鷺沼駅～東山田営業所	
鷺03	鷺沼駅～センター北駅	
鷺04	鷺沼駅～センター南駅	
鷺02	鷺沼駅～野川	
た91	たまプラーザ駅～研究所～新北川橋	
た94	たまプラーザ駅～研究所～すみれが丘	
た93	たまプラーザ駅～研究所～センター北駅	
た92	たまプラーザ駅～研究所～センター南駅	
た95	たまプラーザ駅～中川駅～すみれが丘	
た99	たまプラーザ駅～東山田営業所	
北53	センター北駅(東山田営業所循環内廻り) センター北駅	
北33	センター北駅(東山田営業所循環外廻り) センター北駅	
南33	センター南駅(東山田営業所循環外廻り) センター北駅	
南53	センター北駅(東山田営業所循環内廻り) センター南駅	
北51	センター北駅～サレジオ学院～東山田営業所	
北31	センター北駅～国際ブルー正門前～東山田営業所	

川崎鶴見臨港バス(株)

系統番号	運 行 区 間	車両数
鶴02	鶴見駅西口～新横浜駅前	31
鶴03	鶴見駅西口～綱島駅	
鶴05、鶴06	鶴見駅西口～鶴見駅西口	
鶴07	鶴見駅西口～駒岡車庫	
鶴12	鶴見駅西口～上の宮一丁目	
鶴01	鶴見駅西口～菊名駅前	

相模鉄道(株)

系統番号	運 行 区 間	車両数
浜1	横浜駅西口～西菅田団地～小机駅	2
	横浜駅西口～岡野町～西菅田団地	
浜7	横浜車庫～岡野町～横浜駅西口	
浜11	横浜駅西口～岡野町～釜台住宅第3	
	横浜駅西口～釜台住宅第3～上星川駅	
	横浜車庫～釜台住宅第3～上星川駅	
浜13	横浜駅西口～羽沢～上星川駅	
	横浜車庫～羽沢～上星川駅	12
浜16	西原住宅～市沢町～和田町駅	
	西原住宅～市沢町～横浜駅西口	
	和田町駅～鶴ヶ峰駅北口～鶴ヶ峰駅	
浜19	和田町駅～市沢町～新桜ヶ丘団地	
浜4	横浜駅西口～元久保町～桜木町駅	
浜5	横浜駅西口～峰岡上～横浜駅西口	
	横浜駅西口～峰岡上～洪福寺	
	三ツ沢西町～峰岡上～横浜駅西口	15
116	三ツ境駅～若葉台近隣公園前～若葉台中央	
	三ツ境駅～地区公園～若葉台中央	
旭1	二俣川駅南口～万騎が原大池～左近山第5	
	二俣川駅南口～万騎が原大池～左近山第6	
	二俣川駅南口～左近山第6～鶴ヶ峰駅	
旭2	左近山第5～保土ヶ谷バイパス～二俣川駅北口	
	二俣川駅北口～保土ヶ谷バイパス～左近山第6	
旭4	二俣川駅北口～高地～保土ヶ谷駅東口	
	二俣川駅北口～保土ヶ谷バイパス～美立橋	
	二俣川駅北口～保土ヶ谷バイパス～保土ヶ谷駅東口	
	美立橋～新桜ヶ丘第1～星川駅	
	美立橋～星川駅～保土ヶ谷駅西口	
	美立橋～八幡橋～保土ヶ谷駅東口	
	美立橋～保土ヶ谷駅東口～横浜駅西口	
	美立橋～保土ヶ谷駅東口～桜木町駅	
旭5	二俣川駅北口～岩崎町～保土ヶ谷駅西口	
旭10	横浜駅西口～鶴ヶ峰駅～よこはま動物園	
	鶴ヶ峰駅～辻～よこはま動物園	
旭11	鶴ヶ峰駅～市営集会場前～中山駅	
	鶴ヶ峰駅～辻～西ひかりが丘	
旭12	鶴ヶ峰駅～白根台第1～旭台	
旭13	よこはま動物園～市営集会場前～中山駅	
旭16	富士見橋～星川ランプ～東戸塚駅西口	
	東戸塚駅西口～富士見橋～星川ランプ	
	東戸塚駅西口～星川ランプ～東戸塚駅西口	
旭18	希望ヶ丘駅～柏保育園前～緑園都市駅	
	二俣川駅南口～さちが丘～希望ヶ丘駅	
旭19	二俣川駅南口～南万騎ヶ原駅～緑園都市駅	
	二俣川駅南口～万騎ヶ原第3～二俣川駅南口	
旭21	二俣川駅北口～ニュータウン第1～旭営業所	
	二俣川駅北口～ニュータウン第1～旭高校入口	
	二俣川駅北口～運転試験場～旭営業所	
旭23	二俣川駅北口～運転試験場～二俣川駅北口	
旭25	三ツ境駅～二ツ橋小学校～よこはま動物園	
	三ツ境駅～二ツ橋小学校～旭営業所	
旭27	三ツ境駅～南台派出所～南瀬谷小学校	
旭30	三ツ境駅～相沢原～細谷戸第3	
旭31	瀬谷駅～相沢～細谷戸第3	
旭36	二俣川駅北口～保土ヶ谷バイパス～旭営業所	

3 生活保護事業

1 概況

(1) 制度の基本原則

生活保護は、生活に困窮する国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

生活保護制度は、「国家責任による最低生活保障の原理」、「保護請求権無差別平等の原理」、「健康で文化的な最低生活保障の原理」、「保護の補足性の原理」の四つの基本原則によって運用されます。

「国家責任による最低生活保障の原理」とは、生活に困窮する国民の保護を国がその責任において実施すべきことを規定したものです。

「保護請求権無差別平等の原理」とは、性別や社会的身分により差別されることなく、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態に着目して保護を行うということです。

「健康で文化的な最低生活保障の原理」とは、この制度で保障する水準を規定したものであり、この水準は憲法上の権利として保障されている生存を可能にするものでなくてはなりません。

「保護の補足性の原理」とは、保護を受けるための最小限の要件を規定したものです。保護を受けるためには、各自が持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合にはじめて保護が行われます。

(2) 本市の動向

本市の保護率は、昭和 59 年 8 月以降減少傾向にあったものが平成 4 年 6 月以来増加しており、平成 18 年 3 月末時点で人口 1,000 人あたり 13.7 人となっています。これは、全国の 11.8 人と比較するとわずかに高くなっていますが、政令指定都市平均の 18.0 人に比較すると低いものになっています。

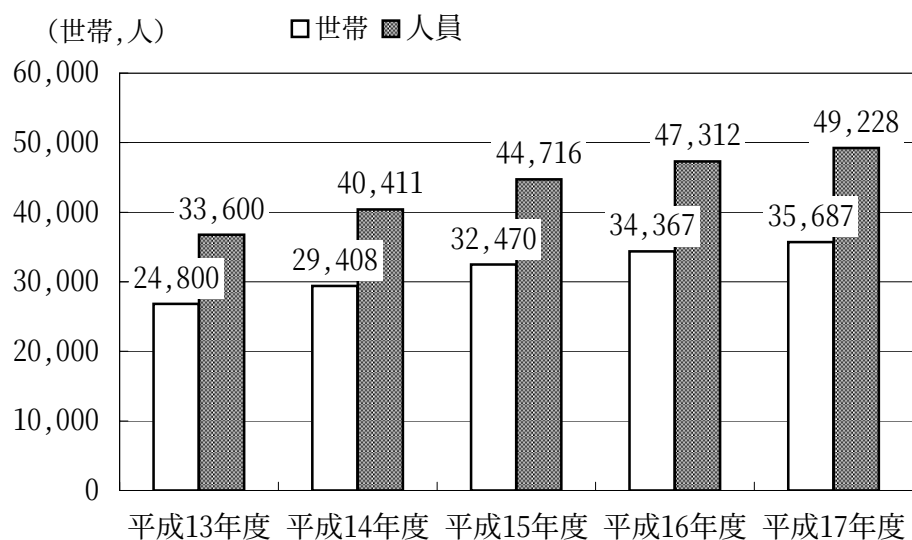
平成 17 年度は前年度に引き続き、全市的に被保護世帯が増加しましたが、景気や雇用情勢の一定の改善にともない、増加率の伸びは鈍ってきています。世帯類型別では高齢者世帯が最も多く、ついで傷病障害者世帯となっています。

(3) 被保護者数の推移

(各年度3月分)

年 度	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (‰)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成13年度	1,409,214	3,471,203	26,843	36,779	19.0	10.6
平成14年度	1,439,144	3,504,530	29,408	40,411	20.4	11.5
平成15年度	1,466,741	3,534,492	32,470	44,716	22.1	12.7
平成16年度	1,490,358	3,560,370	34,367	47,312	23.1	13.3
平成17年度	1,483,874	3,584,895	35,687	49,228	24.0	13.7

被保護者数の推移



(4) 被保護者数の月別推移

(平成 17 年度)

年 月	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (‰)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
17 年 4 月	1,495,207	3,562,281	34,358	47,217	23.0	13.3
17 年 5 月	1,502,814	3,571,294	34,526	47,458	23.0	13.3
17 年 6 月	1,505,026	3,573,588	34,738	47,750	23.1	13.4
17 年 7 月	1,506,373	3,574,709	34,878	47,939	23.2	13.4
17 年 8 月	1,507,307	3,575,515	35,025	48,104	23.2	13.5
17 年 9 月	1,508,727	3,577,436	35,107	48,224	23.3	13.5
17 年 10 月	1,477,587	3,579,133	35,162	48,346	23.8	13.5
17 年 11 月	1,480,086	3,582,176	35,346	48,637	23.9	13.6
17 年 12 月	1,481,358	3,583,367	35,396	48,771	23.9	13.6
18 年 1 月	1,481,980	3,584,428	35,490	48,865	23.9	13.6
18 年 2 月	1,482,813	3,584,521	35,502	48,946	23.9	13.7
18 年 3 月	1,483,874	3,584,895	35,687	49,228	24.0	13.7

(停止中を含む)

(5) 福祉保健センター別被保護者数

(平成18年3月分)

福祉保健センター	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
鶴 見	116,736	264,344	3,907	5,698	33.5	21.6
神奈川	104,192	221,508	2,162	2,817	20.8	12.7
西	42,083	85,223	1,265	1,612	30.1	18.9
中	70,697	140,263	7,741	8,324	109.5	59.3
南	88,369	196,535	3,963	5,090	44.8	25.9
港 南	85,668	221,802	1,244	1,854	14.5	8.4
保土ヶ谷	85,315	203,953	1,789	2,741	21.0	13.4
旭	96,716	249,253	2,298	3,497	23.8	14.0
磯 子	68,151	163,151	1,342	1,928	19.7	11.8
金 沢	84,603	211,988	892	1,325	10.5	6.3
港 北	141,255	312,411	1,415	1,930	10.0	6.2
緑	66,548	171,091	1,085	1,902	16.3	11.1
青 葉	113,920	296,606	1,020	1,441	9.0	4.9
都 筑	66,284	180,156	592	883	8.9	4.9
戸 塚	101,849	263,136	1,531	2,387	15.0	9.1
栄	47,815	123,486	746	1,183	15.6	9.6
泉	55,388	152,649	1,170	1,902	21.1	12.5
瀬 谷	48,285	127,340	1,525	2,714	31.6	21.3
総 計	1,483,874	3,584,895	35,687	49,228	24.0	13.7

(停止中を含む)

(6) 福祉保健センター別の扶助別被保護世帯数

(平成18年3月分)

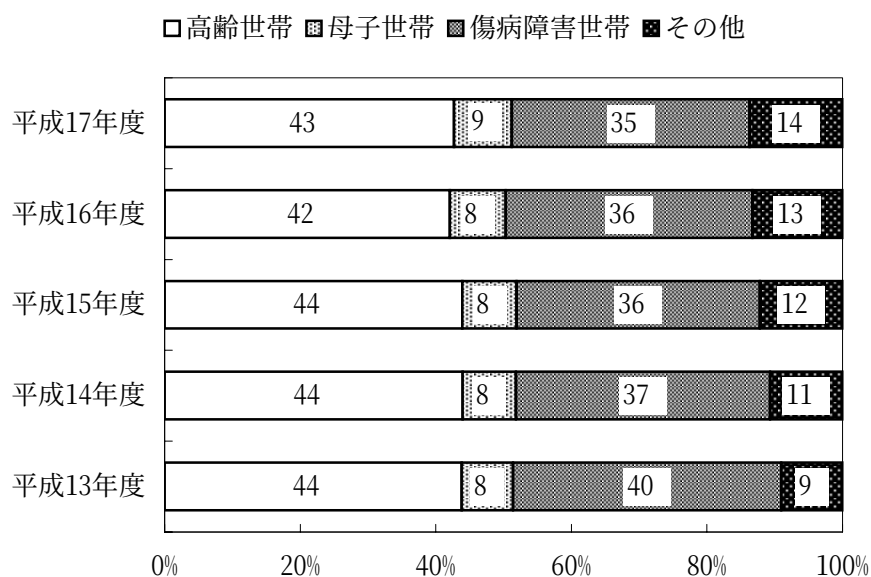
福祉保健センター	保護 実世帯数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出産	生業	葬祭
鶴 見	3,906	3,492	3,364	403	463	3,654	0	138	20
神奈川	2,160	1,915	1,813	117	348	2,042	0	47	9
西	1,261	1,092	1,029	65	200	1,147	0	37	2
中	7,735	6,626	6,491	107	677	7,038	1	48	24
南	3,960	3,560	3,503	239	570	3,647	0	71	20
港 南	1,243	1,102	1,085	126	174	1,198	0	63	2
保土ヶ谷	1,785	1,596	1,533	188	294	1,700	0	81	6
旭	2,295	2,069	2,042	278	330	2,185	0	114	9
磯 子	1,338	1,186	1,148	133	215	1,211	0	48	7
金 沢	890	808	759	87	145	839	0	31	1
港 北	1,415	1,266	1,233	117	147	1,284	0	37	4
緑	1,083	990	979	198	210	1,016	0	79	1
青 葉	1,018	934	944	103	80	889	0	38	3
都 筑	590	547	531	70	99	546	0	25	1
戸 塚	1,525	1,326	1,295	186	205	1,457	0	71	3
栄	746	686	675	101	94	681	0	51	2
泉	1,165	1,083	1,064	183	217	1,106	0	74	2
瀬 谷	1,522	1,416	1,431	282	219	1,428	0	89	1
総 計	35,637	31,694	30,919	2,983	4,687	33,068	1	1,142	117

(7) 世帯類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	単身世帯			2人以上の世帯				合 計
	高 齢	傷病障害	そ の 他	高 齢	母 子	傷病障害	そ の 他	
平成13年度	10,407	9,092	1,088	1,340	2,035	1,524	1,324	26,810
平成14年度	11,433	9,390	1,635	1,479	2,309	1,618	1,504	29,368
平成15年度	12,599	9,904	2,255	1,638	2,612	1,723	1,702	32,433
平成16年度	12,923	10,634	2,644	1,510	2,829	1,864	1,900	34,304
平成17年度	13,697	10,617	2,873	1,513	3,047	1,889	2,001	35,637

被保護世帯の世帯類型別比率 (小数点以下四捨五入)



(8) 労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	働いている 者がいない 世帯	合 計
	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他就業者			
平成 13 年度	2,037	295	429	211	615	23,223	26,810
平成 14 年度	2,448	303	483	237	670	25,227	29,368
平成 15 年度	2,802	322	540	247	737	27,785	32,433
平成 16 年度	3,190	403	563	265	786	29,097	34,304
平成 17 年度	3,590	444	631	282	819	29,871	35,637

(9) 開始・廃止件数の推移

(各年度延)

年 度	開 始		廃 止	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
平成 13 年度	8,396	11,273	6,468	7,864
平成 14 年度	9,636	12,731	7,120	8,659
平成 15 年度	11,008	14,360	8,017	9,706
平成 16 年度	10,190	13,271	8,363	10,201
平成 17 年度	9,646	12,530	8,308	9,946

(10) 生活保護費支出状況

(平成17年度) (単位:円)

	総 額	扶 助 の 内 容					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他
総 計	88,216,947,683	30,745,071,028	17,249,445,231	327,324,570	1,561,553,027	37,037,058,625	1,296,495,202
健 康 福祉局	38,226,348,268				1,553,762,463	36,672,585,805	
鶴 見	5,718,542,745	3,482,475,588	1,974,278,434	43,353,025	759,796	44,461,821	173,214,081
神奈川	2,900,091,933	1,762,129,573	979,802,658	12,981,440	490,878	26,175,968	118,511,416
西	1,631,927,900	1,011,142,113	539,187,382	6,918,512	241,031	9,882,898	64,555,964
中	11,268,343,308	6,445,626,503	4,526,587,502	12,056,846	822,545	55,402,870	227,847,042
南	5,505,857,895	3,378,818,717	1,940,652,178	22,265,670	1,249,994	35,783,134	127,088,202
港 南	1,667,910,746	1,067,338,432	510,203,869	15,874,426	255,168	12,428,395	61,810,456
保土ヶ谷	2,345,238,881	1,548,802,002	681,295,449	21,118,335	527,967	19,582,926	73,912,202
旭	3,148,018,213	2,044,392,431	941,894,441	31,899,801	901,835	31,609,447	97,320,258
磯 子	1,816,470,077	1,115,917,123	599,831,641	16,191,717	173,610	11,515,188	72,840,798
金 沢	1,131,193,262	737,710,111	344,986,870	10,657,151	170,508	10,195,784	27,472,838
港 北	1,973,409,903	1,189,172,407	715,408,391	11,489,496	171,906	12,984,009	44,183,694
緑	1,556,368,271	997,844,258	488,848,367	23,096,043	393,085	15,768,369	30,418,149
青 葉	1,526,035,014	898,943,458	589,699,456	10,812,972	19,581	9,636,998	16,922,549
都 筑	813,994,710	514,151,509	259,918,361	7,617,824	140,092	7,043,367	25,123,557
戸 塚	2,057,732,334	1,371,861,590	617,826,944	21,934,959	304,873	18,940,816	26,863,152
栄	1,079,726,468	656,075,336	382,889,936	10,196,964	224,125	5,594,823	24,745,284
泉	1,572,283,464	1,044,384,313	450,221,291	19,386,566	487,228	13,351,937	44,452,129
瀬 谷	2,277,454,291	1,478,285,564	705,912,061	29,472,823	456,342	24,114,070	39,213,431
区 計	49,990,599,415	30,745,071,028	17,249,445,231	327,324,570	7,790,564	364,472,820	1,296,495,202

2 保護施設

生活保護法による保護施設は救護施設 3 か所、更生施設 3 か所、医療保護施設 2 か所で、その状況は次のとおりです。

(1) 生活保護法による保護施設の入所状況

(平成 18 年 3 月末現在)

	施 設 名	設置主体	所 在 地	定員	現在員	被保護者数
救 護 施 設	横浜市浦舟園	横浜市	南区浦舟町 3-46	100	124	124
	横浜市天神寮	横浜市	南区浦舟町 3-46	56	62	62
	救護施設岡野福祉会館	(福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会	西区岡野 2-15-6	130	140	139
更 生 施 設	横浜市中心浩生館	横浜市	南区中村町 3-211	68	70	69
	甲突寮	(福) 幼年保護会	磯子区丸山 1-19-20	50	45	45
	民衆館	(福) 横浜愛隣会	南区睦町 1-27	68	71	71
医 療 保 護 施 設	済生会神奈川県病院	(福) 恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川区富家町 6-6	400	341	33
	済生会若草病院	(福) 恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	金沢区平潟町 12-1	218	148	10

3 法外援護事業

被保護者に対して市費による法律外援護として平成 17 年度、次のとおり扶助しました。

(1) 被保護者援護費

(平成 17 年度) (金額単位: 円)

項 目	人 員	金 額	内 容
日用品・肌着支給	2,033	942,178	緊急入院時肌着等支給
給食費助成金	340	1,258,000	小学校給食施設改築中の給食費を助成
計		2,200,178	

(2) 民間保護施設

(平成 17 年度) (金額単位: 円)

項 目	人 員	金 額	備 考
職 員 雇 用 費	指導員 60 看護師 24	36,551,933	指導員 1 人 月額 466,100 円 看護師 1 人 " 467,500 円
職 員 処 遇 費	—	18,735,122	
一 般 管 理 費	5,560	24,773,887	施設事務費の 3.0%
特 別 管 理 費	—	317,000	機械等保守管理費
事 業 費	6,025	10,061,750	入所者 1 人 月額 1,670 円
日 用 品 費	2,761	12,956,770	高齢加算受給者 月額 1,870 円 271 人 その他 月額 5,000 円 2,490 人
県所管施設に 対する負担	—	3,370,644	神奈川県、横浜市が互いの所管施設へ措置している 入所者の法外分を調整
計		106,767,106	

※人員は年間延べ人数による。

4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和 36 年 4 月の発足から 40 年以上が経ちました。その間に、昭和 61 年 4 月の大改正による基礎年金の導入、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制の開始など、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、住民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成 12 年度地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担を見直して機関委任事務を廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成 14 年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されることになりました。

そして現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準の確保をはかる平成 16 年度公的年金制度改正が行われました。

1 適用事務

平成 3 年 4 月の改正により、日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第 1 号被保険者の適用事務を行っています。

平成 14 年 4 月からは、厚生年金または共済組合加入者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

なお、これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成 14 年 4 月から市区町村の法定受託事務ではなくなりました。20 歳到達者への加入勧奨状は社会保険事務所から送付していますが、本市は協力連携事務として、20 歳到達者の住民記録情報を提供しています。

本市の平成 17 年度被保険者数は表 1 のとおりです。

表1 被保険者数

(平成18年3月31日現在)

種 別 区 名	第 1 号 被保険者	任意加入 被保険者	合 計	付加年金加入者（再掲）		
				任意	強制	計
鶴 見 区	41,092	734	41,826	1,446	7	1,453
神 奈 川 区	34,986	667	35,653	976	7	983
西 区	14,075	312	14,387	475	0	475
中 区	20,679	509	21,188	522	0	522
南 区	33,175	769	33,944	993	0	993
港 南 区	31,739	930	32,669	1,090	1	1,091
保 土 ケ 谷 区	32,526	766	33,292	862	13	875
旭 区	35,996	915	36,911	1,212	7	1,219
磯 子 区	23,283	656	23,939	823	2	825
金 沢 区	30,184	831	31,015	1,011	0	1,011
港 北 区	49,271	1,073	50,344	1,160	3	1,163
緑 区	26,056	558	26,614	821	3	824
青 葉 区	41,891	995	42,886	1,239	3	1,242
都 筑 区	25,707	460	26,167	688	1	689
戸 塚 区	36,080	813	36,893	2,039	11	2,050
栄 区	17,832	529	18,361	1,147	2	1,149
泉 区	21,696	445	22,141	971	5	976
瀬 谷 区	19,267	401	19,668	481	5	486
横 浜 市 計	535,535	12,363	547,898	17,956	70	18,026

2 免除事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めています。

平成 14 年度から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度の対象範囲が、夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成 17 年度からすべての各種学校（1 年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、30 歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が平成 17 年 4 月から始まりました。

平成 18 年 3 月 31 日現在の免除適用状況は表 2 のとおりです。

表 2 免除適用状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

種 別 区 名	第 1 号被保険者 (任意除く) A	免 除 者 数						免除率 (%) B / A
		法定免除	全額免除	半額免除	学生納付特例	若年者納付猶予	計 B	
鶴 見 区	41,092	1,915	1,736	405	3,104	354	7,514	18.3
神 奈 川 区	34,986	1,310	1,591	333	3,726	317	7,277	20.8
西 区	14,075	592	765	144	1,034	145	2,680	19.0
中 区	20,679	1,193	1,254	225	1,287	228	4,187	20.2
南 区	33,175	1,751	1,717	366	2,346	301	6,481	19.5
港 南 区	31,739	1,426	1,767	390	3,288	431	7,302	23.0
保土ヶ谷区	32,526	1,646	1,285	284	3,971	421	7,607	23.4
旭 区	35,996	1,846	1,482	352	3,557	472	7,709	21.4
磯 子 区	23,283	1,063	1,149	223	2,279	232	4,946	21.2
金 沢 区	30,184	1,132	1,076	257	4,214	310	6,989	23.2
港 北 区	49,271	1,451	2,241	600	5,166	477	9,935	20.2
緑 区	26,056	1,128	1,094	339	2,655	272	5,488	21.1
青 葉 区	41,891	978	1,451	365	6,080	442	9,316	22.2
都 筑 区	25,707	747	909	234	2,513	269	4,672	18.2
戸 塚 区	36,080	1,446	1,496	342	3,984	545	7,813	21.7
栄 区	17,832	839	800	164	1,868	230	3,901	21.9
泉 区	21,696	1,112	1,063	221	2,244	272	4,912	22.6
瀬 谷 区	19,267	1,257	879	206	1,410	202	3,954	20.5
横 浜 市 計	535,535	22,832	23,755	5,450	54,726	5,920	112,683	21.0

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給者数は、制度の成熟化や人口の高齢化等の理由により激増しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成2年度から、年金額は完全自動物価スライド制により引き上げられることとされ、また基礎年金の支払い回数も年4回から年6回にと給付内容の一層の改善が図られました。

平成18年3月31日現在の拠出制の国民年金受給者数は表3、表4のとおりです。

表3 拠出制国民年金受給者数（旧法）

（平成18年3月31日現在）

種 別 区 名	老 齢 年 金				障 害 年 金	母 子 年 金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金	合 計
	老 齢	通 老	5 年	小 計					
鶴 見 区	2,932	2,283	140	5,355	82	0	0	0	5,437
神 奈 川 区	2,814	2,169	107	5,090	72	0	0	0	5,162
西 区	1,453	880	64	2,397	37	0	0	0	2,434
中 区	2,164	1,106	58	3,328	40	0	0	0	3,368
南 区	3,161	1,987	111	5,259	100	0	0	0	5,359
港 南 区	1,806	1,829	82	3,717	70	0	0	0	3,787
保土ヶ谷区	2,157	2,012	96	4,265	83	0	0	0	4,348
旭 区	2,289	2,497	111	4,897	74	0	0	0	4,971
磯 子 区	1,999	1,614	91	3,704	51	0	1	0	3,756
金 沢 区	2,370	2,225	114	4,709	71	0	0	0	4,780
港 北 区	3,018	2,513	127	5,658	79	0	0	0	5,737
緑 区	1,392	1,215	50	2,657	37	0	0	0	2,694
青 葉 区	1,968	1,951	99	4,018	45	0	0	0	4,063
都 筑 区	1,193	856	40	2,089	36	0	0	0	2,125
戸 塚 区	2,105	2,120	106	4,331	72	0	0	0	4,403
栄 区	1,057	1,029	44	2,130	27	0	0	0	2,157
泉 区	1,281	1,240	68	2,589	66	0	0	0	2,655
瀬 谷 区	1,172	1,129	45	2,346	58	0	0	0	2,404
横 浜 市 計	36,331	30,655	1,553	68,539	1,100	0	1	0	69,640

表4 拠出制国民年金受給権者数（新法）

（平成18年3月31日現在）

種 別 区 名	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合 計	死亡一時金
鶴 見 区	29,296	824	474	55	30,649	82
神 奈 川 区	26,098	646	346	38	27,128	48
西 区	10,169	230	117	11	10,527	23
中 区	15,389	361	193	22	15,965	40
南 区	27,160	674	355	35	28,224	38
港 南 区	30,447	696	346	23	31,512	74
保土ヶ谷区	27,251	685	306	28	28,270	48
旭 区	36,816	813	450	47	38,126	66
磯 子 区	22,935	523	241	22	23,721	42
金 沢 区	27,819	624	386	23	28,852	51
港 北 区	33,235	781	407	53	34,476	61
緑 区	19,989	493	242	26	20,750	36
青 葉 区	27,101	545	361	25	28,032	56
都 筑 区	14,382	406	304	16	15,108	44
戸 塚 区	32,755	707	400	28	33,890	62
栄 区	17,782	431	221	9	18,443	28
泉 区	20,329	476	235	25	21,065	49
瀬 谷 区	17,438	485	200	20	18,143	36
横 浜 市 計	436,391	10,400	5,584	506	452,881	884

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過の又は補完的に支給される年金であります。その財源の多くは国庫負担でまかなうため、一定の基準以上の所得がある受給者には支給を制限し、真に年金を必要とする受給者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

平成18年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金受給者は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給者数 (平成18年3月31日現在)

種 別 区 名	老齢福祉年金	障害基礎年金			遺族基礎 年 金	合 計
		1 級	2 級	計		
鶴 見 区	137	612	565	1,177	0	1,314
神 奈 川 区	38	591	464	1,055	0	1,093
西 区	19	223	187	410	0	429
中 区	52	359	355	714	0	766
南 区	56	506	573	1,079	0	1,135
港 南 区	50	610	659	1,269	0	1,319
保土ヶ谷区	61	706	741	1,447	0	1,508
旭 区	74	779	725	1,504	0	1,578
磯 子 区	49	433	411	844	0	893
金 沢 区	65	489	510	999	0	1,064
港 北 区	108	600	556	1,156	0	1,264
緑 区	27	452	459	911	0	938
青 葉 区	63	436	414	850	0	913
都 筑 区	31	314	321	635	0	666
戸 塚 区	59	684	638	1,322	0	1,381
栄 区	23	318	361	679	0	702
泉 区	42	476	431	907	0	949
瀬 谷 区	40	407	386	793	0	833
横 浜 市 計	994	8,995	8,756	17,751	0	18,745

5 国民健康保険事業

1 概況

我が国においては、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、医療供給体制の整備を進めると共に、国民皆保険制度を採用したことにより、世界に冠たる保健医療システムを構築することができました。

横浜市の国民健康保険は、国民皆保険体制となった昭和 36 年 4 月に発足し、発足当時の給付率は、国に先駆け世帯主を 7 割とし、世帯員を 5 割としました。（法定給付割合は全被保険者 5 割）

更に、昭和 38 年 9 月には、世帯員 7 割給付を実施し、その後順次乳幼児や重度障害者に対する給付の改善を行うなど、被保険者の負担の軽減に努めてきました。

しかし、国民健康保険を始めとして各医療保険においては、老人医療費を中心に医療費が年々増加する一方、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなどから、深刻な財政の逼迫状況が続いています。

とりわけ、国民健康保険は、その構造的要因から高齢者や低所得者が多く、財政基盤は極めて脆弱なものとなっており、医療保険制度の抜本改革を行う必要性が生じてきました。

そこで、このような状況に対処するため、昭和 58 年 2 月に老人保健法が、昭和 59 年 10 月に退職者医療制度が創設され、医療保険制度間の財政調整により年齢格差の是正がなされました。

平成 12 年度からは介護保険制度が施行され、これに伴い第 2 号被保険者には、医療保険分に介護納付金分の保険料を上乗せし一体的に徴収されることとなりました。

その後も国では、平成 14 年 7 月に医療保険制度全般の見直しを図り、14 年 10 月から一部負担金について 3 歳未満は 2 割、70 歳以上の高齢者は 1 割または一定以上の所得のある者については 2 割とするともに、平成 15 年 4 月からは、被用者保険の一部負担金についても 3 割としました。

最近では、医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する今後の改革の基本方針を平成 15 年 3 月に閣議決定し、①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の見直しに関して、平成 20 年度の実現に向けて、具体的な内容の検討が行なわれました。

これを受けて、国では、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、平成 17 年 12 月に医療制度改革大綱を策定しました。そこでは、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現という基本的な考え方のもと、平成 18 年度に一連の法改正を行い、順次制度改正を推進することとしています。これにより、平成 20 年度には後期高齢者医療制度の創設や、保険者による特定健診等実施の義務づけなどが行われる予定です。

また、平成 16 年末には三位一体改革の議論に伴い新たに都道府県の負担が導入されました。この都道府県調整交付金につきましては、国からのガイドラインを基に、配分方法について県市町村が協議し、平成 17 年度から交付されています。

このような状況の中、平成 16 年度の本市国保においては、3 年ぶりに単年度収支で黒字を計上し、前年度までの赤字を解消することができ、17 年度も引き続き黒字となっております。今後も極めて厳しい財政運営が見込まれますので、将来にわたり安定した財政運営を図るため、平成 15 年 6 月に策定した保険料収納率向上対策基本方針に基づき、歳入歳出両面のより一層の取組強化を図ります。

平成 17 年度の取組として、局区が連携した滞納整理を引き続き強化していくとともに、①調整交付金の交付を求める国への財政要望、②保険証の個人カード化の実施、③収納対策支援システムの稼働、④社会経済情勢の変化を踏まえ、国基準に上乗せや市単独で行なっている保険給付の見直し等を行いました。

本市国民健康保険は事業開始以来、40 年以上にわたり、医療保険の中核として市民の健康保持、増進を支えており、今後とも安定的な事業運営を図っていくため、多岐にわたる課題の解決に向け引き続き取り組んでまいります。

保 険 給 付	保険給付の種類	療養の給付 療養費 高額療養費 移送費 出産育児一時金 1 件 30 万円 葬祭費 1 件 7 万円 障害児育児手当金 1 級 80 万円、2 級 60 万円、3 級 30 万円、4 級 10 万円 標準負担額（差額） 結核・精神医療附加金（平成 17 年 10 月 1 日廃止）
	給 付 割 合	世帯主・世帯員ともに 7 割（3 歳未満幼児は 8 割、前期高齢者は 9 割もしくは 8 割） 10 割給付 ・原子爆弾被爆者（平成 17 年 10 月 1 日廃止） ・重度心身障害者（平成 17 年 10 月 1 日重度障害者医療費援助事業へ移管）
	事業給付の範囲	診 療 薬剤または治療材料の支給 処置、手術その他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
保 険 料	賦 課 総 額	【医療分】 一般被保険者に係る保険料の賦課総額は、次の合算額の範囲とする。 (1) 一般被保険者の療養給付費、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の 60% (2) 老人保健医療費拠出金から国の負担金及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令に規定する退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金を控除した額 ※実際の賦課においては、上記療養給付費等賦課対象額の 6 % を減じている。 【介護分】 介護納付金賦課額の総額は、当該年度の初日における介護給付費納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金に相当する額を控除した額の範囲内とする。
	賦 課 総 額	【医療分】・所得割 50% ・均等割 50% 【介護分】・所得割 50% ・均等割 50%
	保 険 料 率	【医療分】 ・所得割 当該年度市民税額の 327/100 ・均等割 被保険者 1 人当たり 42,580 円 ・保険料最高限度額 530,000 円 【介護分】 ・所得割 当該年度市民税額の 76/100 ・均等割 被保険者 1 人当たり 12,730 円 ・保険料最高限度額 80,000 円
	徴 収 方 法	・納付書納付及び口座振替 ・6 月から翌年の 3 月までの毎月（年 10 回）にわけて徴収
保 健 活 動		・1 日人間ドック費用補助の実施 ・横浜市歯の衛生週間事業の共催 ・国保広報冊子、健康増進啓発用カレンダーの作製 ・健康教育（パネル展示・コンピューターヘルスチェック等） ・プール及び海の家割引利用券の配布 ・医療費通知の実施 ・出産費資金貸付事業

2 被保険者

平成 17 年度末の被保険者数は 1,174,580 人で、前年度末に比べ 9,066 人(0.78%)増加し、国保世帯数は 668,261 世帯で、13,683 世帯(2.09%)増加しました。

このうち、老人保健医療に該当する被保険者数は 253,225 人(21.56%)で、平成 14 年度医療制度改革の影響により、前年度末に比べ、人数では 4,260 人減少しています。ただし、老人保健医療に該当しない 70 歳以上の被保険者数（前期高齢者数）を合算した場合、343,329 人(29.23%)で、前年度末と比較をすると、22,903 人（7.15%）増加しており、高齢化の進展を反映しています。また、退職者医療制度の対象者数（退職者医療制度に該当している前期高齢者数を含みます。）は 212,051 人(18.06%)で、平成 14 年 11 月以降は年齢到達による老人保健医療への移行が生じていないこと及び、平成 15 年 4 月以降は退職医療制度の届出が、一部省略をして認定ができるようになったことから、前年度末に比べ 12,304 人（6.16%）の増加となっています。

横浜市の人口に対する加入率は 32.75%、世帯加入率は 44.87%となっており、年々増加しています。

区別の加入状況をみると、南区の 39.43%が最高で、青葉区の 25.45%が最低となっており、国民健康保険の加入率にも市内各区の特色が表れています。

被保険者の事由別異動状況をみると、他市町村との転入・転出及び社会保険の加入・離脱による異動が多くみられますが、これは都市における国保異動の特徴といえます。

年度別加入状況

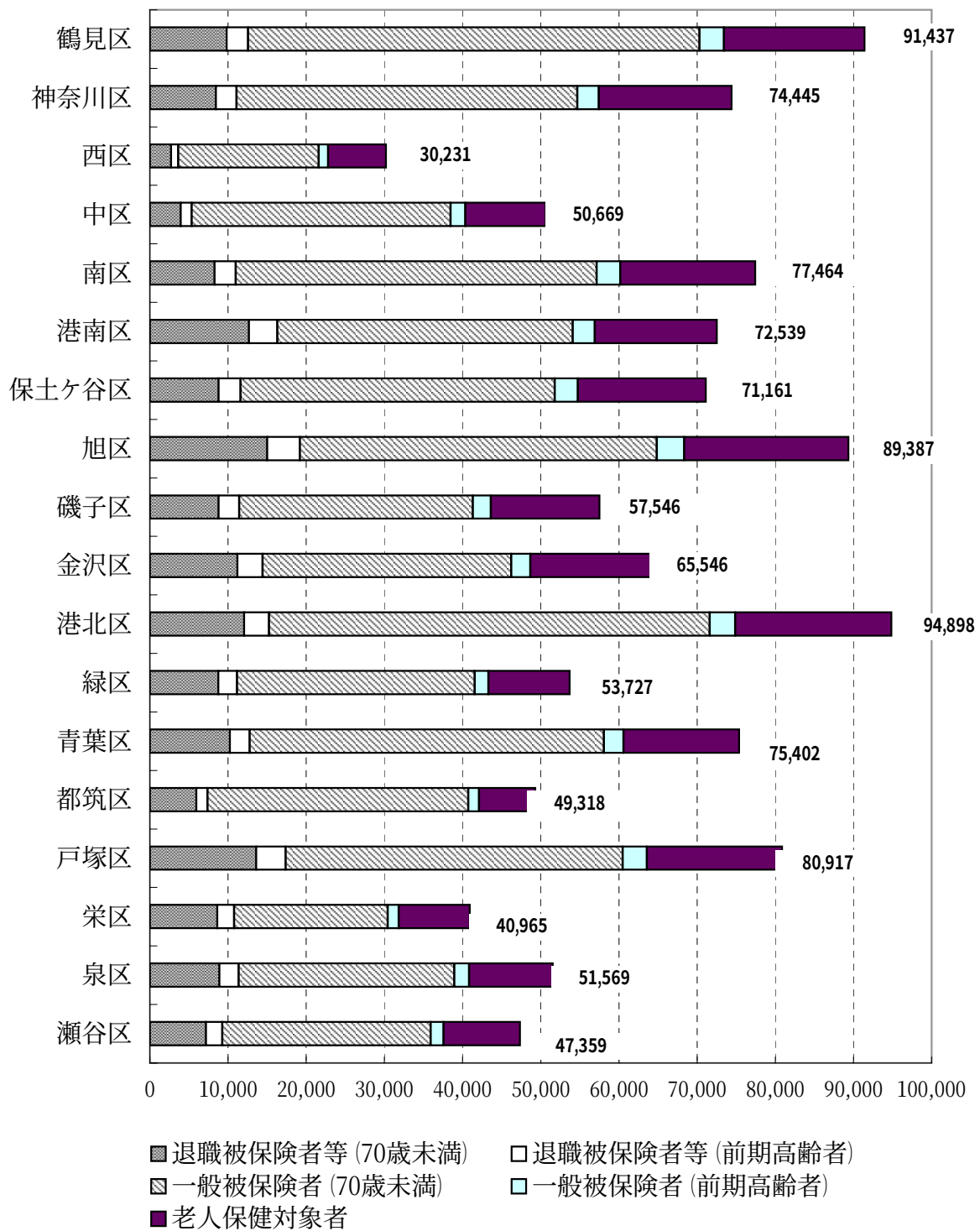
(各年度末)

項目 年度	横浜市 人口	被保険 者数	前年比	被保険者 加入率%	横浜市 世帯数	被保険者 世帯数	前年比	世帯加入率 %
S59	2,952,646	734,959	102.09	24.89	1,015,867	314,003	103.74	30.91
S60	3,005,602	749,638	102.00	24.94	1,032,623	326,342	103.93	31.60
S61	3,066,106	772,886	103.10	25.21	1,063,938	342,753	105.03	32.22
S62	3,116,050	783,951	101.43	25.16	1,092,499	354,822	103.52	32.48
S63	3,158,009	781,455	99.68	24.75	1,121,778	361,842	101.98	32.26
H 元	3,193,410	777,687	99.52	24.35	1,149,487	368,977	101.97	32.10
H 2	3,222,047	779,896	100.28	24.20	1,171,789	378,627	102.62	32.31
H 3	3,250,600	785,235	100.68	24.16	1,198,471	389,849	102.96	32.58
H 4	3,269,988	798,061	101.63	24.41	1,218,498	403,090	103.40	33.08
H 5	3,238,929	814,955	102.12	24.82	1,234,099	421,568	104.58	34.16
H 6	3,307,433	825,067	101.24	24.95	1,261,508	450,593	106.89	35.72
H 7	3,300,073	850,773	103.12	25.78	1,261,302	469,452	104.19	37.22
H 8	3,321,940	888,610	104.45	26.75	1,285,749	470,437	100.21	36.59
H 9	3,346,317	921,103	103.66	27.53	1,309,340	490,930	104.36	37.49
H10	3,373,777	963,971	104.65	28.57	1,334,624	517,589	105.43	38.78
H11	3,400,149	1,001,636	103.91	29.46	1,359,184	540,675	104.46	39.78
H12	3,435,554	1,039,924	103.82	30.27	1,379,228	565,802	104.65	41.02
H13	3,470,790	1,079,533	103.81	31.10	1,412,547	592,640	104.74	41.96
H14	3,507,157	1,122,278	103.96	32.00	1,444,360	620,154	104.64	42.94
H15	3,538,352	1,148,547	102.34	32.46	1,472,236	639,735	103.16	43.45
H16	3,562,281	1,165,514	101.48	32.72	1,495,207	654,578	102.32	43.78
H17	3,586,628	1,174,580	100.78	32.75	1,489,266	668,261	102.09	44.87

(注) 横浜市人口及び世帯数は、企画局統計解析課「人口ニュース」による。

被保険者区別加入状況

(平成18年3月31日現在)



被保険者事由別異動状況

(平成17年度)

差 引 増 減 A－B	減 少							増 加										
	死	転 出		社 会 保 険 加 入	生 活 保 護 開 始	世 帯 変 更	そ の 他	計	出 生	転 入		社 会 保 険 離 脱	生 活 保 護 廃 止	世 帯 変 更		そ の 他	計	
		市 外	区 間															
	6,793	19,626	13,044	32,490	3,525	1,902	20,305	97,685	13,683	10	22,538	14,370	47,331	1,449	6,232	19,438	111,368	世 帯
	16,977	32,150	21,183	85,661	5,521	11,611	19,387	192,490	9,066	5,045	35,381	21,430	111,006	2,257	11,696	14,741	201,556	人 員

3 保険給付

(1) 療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病及び負傷に対して、診察、薬剤の支給、手術その他の治療、病院又は診療所への入院等を給付するもので、保険給付の中心をなすものです。

法定給付割合は7割ですが、前期高齢者については9割（ただし一定以上所得者は8割）、3歳未満の乳幼児については8割となっています。

横浜市国民健康保険では、平成17年10月から重度障害者を対象とする10割給付制度を廃止し、重度障害者医療費援助制度へ制度を移管するとともに、結核・精神医療附加金及び原子爆弾被爆者の一部負担金等の特例を廃止しました。

療養給付費等費用額は、前年比7.38%増加し、2,149億円となりました。また、療養給付費等支出額（保険者負担額）は、前年比7.17%増加し、1,757億円となりました。

医療費基礎事項実績（老人分を除く）

（平成17年度）

		当 初 予 算	決 算	増 △ 減
総 費 用 額		230,101,224,000 円	214,905,027,790 円	△15,196,196,210 円
	一 般	148,097,676,000 円	137,774,965,616 円	△10,322,710,384 円
	退 職 者	82,003,548,000 円	77,130,062,174 円	△4,873,485,826 円
保 険 者 負 担 額		187,978,940,000 円	175,710,005,802 円	△12,268,934,198 円
	一 般	120,930,896,000 円	113,058,962,298 円	△7,871,933,702 円
	退 職 者	67,048,044,000 円	62,651,043,504 円	△4,397,000,496 円
被 保 険 者 数		941,300 人	919,312 人	△21,988 人
	一 般	727,000 人	711,811 人	△15,189 人
	退 職 者	214,300 人	207,501 人	△6,799 人
受 診 率		1,360.58 件/100 人	1,389.07 件/100 人	28.49 件/100 人
	一 般	1,166.65 件/100 人	1,177.54 件/100 人	10.89 件/100 人
	退 職 者	2,018.46 件/100 人	2,114.69 件/100 人	96.23 件/100 人
1 件当たり費用額		17,967 円	16,829 円	△1,138 円
	一 般	17,461 円	16,437 円	△1,024 円
	退 職 者	18,958 円	17,577 円	△1,381 円
1 人当たり費用額		244,450 円	233,767 円	△10,683 円
	一 般	203,711 円	193,556 円	△10,155 円
	退 職 者	382,658 円	371,709 円	△10,949 円

※ 受診率とは、被保険者100人当たりの受診件数です。

療養の給付の状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
14	4,542,286	109,318,177,161	80,783,723,132	25,918,075,544	0	2,616,378,485
15	5,090,569	125,836,907,475	94,371,957,071	28,563,622,057	0	2,901,328,347
16	5,231,891	129,085,528,224	97,538,280,462	28,178,555,705	0	3,368,692,057
17	5,516,098	135,632,073,899	101,326,063,963	30,184,076,441	0	4,121,933,495

※ 支払義務額ベース

療養の給付の状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
14	1,740,478	44,979,433,765	35,376,464,453	9,289,787,857	0	313,181,455
15	2,112,764	55,723,031,197	41,985,853,994	13,355,435,592	0	381,741,611
16	2,568,581	68,176,637,172	52,050,584,150	15,654,788,712	0	471,264,310
17	2,901,178	76,142,510,399	58,137,840,314	17,300,247,405	0	704,422,680

※ 支払義務額ベース

療養の給付の状況（診療別）一般分

(平成17年度) (金額単位: 円)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当り 日数	1件当り 費用額	1人当り 費用額
一般診療	入院	104,610	1,677,639	42,190,933,730	14.75%	16.04	403,316	59,482
	入院外	4,399,164	7,819,782	51,627,097,785	620.21%	1.78	11,736	72,786
歯科診療		1,000,424	2,307,469	14,980,335,020	141.04%	2.31	14,974	21,120
薬剤支給		2,665,719	3,722,256	23,259,613,640				
食事療養		96,630	1,504,797	3,360,331,614				
訪問看護		3,758	22,763	213,762,110	0.53%	6.06	56,882	301
合計		8,173,675	11,827,653	135,632,073,899	776.53%	2.15	24,625	191,219

療養の給付の状況（診療別）退職者分

(平成17年度) (金額単位: 円)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当り 日数	1件当り 費用額	1人当り 費用額
一般診療	入院	49,628	684,911	23,324,043,120	23.40%	13.80	469,977	109,993
	入院外	2,371,182	4,479,088	29,622,877,214	1118.21%	1.89	12,493	139,697
歯科診療		475,790	1,137,361	7,258,749,720	224.38%	2.39	15,256	34,231
薬剤支給		1,412,103	1,948,949	14,505,392,050				
食事療養		46,911	585,185	1,354,485,645				
訪問看護		1,229	8,007	76,962,650	0.58%	6.52	62,622	363
合計		4,309,932	6,309,367	76,142,510,399	1366.57%	2.18	26,276	359,076

※ 「薬剤支給日数」欄の()内は、処方箋の枚数

受診率及び1件あたり費用額の算出にあたっては、件数のみ薬剤分を含まない。

(2) 療養費

療養費は、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外の医療機関で受診した場合、治療用装具を装着した場合、柔道整復師等の施術を受けた場合等に、療養の給付に代えて支給する現金給付です。

支給額を診療別にみると柔道整復 15 億 755 万円、治療用装具 1 億 291 万円、その他 4 億 5,128 万円となっています。

療養費の支給状況（負担区分別）

（金額単位：円）

年 度	件 数	費 用 額	保険者負担金	一部負担金	他法負担分	
					他法優先	国保優先
14	190,491	2,125,769,042	1,571,916,352	553,852,690	0	0
15	212,299	2,125,769,042	1,757,617,043	620,818,594	0	0
16	240,106	2,747,459,282	2,061,743,610	685,721,567	0	-5,895
17	271,808	3,127,905,044	2,357,372,256	770,372,897	0	159,891

※ 支払義務額ベース、移送費を含む

(3) 高額療養費

被保険者が保険で診療を受け、同一医療機関に支払った一部負担金が 1 か月に 72,300 円（上位所得者世帯は 139,800 円、非課税世帯は 35,400 円、ただし、総医療費が一定金額を超えたときは 1 パーセントを加算（非課税世帯を除く））を超えた場合、同一世帯で同じ月に 2 回以上該当となった場合、同一世帯が 1 年間で 4 回以上該当となった場合、長期特定疾病（血友病、慢性腎不全）の場合に軽減措置があります。

高額療養費の支給状況

（金額単位：円）

年 度	一 般 分		退 職 分	
	件 数	高額療養費支給額	件 数	高額療養費支給額
14	61,367	5,931,369,399	18,779	1,501,794,795
15	67,367	5,893,624,096	28,637	2,395,194,630
16	78,186	5,996,219,914	46,439	3,210,074,053
17	100,537	7,052,176,934	64,813	3,688,513,003

※ 支払義務額ベース

(4) その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金として 30 万円、被保険者が死亡したときに葬祭費として 7 万円が支給されます。また、任意給付として出生した赤ちゃんに先天性の障害や異常が発現したとき、その程度に応じて障害児育児手当金が支給されます。

その他の給付の支給状況

（金額単位：円）

年 度	出産育児一時金		葬 祭 費		障害児育児手当金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
14	5,549	1,664,590,000	14,324	1,002,680,000	20	12,800,000
15	5,337	1,600,895,000	14,615	1,023,050,000	39	23,800,000
16	5,127	1,536,617,000	15,245	1,067,150,000	37	23,000,000
17	5,001	1,500,134,000	16,436	1,150,520,000	27	16,600,000

※ 支払義務額ベース

10 割給付者の給付状況

(平成 17 年度) (金額単位:円)

区 分 \ 項 目	被保険 者 数	件 数	給付改善分	受診率 (%)	給付改善分	
					1 件当たり	1 人当たり
乳 児 ・ 幼 児	-	19	159,156	-	8,377	-
原 爆 被 爆 者	-	36	209,086	-	5,808	-
重度心身障害者	-	232,484	2,697,648,718	-	11,604	-
合 計	-	232,539	2,698,016,960	-	11,602	-

(注)被保険者数は 17 年度末現在。

上記の制度は平成 17 年度末時点で廃止されたため、対象被保険者数はありません。

(平成 17 年度)

区 分 \ 項 目	件 数	給付改善分 (円)	備 考
結核予防法・精神保健法適用	(0) 0	(0) 0	公費負担(他法優先)残額措置分支 出額(平 7.7 より保険優先に変更)
一 部 負 担 金 減 免	(10) 471	(1,383,396) 27,142,075	

※ () 内は退職者分の再掲

(平成 17 年度)

区 分 \ 項 目	件 数	給 付 額 (円)	備 考
結 核 ・ 精 神 医 療 附 加 金	166,558	147,491,869	
小 児 医 療 附 加 金	164	701,027	
標 準 負 担 額 助 成	75	1,118,700	

※ 支払義務額ベース

4 保健活動

(1) 1 日人間ドック（日帰りの精密総合検診）費用補助

被保険者に容易に人間ドックを受診する機会を提供し、疾病の早期発見、早期治療や現在の健康状態を把握することにより被保険者自身による健康管理の手段とすることを目的に、1 日人間ドック費用補助（日帰りの精密総合検診）を実施しました。

ア 補助額

検診料金のうち自己負担額 13,000 円（一般料金の 3 割程度）を超えた額

イ 受診者数（平成 17 年度）

6,181 人

ウ 事業開始

平成 3 年度

(2) 歯の衛生週間の共催

無料歯科検診による疾患の早期発見及び歯の衛生に関する正しい知識を普及し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的に、横浜市歯科医師会などが実施する「横浜市歯の衛生週間」事業を共催しました。（平成 17 年 6 月実施）

事業開始 昭和 37 年度

(3) プール及び海の家割引利用券の交付

被保険者の健康の保持増進のため、本牧市民プール及び横浜プールセンター並びに三浦、逗子、江の島及び鎌倉海岸の海の家割引利用券を、区役所の窓口で交付しました。

ア 事業開始

(ア) プール

昭和 48 年度

(イ) 海の家

昭和 58 年度

(4) 医療費通知

健康に対する被保険者の認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、平成 17 年度は 524,360 件に受診医療費の額等を通知しました。

事業開始 昭和 55 年度

(5) 広報、啓発事業

ア 「健康増進啓発用カレンダー」の作製

イ 国保制度等の PR 冊子「国保だより」の発行

(6) 健康教育の各区活動

国保制度の PR 及び健康増進意識啓発の動機づけとして、各区の企画により、パネル展示及びコンピューターヘルスチェック等を実施しました。

ア 実施区

16 区

イ 参加延べ人数（平成 16 年度）

12,764 人

ウ 事業開始

平成元年度

(7) 出産費資金貸付事業

出産前後の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の支給額内（30 万円）で必要額を貸し付ける事業を平成 13 年度から開始しました。

ア 貸付件数（平成 17 年度）

842 件

5 保険料

医療分保険料の賦課総額は、法定給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）及び老人保健医療費拠出金の一定割合を賦課する医療費対応方式をとっています。また介護保険の第2号被保険者へは、介護分保険料として介護納付金の納付に必要となる額の一定割合を賦課しています。

横浜市では、被保険者の保険料負担を軽減するため、賦課総額の算定にあたり、毎年多額の市費を繰り入れています。

保険料賦課・収納状況

（平成17年度）（単位：千円）

		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収納率%
一 般 分	現年度分	82,269,152	71,166,260	0	11,102,892	86.50
	滞納繰越分	28,142,968	4,969,047	5,434,804	17,739,117	17.66
	計	110,412,120	76,135,307	5,434,804	28,842,009	68.96
退 職 分	現年度分	20,235,989	19,828,403	0	407,586	97.99
	滞納繰越分	923,536	274,840	121,101	527,595	29.76
	計	21,159,525	20,103,243	121,101	935,181	95.01
合 計	現年度分	102,505,141	90,994,663	0	11,510,478	88.77
	滞納繰越分	29,066,504	5,243,887	5,555,905	18,266,712	18.04
	計	131,571,645	96,238,550	5,555,905	29,777,190	73.15

6 財政

当年度歳入歳出決算額は、歳入総額 2,647 億 4,830 万円に対し、歳出総額 2,600 億 7,909 万円で、歳入歳出差引残額は 46 億 6,921 万円となりました。

6 医療福祉事業

1 ひとり親家庭等医療費助成事業

市内に居住する母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成するものです。

(1) 医療費助成の対象者

市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方です。

ア ひとり親家庭の父又は母及び養育者

イ ひとり親家庭の父又は母及び養育者に扶養されている 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童

(中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は 20 歳未満まで)

(2) 医療証の交付

対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。

(3) 助成の範囲

保険診療の一部負担金。(入院時食事療養費標準負担額は除く)

(4) 助成の方法

医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い(現物給付)をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い(現金給付)をします。

(5) 医療証の交付状況(平成 17 年度)

対象者 40,474 人

(6) 医療費支給状況(平成 17 年度)

件数 542,660 件

金額 1,456,536,837 円

2 重度障害者医療費援助事業

(平成 17 年 10 月 1 日より当事業は国民健康保険加入者を統合。)

市内に居住する重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を援助するものです。

(1) 医療費援助の対象者

市内に住所を有する健康保険加入者または、横浜市国民健康保険加入者で、次のいずれかに該当する方です。(65 歳以上は老人保健法での医療給付対象者)

ア 1 級または 2 級の身体障害者手帳を所有する者

イ 知能指数 35 以下の者

ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の者

(2) 医療証の交付

対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。

(3) 助成の範囲

保険診療の一部負担金。(入院時食事療養費標準負担額は除く)

(4) 援助の方法

医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い(現物給付)をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い(現金給付)をします。

(5) 医療証の交付状況(平成 17 年度)

対象者 44,313 人

(6) 医療費支給状況(平成 17 年度)

件数 1,074,772 件

金額 5,343,600,495 円

3 高齢重度障害者医療費援助事業

(平成 17 年 1 月 1 日より当事業は重度障害者医療費援助事業に統合。平成 16 年 12 月診療分まで助成。)
市内に居住する 65 歳以上の高齢者で重度の障害を持つ方の、健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を援助します。

(1) 医療費援助の対象者

市内に住所を有する老人保健法の対象者で次のいずれかに該当する方です。

- ア 1 級または 2 級の身体障害者手帳を所有する者
- イ 知能指数 35 以下の者
- ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の者

(2) 助成の範囲

老人保健法に基づく一部負担金、訪問看護ステーション基本利用料。

(3) 援助の方法

対象者が支払った一部負担金等の額を調査した後、対象者の指定する金融機関の預金口座に振り込みます。

(4) 医療費支給状況 (平成 17 年度)

件数 183,549 件 金額 319,625,189 円

4 小児医療費助成事業

市内に居住する 0 歳から中学卒業までの小児の健康保持及びその家庭の生活の安定を図るため、小児の医療費の一部を助成します。

(1) 医療費助成の対象者

- ア 横浜市に居住する者
- イ 健康保険に加入している者

(2) 助成の範囲

年 齢	0 歳	1 ～ 5 歳	6 歳～中学卒業
助 成 対 象	入院・通院	入院・通院	入院のみ
助成の対象となる方	全員が対象となります	本市が定める所得制限限度額未満の方	加入している年金の種類ごとに定める所得制限限度額未満の方
助 成 の 方 法	窓口負担なし	窓口負担なし	区役所で払戻し
入院時食事代	助 成 し ま せ ん		
医 療 証	あ り		な し

(入院時食事療養費の標準負担額の助成は平成 16 年 6 月診療分まで)

扶養親族等の数	1 ～ 5 歳の入通院の所得制限限度額
0 人	480 万円
1 人	518 万円
2 人	556 万円
3 人	594 万円
4 人以上	(扶養が 1 人増すごとに 38 万円加算)

(3) 対象者数 (平成 17 年度)

0 歳…………… 31,451 人
1 ～ 5 歳……………122,091 人

(4) 医療費支給状況（平成 17 年度）

件数 3,035,605 件 金額 6,124,697,861 円

	現計予算	決 算	増△減
受診率（回）	19.0	20.0	1.0
1 件当たり助成額（円）	2,064	2,018	△46
1 人当たり助成額（円）	39,562	39,889	△327

5 老人保健医療事業

老人保健法に基づき、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため壮年期からの疾病の予防、治療、機能訓練などの保健事業を総合的に実施するとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという趣旨のもとに、医療については、75 歳以上の方（平成 14 年 9 月 30 日までに 70 歳になられた方を含む）および 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害のある方を対象に実施しております。

(1) 対象者

医療保険加入者で 75 歳以上の方（平成 14 年 9 月 30 日までに 70 歳になられた方を含む）および、老人保健法施行令別表に規定されている一定の障害のある 65 歳以上 75 歳未満の方。

(2) 一部負担金等

ア 自己負担額

入院・外来ともかかった総医療費の 1 割。ただし一定以上の所得がある方（注 1）は 2 割負担。外来については、1 割または 2 割の負担をしますが、入院については、【表】の B の限度額までの窓口負担となります。

イ 高額医療費の支給

外来の個人ごとの一部負担金合計額が【表】の A の限度額を超えたり、同一世帯の老人保健医療受給者の入院・外来の自己負担の合計額が 1 か月で【表】の B の限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。高額医療費は、まず個人ごとに外来分を合算して【表】の A の限度額を適用し、次に入院分とを合わせて世帯ごとで【表】の B の限度額を適用して計算します。

【表】自己負担限度額および入院時の食事代

所得区分	定率負担	A 外来(個人ごと)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯ごと)	入院時食事代 (1 日あたり)
一定以上所得者 (注 1)	2 割	40,200 円	72,300 円 + (医療費が 361,500 円を超えた分の 1%を加算) ※過去 12 か月間に 4 回以上の限度額を超えた分の支給があった場合、4 回目以降は 40,200 円	780 円
一般	1 割	12,000 円	40,200 円	
低所得Ⅱ(注 2)	1 割	8,000 円	24,600 円	650 円(90 日まで)
低所得Ⅰ(注 3)	1 割		15,000 円	500 円(91 日以降)
				300 円

(注 1) 課税所得が 124 万円以上の老人医療受給対象者、および同一世帯に課税所得が 124 万円以上の方(ただし老人医療受給対象者が 70 歳以上の方に限ります)がいる老人医療受給対象者。ただし、

高齢者が2人以上の世帯で年間収入637万円（高齢者が1人の世帯では450万円）未満である旨を申請した場合には、一般区分になることがあります。

※ 平成17年8月診療分より一定以上所得者の判定基準は次のとおり変更となりました。

課税所得が145万以上の老人医療受給対象者、および同一世帯に課税所得が145万以上の方（ただし老人医療受給者か70歳以上の方に限ります。）がいる老人医療受給者対象者。ただし、高齢者が2人以上の世帯で年間収入額621万（高齢者が1人の世帯では484万円）未満のである旨を申請した場合には、一般区分となる場合があります。

（注2）老人医療受給対象者の属する世帯の世帯主および世帯員全員が市民税非課税である方。

（注3）老人医療受給対象者の属する世帯の世帯主および世帯員全員が市民税非課税であって、さらにその世帯員全員の所得がない方。

※ 低所得ⅡおよびⅠの方が入院する場合等は、申請により「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

（3）健康手帳（医療受給者証）交付状況

（平成17年度末）

区 名	対 象 者 数	区 名	対 象 者 数
鶴 見 区	21,387	港 北 区	23,120
神 奈 川 区	19,849	緑 区	11,891
西 区	8,780	青 葉 区	17,107
中 区	12,644	都 筑 区	8,466
南 区	20,129	戸 塚 区	19,769
港 南 区	18,035	栄 区	10,250
保 土 ケ 谷 区	18,913	泉 区	12,169
旭 区	23,706	瀬 谷 区	11,014
磯 子 区	16,163		
金 沢 区	19,319	横 浜 市 計	292,711

（4）医療費等の状況（平成17年度）

医療給付費 件数 9,751,188 件 金額 207,924,688,617 円

	当 初 予 算	決 算	増 △ 減
受 診 率 （件／100 人）	3,347.32	3,295.86	△51.46
1 件当たり医療費（円）	22,945	23,380	435
1 人当たり医療費（円）	768,041	770,563	2,522

（注）医療費には、一部負担金も含む

6 身体障害児育成医療給付

児童福祉法第 20 条の規定に基づき、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療を給付するものです。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し生まれつき、または病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳までのお子さんと指定された医療機関で治療を受ける方です。

- ア 手足や身体の不自由（先天性股関節脱臼など）
- イ 目や耳の不自由（斜視・中耳奇形など）
- ウ 音声言語機能障害（口蓋裂など）
- エ 心臓・腎臓障害（心室中隔欠損症・水腎症など）
- オ 先天性内臓障害（巨大結腸症など）
- カ 先天性中枢神経系疾患（髄膜瘤など）
- キ 先天性皮膚疾患（母斑症など）
- ク ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害

(2) 医療券の交付

申請に基づき、身体障害児育成医療の給付を決定したとき、「身体障害児育成医療券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療分の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額。

(4) 給付の方法

医療費の家族負担分を市が医療機関に支払い（現物給付）をしますが、家族の収入状況に応じて市が負担する医療費の一部を医療機関の窓口で納めていただきます。

(5) 受給者数（平成 17 年度）

1,347 人

(6) 支給金額（平成 17 年度）

137,272,177 円

7 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院の必要を認めたもの。

(2) 療育券の交付

申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療分の自己負担金及び入院時食事療養費の標準負担額。一定範囲の学習用品・日用品。

(4) 給付の方法

指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分について、現物給付します。学習用品・日用品についても現物給付。ただし家族の収入状況に応じて医療費の一部を負担していただきます。

8 未熟児養育医療給付

母子保健法第 20 条の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療給付を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し体重が 2,000g 以下又は、身体の発育が未熟なままで生まれ、指定された医療機関に入院した赤ちゃん（0 歳児）。

(2) 未熟児養育医療券の交付

申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。

- (3) 給付の範囲
保険診療分の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額。
- (4) 給付の方法
医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。
- (5) 受給者数（平成 17 年度）
905 人
- (6) 支給金額（平成 17 年度）
184,938,603 円

9 小児慢性特定疾患医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とするものです。

- (1) 給付の対象者
下記の疾患群に該当する疾患に罹患している 18 歳未満（20 歳未満まで延長可）の方です。
 - ア 悪性新生物（小児がん）
 - イ 慢性腎疾患
 - ウ 慢性呼吸器疾患
 - エ 慢性心疾患
 - オ 内分泌疾患
 - カ 膠原病
 - キ 糖尿病
 - ク 先天性代謝異常
 - ケ 血友病等血液疾患・免疫疾患
 - コ 神経・筋疾患
 - サ 慢性消化器疾患
- (2) 医療給付の決定
申請に基づき、小児慢性特定疾患医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾患医療受診券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療分の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額。
- (4) 給付の方法
医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、医療受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から受給者の銀行口座に支払いをします。（平成 18 年 1 月診療分より所得に応じて自己負担あり）
- (5) 有効期間
期間は最長 1 年間です。
- (6) 受給者数（平成 17 年度）
7,053 人
- (7) 支給金額（平成 17 年度）
615,909,782 円

10 更生医療給付

身体障害者福祉法第 19 条の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり、機能を回復するために必要な医療を給付するものです。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有する 18 歳以上の身体障害者手帳を持っている方で、指定された医療機関で治療を受ける方です。(角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗 HIV 療法など)

(2) 医療券の交付

申請に基づき、更生医療の給付を決定したとき、「更生医療券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療分の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額。

(4) 給付の方法

医療費の本人負担分を市が医療機関に支払い（現物給付）ますが、本人及び家族の収入状況に応じて市が負担する医療費の一部を医療機関の窓口で納めていただきます。

(5) 受給者数（平成 17 年度）

399 人

(6) 支給金額（平成 17 年度）

102,271,298 円

(7) 障害別給付状況

(平成 17 年度) (金額単位:千円)

		《肢体不自由等》 角 膜 手 術 人工関節置換術等	《心臓機能障害》 人工弁置換術 冠動脈バイパス術等	《腎臓機能障害》 人 工 透 析 抗 免 疫 療 法 等	《免疫機能障害》 抗 HIV 療法 HAART 療法等	計
入 院	給 付 人 数	193	58	4	6	261
	公費負担額	28,634	7,003	696	2,284	38,617
	自己負担額	7,411	659	151	10	8,231
	保険負担額	737,317	212,681	21,377	7,507	978,882
入 院 外	給 付 人 数	2	0	39	97	138
	公費負担額	7	0	11,276	52,371	63,654
	自己負担額	1	0	2,357	3,161	5,519
	保険負担額	19	0	37,828	96,619	134,466
合 計	給 付 人 数	195	58	43	103	399
	公費負担額	28,641	7,003	11,972	54,655	102,271
	自己負担額	7,412	659	2,508	3,171	13,750
	保険負担額	737,336	212,681	59,205	104,126	1,113,348

7 障害者福祉事業

障害者福祉事業は、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政などの社会全体による取り組みを推進し、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、様々な事業・施策を行っています。

社会福祉基礎構造改革の考え方である、“自己選択”と“自己決定”を基本理念として、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活を直接支援する在宅サービスや助成制度・手当等を行うとともに、障害の内容・程度に応じて適切な対応ができるように施設の運営・整備を行っています。

また、平成15年度に、障害児・者の事業・施策をよりきめ細かく、具体的に示した「横浜市障害者プラン」を策定しました。

1 障害者福祉の機関

(1) 福祉保健センター

知的障害者、身体障害者の相談にあたりとともに、各種支援施策の窓口として福祉サービスの給付の事務を行っています。

知的障害者相談件数

(平成17年度)

相談実人員	相 談 内 容 件 数							
	施 設	職親委託	職 業	医療保健	生 活	教 育	その他	計
26,671	9,017	2	2,427	2,020	4,538	1,135	8,178	49,283

身体障害者の更生援護の状況

(平成17年度)

		取 扱 実人員	相 談 ・ 指 導 及 び 措 置 件 数								
			身体障害 者手帳	更生 医療	補装具	職 業	施 設	医 療 保 健	生 活	その他	計
身 体 障 害 者	視 覚 障 害	3,729	2,594	0	556	210	192	500	1,208	1,508	6,768
	聴覚・平衡機能障害	3,840	2,470	1	2,254	215	54	445	1,214	1,134	7,787
	音声・言語・そしゃく機能障害	491	425	19	62	28	16	93	199	177	1,019
	肢 体 不 自 由	29,697	19,975	360	10,115	889	1,043	3,277	9,884	11,103	56,646
	内 部 障 害	17,499	10,306	433	10,649	499	113	2,184	5,045	5,249	34,478
	計	55,256	35,770	813	23,636	1,841	1,418	6,499	17,550	19,171	106,698
その他の者(手帳のない者、18歳未満の者)		5,365	6,009	104	4,272	451	220	785	1,925	1,413	15,179

(2) 児童相談所

18歳未満の児童についての各種の相談を受け、専門的な調査・判定・援助を行っています。また、施設入所措置をはじめ、在宅障害児に対する巡回相談・指導を実施しています。

なお、児童相談所はこども青少年局の主管です。

(3) 障害者更生相談所

主として18歳以上の身体障害者・知的障害者を対象として、医師、福祉司、心理判定員、職能判定員などが、専門的な立場から種々の相談・指導を行います。

ア 主要業務

(ア) 更生医療等に関する相談・指導

(イ) 医学的判定、心理学的判定、職業能力・適正判定

(ウ) 義肢や補聴器など補装具の要否・適判定

イ 来所者数

(ア) 年齢別（平成17年度）

区分	0～ 6歳	7～ 12歳	13～ 15歳	16～ 17歳	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	計
人数	393	208	85	92	357	536	468	432	713	345	339	504	298	4,770

(イ) 障害別（平成17年度）

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・咀嚼機能 障害	肢体不自由	内部障害	知的障害	その他	計
人数	55	501	101	2,315	282	1,013	1,107	5,374

※ 障害別内訳については、重複障害者はそれぞれの障害別に区分しています。

ウ 種目別相談件数（平成17年度）

	身障 手帳	療育 手帳	補装具	障害 年金	施設 入所	療育 相談	更生 医療	その他 医療	職業 相談	教育	その他	計
件数	191	736	2,604	41	155	372	436	770	54	0	15	5,374
比率	3.6	13.7	48.5	0.8	2.9	6.9	8.1	14.3	1.0	0.0	0.2	100.0

(4) 障害者施策推進協議会

本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡を要する事項について調査審議します。

	構 成	人 数
委 員	学識経験者、障害者、障害福祉事業に従事する者、関係行政機関職員、本市職員	25

2 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障害のある人から手帳交付の申請がされた場合、障害の程度を法に定められた基準と照らし合わせ、身体障害者手帳の交付をしています。

対象となるのは、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸・小腸、免疫の機能障害です。

障害の程度は、1級を最重度として7級までに分類され、そのうち1級から6級までに手帳が交付されます。

ア 身体障害者手帳所持者数

本市で身体障害者手帳を所持している人は、平成 18 年 3 月 31 日現在で 86,742 人で、市の人口の約 2.42%を占めます。

イ 診断料の助成

身体障害者手帳の交付を受けるためには身体障害者福祉法第 15 条の指定医師の診断書が必要ですが、重度の肢体障害のため指定医師のところへ行くことが困難な人に対しては指定医師を派遣し、その費用を助成しています。

平成 17 年度の助成金額は 1 件 10,800 円で 5 件助成しました。

(2) 愛の手帳（療育手帳）

知的障害児（者）に対して一貫した相談・援助を行うとともに、各種の援助制度を利用しやすくするために「愛の手帳」を交付しています。平成 18 年 3 月末現在、手帳所持者数は 15,705 人です。

療育手帳交付状況

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

障害者 等級	最 重 度	重 度	中 度	軽 度	合 計
総 数	3,604	3,863	4,057	4,181	15,705

身体障害者手帳等級別交付者数

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

障 害 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	2,212 (74)	1,759 (14)	591 (9)	534 (9)	824 (6)	404 (3)	6,324 (115)
聴覚・平衡機能障害	383 (6)	2,320 (143)	949 (68)	1,311 (25)	17 (1)	2,349 (100)	7,329 (343)
音声言語機能障害	32 (0)	48 (0)	509 (4)	306 (13)	—	—	895 (17)
肢 体 不 自 由	10,477 (738)	12,683 (424)	8,440 (218)	11,232 (99)	3,568 (72)	1,791 (41)	48,191 (1,592)
心 臓 機 能 障 害	9,191 (144)	61 (1)	1,262 (73)	763 (23)	—	—	11,277 (241)
腎 臓 機 能 障 害	6,699 (12)	12 (0)	17 (0)	11 (0)	—	—	6,739 (12)
呼 吸 器 機 能 障 害	728 (17)	52 (0)	963 (5)	409 (0)	—	—	2,152 (22)
膀胱直腸機能障害	11 (3)	19 (4)	198 (24)	3,304 (15)	—	—	3,532 (46)
小 腸 機 能 障 害	16 (6)	3 (0)	9 (0)	49 (0)	—	—	77 (6)
免 疫 機 能 障 害	65 (0)	96 (0)	54 (0)	11 (0)	—	—	226 (0)
計	29,814 (1,000)	17,053 (586)	12,992 (401)	17,930 (184)	4,409 (79)	4,544 (144)	86,742 (2,394)

※ () 内の数字は 18 歳未満の再掲です。

身体障害者手帳所持者数

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

区 別	人 口	手 帳 所 持 者 数 ()内は児童再掲	手帳所持者の割合 (%)
横 浜 市	3,608,731	86,742(2,394)	2.40
鶴 見	268,750	7,182 (160)	2.67
神 奈 川	219,496	5,440 (128)	2.48
西	85,885	2,265 (47)	2.64
中	143,662	4,427 (87)	3.08
南	200,495	5,896 (134)	2.94
港 南	222,270	5,381 (153)	2.42
保 土 ケ 谷	204,113	5,433 (177)	2.66
旭	252,651	6,632 (150)	2.62
磯 子	165,663	4,504 (83)	2.72
金 沢	212,083	5,177 (150)	2.44
港 北	311,844	6,206 (206)	1.99
緑	171,757	4,048 (111)	2.36
青 葉	295,210	4,631 (172)	1.57
都 筑	181,567	3,124 (162)	1.72
戸 塚	265,844	5,910 (190)	2.22
栄	125,028	2,940 (72)	2.35
泉	153,831	3,973 (110)	2.58
瀬 谷	128,582	3,573 (102)	2.78

※ ()内の数字は 18 歳未満の再掲です。

3 相談・指導

(1) 相談・指導事業

身体障害者社会適応訓練

事業名	委託団体	事業内容
ろうあ者日曜教室	横浜市障害者社会参加推進センター	聴覚障害者が社会生活上必要な知識の講習・指導
音声機能障害者発声訓練	〃	人工咽頭を使用している音声機能障害者の発声練習
盲婦人家庭生活訓練	〃	女性の視覚障害者の日常生活上必要な各種の訓練（料理等）
盲青年社会生活訓練	〃	盲青年の日常・社会生活上必要な訓練講習
オストメイト健康教室	〃	人工肛門・人工膀胱造設者の日常生活の手入れや専門医師による講習会
中途失聴者コミュニケーション教室	〃	中途失聴者のために障害の正しい理解、障害受容の機会の確保。又手話・読話の講習を行う
脊損者ヘルスセミナー	〃	車椅子常用者の日常生活の問題に対し専門講師の講演や研修会を行う
腎不全者料理教室	〃	効率のよい透析治療に必要な日常生活での水分・塩分等の摂取の自己管理と、またいかに美味しくその材料を料理するかを学ぶ
補装具着用訓練事業	〃	肢体不自由者へ補装具に対する知識の習得や装着訓練を行う
呼吸器機能障害者生活訓練教室	〃	呼吸器機能障害者への理解、日常生活上の問題点や運動療法等の学習
中途失明者緊急生活訓練	社会福祉法人横浜訓盲院	中途失明者への助言・指導、感覚訓練、点字指導、歩行訓練

(2) 相談員の設置

ア 身体障害者相談員

身体障害者の各種相談に応じ、また福祉保健センター等関係機関とのパイプ役となる相談員を身体障害者の福祉に熱意をもっている人に委嘱しています。相談員数は75人です。

イ 聴覚障害者相談員

聴覚障害者や言語機能障害者の各種相談に応じ、関係機関との連絡のもとにその解決を図るため相談員を障害者スポーツ文化センター横浜ラポールに設置しています。

聴覚障害者相談員取扱件数

(平成 17 年度)

内 容	医 療	職 業	住 宅	教 育	生 活	福 祉	対 人 関 係	法 律	そ の 他	合 計
件 数	49	65	42	12	251	108	0	50	0	577

ウ 知的障害者相談員

知的障害者の福祉に関し、家族等からの相談に応じたり、福祉サービス等について福祉保健センター等の関係機関との連携にあたる相談員として、知的障害者の福祉に熱意をもっている人に委嘱しています。相談員数は 64 人です。

(3) 相談支援事業の委託

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援の専門職員を配置し、広範な情報提供を行うとともに、一般的な相談、緊急時の対応や行動障害等個別的な相談に対応します。

ア 地域活動ホーム 13 か所 (平成 17 年度)

名称	所在地	運営主体
つるみ地域活動ホーム幹(みき)相談分室	鶴見区鶴見中央 5-2-11	社会福祉法人大樹
中区本牧活動ホーム生活支援センターぽーと	中区本牧町 1-74	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
地域活動ホームどんとこい・みなみ	南区中村町 4-270-3	社会福祉法人横浜共生会
港南中央地域活動ホームそよかぜの家	港南区港南 4-2-8	社会福祉法人そよかぜの丘
ほどがや地域活動ホームゆめ	保土ヶ谷区神戸町 140-2	社会福祉法人ほどがや
いそご地域活動ホームいぶき	磯子区杉田 5-32-15	社会福祉法人光友会
金沢地域活動ホームりんごの森	金沢区能見台東 2-4	社会福祉法人すみなす会
地域生活支援センター海(しんよこはま地域活動ホーム分室)	港北区日吉 2-6-20	社会福祉法人横浜共生会
みどり地域活動ホームあおぞら	緑区中山町 1154-1	社会福祉法人試行会
つづき地域活動ホームくさぶえ	都筑区牛久保東 1-33-1	社会福祉法人同愛会
地域活動ホーム径(みち)相談支援室	栄区柏陽 2-19	社会福祉法人訪問の家
泉地域活動ホームかがやき	泉区中田北 3-6-55	社会福祉法人いずみ苗場の会
せや活動ホーム太陽	瀬谷区三ツ境 78-12	社会福祉法人瀬谷はーと

イ 障害者入所施設等 6 か所 (平成 17 年度)

名称	所在地	運営主体
横浜療育医療センター	旭区市沢町 557-2	社会福祉法人十愛療育会
よこはま自閉症支援室	都筑区仲町台 1-2-31	社会福祉法人横浜やまびこの里
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町 1696	社会福祉法人同愛会
青葉メゾン	青葉区奈良町 1760	社会福祉法人試行会
花みずき	港北区新吉田町 6001-6	社会福祉法人横浜共生会
十愛病院	戸塚区品濃町 1140	財団法人十愛会

(4) 知的障害者自立生活アシスタント派遣事業

単身等で生活する知的障害者が地域生活を継続するために、知的障害者支援に関して専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」を派遣して、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行ないます。

平成 17 年度登録者数 268 名

実施施設 12 か所（平成 17 年度）

名称	所在地	運営主体
つるみ地域活動ホーム幹 つるみ地域生活支援センター	鶴見区中央 5-2-11 アンバサダー鶴見 101	社会福祉法人 大樹
中区本牧活動ホーム 中区障がい者生活支援スペースぽ〜と	中区本牧町 1-74	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
港南中央地域活動ホーム そよかぜの家	港南区港南 4-2-8	社会福祉法人 そよかぜの丘
偕恵第 1 いわまワークス	保土ヶ谷区岩間町 1-7-15	社会福祉法人 偕恵園
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町 1696	社会福祉法人 同愛会
白根青年寮 自立生活アシスタントステーションしらね	旭区白根 7-20-9	社会福祉法人 白根会
集（つどい）	磯子区馬場町 1-42	社会福祉法人 訪問の家
しんよこはま地域活動ホーム 地域生活支援センター海	港北区日吉 2-6-20 ビーハイヴ 1F	社会福祉法人 横浜共生会
東やまた工房 仲町台センター	都筑区仲町台 1-2-31 ヒルトップス 3F	社会福祉法人 横浜やまびこの里
であい	戸塚区上矢部町 2342	社会福祉法人 であいの会
SELP・杜 相談事業部	栄区中野町 400-2	社会福祉法人 杜の会
青葉メゾン 試行会地域生活支援センター	青葉区奈良 5-1-17 青葉 メゾンこどもの国ワーク ステーション	社会福祉法人 試行会

4 障害者地域活動ホームの設置・運営

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」の設置・運営について助成を行いました。

(1) 設置費助成

施設名	利用者数	規模	平成17年度 事業内容	開所	所在地 設置運営主体
せや活動ホーム太陽	日中活動 事業 40人／日他	RC2F 約890㎡	建設助成	平成17年12月	瀬谷区三ツ境78-12 社会福祉法人瀬谷はーと
みどり地域活動ホームあおぞら	日中活動 事業 40人／日他	RC3F・B1F (B1～2F部分) 約1,200㎡	建設助成	平成18年1月	緑区中山1154-1 社会福祉法人試行会
東戸塚地域活動ホームひかり	日中活動 事業 40人／日他	RC3F 約1,200㎡	設計助成 建設助成	平成19年1月	戸塚区川上町4-9 社会福祉法人ひかり
せや活動ホーム 太陽別館	ショートステイ 4人／日他	SRC2F 約310㎡	設計助成	平成19年2月	瀬谷区相沢2-18-3 社会福祉法人瀬谷はーと
かながわ地域活動ホームほのぼの	日中活動 事業 40人／日他	RC3F 約1,200㎡	建設助成	平成19年4月	神奈川区神大寺2-28-19 社会福祉法人若竹大寿会
旭区障害者地域活動ホーム(仮称)	日中活動 事業 40人／日他	RC3F 約1,200㎡	設計助成	平成19年10月 (予定)	旭区柏町59-2 社会福祉法人訪問の家

(2) 管理運営費等助成【表1】

ア 機能強化型	22 箇所（社会福祉法人	横浜市社会福祉協議会を通じて助成）
イ 従来型	1 箇所（社会福祉法人	横浜市社会福祉協議会を通じて助成）
ウ 社会福祉法人型	12 箇所	

表1

名 称	所 在 地	備 考
機 能 強 化 型 地 域 活 動 ホ ー ム (22 か所)		
鶴見区障害者地域活動ホーム もとみや	鶴見区元宮 2-4-78	
神奈川区福祉活動ホーム	神奈川区立町 16-1	
たんまち福祉活動ホーム	神奈川区反町 1-6-8	
西区地域活動ホーム	西区伊勢町 3-133-5	
中区本牧活動ホーム	中区本牧十二天 2-15	
南福祉ホーム むつみ	南区別所 1-15-22	
港南福祉ホーム	港南区港南台 7-25-10	
港南区地域活動ホーム ひの	港南区日野 8-21-12	
障害者地域活動ホーム ほどがや希望の家	保土ヶ谷区天王町 1-21	
障害者地域活動ホーム あさひ	旭区白根 4-6-3	
障害者地域活動ホーム ふたまたがわ	旭区本村町 17-28	
磯子区障害者地域活動ホーム	磯子区磯子 2-29-51	
障害者地域活動ホーム 金沢福祉センター	金沢区瀬戸 6-4	
金沢区障害者地域活動ホーム シーサイド	金沢区富岡東 2-5-31	
港北区障害者地域活動ホーム ともだちの丘	港北区師岡町 1160-44	
港北区障害者地域活動ホーム しもだ	港北区下田町 6-31-8	
みどり福祉ホーム	緑区十日市場町 792	
えだ福祉ホーム	青葉区荏田町 494-7	
戸塚障害者地域活動ホーム しもごう	戸塚区戸塚町 2304-4	
さかえ福祉活動ホーム	栄区公田町 635-16	
障害者地域活動ホーム いずみ会館	泉区和泉町 519-5	
せや福祉ホーム	瀬谷区相沢 6-10-2	
従 来 型 地 域 活 動 ホ ー ム (1 か所)		
障害者地域活動ホーム ふれあいの家	鶴見区生麦 4-5-37	
社 会 福 祉 法 人 型 活 動 ホ ー ム (12 か所)		
つるみ地域活動ホーム 幹	鶴見区北寺尾 4-21-20	
地域活動ホーム どんとこい・みなみ	南区中村町 4-270-3	
港南中央地域活動ホーム そよかぜの家	港南区港南 4-2-8	
ほどがや地域活動ホーム ゆめ	保土ヶ谷区神戸町 140-2	
いそご地域活動ホーム いぶき	磯子区杉田 5-32-15	
金沢地域活動ホーム りんごの森	金沢区能見台東 2-4	
みどり地域活動ホーム あおぞら	緑区中山町 1154-1	平成 18 年 1 月開所
しんよこはま地域活動ホーム	港北区大豆戸町 518-6	
つづき地域活動ホーム くさぶえ	都筑区牛久保東 1-33-1	
地域活動ホーム 径	栄区桂台中 4-5	
泉地域活動ホーム かがやき	泉区中田北 3-6-55	
せや活動ホーム 太陽	瀬谷区三ツ境 78-12	平成 17 年 12 月開所

5 訓練会・作業所等への補助

障害児者及びその家族等が自主的に組織し、機能回復等の訓練・軽作業・レクリエーション活動等を行う訓練会・作業所に対して、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会を通じて補助を行いました。

(1) 障害児地域訓練会

障害児を対象に、生活指導・機能回復訓練等を行う団体に対し、次のとおり補助を行いました。

平成17年度 補助額 73,936千円

補助団体 69団体

区 名	団 体 名	区 名	団 体 名
鶴 見	ひよこ会ひよこグループ、ひよこ会文化クラブ、ひよこ会スポーツクラブ、エンゼルの会、エンゼルの会学校部、音楽クラブとんとことん	金 沢	かもめの会キッズ（幼児）、かもめの会キッズ、∞の会、サンライズ訓練会
神 奈 川	麦の会てんとう虫グループ、麦の会第1学童部、麦の会第2学童部、麦の会就学部くれよん、横浜こぐま園、グループスヌーピー	港 北	あおぞら会保育部、あおぞら会汽車ポッポ、港北ひまわり会、港北ひまわり会ポンキッキ
西	まつぼっくり会学校部、訓練会キャロット	緑	ペガサスの会、つぼみ会、さくらの会、たねの会、すみれの会、みらくるの会、虹の会、竹の子会うさぎグループ、SKIP「にこにこ」、きしゃぼっぼ
中	ラッコ会、礎・麻美の会、チューリップ	青 葉	えくぼクラブ第1保育部、えくぼクラブ就学部、オレンジの会、スイミークラブ、えくぼフリップーズ、at（アット）、れんげの会
南	泉の会でんでん虫クラブ、泉の会童童クラブ、インディアンクラブ	都 筑	とまとのおうち、バナナのおうち、ペンギンクラブ、はじめのいっぼ
港 南	すずな会、なずな会、さんき会 港南区地域訓練会「さ・い・た」	戸 塚	つくしんぼ会保育部、おひさま
保 土 ヶ 谷	希望の家あひる部会、希望の家あひる部会保育部、ハートの会	栄	あしたばの会幼児訓練会
旭	めばえ会、旭区地域訓練会	泉	アリス、グリーンクラブ
磯 子	すてっぷ、さつき会幼児保育部、ステラ	瀬 谷	ほっぺどんぐり、ほっぺの会、ほっぺスマイル

(2) 障害者地域作業所への補助

就労することが困難な在宅障害者を対象に、週5日以上作業訓練等を行う団体に対し、次の通り補助を行いました。

ア 運営費補助

人件費 事務費等作業所の運営に係わる経費

平成17年度 補助額 合計131団体1,570,562千円

イ 特別介助加算

重度の知的障害と重度の肢体不自由の重複する障害者の介助に要する経費補助額

平成17年度 1人あたり月額22,000円 合計168人、41,734千円

ウ 移送費補助

自力で地域作業所に通所することが困難な障害者の移送に要する費用

平成17年度 合計107団体83,642千円

エ 設置費補助

新設または移転する際に要した経費

平成17年度 補助額 1団体250万円を限度に補助 合計6団体20,000千円

オ 借地・借家費補助

民間の土地及び家屋等の賃貸に係わる経費

平成17年度 補助額 1団体月額5万円までは全額、超過分は3/4を補助

合計128団体370,355千円

カ 巡回指導員

地域作業所を巡回し、相談に応じるとともに、必要な指導助言を行う指導員を配置

平成17年度 活動回数 計471回

キ 訪問相談

地域作業所利用者の健康上の相談検査を行う人を派遣する経費

平成17年度 活動回数 計114か所

(3) 障害者グループホームへの補助

障害者が地域社会において、グループ生活を通じて自立生活を実現していく場である「障害者グループホーム」の設置、運営に対し、次の補助を行っています。(平成17年度)

ア 設置費補助

補助限度額 3,562,000円

イ 運営費補助

a 運営基本費 入居者1人当たり 月額 81,800～189,260円(入居定員等により異なります。)

※ 知的障害者地域生活援助事業対象ホームについては、支援費の加算分を市単独補助

b 家賃補助 月額家賃の1/2 177,000円限度

c 体験入居費 基本型 1人1泊 3,230円

介助型 " 5,430円

d バックアップ事務費 1ホーム年額 300,000円

ウ 補助対象か所数(平成17年度)

a 障害者グループホームA型(横浜市社会福祉協議会障害者支援センターを通じて補助) 89か所

b 障害者グループホームB型(運営主体に補助) 219か所

障害者グループホーム一覧

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

区 名	A 型	B 型
鶴 見	もくせい、小さな夢、キリン	樫の木ハイツ、楠の木ハイツ
神 奈 川	ダンボ、今人、来夢、れいんぼう、ふれんど菅田Ⅰ、ふれんど菅田Ⅱ、クローバー、銀河、第2銀河、グループホームすみれ、第2グループホームもくせい、グループホーム愛実、グループホーム愛実Ⅱ、G・H六角橋、グループホームかりん、つくし	ひまわり1、ひまわり2、ナザレンホーム、第2ナザレンホーム、ユーリカⅡ
西	ふじだな	
中	ふれあい生活の家、本牧生活の家、やまゆり、さくらの家、ハイツきさらぎ、みどりがおか、カリタス、えみな	PWL新本牧1、PWL新本牧2、PWL本牧大里1、PWL本牧大里2、サンクレイン本牧A、サンクレイン本牧B、サンクレイン本牧C、ヒント1、ヒント2、ベイシティ本牧南A、ベイシティ本牧南B、オリーブの家、第2オリーブの家、なかなかホーム、大きな家、さくら、グループホーム本牧満坂
南	あい、オアシス、アガベ、うらら舎、とと、グループホームばれっと、グループホームひまわり、レモンハウス	ラフォーレみなみ、ゆうあい南、ゆうあい永田
港 南	グループホームイルカ、たんぼぼ	笹下ホーム1、笹下ホーム2、ゆうあい港南
保土ヶ谷	グリーンツリー、グループホームあざみ、グループホームはっぴー、サンハイム仏向、グループホームきのこ、ダンボ二番館、第3グループホームもくせい、サンハイツ狩場	恵和第1めぐみ寮、恵和第2めぐみ寮、恵和第3めぐみ寮、恵和第4めぐみ寮、恵和第5めぐみ寮、恵和第6めぐみ寮、恵和第7めぐみ寮、恵和第8めぐみ寮、恵和第9めぐみ寮、恵和第2やわらぎ、恵和第3やわらぎ、恵和第4やわらぎ、恵和第6やわらぎ、恵和第8やわらぎ、白根ホーム第14、白根ホーム第15、白根ホーム第19、なかまの家、サニーコート2、リンデンバウム1、リンデンバウム2、パイオニアハイツ1、パイオニアハイツ2、おりもホーム1、おりもホーム2、青い鳥、銀河1、銀河2、ハイツなるみ、サンハイム藤塚、ポラーノ1、ポラーノ2、光風、蒼風、清風、太陽、上原荘、楓1、楓2、自然荘1、自然荘2
旭	グループホーム葵（あおい）	四季の森1、四季の森2、かもめ、そよかぜ、さくら、鶴ヶ峰、鶴ヶ峰2、ハイツつばめ、市沢ホーム1、市沢ホーム2、恵和第1やわらぎ、恵和第5やわらぎ、恵和第7やわらぎ、恵和第9やわらぎ、恵和第10やわらぎ、白根ホーム第1、白根ホーム第2、白根ホーム第3、白根ホーム第4、白根ホーム第5、白根ホーム第6、白根ホーム第7、白根ホーム第9、白根ホーム第10、白根ホーム第11、白根ホーム第12、白根ホーム第16、白根ホーム第17、白根ホーム第18、白根ホーム第20、くるみホーム、第2くるみホーム、グループホーム大地、未来、すずらん、カーサ鶴ヶ峰、サルヴィア1、サルヴィア2、ハイムかわしま第1、ハイムかわしま第2、ハイムかわしま第3、ゆーとびあ、白根ハイツ、カーサ中白根、希望ヶ丘ハイツ、万騎が原ハイツ、秋元荘、ポラリス、咲・楽・街、川井ホーム、サフランの家
磯 子	友の家、下宿屋、はまゆう、アポロ、コナン、グループホームコアラ	アレグリア、ひいらぎ、大空、大空2
金 沢	大道ホーム、ドリームハウス春風	ゆうあい金沢、晴海、拓海、歩海、サザンクロス、ケンタウロス
港 北	ハーモニー、港北壱番館、よつばホーム、第2よつばホーム、さくらロード菊名、さくらロード箕輪	四季、ふれんず
緑	グループホームソレイユ、スマイル	アブリコット、白根ホーム第13、コスモスガーデン1、コスモスガーデン2、森の泉1、森の泉2、ゆがふ1、ゆがふ2、すばる、第2すばる
青 葉		シリウス、第2シリウス、ミルキーウェイ、第2ミルキーウェイ、ファム、第2ファム、アンダンテ、第2アンダンテ、エーデルワイス
都 筑	ぼけっと、ポマト、びーす、グリーン川和ハイツ、第2グリーン川和ハイツ、ブルーベリー、スイートピー	若人、ハウスBEE、ハウスSEA、ハウスEEL、ハウスDOUX、ハウスF、ハウスG、平和ホーム1、平和ホーム2、みずほ1、みずほ2、びえんと1、びえんと2、みんなの家、オリオンの家、第2オリオンの家、ペガサス、第2ペガサス、グリーンハイツ、ビーンズ、アムール、ハイツマモル、フォレスト、ハッピーチャンス、夢友ハウス、セルフイッシュ、ラルゴ、みなる
戸 塚	カンガルーの家、第2カンガルーの家、ファイブメン、ビオトープ上矢部、メゾン「みどり2」、キララ	レオ1、レオ2、レオ3、レオ4、ゆうきの里、朝日第一ホーム、朝日第二ホーム
栄	あさがお、マンボウ	きゃんぱす、どりーむはんず、ふぉーびーす、からーず、ト

		ポス、空、風、虹、雲、グループホーム月、グループホーム星
泉	アイリス、サンハイム緑園都市、まつかぜホーム向ヶ丘、まつかぜホーム中村、横山ハイツ、いづみ、メゾン「みどり」、いずみ野ハイツ、石川ハイツ	まちなど、ウィズ、ウィズⅡ、ウィズⅢ、ウィズⅣ、ウィズⅤ、泉の郷たんぼぼ、みなみ風、みなみ風Ⅱ、みなみ風Ⅲ、みなみ風Ⅳ、ゆい、ゆいⅡ、ゆいⅢ、ゆいⅣ、ユーリカⅠ
瀬谷	ほほえみ、土屋荘	ききゅう船、ななほしてんとう、ドムス、泉の郷さくら

障害者地域作業所一覧(平成17年度運営費交付施設)

区	作 業 所	通所者数 (人)	区	作 業 所	通所者数 (人)
鶴見	ふれあいの会鶴見共同作業所	14	保土ヶ谷	地域作業所ダンボ	15
	一步舎	17		第二ダンボ	14
	一步舎2号館	17		ワークショップ夢・21西谷Ⅰ	15
	障害者地域作業所「友愛の家」	14		ワークショップ夢・21西谷Ⅱ	11
	鶴見区障害者地域作業所「虹」	13		ワークショップ夢・21西谷Ⅲ	10
	鶴見区障害者地域作業所 ウィズ	13		ワークショップ夢・21上星川	14
	地域作業所Peace	12		ワークショップ夢・21上星川Ⅱ	14
	雑貨工房 みらい	16		ブルーポケット	11
神奈川	横浜援護授産所	15		地域作業所 浜風	16
	第二横浜援護授産所	14		地域作業所トラック	17
	YSK作業所	15		地域作業所はなかご	11
	福祉作業所パティスリーもくせい	12		ワークショップ夢21・上星川Ⅲ	14
	地域作業所アトリエもくせい	10			
	地域作業所ティールームもくせい	12			
	地域作業所ワークスみなと	12			
	地域作業所キッチンみなと	16			
	おおぐち工房	15	旭	もみの木第1作業所	10
	おおぐち工房第二	15		もみの木第2作業所	13
西	おおぐち工房第三 ふれあいTOMO	12		障害者地域作業所第2あさひの家	10
	ワークステーション	13		地域作業所カプカプ	15
中	無限夢工房	18		シュガーポット	13
	どりーむ横浜二番館	19		地域作業所 おだか	11
				地域作業所 第二おだか	11
	ことぶき福祉作業所	20		リブレ・プエルタ	14
	地域作業所えちご家	13		障害者地域作業所まどか工房	12
	障害者地域作業所ワークショップ・ブルースカイ	11		障害者地域作業所まどか工房Ⅱ	12
	障害者地域作業所 第2ブルースカイ	11		地域作業所ミコミコカンパニー	12
	本牧ダック	13			
	シャロームの家	20			
	第二シャロームの家	19	磯子	障害者活動センター「きょうの会」	11
南	第三シャロームの家	20		障害者活動センター第2「きょうの会」	10
	ワークランドPWL	17		障害者地域作業所いそご青い鳥	14
	第二ワークランドPWL	20		青い鳥第二作業所	11
	デイセンターつぼみ	14		障害者地域作業所カナン工房	13
	障害者地域作業所バード	12		どーなつ	10
	風のバード	19	金沢	福祉作業所ゆうゆう	15
	えん	12		第2つばさ作業所	19
	南第二作業所「めざみ」	17		金沢ひだまりの家	10
	地域作業所「こころ」	12		ごのご	17
	地域作業所「あい」	12		地域作業所なぎさ21世紀	12
港南	地域作業所 第二「あい」	11	港北	コスモス工房	12
	すみれ作業所	10		障害者地域作業所「かしの木ホーム」	14
	ラフォーレさくら	21		地域福祉作業所 はんど	18
	フラワーロード	16		地域作業所 いろえんぴつ	18
	障害者地域作業所Honey Bee	10		ほっと・館 宇宙(そら)	16
	港南福祉ホーム第2ひまわり	10		ごぼうハウス	20
	ひだまりあったかい社	10			
	地域作業所黄色いからす	14			
	地域作業所第二黄色いからす	10			

区	作 業 所	通所者数 (人)	区	作 業 所	通所者数 (人)
緑	地域作業所 織人	16	栄	地域作業所草の実	11
	ブナの森作業所	15		地域作業所まってる	18
	地域作業所 陽だまり	11	泉	地域作業所「なかだ」	20
	地域作業所カプカプ竹山	15		障害者地域作業所トムトムの家	12
	UNO工房	12		いずみ福祉作業所 ゆう	10
青 葉	キッチンわかば	11		地域作業所 リサイクルワークス	18
	ほっと・館 花			ジョイカンパニーJ 1	19
	グリーン	16		ジョイカンパニーJ 2	20
	第2グリーン	17		ジョイカンパニーJ 3	14
都 筑	アスタPC	22		地域作業所つぼみの家	10
	アスタ荏田	12		地域作業所ぶどうの樹	16
	かもめ福祉工房	19		地域作業所ほっこりこーひー	13
	地域作業所アイテック			地域作業所やよい	12
	ワークアシスト仲町台	10		地域作業所 農園ユーリカ	10
	ほっと・館	16		わいわいクラブ	13
	ほっと・館 ぷらす わん		瀬 谷	ともしびの家第2作業所	17
	地域作業所 ｱｱﾚ'つづき	15		ランチボックス	18
	クラブハウス すてっぶなな	11		あいざわ作業所	12
戸 塚	DEM	12		地域作業所 ほっとせや	13
	地域作業所第2しもごう	10		地域作業所リサイクルバザー	13
	りぼん東戸塚	12			
	リーふ東戸塚	14			
	りずむ東戸塚	14			

6 ふれあいショップ設置促進事業

知的障害者の就労の場を確保するとともに、障害者地域作業所等で製作した作品の展示・販売をする「ふれあいショップ」を設置しています。

店 名	場 所	開 店 日
か も め	中区港町 2-9（関内駅北口）	H 4.12. 9
P O R T	鶴見区本町通 4-171-23（潮田交流プラザ内）	H 6. 6.21
ハ ト ポ ッ ポ	青葉区市ケ尾町 31-4（青葉区総合庁舎内）	H 7. 4.24
す て っ ぷ	都筑区茅ヶ崎中央 32-1（都筑区総合庁舎内）	H 7. 4.24
さ ん ぽ み ち	栄区桂町 279-29（栄公会堂内）	H 7.12.15
み な と	西区みなとみらい 1-1（臨港パーク内）	H 8. 4.26
て ん	泉区和泉町 4636-2（泉区総合庁舎内）	H 8.11.11
あ お ぞ ら	港南区上大岡西 1-6-1（ウィリング横浜 4 F）	H 9.10. 1
ば あ ー す で い	港北区小机町 3302-6（日産スタジアム内）	H10. 4. 1
愛 あ い	磯子区滝頭 1-2-1（横浜市立脳血管医療センター内）	H11. 8. 1
い そ っ ぷ	磯子区 3-5-1（磯子区総合庁舎内）	H11.11.15
サ ン テ	南区浦舟町 4-57（市民総合医療センター 6 F）	H12. 1. 4
は あ ふ た い む	保土ヶ谷区神戸町 129-3（保土ヶ谷スポーツセンター内）	H12. 9. 1
あ す な ろ	磯子区杉田 5-32-25（磯子スポーツセンター内）	H14. 3.14
の げ や ま	西区老松町 1（中央図書館レストラン棟内）	H14. 3.29
ク レ ヨ ン	保土ヶ谷区川辺町 5-11（かるがも内）	H15. 2. 1
エイチバイスリー （H×3）戸塚店	戸塚区上倉田町 435-1（男女共同参画センター横浜 1F）	H15.11.17
エイチバイスリー （H×3）桜木町店	中区桜木町 1-1（健康福祉総合センター10F）	H17.3.29
マ ー ブ ル	金沢区泥亀 2-14-5（金沢地区センター・図書館内）	H17.3.30

7 手当・年金

国民年金法に定める障害基礎年金（「国民年金事業」の項参照）ほか、次の手当・年金を給付しています。
各種手当支給状況（平成 17 年度）（金額単位：千円）

	在宅心身障害者手当				障 害 児	特 別 障	経 過 的
	最重度	重 度	中 度	計	福 祉 手	害 者 手 当	福 祉 手 当
給付人数	(前期)1,390 (後期)1,415	(前)42,484 (後)43,191	(前)12,095 (後)12,341	(前期)55,969 (後期)56,947	1,551	1,748	347
支給総額	84,150	1,499,313	305,450	1,888,913	268,428	554,543	59,755

(1) 在宅心身障害者手当

市内の在宅心身障害者（児）に、本市単独で手当を支給しています。（昭和 48 年度条例制定）

なお、毎年 4 月 1 日現在 1 年以上県内に住所を有している在宅の心身障害者には、神奈川県から同額の手当が支給されています。ただし、県市とも施設に入所している方は除外されます。

対象となる障害範囲および手当の額は次のとおりです。

＊ H17.10.1 以降、65 歳以上で新規に身体障害者手帳を取得された方は、対象外。

ア 最重度障害者（年額 60,000 円）

(7) 身障 1・2 級でかつ I Q35 以下の重度障害者

イ 重度障害者（年額 35,000 円）

(7) 身障 1 級または 2 級

(イ) 知的障害者で I Q35 以下

(ウ) 身障 3 級でかつ I Q50 以下の重複障害者

ウ 中度障害者（年額 25,000 円）

(7) 身障 3 級

(イ) 知的障害者で I Q36～40

(ウ) 身障 4 級でかつ I Q50 以下の重複障害者

(2) 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる特別の負担を軽減する一助として法律に基づき手当を支給しています。

ア 対象者

日常生活において常時介護を要する重度障害者。身障手帳 1 級及び 2 級程度の一部、I Q がおおむね 20 以下の知的障害児及びこれらと同程度の障害児（本人及び扶助義務者について所得制限あり）

イ 手当額（平成 17 年度）

月額 14,430 円

(3) 特別障害者手当

ア 対象者

日常生活において常時特別の介護を要する重度障害者。身障手帳 1・2 級程度の障害及び知的障害（おおむね I Q20 以下等）が重複しているか、これと同程度の障害、疾病等がある者（本人及び扶養義務者について所得制限あり）

イ 手当額（平成 17 年度）

月額 26,520 円

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の相互扶助の精神を基調とし、本市が独立行政法人福祉医療機構と保険契約を結び、この契約に基づき本市は毎月加入者から掛金を徴収し、加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となった後に残された障害者に年金を支給しています。1人の心身障害者につき2口まで加入できます。

ア 加入者数と掛金月額

(平成17年度末現在)(金額単位：円)

加入時の年齢	掛金月額	加入口数
35歳未満	3,500	57
35歳以上40歳未満	4,500	140
40歳以上45歳未満	6,000	224
45歳以上50歳未満	7,400	558
50歳以上55歳未満	8,900	201
55歳以上60歳未満	10,800	199
60歳以上65歳未満	13,300	261
計	—	1,640

イ 給付内容

(単位：円)

種 別	金 額		備 考
年 金	1口加入（月額）	20,000	加入者が死亡又は著しい障害を有する状態になった場合
	2口加入（月額）	40,000	
弔 慰 金	1年以上5年未満継続加入	20,000	障害者が死亡した場合（2口加入の場合は該当額の倍額）
	5年以上20年未満継続加入	50,000	
	20年以上継続加入	100,000	
特別弔慰金	納入した保険料相当額の範囲内	—	告知義務違反、加入後1年以内の自殺により年金が給付されなかった場合
脱退一時金	5年以上10年未満継続加入	30,000	掛金の負担が困難なため、やむを得ず脱退した場合（2口加入の場合は該当額の倍額）
	10年以上20年未満継続加入	50,000	
	20年以上継続加入	100,000	

給付状況

年金 553件 弔慰金 3件 脱退一時金 6件 （平成17年度執行分のみ）

8 各種援護施策

(1) 医療

ア 更生医療（医療福祉事業のページを参照してください。）

イ 進行性筋萎縮症・筋ジストロフィー対策事業

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターが行う検診と訓練事業に対し補助を行いました。

(平成17年度)

	実施回数	人 員
集団検診	1	20
訪問検診	1	4
集団訓練	1	20

協力医療機関

○横浜市立大学医学部附属病院

(2) 補装具・日常生活用具など

ア 補装具の交付・修理【表2】

身体障害者の障害部位、欠損機能を補うための用具の交付・修理をしました。

イ 日常生活用具の給付・貸与【表3】

重度の障害者の日常をより円滑に、また便利にするための用具を給付または貸与しました。

表2 補装具交付・修理状況

(平成17年度) (金額単位:円)

種 目	身 体 障 害 者				身 体 障 害 児			
	交 付		修 理		交 付		修 理	
	件数	金額 (公費)	件数	金額 (公費)	件数	金額 (公費)	件数	金額 (公費)
盲 人 安 全 杖	135	474,121	1	2,200	2	7,880	0	0
義 眼	18	1,152,020	0	0	2	229,350	0	0
眼 鏡	95	2,055,239	5	36,820	6	118,221	0	0
補 聴 器	750	42,260,782	1,060	6,311,789	103	11,497,310	355	2,214,159
義 手	28	4,756,292	26	2,957,597	0	0	0	0
義 足	159	62,163,550	153	24,276,536	8	2,439,227	3	550,729
装 具	1,082	81,615,651	825	18,260,398	609	74,317,669	133	5,266,068
車 い す	380	65,253,828	784	36,084,469	273	53,293,168	196	9,640,840
電 動 車 い す	62	27,717,911	296	21,701,814	22	9,898,012	32	2,392,217
歩 行 器	12	482,960	4	71,522	17	578,694	3	109,849
歩 行 補 助 杖	141	946,721	21	68,389	7	73,938	1	2,268
点 字 器	9	82,892	0	0	0	0	0	0
収 尿 器	20	228,200	4	107,447	0	0	0	0
排 便 保 持 具					0	0	0	0
ストマ用装具	39,746	388,280,016			6,798	122,878,268		
頭 部 保 護 帽	20	387,017	1	1,389	28	315,156	0	0
座 位 保 持 い す					5	674,031	3	328,286
起 立 保 持 具					0	0	0	0
座 位 保 持 装 置	50	13,344,603	48	4,641,087	186	41,888,575	122	8,449,333
頭 部 保 持 具					0	0	0	0
人 工 喉 頭	27	1,644,412	1	6,035	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	2	434,530	0	0
計	42,734	692,846,215	3,229	114,527,492	8,068	318,644,029	848	28,953,749

表3 日常生活用具給付等事業

(平成17年度) (金額単位:円)

種 目	給 付 対 象 者	基準単価	給 付 状 況			
			身体障害者		身体障害児	
			件数	金額(公費)	件数	金額(公費)
盲人用テープレコーダー	1・2級の視覚障害者(児)	23,000	1	23,000	0	0
盲人用時計	1・2級の視覚障害者	(触読式) 10,300	16	164,630	0	0
		(音声時計) 13,300	75	743,315	0	0
盲人用タイムスイッチ	〃	3,750	0	0	0	0
点字タイプライター	〃	63,100	4	157,030	1	60,200
盲人用電卓	〃	52,000	5	115,400	0	0
電磁調理器	1・2級の視覚障害者世帯	41,000	23	889,920	0	0
盲人用体温計	〃	9,000	26	223,350	0	0
盲人用はかり	〃	3,750	0	0	0	0
盲人用体重計	〃	18,000	38	662,880	0	0
歩行時間延長信号機用送信機	1・2級の視覚障害者(児)	7,000	2	14,000	0	0
拡大読書器	視覚障害者(児)	19,800	75	14,047,190	2	387,900
点字ディスプレイ	視覚障害1・2級かつ聴覚障害1・2級の者	383,500	0	0	0	0
屋内信号装置	1・2級の聴覚障害者世帯	87,400	68	4,636,691	1	85150
聴覚障害者通信装置(FAX)	〃	128,000	105	5,106,049	11	487,645
文字放送テーコーダー	聴覚障害者(児)	80,000	11	395,720	8	192,860
聴覚障害者用情報受信装置	〃	89,800	48	3,290,770	4	206,180
浴槽	1・2級の下肢・体幹機能障害者(児)	58,300	16	848,460	3	172,650
湯沸器	〃	50,000	12	597,750	2	100,000
便器	〃	15,160	9	109,743	0	0
手すり付き便器	〃	21,990	16	335,705	1	19,740
特殊便器	1・2級の上肢機能障害者(児)	159,000	38	4,550,356	2	302,400
特殊マット	1・2級の上肢・体幹機能障害者(児) 重度又は最重度の知的障害者(児)	19,600	16	250,560	4	55,560
特殊寝台	1・2級の下肢・体幹機能障害者(児)	154,000	95	14,240,650	17	2,422,250
パーソナルコンピュータ	1・2級の上肢又は言語・上肢複合障害者(児)	118,500	59	6,662,949	4	400,630
特殊尿器	1級の下肢障害者	67,000	3	174,850	0	0
入浴浴担架	〃	82,400	1	45,150	0	0
体位変換器	〃	15,000	4	31,250	2	26,025
重度障害用意思伝達装置	両上下肢機能全廃及び言語機能喪失者	470,000	9	3,805,365	0	0
携帯用会話補助装置	発声・発語に著しい障害を有する者(児)	98,800	18	979,300	2	143,500
入浴補助具	下肢・体幹機能障害者(児)	90,000	142	6,263,175	24	1,549,704
訓練椅子	1・2級の下肢・体幹機能障害(児)	33,100	0	0	3	33,250
頭部保護帽	重度又は最重度の知的障害者(児)	12,160	4	22,680	5	37140
移乗機	1・2級の下肢・体幹機能障害者(児)	119,700	7	179,970	0	0
褥創予防マット	〃	96,600	60	41,817,195	13	743,758
移動用リフト	〃	159,000	5	733,000	0	0
歩行支援用具	平衡機能または下肢・体幹機能障害者(児)	60,000	87	3,888,731	10	440,765
透析液加温器	1・3級の腎臓機能障害(児)	51,500	44	1,810,800	1	49,250
酸素ボンベ運搬車	手帳を有し医療保険による在宅酸素療法を行う者	17,000	1	17,000	0	0
ネブライザー	1・2・3級の呼吸機能障害者等	36,000	84	2,078,626	24	485,820
吸引器	呼吸機能障害者(児)等	59,000	170	7,850,960	65	2,881,010
自動消火器	1・2級の身体障害者 重度又は最重度の知的障害者	30,900	1	28,700	0	0
火災警報器	〃	15,500	2	11,060	0	0
視覚障害者用ポータブルレコーダ	1・2級の視覚障害者(児)	95,000	109	7,119,840	1	79,900
視覚障害者用活字読み上げ装置	〃		23	2,275,280	0	0
ストマ用装具	人工肛門・人工膀胱造設者(児)	月額 肛門 8,858 膀胱 11,639	6,072	56,408,816	114	1,202,584
点字図書	視覚障害者	一般図書との差額	44	836,596	0	0
福祉電話(貸与)	難聴又は外出困難(2級以上)な身体障害者世帯	83,300	2	9,660	0	0
あんしん電話	1・2級の身体障害者	工事件数 47 延月数 (3807)		145,458 5,897,833	0 0	0 0
合 計			7,697	200,497,413	324	12,565,871

ウ 重度障害者あんしん電話設置事業

ひとり暮らしまたはそれに準ずる重度障害者に対して、緊急時、ペンダント型発信機を押すことで近隣の協力者及び消防局に通報できる電話を設置しました。

エ 身体障害者補助犬定期検診等医療費給付

重度の視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者に給付された補助犬に対し、定期健診及び疾病に関する施療を行い、補助犬を最良の状態に保つことにより、在宅身体障害者の自立と社会参加を促進しています。

平成 18 年 3 月末日現在 補助犬活動頭数 23 頭（盲導犬 22 頭、介助犬 1 頭）

オ 寝具乾燥

「高齢者福祉事業」参照

カ 障害者情報バリアフリー化支援事業

知的障害者（児）や重度の視覚・上肢機能障害者（児）を対象に障害者が情報機器（パソコン等）を使って、情報の収集・発信を行う際に使用する周辺機器やソフトウェア等を購入する経費の一部を機器の購入に要した費用の 3 分の 2 以内でかつ 10 万円を限度として助成しています。

平成 17 年度は、52 件 3,333,665 円の助成を行いました。

(3) 住環境整備の助成

ア 住宅改造費

重度障害者が日常生活を容易に過ごせるよう、自宅の玄関・台所・浴室・便所等を改造するための費用を 120 万円を限度に助成します。

住宅改造費補助状況

(平成 17 年度)

補 助 実 人 員	補助金額 (円)	改造箇所別件数（延べ件数）								負担区分別件数				
		浴室	便所	玄関	台所	廊下	階段	居室	その他	0	1/10	1/4	1/2	3/4
239	162,662,141	105	87	44	19	50	18	58	86	82	73	49	24	11

イ 機器購入費・機器取付費

(平成 17 年度)

対象機器名	助成限度額		件 数		金 額 (円)	
	購入費	取付費	購入費	取付費	購入費	取付費
移 動 リ フ タ ー	100 万円	40 万円	37	30	17,278,795	3,183,127
階 段 昇 降 機	100 万円	12 万円	27	22	16,344,665	1,775,760
段 差 解 消 機	55 万円	20 万円	19	23	7,117,848	3,080,865
環 境 制 御 装 置	60 万円	7 万円	2	0	67,095	0
コミュニケーション機器	30 万円	3 万円	9	3	758,736	89,190
合 計			94	78	41,567,139	8,128,942

(4) ヘルパー派遣と緊急一時保護

ア 手話通訳者・登録手話通訳者の派遣

聴覚障害者や言語機能障害者が意思の疎通をスムーズに行えるように依頼に応じて、随時手話通訳を派遣しています。

イ 障害者ガイドヘルプ事業、ガイドボランティアの紹介

単独では外出が困難な視覚障害者、全身性障害者並びに知的障害者が外出する際に、ガイドヘルプサービスの提供及びガイドボランティアの紹介を行なっています。

(7) ガイドヘルプ事業

利用時間：404,873 時間（年間総利用時間）

(イ) ガイドボランティア紹介状況

（平成 17 年度）

種 別	件 数
視覚障害者	7,946
脳性マヒ者等 全身性障害者	9,437
計	17,383

ウ 在宅障害児者家庭援護事業

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターを通じ、障害児・者をもつ家庭の負担を軽減するため家庭奉仕員の派遣を行う団体に助成を行いました。

平成 17 年度 家庭奉仕活動	派遣家庭数	216 世帯
	延派遣回数	3,932 回
	奉仕員数	221 人
	助成額	1 回 1,400 円

エ 在宅重度障害者家庭奉仕員の派遣

「高齢者福祉事業」参照

オ 障害者ホームヘルプ事業

身体介護や家事援助を必要とする障害児・者の在宅生活の支援を行うため、ホームヘルプサービスを提供しました。

(7) 身体介護

入浴、排泄、食事等の介助

利用時間：709,623 時間（年間総利用時間）

(イ) 乗降介助

通院等のための乗車又は降車の介助

利用時間：439 時間

(ウ) 家事援助

調理、洗濯、掃除等の介助

利用時間：395,158 時間（年間総利用時間）

(エ) 日常生活支援

身体介護、家事援助及び見守り等の支援

利用時間 119,355 時間（年間総利用時間）

カ 障害者短期入所事業

在宅で障害者を介助している家族が疾病や冠婚葬祭等で介助できないときや、疲労回復のため休養をとりたいときなどに、施設や病院に入所しています。

(平成 17 年度)

		日中利用	宿泊利用	送迎
身体障害者		464	4,487	5
知的障害者	市 立	—	811	0
	そ の 他	2,466	24,063	94

キ 在宅障害者緊急一時保護事業

在宅で障害者を介護している家族が疾病や冠婚葬祭等で介護できないとき等に一時的に保護、またはその家族に介護人を派遣しています。

(平成 17 年度)

	障害者
介護人派遣	681

(5) 運賃割引証、特別乗車券の交付

障害者が鉄道・バス等を半額で利用できるよう運賃特別割引証を交付しています。第 1 種身体障害者及び療育手帳 A 判定の人の場合は、介護人も半額となります(平成 18 年度末で割引証の交付を廃止。ただし、身体障害者手帳もしくは療育手帳の提示で半額になります。)。1 級から 4 級までの身体障害者及び I Q50 以下の知的障害者には、バス・市営地下鉄の無料乗車券を交付しています。また、身体障害者で自動車の運転を行う人、第 1 種身体障害者及び第 1 種知的障害者が乗車し介護者が運転を行う場合は、有料道路の半額割引証を交付しています(平成 15 年 12 月から制度が変更になり、割引証のかわりに障害者手帳にスタンプを受け、そのページを提示することで割引を受けられるようになりました。)。

交付実績

(平成 17 年度)

区 分			交付人数
バス地下鉄 割 引 証	乗 車 券	単 独 用	9,575
		介護付用	25,518
	定 期 券	単独用	742
		介護付用	1,286
特 別 乗 車 券 (身体障害者・知的障害者のみ)			28,079

(6) 施設の通所交通費助成

市内在住の身体障害者・知的障害者で、通所施設又は障害者地域作業所等に通所する人に対し、本人及び送迎介助者の交通費を助成しています。

(7) 自動車運転免許取得援助等

ア 身体障害者専用教習車の設置

身体障害者が運転できるよう、アクセルブレーキ・ハンドル等を改造した教習車を、市内の2か所の教習所に設置し、肢体不自由者の運転訓練に役立てています。

身体障害者専用練習車利用状況

(平成17年度)

			障 害 別 卒 業 者 数						
			下肢 障害	上肢 障害	片 マヒ 障害	四肢 マヒ 障害	体幹 障害	そ の 他	計
京急上大岡 自動車学校	港南区港南 2-12-1	1,800cc オートマチック (標準試験車)	5	0	3	0	0	0	8
関東自動車 学校横浜西口 校	西区南軽井 沢 62-1	1,800cc オートマチック (標準試験車)	3	3	0	1	0	0	7
計			8	3	3	1	0	0	15

イ 自動車運転訓練費の補助

1級から4級までの身体障害者及び知的障害者が各都道府県公安委員会の指定した教習所で運転技能を習得する場合にその費用(技能教習に要した額の3分の2、限度額は10万円)を補助しています。

自動車運転訓練費補助状況

(平成17年度) (金額単位:円)

	下肢 障害	上肢 障害	片マヒ 障害	四肢マ ヒ障害	体幹 障害	内部 障害	聴覚 障害	言語・ そし ゃく	知的 障害	計
補助件数	11	3	3	4	0	6	9	0	3	39
補助金額	915,600	293,300	300,000	398,300	0	471,400	776,000	0	297,200	3,451,800

ウ 自動車改造費の助成

重度の上肢・下肢・体幹機能障害者等が、仕事や通勤のために購入する自動車のアクセル・ブレーキ・ハンドル等の改造費を13万円を限度として助成しています。

平成17年度は20件2,392,750円の助成をしました。

(8) 福祉バスの提供

障害児・者団体が、視察・研修や野外活動などを行う場合に無料で提供します。利用の窓口は、横浜市社会福祉協議会が行っています。

(9) 重度障害者タクシー料金の助成(福祉タクシー制度)

市内在住の在宅重度障害者のうち、バス、市営地下鉄の特別乗車券の交付を受けていない人に対し、タクシー料金の基本料金金額を助成するタクシー利用券を交付しています。

交付枚数は月6枚、年間72枚までです。

なお、人工透析に週3回以上通う腎臓機能障害者に対しては、月12枚、年間144枚まで助成しています。

福祉タクシー利用券交付事業

(平成17年度)

身 体 障 害 者					小 計	知的障害	重複障害	計
視 覚	下 肢	体 幹	内 部	割 増				
1,648	2,834	9,665	6,709	3,149	24,005	1,340	11	25,356
利 用 枚 数					839,058枚			

(10) 障害者自主製品販路拡大事業

障害者地域作業所において障害者が手作りした品物を広く市民に購入していただくため、カタログによる通信販売を行っています。

ア 趣旨

自主製品の販売を通じて、障害者の社会参加の促進を図るとともに、障害者に対する市民の理解を深める。

イ 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

(11) ハンディキャブ事業

公共の交通機関を単独で利用するのが困難な重度の障害者で車椅子利用の人に対し、車椅子のまま乗車できるリフト付小型車両（ハンディキャブ）を提供しています。

ア 運行事業

専用の運転手付ハンディキャブを低額の利用料で提供します。

平成 17 年度 5,462 件

イ 貸出事業

ハンディキャブの車両の貸出のみ提供します。

平成 17 年度 283 件

ウ 運転ボランティア紹介

貸出事業に対し運転ボランティアを紹介します。

平成 17 年度 191 件

(12) 障害者社会参加推進センター事業

横浜市身体障害者団体連合会が設置した「横浜市障害者社会参加推進センター」の運営費を補助し、事業を委託することにより、身体障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

ア 障害者社会参加推進協議会運営事業

イ 調査、研究、研修事業

ウ 各種相談事業

エ 啓発普及事業

9 団体育成

障害のある人々に対する福祉サービスをより幅広く展開するため、各種団体に事業の補助・委託を行いあわせて団体の指導・育成を図っています。

(1) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

市内の在宅障害児・者及びその家族に対する療育援助と障害福祉問題に関する啓発活動を行っています。

ア 在宅障害児者家庭援護事業

イ 訓練会・作業所への補助

ウ 進行性筋萎縮・筋ジストロフィー対策事業

エ 障害者福祉団体活動支援事業

横浜市域で活動をする障害児・者団体に対し、活動費の一部を補助しました。

平成 17 年度 対象団体 17 団体

オ 啓発相談活動事業（平成 17 年度）

(ア) 機関誌「お元気ですか」発行

発行回数 4 回 発行部数 10,000 部

(イ) 研修会議等の開催

各対象分野別に延 17 回実施しました。

(ウ) 巡回相談指導員の派遣

各関係団体からの専門的な相談に応じ、団体の支援にあたりました。

派遣回数 471 回

(エ) 地域作業所等に対する巡回指導（健康相談）

保健師が地域作業所、地域活動ホームを訪問し、保健衛生等に関し、必要な相談・指導を行いました。

巡回か所数 114 か所

(2) 知的障害者等関係団体への補助

（平成 17 年度）（金額単位：円）

団 体 名	補助金額	実 施 事 業 内 容
神奈川県知的障害施設団体連合会	210,000	文化事業、調査研究事業、研修事業等
財団法人横浜市知的障害者育成会	700,000	相談事業、スポーツ・レクリエーション事業
神奈川県重症心身障害児者協議会	90,000	職員研修、研究発表会実態調査等
横浜市心身障害児者を守る会連盟	300,000	福祉大会、スポーツ・レクリエーション事業等

(3) 身体障害者関係団体への補助

（平成 17 年度）（金額単位：千円）

団 体 名	会員数	補助金額	実 施 事 業 内 容
(社) 横浜市身体障害者団体連合会	3,983	3,750	福祉思想啓発、研修会、スポーツ振興
浜 身 連 加 盟 団 体 内 訳	横浜市肢体障害者福祉協会	1,050	800 //
	横浜市視覚障害者福祉協会	400	600 //
	(社) 横浜市聴覚障害者協会	400	600 //
	横浜市車椅子の会	230	400 //
	横浜市脳性マヒ者協会	140	350 //
	横浜市腎友会	700	200 //
	横浜市オストミー協会	500	200 //
	横浜市港笛会	120	200 //
	横浜市中途失聴・難聴者協会	220	200 //
	横 浜 市 も み じ 会	230	200 //
横浜市傷痍軍人会		93	1,400 //

(4) 奉仕員養成

(平成 17 年度) (金額単位：千円)

事業名	受講者数	委託費	事業内容
点訳奉仕員養成事業	165	437	点字図書印刷物の作成、点訳奉仕者の養成
録音奉仕員養成事業	148	437	声の図書作成、録音奉仕者の養成
手話通訳奉仕員養成事業	28	612	手話ボランティアの養成（たつの会）
初級手話講習会	90	1,224	手話ボランティアの養成（社会参加推進センター）
中級手話講習会	32	612	手話奉仕員養成事業修了者の技術向上のための講習会
上級手話講習会	22	612	手話の一定技術を習得させるための講習会
手話通訳者統一試験	55	768	横浜市手話通訳者となるための登録試験の実施
要約筆記奉仕員養成講習会	75	1,608	要約筆記通訳者・パソコン文字通訳者の養成

(5) 障害者団体各種大会への補助金

(平成 17 年度)

大会名	趣旨	主催	開催日	場所	参加者	補助金
第24回ふれあいキャンプ	障害者、一般市民等がキャンプの生活の場を共有することにより相互理解を深める。	横浜市心身障害児者を守る会連盟	平成17年 8月5日 ～ 8月7日	障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」他	68人	210,000円
2006年障害者の成人を祝う集い	20歳を迎える障害者の成人とその家族及び関係者が集い、成人を祝う。	横浜市心身障害児者を守る会連盟	平成18年 1月15日	横浜ラポール	320人	350,000円
第54回横浜市身体障害者福祉大会	横浜市における身体障害者問題の討議と各種功労者の表彰を行う。	(社団)横浜市身体障害者団体連合会	平成17年 7月10日	横浜ラポール	300人	460,000円
第46回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会ならびに第38回親善スポーツ大会	政令指定都市身体障害者福祉団体の代表が一堂に会し、大都市における共通問題を討議する。また、スポーツ大会を通じて友情を深める。	(社団)横浜市身体障害者団体連合会	平成17年 9月17日 ～9月18日	仙台市	15人	615,000円

10 文化・スポーツ・レクリエーション

(1) 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

スポーツや文化活動を通して、障害者ひとりひとりの健康づくりや社会参加並びに健常者との交流を促進するための中核施設です。

・開館日数 345日 (前年度 345日)

・施設利用者数 延べ 411,028人 (前年度 392,563人) 1日平均 1,191人 (前年度 1,137人)

施設名	施設種別	規 模	平成17年度 運営費(千) 当初予算	開 設 年月日	所 在 地 運営主体
横浜市障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	身体障害者福祉センター (A型)	地上3階・地下1階 延床面積28,817.74㎡	740,138	平成4年 8月28日	港北区鳥山町1752 (社福)横浜市リハビリ テーション事業団

(2) 障害者スポーツ振興事業

ア リハビリテーション・スポーツ事業

各種相談を通じて、障害の状況に応じた適切な教室や個別指導を実施し、体力づくりの支援とスポーツ活動への導入を図ります。

運動・スポーツに関する初期相談、リハビリテーション・スポーツ教室ほか (参加人数 延べ 2,309人)

イ スポーツ・レクリエーション事業

卓球教室、水泳教室、スポーツの時間ほか (参加人数 延べ 9,615人)

ウ スポーツ・レクリエーション振興事業

障害者スポーツ指導員養成研修会 (初級) (参加人数 延べ 252人)

障害者スポーツボランティア養成研修会 (参加人数 延べ 49人)

その他障害者スポーツボランティア交流研修会、フォローアップ研修会、種目別研修会
(参加人数 延べ 208人)

エ 横浜 F・マリノスふれあいサッカー (愛称: futuro フテューロ)

ワールドカップを契機に、これまで障害者サッカー育成事業で行ってきた横浜市選抜の育成に加え、知的障害者がサッカーを身近に楽しめる環境の整備と技術の向上を目的とし、横浜 F・マリノスの協働事業として実施しました。(実施回数 45回、参加人数 延べ 950人)

オ 定期リーグ記録会

卓球オレンジリーグ、ボッチャリーグ、フライングディスク記録会ほか (参加人数 延べ 610人)

カ 地域支援事業

障害者が地域の身近な施設でスポーツ等が行えるよう、各区スポーツセンター地区センター、地域ケアプラザ等でスポーツ教室等を開催します。

卓球、ボッチャ、高齢者転倒骨折予防教室ほか (実施回数 194回、参加人数 延べ 4,340人)

(3) スポーツ大会・交流イベント

ア 第5回全国障害者スポーツ大会

開催地: 岡山県

期 間: 平成17年11月5～7日

派遣人数: 選手49人・役員37人の合計86人

成 績: 金=31個、銀=18個、銅=7個

イ 第9回ハマピック

身体障害者及び知的障害者のスポーツ振興を図るとともに、参加者の競技力向上及び体力の維持増進を目的として実施しました。

種 目	実施時期	場 所	参加人員		
			身体障害	知的障害	合 計
水 泳 競 技	平成17年4月24日	横浜ラポール プール	87	157	244
卓 球 競 技	平成17年4月24日	横浜ラポール メインアリーナ	48	22	70
サントテーブルテニス	平成17年5月15日	横浜ラポール メインアリーナ	4	—	4
陸 上 競 技	平成17年5月8日	三ツ沢公園陸上競技場	146	165	311
フライングディスク	平成17年5月1日	三ツ沢公園陸上競技場	44	78	122
アーチェリー	平成17年5月15日	横浜ラポールアーチェリー場	4	—	4
ボウリング	平成17年5月15日	横浜ラポールボウリング場	—	70	70
ソフトボール	平成17年9月25日	岸根公園野球場	(中止)	(中止)	0
バレーボール	平成17年11月21日	横浜ラポール メインアリーナ	—	95	95
バスケットボール	平成17年7月4日 平成17年7月11日	横浜ラポール メインアリーナ	—	168	168
サッカー	平成18年2月12日	横浜Fマリノス新子安グラウンド	—	155	155
合 計 11種目			333	910	1243

ウ スポーツフェスタ及び交流イベント

事業名	行事名	実施日	参加人数
スポーツフェスタ	水泳の日	7/3	延べ 369 人
	ボウリングの日	9/11,3/19	115 人
	ボッチャの日	2/26	212 人
交流イベント	ラポールの祭典	9/11	—
	ラポール写真展	3/11～3/30	—

エ 第22回横浜市身体障害者運動会

身体障害者とその家族、ボランティアが集い運動会を行いました。

実施月日	場 所	参加人員
平成17年10月16日	横浜ラポール グラウンド	316

オ 第22回横浜市ふれあいスポーツ大会

心身障害児者やその家族などがスポーツを通じて、心身の健康をうながすとともに、相互のふれあいにより、理解を深めることを目的に開催されます。

実施月日	場 所	申込人員
平成17年5月29日	三ツ沢公園補助陸上競技場	約630人

11 障害者施設の整備

平成 17 年度は 3 か所の建設、1 か所の建設調整を行いました。

施設名	施設種別	定員	規模	17年度 事業内容	開所	所在地 運営主体
ソイル栄	知的障害者 入所更生施設	入所50 ショート10	R C 2 F 約2,600m ²	建設助成	平成18年5月	栄区笠間3-10-7 (福)であいの会
リエゾン笠間	身体障害者 療護施設	入所50 ショート10	R C 2 F 約3,510m ²	建設助成	平成18年5月	栄区笠間3-10-1 (福)同愛会
ｼｰﾀﾞ ｵﾉｷ 工房 ｼｰﾀﾞ 日野学園 (仮称)	知的障害者 通所・入所 更生施設	通所50 入所50 ショート5	R C 2 F 約3,365m ²	建設助成	通所：平成18年 4月 入所：平成19年 9月(予定)	港南区日野中央2-25-1 (福)聖坂学園
希望 (仮称)	知的障害者 入所更生施設	入所60 ショート10	R C 2 F 約3,558m ²	建設調整	平成20年5月 (予定)	鶴見区矢向1-830-13外 (福)白根会

12 横浜市総合リハビリテーションセンター

横浜市の障害者福祉施策の中核的施設として、福祉保健センター等の関係機関や社会福祉施設とも連携しながら、相談・評価・治療・訓練・指導等、障害の発見から社会的自立に至るまでの総合的なリハビリテーションを実施する施設です。

(1) 概要

ア 運営主体

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

イ 所在地

港北区鳥山町 1770

ウ 設置施設

- (ア) 肢体不自由児通園施設（定員 40 名）
- (イ) 知的障害児通園施設（定員 30 名）
- (ウ) 難聴幼児通園施設（定員 30 名）
- (エ) 身体障害者更生施設（定員入所 30 名・通所 6 名）
- (オ) 身体障害者通所授産施設（定員 20 名）
- (カ) 補装具製作施設
- (キ) 診療所（入院 19 床）

エ 委託事業

- (ア) 住環境整備事業
- (イ) 介護実習・普及センター事業

オ 補助事業

- (ア) 地域リハビリテーションサービス事業
- (イ) 職能評価開発事業
- (ウ) 企画開発研究事業

(2) 総合相談実施状況

同センターの相談窓口は、障害者更生相談所が中心となり、各種相談業務を実施しています。実施状況は、障害者更生相談所参照。

(3) 施設利用状況

ア 障害児通園施設年齢別利用児数

(平成 18 年 3 月 1 日現在)

種 別	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
肢体不自由児 通 園 施 設	0	0	0	6	8	10	24
知的障害児 通 園 施 設	0	0	0	7	26	24	57
難聴幼児 通 園 施 設	3	0	8	3	6	23	43

(年齢は平成 17 年度当初の年齢)

イ 身体障害者更生施設年齢別利用者数

(平成 18 年 3 月 1 日現在)

種 別	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
入 所	0	2	7	10	8	27
通 所	2	0	0	1	0	3

ウ 身体障害者通所授産施設年齢別利用者数

(平成 18 年 3 月 1 日現在)

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
0	3	2	2	1	8

エ 補装具製作施設

平成 17 年度 製作・修理件数 2 件

オ 診療所

平成 17 年度 受診者数 延 26,092 人

(4) 委託事業実施状況

ア 住環境整備事業

障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、建築士等の専門スタッフを派遣し、住宅改造に関する助言、支援を行いました。

平成 17 年度 評価訪問・調査訪問 320 件

イ 介護実習・普及センター事業

介護に関する専門相談や情報提供、介護機器の紹介等を行いました。

平成 17 年度 研修への専門職派遣実績 35 講座・延 68 人

(5) 補助事業実施状況

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団の実施する事業に対し、補助を行いました。

ア 地域リハビリテーションサービス事業

(7) 在宅リハビリテーション

家庭や地域での評価・訓練等が必要な重度障害児・者の家庭に医師等の専門職員を派遣し、障害や生活環境の評価や必要とされる専門的技術支援を行いました。

平成 17 年度 評価訪問人数 957 人 (福祉機器支援センター分を含む)

訪問指導人数 2,536 人 (福祉機器支援センター分を含む)

(イ) 療育相談

早期発見・早期療育を図るため、福祉保健センターと合同で、乳幼児健診において専門的な評価・診断が必要とされた乳幼児を対象として、医師等専門職員による療育相談を実施しました。

療育相談実施人数

(平成 17 年度)

4 か月児	1 歳 6 か月児	計
90	33	123

(ウ) 関係機関技術支援

地域におけるリハビリテーション資源を充実し、適切なリハビリテーションが提供できるよう、また、関係機関とのネットワークづくりを推進するため、関係機関への技術支援を実施しました。

実施箇所数及び回数

(平成 17 年度)

	福祉保健 センター	成人・高齢者 施設	小児施設 (保育所等)	その他	計
箇所数	13	2	29	0	44
回 数	37	5	37	0	79

イ 職能評価開発事業

障害者の職業に関する相談・評価・訓練を行いました。また、知的障害者等に対して身体障害者通所授産施設を利用した職業訓練を行いました。

(ア) 職業相談・職能判定

平成 17 年度 延 710 件

(イ) 職能訓練コース

(平成 18 年 3 月 1 日現在)

20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50 歳以上	計
2	4	4	0	3	13

ウ 企画開発研究事業

(ア) 福祉機器等の研究開発

リハビリテーションに関する技術及び各種福祉機器の研究開発を行いました。

(イ) 臨床工学サービス事業

研究開発により得た技術的成果を障害者の生活支援に取り入れるため、情報提供・機器の適合評価・製作・加工等を行いました。

(平成 17 年度)

項 目	取扱件数	製作件数
住 宅 改 造	118	0
住 宅 用 移 乗 ・ 移 動 機 器	226	0
移 動 機 器	30	0
姿 勢 保 持 装 置	42	0
コンピュータ・コミュニケーション機器	71	2
環 境 制 御 装 置	31	0
ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 機 器	14	0
そ の 他	17	1
合 計	549	3

(ウ) 研修・啓発

リハビリテーション関係職員への各種研修の開催、情報誌の発行等を実施しました。

13 福祉機器支援センター

福祉機器や住宅改造、介護に関する専門相談・情報提供・展示・試用体験等を行うとともに、在宅リハビリテーション等の拠点としての役割を担いました。

(1) 概要

施設名	所在地	運営主体
横浜市中山福祉機器支援センター	緑区中山町413-4	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
横浜市泥亀福祉機器支援センター	金沢区泥亀1-21-5	
横浜市反町福祉機器支援センター	神奈川区反町1-8-4	

(2) 利用状況

(平成17年度)

施設名	来館者数	相談件数		
		一般相談	専門相談	合計
横浜市中山福祉機器支援センター	2,660	32	91	123
横浜市泥亀福祉機器支援センター	1,927	27	64	91
横浜市反町福祉機器支援センター	1,916	119	55	265
合計	6,503	178	210	388

14 本市施設の概要

本市が設置する障害者施設の概要は次のとおりです。

(1) 松風学園

松風学園は、知的障害者の更生援護を目的とする知的障害者更生施設（入所及び通所）、在宅の知的障害者とその保護者が短期間宿泊し生活援助並びに療育相談等を受ける短期宿泊訓練施設、家庭環境・住宅事情等のために家族との同居が困難である知的障害者に対し生活の場を提供する福祉ホームの4部門で構成しており、これらの各部門が機能的に協働して福祉サービスを提供する総合的な施設です。

ア 年齢別状況

(平成18年4月1日現在)

区分	定員	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
入所	100	0	6	17	20	34	15	92
通所	20	0	3	10	1	0	0	14
福祉ホーム	10	0	0	1	2	2	2	7

イ 入・退所状況 (平成17年度)

区分	入所人員	退所人員
入所	4	6
通所	1	1
福祉ホーム	0	1

ウ 短期宿泊訓練施設の状況 (平成17年度)

	日帰り訓練	宿泊訓練	合計
件数	33	15	48
延べ利用者数	527	155	682

(2) ひのき学園・つたのは学園・中山みどり園

ひのき学園・つたのは学園・中山みどり園は、知的障害者が日々通所し、保護を受けるとともに、その更生に必要な生活や、作業に関する援助及び訓練を受ける知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生

施設です。対象は原則として18歳以上（15歳以上も可）となっています。

なお、ひのき学園は、平成18年4月1日廃止されました。

ア 年齢別状況

(平成18年4月1日現在)

施設名	定員	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
つたのは学園	50	1	12	24	7	2	0	46
中山みどり園	40	1	13	16	2	0	0	32

イ 入・退所状況

(平成17年度)

施設名	入所人員	退所人員
ひのき学園	1	3
つたのは学園	2	2
中山みどり園	0	5

(3) 身体障害者更生授産所

身体障害者更生授産所は、身体障害者の職業的更生を図り、社会適応を促進するために必要な訓練を行う施設です。

ア 年齢別状況

(平成18年4月1日現在)

区分	定員	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
入所者数	40	0	0	0	1	0	2	3
通所者数	30	0	0	1	2	11	7	21
計	70	0	0	1	3	11	9	24

イ 入・退所状況

(平成17年度)

区分	入所人員	退所人員
入所	0	1
通所	1	2

ウ 授産科目別利用人数

(平成18年4月1日現在)

区分	縫製科	クリーニング科	軽作業科	計
入所	2	0	1	3
通所	4	6	11	21
計	6	6	12	24

エ 工賃の支払状況

(平成17年度) (単位：円)

授産科目	延べ在籍人数(月平均)	支払い工賃(年額)	月平均工賃	一人当たり月平均工賃	最高額(月額)
縫製科	72(6)	987,410	82,284	13,714	69,160
クリーニング科	72(6)	1,285,140	107,095	17,849	33,100
軽作業科	136(11)	990,892	82,574	7,286	26,578

(4) 福祉授産所

市内には6か所の福祉授産所が設置されており、一般企業に就職することが困難な知的障害者・身体障害者に対し、仕事の場を提供するとともに、生活や作業に関する援助を行うことによって職業的自立を支援しています。

ア 年齢別状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

施設名	定員	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
鶴見福祉授産所	25		5	11	2	1		19
西福祉授産所	50	3	9	18	5			35
中福祉授産所	50	6	20	17	1			44
南福祉授産所	60	1	11	24	16	6	1	59
港北福祉授産所	60	5	15	18	10	3		51
戸塚福祉授産所	50	2	10	16	10	8	1	47

イ 工賃の支払状況

(平成 17 年度) (金額単位：円)

施設名・区分		延べ在籍人数(月平均)	支払い工賃(年額)	月平均工賃	一人当たり月平均工賃	最高額(月額)
鶴見	知的障害者	244(20)	1,540,406	128,367	6,313	23,991
	身体障害者	—(—)	—	—	—	—
	計	244(20)	1,540,406	128,367	6,313	—
西	知的障害者	418(35)	5,634,300	469,525	13,479	41,235
	身体障害者	24(2)	327,599	27,300	13,650	25,806
	計	442 (37)	5,961,899	496,825	13,428	—
中	知的障害者	574(48)	7,882,948	656,912	13,733	41,180
	身体障害者	—(—)	—	—	—	—
	計	574(48)	7,882,948	656,912	13,733	—
南	知的障害者	667(56)	5,350,975	445,915	8,022	30,320
	身体障害者	24(2)	263,402	21,950	10,975	17,145
	計	691(58)	5,614,377	467,865	8,125	—
港北	知的障害者	640(53)	5,090,005	424,167	7,953	46,670
	身体障害者	12(1)	80,599	6,717	6,717	12,900
	計	652(54)	5,170,604	430,884	7,930	—
戸塚	知的障害者	508(42)	5,878,313	489,859	11,571	44,860
	身体障害者	68(6)	655,451	54,621	9,639	33,545
	計	576(48)	6,533,764	544,480	11,343	—

ウ 退所者の移行状況

(平成 17 年度)

施設名	就職	他の授産施設	他の社会福祉施設	転居	その他	計
鶴見福祉授産所		1	1		2	4
西福祉授産所	2	2	1		3	8
中福祉授産所	4	5				9
南福祉授産所			2			2
港北福祉授産所	6	1	3	1	3	14
戸塚福祉授産所	2	1	1			4

(8) 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」

障害者やその家族の健康増進及び社会参加の促進を図るため、研修や保養、レクリエーション等に利用できる宿泊施設です。

ア 概況

運 営 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

所在地 都筑区葛が谷 2-3

定 員 宿泊 60 人 研修 220 人

イ 利用状況

(平成 17 年度)

	宿 泊 利 用		休 憩 利 用		研修その他利用	
	計	月平均	計	月平均	計	月平均
利用者数	9,647	804	4,058	338	33,928	2,827

15 施設訓練等支援費制度に基づく利用決定による障害者の援護

(1) 施設利用状況

障害状況または家庭状況等により、施設へ入所若しくは通所することが必要な障害者に対する施設利用による援護状況は次のとおりです。

(平成 17 年度) (金額単位：円)

施 設 種 別		施設数	利用人員 (月平均)	支援費等 (1人1月当たり)
知的 障害 者 福 祉 施 設	知的障害者援護施設（入所）	167	1,269	287,663
	〃（通所）	70	1,421	162,031
	〃（分場）	38	378	139,949
	知的障害者通所寮	3	37	91,030
	福祉授産所	6	251	62,921
	職親	—	1	31,000
	計	284	3,357	—
身体 障 害 者 福 祉 施 設	肢体不自由者更生施設（入所）	10	63	238,967
	肢体不自由者更生施設（通所）	1	4	85,083
	視覚障害者更生施設（入所）	3	12	254,171
	視覚障害者更生施設（通所）	0	0	0
	聴覚言語障害者更生施設	1	2	348,800
	内部障害者更生施設	2	30	233,848
	身体障害者授産施設（入所）	16	41	193,029
	身体障害者授産施設（通所）	2	21	89,149
	身体障害者療護施設	27	195	376,372
	身体障害者療護施設（通所）	2	8	167,802
	通所授産施設	11	129	152,583
	福祉授産所	4	15	60,018
	計	79	520	—

(2) 入所等に伴う費用

ア 国基準による費用

施設入所後の障害者等が施設からサービスの提供を受けた場合に、そのサービスの対価として市町村から支給されるのが施設訓練等支援費です。施設種別の費用は次のとおりです。

(7) 知障害者福祉施設

a 知的障害者援護施設

(平成 17 年度) (単位：円)

施設種別 \ 費目	施設訓練等支援費	医療費
入 所	258,013	9,422
通 所	163,221	—
分 場	140,087	—

b 知的障害者通勤寮

(平成 17 年度) (単位：円)

区 分	施設訓練等支援費
1 人 1 か月当たり経費	91,030

c 職親

(平成 17 年度) (単位：円)

区 分	入居委託費
1 人 1 か月当たり経費	31,000

(イ) 身体障害者福祉施設

a 身体障害者更生援護施設

15－(1) 表参照

b 更生訓練費の支給

身体障害者更生援護施設利用者のうち生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入が 27 万円以下の入所者が訓練を受けるにあたって必要となる参考書・ノート等の購入費用及び通所にかかる費用を支給しています。

(平成 17 年度)

施設数	給付延べ人数	支給金額 (円)
29	2,494	14,307,840

c 就職支度金の支給

身体障害者更生援護施設での訓練を終了し、就職する障害者に支度金として 36,000 円を支給しています。平成 17 年度には 4 人に支給しました。

(ウ) 進行性筋萎縮症に罹患している人々が適切な治療と訓練が受けられるよう独立行政法人国立病院機構に入所委託をしています。

(平成 17 年度)

担当機関数	給付延べ人数	給付金額 (円)
3	229	75,338,506

イ 国基準以外の費用 (法外援護)

国の定める措置費、支援費以外に、本市においては、入所児・者の福祉向上と職員の待遇改善及び施設の健全運営を図るため、本市の単独負担による法外援護を行っています。

平成 17 年度の状況は次のとおりです。

(7) 知的障害者援護施設法外扶助費等支給状況

(金額単位：円)

事業名	平均単価	人数等	執 行 額
特別処遇費加算	504,253	1,749人	848,782,000
小舎運営費補助	415,400	32ユニット	159,513,600
小規模施設運営費	559,500	4施設	26,856,000
エレベーター管理費補助	各施設単価		10,609,582
事業費加算（一般）	1,377	2,215人	36,594,520
事業費加算（特別）	10,940	510人	66,930,920
就職支度費	36,000	10人	360,000
激変緩和額			34,167,678
小計			1,183,814,300
市外施設			149,589,384
障害者ショートステイ センター			49,823,500
計			1,383,227,184

(イ) 身体障害者更生援護施設法外扶助費支給状況

(金額単位：円)

事業名		平均単価	人数等	執 行 額
所 管 施 設	特別処遇費加算	80,614	155人	149,942,900
	小舎運営費助成	415,400	6ユニット	29,908,800
	エレベーター保守 管理費助成	各施設別単価	3か所	881,360
	小規模施設運営費	396,100	5施設	23,766,000
	事業費助成	入所 1,740 通所 1,220	入所 118人 通所 117人	4,177,100
激変緩和額		—	—	△4,630,260
小計		—	—	204,045,900
市外施設		—	—	50,286,675
計				254,332,575

(3) 施設入所者数

ア 知的障害者援護施設

(7) 知的障害者援護施設

知的障害者に適切な生活指導と訓練を行い自立更生及び保護の機会を与えるため、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の利用決定を行っています。

知的障害者援護施設一覧

(平成18年3月現在)

施設名			利用人員	施設名			利用人員
更生施設 (所管施設)	松風学園		86	授産施設 (所管施設)	偕恵第1いわまワークス(通)		47
	松風学園(通)		14		白根学園通所授産所(通)		40
	ひのき学園(通)		47		白根学園通所授産所(分)		10
	つたのは学園(通)		45		幸陽園(通)		59
	中山みどり園(通)		31		幸陽園(分)		19
	恵和青年寮		80		第二空とぶくじら社(通)		36
	恵和館(通)		37		空とぶくじら社第1・2(分)		22
	恵和館(分)		17		愛(通)		59
	偕恵学園		50		愛第1～5(分)		61
	偕恵学園(通)		29		共働舎(通)		59
	白根学園成人寮		63		共働舎(分)		12
	白根学園成人寮(通)		41		ぽこ・あ・ぽこ(通)		49
	白根学園成人寮(分)		12		SELP・杜(通)		60
	白根学園第二成人寮		40		SELP・杜(分)		26
	白根学園第二成人寮(通)		35		ワーク中川(通)		59
	やすらぎの園		29	授産施設 (所管施設)	小計	入所 通所 分場	468 150
	ひかりの園(通)		47		小計	入所 通所 分場	42 69 8
	ひかりの園(分)		11		授産施設 合計	入所 通所 分場	42 537 158
	朋(通)		40	小規模 通所授産 施設	ぴぐれっと1～3		59
	朋(分)		10		港南作業所ジャンプ		19
	集(通)		50		ワークショップはばたき		20
	オリブ工房(通)		48		タキオン第1・2・3		37
	オリブ工房(分)		13		夏の空		14
	ナザレ工房(通)		49		岡津		14
	東やまたレジデンス		40		虹のかけはし・第二虹のかけはし		31
	東やまた工房(通)		48		フロンティア		18
	東やまた工房(分・2か所)		24		であいの里		10
	てらん広場		69		オーガニックスペースかれん		11
	てらん広場(分・6か所)		101		モアかれん		12
	朝日塾		48		アートかれん		11
	朝日塾(通)		29		ハートランド		20
	であい(通)		59		ネバーランド		20
	であい(分)		16		トロワランド		18
	聖星学園(通)		56		おべんとうぽこ		19
	のぼら園		48		ふらんすばん		19
	青葉メゾン		59		いこいの家・第2いこいの家		40
	青葉メゾン(分・2か所)		19		陶		20
	若草(通)		40		第1・第2かたるべ社		40
	航		50		Begin		11
	航(分)		5		名瀬のもり		12
	花みずき		49		小計		475
	くるみ学園(成人部)		20	合計	施設数	入所 通所 分場	152 63 28
	ポルト能見台(通)		50		人数	小規模授産 入所 通所 分場	29 1243 1407 387
	みどりの家(通)		36			小規模授産	475
	小計	入所 通所 分場	731 831 228				
	小計	入所 通所 分場	470 39 1				
所管外施設							
更生施設 合計		入所 通所 分場	1201 870 229				

(イ) 知的障害者通勤寮

知的障害者援護施設等を退所した知的障害者などの社会参加を促進するため、知的障害者が職場に通勤しながら対人関係の調整・余暇の活用・健康管理・金銭管理等独立自活に必要な援護を実施する目的で知的障害者通勤寮の利用決定を行っています。

(平成 18 年 3 月現在)

	施 設 定 員	利用者数
所管施設（白根青年寮）	30	22
所管外施設（2 施設）	100	13
計	130	35

(ウ) 知的障害者福祉ホーム

現に住居を求めている知的障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供します。

(平成 18 年 3 月現在)

	施 設 定 員	入居委託人員
所管施設（松風学園福祉ホーム）	10	8
所管外施設（2 施設）	28	4
計	38	12

ウ 身体障害者更生援護施設

身体の機能回復訓練や、日常生活動作訓練・職業訓練などを必要とする身体障害者に対し、入所又は通所によりリハビリテーションの機会を提供するため次の施設に利用決定を行っています。

身体障害者更生援護施設

(平成18年3月現在)

施設種別	施設名	利用人員	施設種別	施設名	利用人員
肢体不自由者更生施設	横浜市総合リハビリテーションセンター	28	通所授産施設	横浜市総合リハビリテーションセンター	6
	横浜市総合リハビリテーションセンター	3		横浜技術センター	20
	所管外施設	47		横浜光センター	20
	小計	78		希望更生センター	29
視覚障害者更生施設	所管外施設	11		第一空とぶくじら社	20
	小計	11		偕恵第2いわまワークス	20
内部障害者更生施設	所管外施設	30		所管外施設	10
	小計	30		小計	125
聴覚言語障害者更生施設	所管外施設	2	療護施設	リバーサイド泉	62
	小計	2		横浜らいず	64
身体障害者授産施設	横浜市更生授産所	2		所管外施設	74
	横浜市更生授産所（通所）	19		小計	200
	所管外施設	36	合計		503
	小計	57			

16 就業援助事業

障害者の雇用促進と、授産所等への作業発注のため、企業等の訪問を行っています。

また、求職者と企業が一堂に会して面接を行い雇用の促進を図る「障害者合同面接会」（県及び市内公共職業安定所と共催）を毎年開催しています。

その他、障害者の雇用について、企業等の理解を得るための啓発事業及び就労シンポジウムを実施しています。

(1) 企業開拓

障害者の求人情報を収集するとともに障害者の職業能力の活用、助成金等の援護制度の説明等、雇用についての理解と協力を求め、障害者の雇用促進を図っています。また、授産所等への作業発注のための企業訪問を行うとともに企業へのダイレクトメールの発送を行っています。

平成 17 年度 企業訪問件数 677 件
 文書依頼件数 3,553 件

(2) 障害者合同面接会

平成 17 年 9 月 30 日、横浜文化体育館において、神奈川県及び市内公共職業安定所と共催で、企業と障害者が一堂に会した面接を実施しました。

参加求人企業数 101 社 参加求職者数 456 人 採用決定者数 47 人

(3) 雇用啓発等各種事業

9 月の障害者雇用支援月間に、市民、企業に対し、障害者の雇用について理解と協力を呼びかけるため、神奈川県雇用開発協会との共催で、横浜駅西口において障害者雇用促進キャンペーンを行いました。

(4) 障害者就労シンポジウム

平成 18 年 1 月に横浜市健康福祉総合センターにて開催

テーマ：「働きたい！あなたのシンポジウム in 横浜」

参加者：130 人

17 障害者福祉的就労促進事業

一般就労することが困難な知的障害者を対象に、事業主の協力を得ながら福祉的就労を促進することにより、障害者の職業能力に応じた就労の場の拡大を図ります。

なお、協力事業所に対しては、対象者一人につき月額 3 万円の奨励金を交付します。

平成 17 年度 協力事業所数 132 所
 福祉的就労従事者数 1,446 人（実習を含む従業員の延べ人数）
 3 月末の福祉的就労者 122 人

18 障害者地域就労援助センター

知的障害者等の就労の促進と定着を図るため、相談、指導・訓練、職場開拓、求職支援、就労後の定着支援などを行っています。

名 称	所 在 地	運 営 主 体
東部就労援助センター	神奈川区西神奈川1-4-10 クレ第2ビル	(財)神奈川県児童医療福祉財団
南部就労援助センター	磯子区新杉田町8-7 電機神奈川福祉センター内	(福)電機神奈川福祉センター
北部就労援助センター	緑区中山町306-1 ミヨシ・シードビル405	(福)和枝福祉会
西部就労援助センター	旭区二俣川1-4-3 二俣川郵便局ビル201	(福)同愛会
戸塚就労援助センター	戸塚区戸塚町4111吉原ビル2F	(福)こうよう会

(平成 17 年度)

名 称	利 用 者 数 (人)			新規就労者 (人)	職場定着支援 (人)
	新規	継続	計		
東部就労援助センター	32	183	215	37	144
南部就労援助センター	48	214	262	39	166
北部就労援助センター	29	93	122	16	70
西部就労援助センター	51	145	196	27	98
戸塚就労援助センター 開設：平成18年1月	21	0	21	1	1
合 計	181	635	816	120	479

19 障害者農業就労援助事業

知的障害者の就労の場を拡大し、農業分野における就労が可能となるような研修を行い、障害者の自立自活を援助する団体に補助を行っています。

(1) 研修部門

ア 研修内容

野菜・果樹の栽培・園芸・酪農を通じた農作業全般

イ 研修期間

原則として2年

ウ 定員

おおむね8名

エ 研修場所

港南区上永谷町 4835-8 笠原農園内

(2) 就労援助部門

就労可能な農家等の開拓および就労に向けた実習を行います。

この事業により農家等に就労した障害者の職場定着及び労働条件の整備を目的とした相談、巡回指導を行います。

運営主体 (財)横浜市知的障害者育成会 横浜市神奈川区二ツ谷町 9-5

平成 17 年度 利用者数 10 人

就労者数 4 人

新規利用者数 5 人

20 共同受注事業

市立授産所に対する作業導入の共同受注により、作業量・工賃の安定的確保を図っています。さらに、民間授産施設・地域作業所に対し、作業のあっ旋を行っています。

(平成 17 年度)

区 分	相 談	あっ旋	内 訳	
			新規	継続
市立授産所	48	13	11	2
民間授産施設等	102	4	4	—
計	150	17	15	2

21 企業支援事業

新たに障害者雇用を検討している企業等へ特例子会社の設立や障害者雇用に関する情報提供・助言・支援・啓発を行う事業を特定非営利活動法人「障害者雇用部会」に委託しています。

平成 17 年度	相談件数	100 件
	特例子会社設立	2 社（神奈川県内 2 社）
	セミナー参加者	195 人

8 高齢者福祉事業

横浜市の高齢化は国のスピードを上回る速さで進行しており、高齢者福祉に関する市民の関心は日に日に高まっています。

高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、高齢者全般にわたる生活基盤の安定と生きがいや健康の増進、また、寝たきりや痴呆など援護を必要とする高齢者に対する福祉を充実していきます。

平成12年4月から実施された介護保険制度による要援護者対策をすすめるとともに、在宅生活支援や介護予防・自立生活支援を目的としたサービスを介護保険制度とは別に実施しています。また、特別養護老人ホームや介護老人保健施設についても引き続き民間施設の建設助成を行うなど整備を促進しました。

健康な高齢者対策としては、老人クラブ活動の活性化を図るための助成事業や高齢者福祉大学講座などを実施しました。また、地域における健康維持・増進を図るうえから、昨年に引き続き地域健康体操・レクリエーション教室の設置事業を行いました。

1 老人クラブ助成事業

老人クラブを育成し、その健全な発展を図るため助成金を交付しています。

(単位クラブ助成金 平成17年度 会員100人以下 月額4,500円 会員101人以上 月額6,300円)

老人クラブ及び会員数

(平成18年4月1日現在)

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
クラブ数	120	173	78	69	153	89	143	166	91
会員	9,609	10,784	4,624	5,075	9,937	7,236	8,792	12,537	6,148

金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	計
83	99	81	86	55	122	58	91	79	1,836
6,364	6,092	5,012	5,202	3,467	7,081	5,236	6,258	4,146	123,600

2 敬老特別乗車証交付事業

高齢者が気軽に外に出かけ、健康を保持し、地域社会への参加・交流を深める一助とするため、70歳以上の希望する方に乗車証を交付しています(所得に応じた利用者負担有り)。

乗車可能範囲は、市営バス、市内相互停留所間の民営バス、市営地下鉄及び金沢シーサイドラインです。

3 高齢者世帯等住み替え家賃助成事業

家主から建替え等による立ち退き要求を受け、住宅確保に困窮する、民間賃貸住宅居住で助成要件を満たす高齢者のみの世帯や障害者のいる世帯に対し、居住の安定を図るため、住み替えに必要な新旧家賃の差額などを助成しています。

平成17年度 助成世帯数 288世帯

4 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、無年金者となっている在日外国人高齢者・障害者や長期海外在住日本人高齢者の福祉の向上を図ることを目的として、福祉給付金を支給しています。

平成17年度 高齢者：月額21,500円

重度障害者：月額43,500円

中度障害者：月額31,500円

5 高齢者体操・レクリエーション指導者養成事業

地域における高齢者の健康増進活動を推進するため、高齢者に適した体操・レクリエーションの地域指導者を養成しています。

平成17年度 修了者 22人

6 高齢者地域健康体操・レクリエーション教室設置事業

高齢者体操・レクリエーション指導者養成事業の修了生が中心になって、地域で体操及び軽スポーツなどの場を設け、これらの活動をしています。

平成 17 年度 教室設置数 市内 155 か所（うち、助成対象教室 25 か所）

7 老人福祉センターの運営事業

地域の高齢者に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所と機会を提供するとともに健康相談などを行っています。

老人福祉センター利用状況

（平成 17 年度）

施 設 名	所 在 地	定 員	延 利 用 人 数	一日平均 利用人員
横浜市菊名寿楽荘	港北区菊名 3-10-20	150	64,956	188
〃 福寿荘	旭区白根 2-33-2	250	124,965	372
〃 蓬萊荘	港南区港南台 6-22-38	280	146,232	428
〃 喜楽荘	磯子区磯子 3-1-41	150	188,715	547
〃 翠風荘	栄区野七里 2-21-1	250	89,745	260
〃 南寿荘	南区南太田 2-32-1	150	121,990	357
〃 瀬谷和楽荘	瀬谷区瀬谷 3-18-1	150	79,327	229
〃 狩場緑風荘	保土ヶ谷区狩場町 295-2	250	110,587	321
〃 つづき緑寿荘	都筑区葛が谷 2-1	250	151,547	450
〃 うらしま荘	神奈川区立町 20-1	150	51,576	149
〃 麦田清風荘	中区麦田町 1-26-1	150	71,848	208
〃 鶴寿荘	鶴見区馬場 4-39-1	150	53,947	156
〃 泉寿荘	泉区西が岡 3-11	150	69,434	201
〃 戸塚柏桜荘	戸塚区戸塚町 2304-5	150	63,923	185
〃 野毛山荘	西区老松町 26-1	150	50,971	148
〃 緑ほのぼの荘	緑区十日市場町 825-1	150	58,144	169
〃 ユートピア青葉	青葉区もえぎ野 4-2	150	83,690	252
〃 晴嵐かなざわ	金沢区泥亀 1-21-5	150	70,711	205
合 計		3,230	1,652,308	4,825

8 高齢者保養研修施設運営管理事業

高齢者の社会参加や交流の促進を目的に、「健康づくり・保養・研修」等の機能をもつ全市施設として高齢者保養研修施設ふれーゆを運営しています。

平成 17 年度 有料利用者数 269,258 人（温水プール 170,876 人・大浴場 98,382 人）

9 友愛活動推進員設置事業

高齢者による高齢者のしあわせを高める友愛的交流活動や相互扶助活動を推進するため友愛活動推進員を設置し、地域で「ボランティア」の実践活動を中心とした情報の伝達、福祉の心の普及、啓発に努めています。

平成 17 年度 友愛活動推進チーム 233 チーム
友愛活動推進員 3,700 人

10 高齢者を囲む地域福祉事業

福祉の風土づくりの一環として、公衆浴場の優待入浴日を設けて、高齢者と地域住民とのコミュニケーションを図りました。

平成 17 年度 実施公衆浴場数 優待入浴 延べ 1,544 軒

11 高齢者いきいき活動支援事業

家庭にひきこもりがちな地域の高齢者に「身近に活動できる場」を提供し、生きがいを高め健康の増進を図るとともに、明るい活力ある地域社会を築くことを目的として、高齢者の多種多様なグループ活動を支援しています。

平成 17 年度 高齢者の仲間づくりと健康づくり運動

参加人数 325,904 人／月平均

(内訳) 老人クラブ会員 292,213 人 非会員 33,691 人

高齢者地域活動グループ支援 590 グループ

12 シルバー健康ひろば運営事業

ゲートボールなど軽スポーツや野外レクリエーション活動を通し、高齢者の健康保持・増進や仲間とのふれあいを深めるため、地域の協力を得てこの事業を実施しています。

平成 17 年度 14 か所

13 高齢者の生きがいを高める事業

高齢者の生きがいを高めるために、高齢者の趣向に合った次の事業を実施しています。

(1) 生きがい対策事業

高齢者の生きがいを高めるために、各区において区内の実情を考慮しながら次のような事業を実施しています。

事業内容 区スポーツ大会、多世代交流行事、趣味の作品展、ゲートボール大会等

(2) ことぶき大学講座

高齢者が現代社会に即応した生活を送れるため、高齢者の健康、趣味、法律、時事問題など各種講座を区毎に開講しています。

平成 17 年度 17 講座

14 高齢者福祉大学講座事業

めまぐるしく変化する時代に対応して、たえず新しい知識と教養を身につけ、高齢者が心豊かに人生を送ることができるように、高齢者自身の手による、高齢者のための講座を開講しています。

(1) 一般講座（平成 17 年度）

実施会場 老人福祉センターなど 18 か所（年 1 回開講）

受講人員 719 人 修了証交付人員 589 人

(2) 特別講座（平成 17 年度）

実施会場 老人福祉センター 3 か所（年 1 回開講）

受講人員 333 人 修了証交付人員 264 人

(3) 専修講座（平成 17 年度）

実施会場 横浜市職能開発センター（年 2 回開講）

受講人員 98 人 修了証交付人員 92 人

15 敬老月間事業

9 月 15 日「老人の日」を中心に 9 月中を敬老月間と位置づけ、次の行事を実施しています。

(1) 高齢者訪問

市長・区長による高齢者の訪問

(2) 老人ホームにおける各種行事

区長などによる市内老人ホーム慰問や市内老人ホーム入所者への祝品贈呈等

(3) 長寿のしおり所持者に対するお灸の無料治療など

長寿のしおり所持者に、1 週間、磯子の峯の灸でお灸の無料治療を実施

(4) 長寿者番付表の交付

高齢順に番付を作成し、登載者 552 人などに交付

(5) 敬老金品贈呈

敬老の日を記念して、多年にわたり社会に貢献されたおとしよりの長寿をお祝いするため、敬老金品を贈呈しています。

敬老金品贈呈者数

(平成 17 年度)

年 齢 別	金 品 別 (円)	贈 呈 者 数
77歳	5,000	22,424
88歳	10,000	5,908
99歳	10,000	235
100歳	記 念 品	232
合 計		28,799

16 長寿のしおり交付事業

自らの健康や高齢者福祉に対して関心と理解を深めていただくため、65 歳以上の方に長寿のしおりを交付しています。

平成 17 年度 交付件数 48,612 件

17 老人憩いの家運営事業

地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供しています。

老人憩いの家利用状況

(平成 17 年度)

名 称	延 利 用 人 員
潮 田 老人憩いの家	1,650
北 方 老人憩いの家	2,512
金 沢 老人憩いの家	4,249
港北(東京園) 老人憩いの家	8,300
佐 江 戸 老人憩いの家	6,341
合 計	23,052

18 高齢者ホームヘルプサービス事業

(1) 自立支援ホームヘルプ事業

おおむね 65 歳以上の方で、介護保険の給付対象とならない方のうち、日常生活を営むのに支障があるひとり暮らしの方等を対象に、生活援助サービスを提供しています。

区 分	鶴 見	神 奈 川	西	中	南	港 南	保 土 ヶ 谷	旭	磯 子	金 沢	港 北	緑	青 葉	都 筑	戸 塚	栄	泉	瀬 谷	合計
項 目																			
利用者数 (H18年3月)	7	1	3	16	6	1	26	6	1	4	5	15	2	4	4	2	3	0	106

(2) 在宅生活支援ホームヘルプ事業

重度の要介護者で、ひとり暮らし等のため、介護保険の訪問介護だけでは在宅生活の継続が困難な方を対象に、保険給付に加えて身体介護や生活援助サービスを提供しています。

区 分	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	合計
項 目																			
利用者数 (H18年3月)	19	11	16	9	20	19	12	3	15	19	21	3	1	10	15	7	11	5	216

19 認知症高齢者グループホーム運営事業

認知症高齢者グループホームに対し、立入調査等による運営指導のほか、認知症予防・介護教室、職員の現場研修及び講習会等の実施により、各ホームがサービスの質を確保できるよう支援しています。

(平成 18 年 3 月 31 日現在) 197 事業所 (351 ユニット) 定員 3,092 人

20 認知症介護研修事業

認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的な研修を実施しています。

平成 17 年度 実践研修(実践者研修) 3 回 (実践リーダー研修) 1 回

指導者養成研修 3 人 フォローアップ研修 3 人

21 生活支援ショートステイ事業

おおむね 65 歳以上で、要介護 1 から要介護 5 に認定されていない在宅高齢者のうち、生活習慣や対人関係の面で社会適応が困難な方を対象にショートステイサービスを提供し、日常生活に対する指導、支援を行っています。

(1) 実施施設(平成 17 年度)

養護老人ホーム 1 施設 定員 10 人

特別養護老人ホーム 87 施設 定員 1159 人 ショートステイセンター 8 施設 定員 341 人

(2) 延利用日数(平成 17 年度)

414 日(一般 172 日、生保 242 日)

22 緊急ショートステイ事業

介護者の急病等により、緊急にショートステイを必要とする場合に備え、ショートステイセンター等にショートステイ受入枠を確保し、その空床分に対して助成しています。

(1) 実施施設(平成 17 年度)

ショートステイセンター 9 施設 10 床

介護老人保健施設 4 施設 4 床

(2) 延利用日数(平成 17 年度)

1,489 日

23 外出支援サービス事業

おおむね 65 歳以上で要支援以上に認定された人のうち、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に対して、リフト付き車両等の専用車両により、自宅と医療機関・福祉施設等の間を送迎しています。

平成 17 年度 延べ 23,750 回

24 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営

福祉有償運送に係る国土交通省自動車交通局通知に基づき、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を得る際に必要とされる協議を行う横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の運営を行っています。

平成 17 年度 5 回実施(51 法人が協議済)

25 訪問理美容サービス事業

おおむね 65 歳以上で要支援以上に認定された人のうち、理髪店や美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者に対して、出張理美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

平成 17 年度 延べ 7,189 回

26 在宅高齢者虐待防止事業

在宅高齢者の虐待の防止と早期発見・早期対応のため、各区に相談窓口を設置するとともに、個別事例に対応するためのネットワークミーティング開催や弁護士相談等の支援体制を整備しています。

平成 17 年度相談件数 587 件（うち、窓口相談件数 194 件、電話相談件数 393 件）

27 介護予防型通所事業

介護保険の給付対象とならない高齢者に、看護師等による健康相談や軽い体操などの機能訓練等のサービスを提供するほか、趣味の活動や参加者同士の交流を行い、介護が必要な状態になることを防ぎます。

平成 17 年度 実施施設 38 か所（委託方式 30 か所、補助方式 8 か所）

延べ利用人員 92,412 人（委託方式 86,900 人、補助方式 5,512 人）

区別延べ利用人員

（平成 17 年度）

	鶴 見	神奈川	西	中	南	港 南	保土ヶ谷	旭	磯 子
実施施設数	2か所 (1か所)	0か所 (3か所)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所 (1か所)	2か所	2か所
延べ利用人員	3,693 (454)	0 (3,364)	2,410	5,932	7,522	11,196	3,016 (347)	6,566	7,641

金 沢	港 北	緑	青 葉	都 筑	戸 塚	栄	泉	瀬 谷	合計
2か所	2か所	2か所	1か所 (1か所)	1か所	2か所 (1か所)	2か所 (1か所)	0か所	2か所	30か所 (8か所)
4,595	4,188	3,886	3,401 (721)	2,664	4,803 (147)	7,626 (479)	0	7,761	86,900 (5,512)

※()内の数値は補助方式での実施

28 転倒骨折予防事業

転倒骨折が原因で要介護状態になる高齢者を減らすことを目的に、転倒骨折予防教室を実施し身体機能の改善を図ります。また、転倒骨折予防意識の高い地域づくりを目指し、転倒骨折予防に関する知識の普及・啓発を行っています。

(1) 転倒骨折予防教室

要介護状態となる可能性の高い高齢者を対象に、運動や転倒予防に関連する健康教育を取り入れた教室を地域ケアプラザで実施しています。

96 か所 各 1～2 コース 延べ参加人数 17,433 人（平成 17 年度）

(2) 人材育成

高齢者の転倒骨折予防体操を普及サポートする地域人材を育成しています。

各区及び局実施 合計 89 回 延べ参加人数 1,703 人（平成 17 年度）

(3) 健康教育・情報提供

転倒骨折予防意識の向上を目的に、地域の高齢者団体等を対象に転倒予防の体操や必要な情報の提供を行っています。

合計 516 回 延べ参加人数 14,745 人（平成 17 年度）

29 訪問指導事業

老人保健法に基づき、40 歳以上の方で、生活習慣病や療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの方等を介護している家族等に対して、区役所の保健師等が家庭を訪問して、心身の健康に関する相談に応じながら、疾病の予防や療養生活等についてのアドバイスを行っています。

区別訪問指導対象者数および訪問指導実績

（平成 17 年度）

区名	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	合計
新規把握数①	316	127	118	234	146	127	270	264	339	171	129	182	173	135	360	631	289	174	4185
継続把握数② （市内転入含む）	1156	615	395	741	728	701	964	1196	696	675	1153	794	553	865	375	645	434	402	13088
削除数③	711	229	156	215	287	371	556	332	521	197	719	182	121	124	328	735	147	448	6379
年度末対象者数（①＋②－③）	761	513	357	760	587	457	678	1128	514	649	563	794	605	876	407	541	576	128	10894
訪問延件数	1846	1085	648	1155	1084	1069	1452	1396	1349	962	1398	899	566	708	944	868	925	927	19281
保健師	950	322	480	563	544	535	489	868	644	282	441	579	401	456	433	325	192	693	9197
看護師	896	763	168	592	540	534	963	528	705	680	957	320	165	252	511	543	733	234	10084

30 機能訓練事業

（1）機能訓練（A型）

老人保健法に基づき、脳血管疾患等の後遺症により心身の機能が低下している 40 歳から 64 歳の方を対象に、機能訓練教室・言語訓練教室を行っています。健康管理能力を高めるプログラム、心身機能及び体力の維持・増進を促すためのプログラム、社会生活の範囲の拡大を促すプログラム、障害受容及び仲間づくりを支援するプログラム等を実施し、日常生活の自立を支援するとともに、介護を要する状態を予防します。

（2）機能訓練（B型）

老人保健法に基づき、老化等により心身機能が低下している方に対して、看護師等による健康相談や軽い体操などの機能訓練を行っています。なお、当事業は介護予防型通所事業を併設して実施しています。

平成 17 年度 実施施設 30 か所
延利用人員 86,900 人

別紙1 機能訓練（A型）区別実施状況

（平成17年度）

		鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	合計		
実施回数	機能訓練	26	33	19	19	21	24	31	38	27	26	35	39	30	44	31	22	36	29	530		
	言語訓練	12	10	19	12	18	11	24	24	12	12	12	11	17	12	12	6	0	15	239		
	合 計	38	43	38	31	39	35	55	62	39	38	47	50	47	56	43	28	36	44	769		
参加延人員	本人	機能訓練	324	223	95	150	203	227	167	356	229	122	253	199	338	420	318	287	366	203	4,480	
		言語訓練	143	52	105	72	87	65	158	216	163	89	72	76	131	150	98	66	0	201	1,944	
		合 計	467	275	200	222	290	292	325	572	392	211	325	275	469	570	416	353	366	404	6,424	
	家族	機能訓練	38	59	14	2	18	15	63	63	79	9	69	8	8	330	68	32	62	108	1,045	
		言語訓練	26	15	2	7	13	3	89	100	53	11	26	46	53	11	23	17	0	99	594	
		合 計	64	74	16	9	31	18	152	163	132	20	95	54	61	341	91	49	62	207	1,639	
	実 人 員		機能訓練	21	31	10	18	22	16	11	27	17	6	13	14	17	18	18	50	38	23	370
			言語訓練	17	10	9	11	10	11	16	15	20	14	8	13	25	20	15	12	0	23	249
			合 計	38	41	19	29	32	27	27	42	37	20	21	27	42	38	33	62	38	46	619
本人男		機能訓練	17	19	5	13	13	10	6	22	12	5	7	9	14	13	10	33	23	11	242	
		言語訓練	12	7	4	8	5	9	9	13	13	9	6	12	20	16	10	6	0	19	178	
		合 計	29	26	9	21	18	19	15	35	25	14	13	21	34	29	20	39	23	30	420	
本人女		機能訓練	4	12	5	5	11	6	5	5	5	0	6	5	4	7	8	17	15	12	132	
		言語訓練	5	3	5	3	3	2	7	2	7	6	2	1	4	2	5	6	0	4	67	
		合 計	9	15	10	8	14	8	12	7	12	6	8	6	8	9	13	23	15	16	199	

機能訓練（A型）従事者延人員

（平成17年度）

医 師	理 学 療法士	作 業 療法士	言 語 聴覚士	スポーツ 指導員	保健師	看護師	社 会 福祉職	ボラン ティア	その他	合 計
7	74	13	191	130	1,622	709	10	2,262	304	5,322

(3) 中途障害者地域活動センター

脳血管疾患の後遺症等による中途障害者及び地域住民等が自主的に組織し、軽作業や生活訓練、地域交流等を通じて、地域社会で自立した生活を目指した活動を週5日以上行う任意団体に対して、設置費及び運営費を助成しています。

ア 補助基準額及び補助団体数

(7) 運営費補助 18 団体

- ①基本運営費：利用人数により 1 団体年額 10, 640 千円～15, 636 千円 (18 団体)
- ②借地・借家費：1 団体月額 5 万円までは全額、超過分は 425 千円を上限に 3/4 を補助 (17 団体)
- ③移送費：対象人数により 1 団体月額 9.8 千円～98 千円 (17 団体)
- ④自主製品製作・指導費：指導回数により 1 団体 1 回 9.5 千円 (年 12 回以内)

(イ) 設置費補助

1 団体 2,500 千円上限

イ 活動日数及び延べ利用者数

平成 17 年度 活動日数 4,107 日、延べ利用者数 56,520 人

団体別中途障害者地域活動センター助成状況 (平成 17 年度)

区名	施設名	運営費補助				設置費補助
		基本運営費	借地・借家費	移送費	自主製品 製作指導費	
港北	港北根っこの会	○	○	○	—	—
南	フレンズ南	○	○	○	○	—
泉	パワーステイション元気かい	○	○	○	—	—
神奈川	リワーク神奈川	○	—	○	—	—
港南	ワークアップ港南	○	○	○	○	—
緑	緑工房	○	○	○	○	—
鶴見	ふれんどーる鶴見	○	○	○	○	—
都筑	都筑むつみ会	○	○	○	○	—
金沢	ライブアップ金沢	○	○	○	○	—
栄	わ〜くくらぶ・さかえ	○	○	○	○	—
中	チャレンジ新生 (中区)	○	○	○	○	—
旭	フェニックス旭	○	○	○	—	—
磯子	ウェーブ磯子	○	○	○	○	—
瀬谷	ワンステップ瀬谷	○	○	—	○	—
戸塚	とつかわかば	○	○	○	○	—
保土ヶ谷	カルガモの会	○	○	○	○	—
青葉	青葉の風	○	○	○	○	—
西	みらい工房西	○	○	○	○	—

団体別中途障害者地域活動センター活動実績（平成 17 年度）

区名	施設名	所在地	利用登録者数 (人)	活動 日数	延利用者 数（人）	設置年月日
港北	港北根っこの会	高田西4-27-20	25	232	3,125	平成7年4月
南	フレンズ南	二葉町3-28-5 ストーク吉野町式番館1階	21	223	1,954	平成7年5月
泉	パワーステーション 元気かい	和泉町3857-9 安西ビル2階	32	229	2,395	平成8年10月
神奈川	リワーク神奈川	東神奈川1-29	33	230	4,770	平成9年1月
港南	ワークアップ港南	大久保1-14-11 エルシャルム上大岡101	29	229	2,605	平成9年8月
緑	緑工房	中山町321-1エクセルWADA	27	222	3,038	平成10年1月
鶴見	ふれんどーる鶴見	鶴見中央3-20-9 鶴見大栄ビル1階	34	225	4,502	平成10年10月
都筑	都筑むつみ会	仲町台1-7-18 ビュロー仲町台204号	26	230	2,855	平成10年10月
金沢	ライブアップ金沢	寺前1-14-10	40	231	3,349	平成11年7月
栄	わ〜くくらぶ・さかえ	中野町31-1	25	228	2,443	平成11年10月
中	チャレンジ新生 (中区)	弁天通1-10 新大宗弁天通ビル201号	25	226	2,879	平成12年7月
旭	フェニックス旭	二俣川1-45-68 石川ビル1階	40	230	3,545	平成12年11月
磯子	ウェーブ磯子	久木町23-21 プレステージ磯子101号	24	226	2,266	平成13年7月
瀬谷	ワンステップ瀬谷	二ッ橋町295-35 杉本ビル1階	30	229	3,264	平成13年7月
戸塚	とつかわかば	上倉田町394 セーフズマンション101号	32	225	3,184	平成13年9月
保土ヶ谷	カルガモの会	星川1-12-6 メゾンベジタブル1階	35	236	3,926	平成14年4月
青葉	青葉の風	市ヶ尾町1170-4 ステイヒルズ1階	28	227	3,275	平成14年7月
西	みらい工房西	藤棚町1-55-3	25	229	3,145	平成15年10月
合 計			531	4,107	56,520	

31 高齢者筋力向上トレーニング事業

介護老人保健施設に高齢者向けのトレーニングマシンを設置し、介護保険の対象となる要支援・要介護者を対象に行うリハビリテーションにマシンを使用したトレーニングを導入することによって、要介護状態の重度化の予防と日常生活の自立を支援しました。

高齢者筋力向上トレーニング実施施設数：10か所（平成17年度新規実施施設2か所）

32 ねたきり高齢者等日常生活用具給付事業

在宅のねたきり高齢者やひとり暮らしの高齢者等に対して、紙おむつ等介護保険の適用対象とならない日常生活用具を給付又は貸与しています。

(平成 17 年度)

品 名	件 数	品 名	件 数
紙おむつ（単位＝月）	27,922	シルバークー	166
火 災 警 報 機	320	自 動 消 火 器	3
電 磁 調 理 器	64		

33 あんしん電話設置事業

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を設置することにより、緊急時に即応できる連絡網を整備しています。

平成 17 年度 新規設置台数 544 台（平成 18 年 3 月 31 日現在設置総数 3,769 台）

34 寝具乾燥事業

加齢に伴う身体機能の低下、心身障害、その他の事由により、寝具類の衛生管理が困難な寝たきりの高齢者、身体障害者（児）、知的障害者（児）及びひとり暮らし高齢者が使用している寝具を丸洗い乾燥することにより、対象者の健康増進と生活環境の改善を図っています。

なお、実施は委託業者が対象者宅を訪問して行います。（年 3 回まで）

平成 17 年度 延件数 931 件

35 ひとり暮らし高齢者等定期訪問事業

ひとり暮らし高齢者等の状況把握や地域の方々による見守りづくりに資する事業を各区で要綱を定め、地域特性など実態に応じてきめ細かく展開しています。

36 高齢者食事サービス事業

要支援以上に認定されたひとり暮らし高齢者等に対し、訪問による食事サービスを提供することによって、健康と生活の質の向上を図り、日常の安否確認を行うことを目的としています。

平成 17 年度 延べ配食数 961,319 食

37 在宅重度要介護者家庭援護金給付事業

日頃、重度要介護者を在宅で介護している家庭に対して援護金を給付することにより、家庭介護者を激励し、重度要介護者の福祉向上を図ります。

(1) 給付対象

要介護 4 又は 5 に該当する方（重度要介護者）で、1 年間介護保険サービスを利用していない方と同居し、在宅で介護している家庭介護者。所得制限あり。

(2) 給付金額

1 号、2 号被保険者の介護者 10 万円／年

(3) 支給件数 30 件

(平成 17 年度、単位：件)

区名	件数	区名	件数	区名	件数	区名	件数
鶴見区	2	神奈川区	0	西区	2	中区	1
南区	2	港南区	5	保土ヶ谷区	5	旭区	1
磯子区	0	金沢区	1	港北区	1	緑区	3
青葉区	1	都筑区	0	戸塚区	3	栄区	1
泉区	1	瀬谷区	1			合計	30

38 高齢者等住環境整備事業

要支援以上に認定された高齢者等の身体、生活状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費用の助成を行うことにより、高齢者等の自立支援、寝たきり予防及び介護者の負担軽減を図ります。
平成 17 年度 助成件数 139 件

39 認知症高齢者保健福祉相談事業

認知症のある方やその家族を対象に、専門医、医療ソーシャルワーカー等による認知症高齢者保健福祉相談や家族教室を実施するとともに、認知症高齢者の理解を深めることを目的とした講演会を実施しています。

平成 17 年度 認知症高齢者保健福祉相談 (面接) 101 件 (訪問) 91 件
家族教室 88 回 講演会 50 回

40 認知症高齢者緊急対応事業

在宅の認知症高齢者が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び専門医療機関での緊急一時入院を行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図ります。

平成 17 年度 緊急一時受入数 81 件

41 徘徊認知症高齢者地域支援事業

区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体等の関係機関で構成される区連絡会において、地域での支えあい意識の向上や認知症高齢者の早期発見について、情報交換や啓発活動を行っています。

また、警察に保護された身元の分からない徘徊認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時保護します。

平成 17 年度 一時保護件数 14 件

42 特別養護老人ホーム運営指導事業

特別養護老人ホームの運営指導を行っています。

(平成 18 年 3 月 1 日現在) 89 施設 入所定員 8,400 人

43 養護老人ホーム入所事業

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の方が入所しています。

養護老人ホーム入所状況

(平成 18 年 3 月 31 日)

施設名	定員	入所者数	平成 17 年度	
			入所者	退所者
ハマノ愛生園	90	89(89)	11	10
横浜市恵風ホーム	170	131(131)	13	13
聖母の園	50	50(48)	4	4
横浜市名瀬ホーム	200	158(158)	19	22
白寿荘	70	69(69)	10	10
横浜市新橋ホーム	50	49(49)	8	6
市内小計	630	546(544)	65	65
市外への措置	—	68(68)	10	14
合計	—	614(612)	75	79

※ 入所者数欄 () は本市からの入所者数再掲

44 軽費老人ホーム事務費補助

身寄りがないか、家庭の事情などによって家族との同居が困難な 60 歳以上の方が入所しています。利用料のうち事務費については本市が補助しています。（ただし、A 型には所得制限があります。）

(1) 軽費老人ホーム（A 型）入所状況

（平成 18 年 3 月 31 日）

施 設 名	定 員	入所者数	平成 17 年度	
			入 所 者	退 所 者
上 白 根 園	50	48	12	13
ルンビニ合掌園	50	50	5	3
ベタニヤホーム	50	50	4	3
東 野 園	50	49	5	6
睦 荘	50	50	7	7
合 計	250	247	33	32

(2) ケアハウス入所状況

（平成 18 年 3 月 31 日）

施 設 名	定 員	入所者数	平成 17 年度	
			入 所 者	退 所 者
グリーンヴィラ富士見	40	37	4	5
ケアハウスフォンス	50	49	12	11
シャローム桜山	50	49	3	4
メゾンヴェルト	16	11	1	4
ケアハウスゆうあい	140	130	31	33
合 計	296	276	51	57

45 民間老人ホーム及び入所者に対する法外扶助事業

法外扶助費執行状況

（※）は養護、軽費老人ホーム対象

（平成 17 年度）

費 目	説 明（対 象 施 設）	単 価（円）	対 象 人 員	執 行 額（円）
職員雇用費（時間短縮加算含む）	配置基準以上の職員を雇用する経費（※）	寮母 434,800 調理 325,400	延 60人 延 155人	76,218,300
職員処遇改善費	職員の昇給財源（※）	—	延 12月	3,240,000
養護老人ホーム重度加算	措置費の病弱者介護加算対象者に対する処遇向上のための経費	—	延 1,488人	67,401,600
管理費加算	施設の管理充実に要する経費（※）	—	延 10,664人	41,183,100
機械保守管理費	高圧電気、ボイラー、エレベーター保守（※）	—	9施設	6,581,772
事業費加算	給食費、暖房用燃料費等（養護）	月額 1,661	延 6,116人	10,158,676
日常生活費	年金、収入が基準額以下の入所者に対し、小遣いとして支給する経費（養護、特別養護老人ホーム）	月額 養護 10,000 特養 8,000	延 2,020人	21,648,374
県所管施設への負担金	県所管施設への県単独助成額のうち市措置者分を補助	—	延 541人	11,496,496

市内老人ホーム入所者の1人1か月当たりの経費

(平成17年度) (単位:円)

施設種別	内 訳	措置費※	法外扶助費	合 計
養護老人ホーム		164,507	38,386	202,893
軽費老人ホーム(A型)		167,154	24,654	191,808
ケアハウス		70,771	1,224	71,995

※ 軽費老人ホーム(A型)とケアハウスについては、事務費及び生活費の合計

46 介護老人保健施設整備事業

病状が安定期にある高齢者に対し、医師の管理の下に、看護や介護及びリハビリテーション等のサービスを行うとともに、日常生活上の世話をを行い、高齢者の自立支援と家庭復帰を目指す老人保健施設の整備に補助を行いました。

(平成17年度)

施設名	定員	設置主体	所在地	しゅん工時期
リハビリポート横浜	入所120床	(医)協友会	栄区公田町1050-2	平成17年11月
神奈川苑	入所100床	(医)紺医会	神奈川区菅田町1989	平成18年2月
ヒルズ東戸塚	入所120床	(医)康心会	戸塚区上品濃16-7	平成18年2月
レストア横浜	入所130床	(医)花咲会	南区六ッ川3-5-1	平成18年4月
けいあいの郷西谷	入所120床	(医)敬歯会	保土ヶ谷区西谷町1018-2	平成18年5月
リハビリポート青葉	入所100床	(福)若竹大寿会	青葉区奈良4-6-13	平成18年7月
ファイン新横浜	入所100床	(医)竹内会	港北区新羽町1041-1	平成19年2月
(仮称)武蔵中山	入所120床	(医)青鳳会	緑区三保町891	平成19年度中(予定)
(仮称)第2横浜シルバープラザ	入所100床	(医)緑成会	青葉区鉄町2075-5	平成19年度中(予定)
(仮称)中川	入所90床	(医)ヒートエム	都筑区中川1-1	平成19年度中(予定)
(仮称)ハートフル瀬谷	入所112床	(医)善仁会	瀬谷区中屋敷2-2-1	平成19年度中(予定)

47 老人福祉施設の整備事業

民間老人福祉施設の建設に対し助成を行い、以下のとおり整備しました。

特別養護老人ホームの整備

平成17年度

施設名	定員	設置主体	所在地	しゅん工時期
くぬぎ台	特別養護老人ホーム ショートステイ 100 20	(福)怡土福祉会	保土ヶ谷区川島町 1363-1	平成17年8月
サンバレー	特別養護老人ホーム ショートステイ 100 30	(福)同塵会	港南区下永谷4- 24-1	平成17年10月
ライフコートさかえ	特別養護老人ホーム ショートステイ 110 10	(福)豊笑会	栄区公田町 1061-19	平成17年11月
福寿園横浜	特別養護老人ホーム ショートステイ 100 20	(福)共助会	神奈川区菅田町 2331-1	平成17年12月
わかたけ青葉	特別養護老人ホーム ショートステイ 100 20 デイサービス	(福)若竹大寿会	青葉区奈良町 4-6-1	平成17年12月
太陽の國ほ도가や	特別養護老人ホーム ショートステイ 72 16	(福)朋光会	保土ヶ谷区岩井町 238-1	平成18年1月
菅田心愛の里	特別養護老人ホーム ショートステイ 100 20	(福)七葉会	神奈川区菅田町 1122	平成18年2月

フォーシズンズ ヴィラこもれび	特別養護老人ホーム ショートステイ	110 20	(福)白鳳会	緑区三保町881	平成18年2月
たまプラーザ倶楽部	特別養護老人ホーム ショートステイ	112 28	(福)葵友会	青葉区元石川町 3697-1	平成18年2月
陽のあたる丘MISONO	特別養護老人ホーム ショートステイ	100 20	(福)孝徳会	栄区鍛冶ヶ谷 2-40-1	平成18年2月
水の郷	特別養護老人ホーム ショートステイ デイサービス	100 10	(福)山根会	旭区上川井町 3059	平成18年3月
池辺	特別養護老人ホーム ショートステイ	100 24	(福)怡土福祉会	都筑区池辺町 2194外	平成18年11月
グリーンライフ	特別養護老人ホーム ショートステイ	90 10	(福)緑峰会	旭区中白根 三丁目626-11外	平成19年1月
ファミリーイン瀬谷	特別養護老人ホーム ショートステイ デイサービス	120 20	(福)清心福祉会	瀬谷区中屋敷 3丁目11-1外	平成19年2月
北八朔	特別養護老人ホーム ショートステイ	115 5	(福)怡土福祉会	緑区北八朔町 1813番外	平成19年2月
美立の杜	特別養護老人ホーム ショートステイ	75 5	(福)横浜白光会	保土ヶ谷区今井町 611-2外	平成19年3月 (予定)
ニューバード	特別養護老人ホーム ショートステイ	100 20	(福)近代老人福祉 協会	港北区新羽町 2530番1外	平成19年3月 (予定)
上郷苑(増築)	特別養護老人ホーム ショートステイ	85 15	(福)横浜長寿会	栄区野七里 1丁目36番1号外	平成19年3月 (予定)
新磯子ホーム	特別養護老人ホーム ショートステイ	120 10	(福)同塵会	磯子区滝頭 二丁目29番地1	平成19年3月 (予定)

48 小規模・多機能サービス拠点整備モデル事業

高齢者の在宅生活を支える地域の様々なサービスを、高齢者の生活圏域を単位に切れ目なく提供する「小規模・多機能サービス拠点」整備のモデル事業を展開するため、改修費等の助成を行い、以下のとおり整備しました。

小規模・多機能サービス拠点の整備

平成17年度

事業所名	定員	設置主体	所在地	しゅん工期
真珠のかがやき	利用登録定員 25 (通い:15、泊まり:9)	(福)横浜太陽会	南区大岡5-20-18	平成18年3月
デイサービスセンター 青葉台	利用登録定員 25 (通い:15、泊まり:6)	(医)三喜会	青葉区しらとり台3-9	平成18年3月
小規模多機能事業 所かりん	利用登録定員 24 (通い:12、泊まり:4)	(NPO)地域サポート虹	栄区小菅ヶ谷3-62-2	平成18年3月

49 社会福祉施設耐震診断調査・補強設計・工事助成事業

災害による被害を未然に防止するため、社会福祉施設の耐震診断調査、耐震補強設計、耐震補強工事等を行っています。

平成17年度は、次のとおり実施しました。

対象施設	所在地	実施内容
老人福祉センター 福寿荘	旭区	基本設計、実施設計
老人福祉センター 喜楽荘	磯子区	基本設計
老人福祉センター 南寿荘	南区	基本設計
老人福祉センター 福寿荘ほか	旭区ほか	アスベスト等使用実態調査

9 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。

この制度は、従来の医療と福祉に分かれていた制度を再編成し、必要な介護に関する福祉サービス及び保健医療サービスを利用者本位に総合的・一体的に提供できるようにするものです。

また、財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、サービスの基盤整備を進めています。

1 被保険者

(平成18年3月31日現在)

	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)
被保険者数	約61万人	約121万人

2 要介護認定

介護サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から6段階に区分されます（要支援、要介護1～5）。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て介護サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など老化に起因する15種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護サービスが受けられます。

(1) 介護認定審査会

ア 合議体数 128（隔週開催）

イ 委員数 条例定数 730人以内（平成18年4月1日現在 671人）

(2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(平成17年4月～平成18年3月)

	申請件数	うち新規申請
要介護認定	91,422件	28,059件

イ 要介護認定者数

①要介護度別内訳

(平成18年3月31日現在) (単位：人)

要介護度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	10,073	36,287	15,684	13,179	11,563	11,156	97,942
比率	10.3%	37.0%	16.0%	13.5%	11.8%	11.4%	100.0%

②区別認定者数

(平成18年3月31日現在) (単位：人)

鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
7,514	6,568	3,109	4,735	7,303	5,810	5,983	7,495	5,302
金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
6,571	7,216	4,071	5,675	3,124	6,625	3,172	4,233	3,436

(3) 居宅サービス計画

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者に依頼し居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

3 保険給付

(1) サービスの種類

在宅サービス	施設サービス（要支援者は対象外）
①訪問介護（ホームヘルプ） ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護（デイサービス） ⑥通所リハビリテーション（デイケア） ⑦福祉用具貸与（レンタル） ⑧短期入所生活介護 （福祉施設のショートステイ） ⑨短期入所療養介護 （医療施設等のショートステイ） ⑩居宅療養管理指導 ⑪認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）※要支援者は対象外 ⑫特定施設入所者生活介護 （有料老人ホーム等） ⑬福祉用具購入 ⑭住宅改修	①介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設（療養病床等）

(2) 在宅サービスの利用限度

要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

要介護度	居宅サービス区分（①～⑨）
要 支 援	6,150 単位／月
要介護 1	16,580 単位／月
要介護 2	19,480 単位／月
要介護 3	26,750 単位／月
要介護 4	30,600 単位／月
要介護 5	35,830 単位／月

※その他の在宅サービスは、サービスごとに利用限度（介護費用）が定められています。

(3) 施設サービス

施設サービスの場合、各施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

(4) 保険給付費の状況

（平成 17 年度）（単位：千円）

区 分	給付費支払額
在宅介護サービス給付費	74,600,316
施設介護サービス給付費	53,013,945
特定入所者介護サービス費	1,478,534
高額介護サービス給付費等	1,026,171
計	130,348,663

※ 保険給付費は、過年度保険料償還金を除きます。

17 年 10 月から、原則として介護保険施設（ショートステイを含む。）の利用に係る居住費・食費を保険給付対象から除外しました。一方、低所得者を対象に居住費・食費の利用者負担を軽減する「補足給付」として、特定入所者介護サービス費を創設しました。

- (5) 保険給付費の財源内訳
介護保険給付費（平成 18 年度予算） 139,436 百万円（保険料償還金を除く）
財源内訳 (単位：百万円)

国 〔居宅 20% 施設 15% 25,082〕 調整交付金 (1.74%) 2,426	県 〔居宅12.5% 施設17.5% 20,235〕	第 2 号保険料 (31.0%) 43,225	第 1 号保険料 (22.26%) 31,038 ※うち基金繰入金 648
	市 (12.5%) 17,430		

※ 給付費準備基金 17 年度末残高見込額のうち約 25 億円を 18～20 年度 3 年間で取り崩し、給付費増に伴う保険料の上昇を抑制

4 利用者の負担

- (1) サービスを利用した場合の自己負担

原則としてかかった費用の 1 割の利用者負担のほか、施設等を利用した場合は、部屋代や食費などの負担があります。

1 割負担が高額になる場合（福祉用具購入費、住宅改修費を除く）は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。

部屋代・食費の負担及び高額介護サービス費については、低所得者に配慮されています。

高額介護サービス費及び部屋代・食費の負担限度額

対象者	高額介護サービス費支給による自己負担の上限額（世帯合計）	負担限度額	
		部屋代（居住費・滞在費）	食 費
		月 額	日 額
①生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	15,000 円	個 室	820 円
		準個室	490 円
		注) 従来型	320 円
		多床室	0 円
②世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の方	15,000 円	個 室	820 円
		準個室	490 円
		注) 従来型	420 円
		多床室	320 円
③世帯全員が住民税非課税の方で、②に該当しない方	24,600 円	個 室	1,640 円
		準個室	1,310 円
		注) 従来型	820 円
		多床室	320 円
④住民税課税世帯の方	37,200 円	負担限度額なし	

注) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設を利用する場合は①②は日額 490 円、③は日額 1,310 円です。

※「個室」とはユニット型個室、「準個室」とはユニット型準個室、「従来型」は従来型個室です。

※ 法施行時の特別養護老人ホーム入所者は、施行後 5 年間は利用者負担について負担能力に応じて減額します。

- (2) 在宅サービス利用者負担助成

横浜市では独自に、特に所得が低く資産もない方に対し、介護保険サービスの利用料を助成する「横浜市在宅サービス利用者負担助成制度」を平成 13 年度から実施しています。

ア 対象者及び内容

- (ア) 保険料第1段階で下表の資産基準に該当する人
 → 利用者負担を3%に軽減（本来は10%負担）
- ※ 対象サービスに係る利用者負担額が、助成後になお月4,500円を超える場合は、その超えた額も助成します。
- (イ) 特に低所得で、下表の収入基準及び資産基準に該当する人・利用者負担が減額されなければ生活保護受給者となる人
 → 利用者負担を5%に軽減（本来は10%負担）
- ※ 対象サービスに係る利用者負担額が、
- ① 年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については、助成後になお月7,500円を、
 - ② それ以外の方については、助成後になお月12,300円を超える場合は、その超えた額も助成します。

世帯の人数	収入基準（年額）	資産基準
単身世帯	120万円以下	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が世帯で1,050万円以下 居住用の土地（200㎡以下）および家屋以外の不動産を所有しないこと
2人世帯	170万円以下	
3人世帯	220万円以下	
4人以上	220万円に、世帯員1人につき50万円を加えた額以下	

- イ 助成対象となるサービス
 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、
 通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護

5 保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて3年ごとに見直すことになっています。

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた所得段階別となっています。

低所得者への負担を軽減するため、国が標準とする5段階方式を本市独自に6段階方式として、第1段階及び第2段階の負担割合を軽減するとともに、平成15年度より特に所得の低い人（一定の収入基準及び資産基準に該当）の保険料を第1段階相当額に軽減しています。

老齢・退職年金が年額18万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、個別に区役所に保険料を納めます。

ア 所得段階別保険料（平成15～17年度）

（単位：円）

所得段階	対 象 者	基準額×割合 ＜国の標準＞	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額×0.25 ＜0.5＞	9,790 (816)
第2段階	本人が市民税非課税で 同じ世帯にいる方全員も市民税非課税	基準額×0.65 ＜0.75＞	25,460 (2,122)
第3段階 (基準額)	本人が市民税非課税で 同じ世帯に市民税課税者がいる	基準額×1.0 ＜1.0＞	39,180 (3,265)
第4段階	本人が市民税課税で 本人の合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25 ＜1.25＞	48,970 (4,081)
第5段階	本人が市民税課税で 本人の合計所得金額が250万円以上700万円未満	基準額×1.5 ＜1.5＞	58,770 (4,897)
第6段階	本人が市民税課税で 本人の合計所得金額が700万円以上	基準額×2.0 ＜1.5＞	78,360 (6,530)

※ 保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当

イ 保険料賦課・収納状況

（平成17年度）（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	対象被保険者数	構成比
特別徴収	19,086,675,700	19,086,675,700	100.0%	475,639人	77.8%
普通徴収	4,785,861,508	4,375,216,048	91.4%	135,602人	22.2%
現年度分	23,872,537,208	23,461,891,748	98.3%	611,241人	100.0%
滞納繰越分	892,205,880	90,795,254	10.2%		
計	24,764,743,088	23,552,687,002	95.1%		

(2) 第2号被保険者（40歳以上64歳まで）の保険料

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が、その医療保険に加入する第2号被保険者の数に応じて社会保険診療報酬支払基金に納付する額に基づいて算出します。料率は医療保険ごとに異なりますが、所得に応じたものになります。

介護分保険料は、加入している医療保険料として一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率（平成17年度は32%）で交付されます。

6 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

この計画は、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成14年度に前計画（計画期間：平成12～16年度）の見直しを行い、平成15～19年度を計画期間とする計画を新たに策定しました。

(1) 介護保険サービスの実施状況

サービスの種類			17年度実績	19年度見込量
在宅 サービス	訪問介護	時間／年	8,398,629	9,997,073
	訪問入浴介護	回／年	168,492	239,164
	訪問看護	回／年	485,458	653,356
	訪問リハビリテーション	回／年	16,334	29,342
	通所介護	回／年	1,742,464	2,057,456
	通所リハビリテーション	回／年	504,389	539,827
	福祉用具貸与	人(月)	23,598	21,454
	短期入所生活介護	日／年	460,616	621,300
	短期入所療養介護	日／年	101,792	86,458
	居宅療養管理指導	回／年	187,879	123,069
	認知症対応型共同生活介護	人(月)	1,818	1,422
	特定施設入所者生活介護	人(月)	2,822	2,238
	福祉用具購入	人／年	9,655	15,212
	住宅改修	人／年	8,474	12,446
	居宅介護支援	人(月)	55,506	63,601
施設 サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人(月)	7,393	9,289
	介護老人保健施設	人(月)	5,965	7,054
	介護療養型医療施設	人(月)	1,737	1,950

(2) 介護保険外サービスの実施状況

事業等の種類		17年度実績	19年度見込・目標量
在宅生活支援ホームヘルプ	時間	88,220	143,300
高齢者日常生活用具給付（紙おむつ）	延べ月数	27,922	120,480
高齢者あんしん電話	台	3,769	5,671
高齢者等住環境整備事業	件	139	546
高齢者食事サービス	食	961,319	1,484,000
訪問理美容サービス	回	7,189	9,624
外出支援サービス	回	23,750	38,566
寝具乾燥	回	931	1,470
在宅重度要介護者家庭援護金	人	30	201
訪問看護ステーションの整備	か所	141	164
個別健康教育	人	703	1,440
集団健康教育	回	10,308	10,158
重点健康相談	回	432	432
総合健康相談	回	1,165	2,928
基本健康診査	人	200,184	304,800
がん検診	人	269,466	318,900
介護予防プラン	件	2,468	2,600
介護予防型通所デイサービス	人	92,412	100,400
高齢者筋力向上トレーニング	か所	10	推進
転倒骨折予防事業	人	33,881	45,400
機能訓練	人	149,844	201,300
訪問指導	回	22,090	43,545
自立支援ホームヘルプ	時間	27,578	84,321
生活支援ショートステイ	日	414	1,521
認知性高齢者への支援（家族教室）	回	88	130
認知症高齢者への支援（高齢者保健福祉相談）	人	192	240
認知症予防・介護事業	回	86	153
地域型在宅介護支援センターの設置・運営	か所	113	128
基幹型在宅介護支援センターの設置	か所	18	18
地域ケアプラザの整備	か所	101	115
老人福祉センター	か所	18	18
養護老人ホーム	か所 床	6 630	現状程度
軽費老人ホーム	か所 床	5 250	現状程度
ケアハウス	床	296	386
生活援助員派遣事業	戸	4,040	推進

(3) 介護保険施設等の整備状況

施設の種類		17年度実績	19年度目標量
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	年度末竣工数(床)	8,812	9,707
介護老人保健施設	年度末竣工数(床)	7,603	8,490
介護療養型医療施設	年度末竣工数(床)	1,361	2,004
認知症高齢者グループホーム	年度末竣工数(床)	3,092	1,654

10 その他の福祉事業

○ 横 浜 市 社 会 福 祉 審 議 会

1 設置目的

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議・市長への意見具申等のため設置（社会福祉法第7条第1項により都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっています。）

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

- ・審議会は、社会福祉法第8条により委員35人以内で組織することとなっており、同第9条により市議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命します。
- ・委員数は23人、委員の構成は次のとおり。
市会議員（3人）、社会福祉事業に従事する者（10人）、学識経験のある者（10人）

4 任 期

3 年（平成16年1月12日～平成19年1月11日）

5 専門分科会及び審査部会

(1) 専門分科会

民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、民生委員あり方検討専門分科会（17年度）

(2) 審査部会

身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため身体障害者福祉専門分科会に「身体障害者障害程度審査部会」を設置。

(3) 平成17年度開催状況

民生委員審査専門分科会：2回
身体障害者障害程度審査部会：4回
民生委員あり方検討専門分科会：4回

6 審議会総会の開催状況

- (1) 回数：毎年1～2回程度開催。
- (2) 平成17年度実施状況：1回開催
議題：「民生委員あり方検討専門分科会」の検討結果について
報告：平成18年度福祉局予算案について等

○ 福 祉 調 整 委 員 会

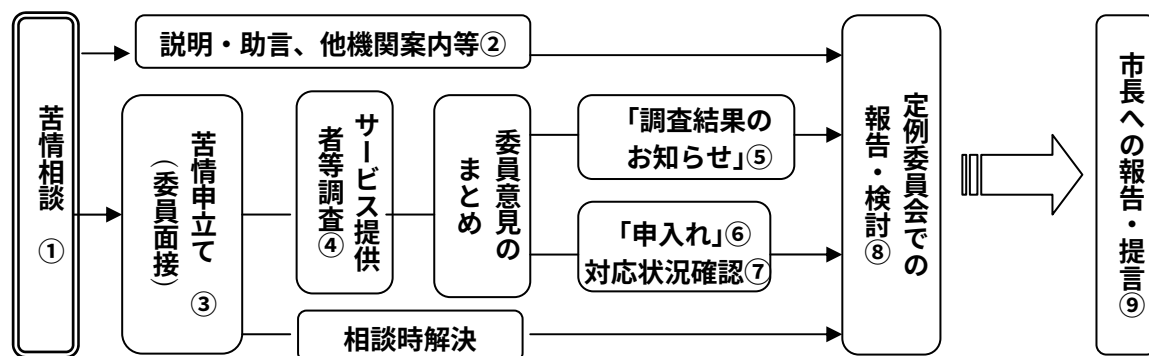
1 事業開始

平成7年7月1日

2 事業の目的

横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情・相談を受け、中立・公正な立場で、所管課や事業者等に対して調査・調整を行うとともに、福祉サービスの質の向上を推進する活動を実施しています。

3 事業の内容



- ① 様々な苦情相談等が寄せられます。
電話、FAX、Eメール、手紙で相談が寄せられます。直接来所いただく場合もあります。
- ② 相談内容に応じて、制度等の説明・助言や担当窓口の案内等を行います。
- ③ 横浜市福祉調整委員が面接により苦情相談を直接聴取します。
- ④ 市の所管課や民間事業者に対し、調査・調整を行います。
- ⑤ 調査結果に委員意見を付して苦情相談者に回答します。
- ⑥ サービスの改善等が必要な場合に、市の所管課や民間事業者に意見の申入れを行います。
- ⑦ 申入れ後、おおむね2か月後に対応状況の確認を行います。
- ⑧ 定例委員会で対応案件について報告し、今後の対応について検討します。
- ⑨ 市長に対して委員会の運営状況を報告し、必要に応じて制度の改善等について提言します。

4 事業実績

表1 苦情相談等の件数

分 類		17 年度	16 年度
1 福祉保健サービスに関するもの	件 数 月平均	452 件 38 件	471 件 39 件
2 福祉保健サービス以外のもの ※1	件 数 月平均	121 件 10 件	178 件 15 件
3 委員会制度に関するもの ※2	件 数 月平均	20 件 2 件	13 件 1 件
合 計	件 数 月平均	593 件 49 件	662 件 55 件

※1 福祉保健サービス以外の苦情相談・問い合わせ等。

※2 他都市からの照会等。

表2 苦情相談等の対応分類（福祉保健サービスに関するもの）

分 類		17 年度	16 年度
1 苦情申立て（福祉調整委員面接相談） ※ 1	件 数	20 件	19 件
2 説明・助言等 ※ 2	件 数	186 件	201 件
3 他機関案内 ※ 3	件 数	178 件	190 件
4 福祉保健サービス提供者との調整 ※ 4	件 数	68 件	61 件
合 計	件 数	452 件	471 件
	月平均	38 件	39 件

※ 1 委員が面接相談したもの。1人あたりの相談時間はおおむね1～1時間半となっている。

※ 2 福祉保健サービスの制度や内容に関して説明や助言を行ったもの等。

※ 3 適切な福祉保健サービス提供者（市又は事業者）を案内したもの。

※ 4 相談者の状況を考慮し、迅速な解決を図るために福祉保健サービス提供者（市又は事業者）と直ちに調整を行ったもの。

表3 苦情申立て（委員面接相談）の内訳

調 整 区 分		17 年度	16 年度
苦情申立て（委員面接相談）	件 数 月平均	20 件 2 件	19 件 2 件
	A 市又は事業者に対し申入れを実施したもの	18 件	11 件
	B 申入れを行わなかったもの	2 件	5 件
	C 面接相談時解決	0 件	3 件
	D 面接相談後に取り下げられたもの	0 件	0 件

表4 面接相談分野の内訳

	高齢福祉 ・介護保険	障害福 祉	児童福祉	生活保護	保 健	その他	計
17 年度	10 件	5 件	2 件	2 件	1 件	0 件	20 件
16 年度	7 件	3 件	1 件	4 件	3 件	1 件	19 件

○ 横浜市社会福祉協議会に対する補助並びに事業委託

1 概況

本市における社会福祉事業の振興や社会福祉事業施設・団体の育成等の活動を行っている社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の活動経費を補助するとともに、同協議会に地域ケアプラザの管理・運営等を委託しました。

2 事業内容

(1) 補助事業（平成 17 年度予算額 6,260,444 千円）

- ア 市社会福祉協議会の運営
- イ 福祉教育推進事業の実施
- ウ 横浜市社会福祉大会の開催
- エ 障害者支援センターの設置・運営
- オ 横浜生活あんしんセンターの運営
- カ 福祉バスの運営
- キ 区・地区社会福祉協議会の運営・支援
- ク 民生委員・児童委員活動の支援
- ケ ボランティア・市民活動の支援
- コ 民間社会福祉施設の整備支援
- サ 民間社会福祉施設の運営支援
- シ 民間社会福祉施設職員研修の実施
- ス 民間社会福祉事業従事者福利厚生増進
- セ その他

(2) 委託事業（平成 17 年度予算額 1,597,647 千円）

- ア 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の管理・運営
- イ 社会福祉センターの管理・運営
- ウ 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の管理・運営
- エ 高齢者保養研修施設「ふれーゆ」の管理・運営
- オ 都筑センターの管理・運営
- カ 寺尾センターの管理・運営
- キ 老人福祉センター泉寿荘の管理・運営
- ク 老人福祉センター戸塚柏桜荘の管理・運営
- ケ 老人福祉センター福寿荘の管理・運営
- コ 老人福祉センター野毛山荘の管理・運営
- サ 老人福祉センターユートピア青葉の管理・運営
- シ 老人福祉センター晴嵐かなざわの管理・運営
- ス ニツ橋地域ケアプラザの管理・運営
- セ 並木地域ケアプラザの管理・運営
- ソ 荏田地域ケアプラザの管理・運営
- タ 反町地域ケアプラザの管理・運営
- チ 葛が谷地域ケアプラザの管理・運営
- ツ 東戸塚地域ケアプラザの管理・運営
- テ 豊田地域ケアプラザの管理・運営
- ト 潮田地域ケアプラザの管理・運営
- ナ 長津田地域ケアプラザの管理・運営
- ニ 上白根地域ケアプラザの管理・運営
- ヌ 寺尾地域ケアプラザの管理・運営
- ネ 下和泉地域ケアプラザの管理・運営
- ノ 篠原地域ケアプラザの管理・運営
- ハ 東永谷地域ケアプラザの管理・運営
- ヒ もえぎ野地域ケアプラザの管理・運営
- フ 麦田地域ケアプラザの管理・運営
- ヘ その他

○ 独立行政法人福祉医療機構資金利子補給

民間社会福祉施設が、独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金に係る利息分について、横浜市社会福祉協議会を通じてその金額を補助しました。

〈平成17年度 利子補給額168件 566,561千円(市補助額 566,561千円)〉

○ 高額療養費資金の貸付け

1 概況

高額療養費相当額の支払困難な国民健康保険等の被保険者の一時的な医療経費負担の解消を図るため、横浜市社会福祉協議会を経由して高額療養費資金の貸付けを行いました。

- (1) 貸付原資
315,000千円
- (2) 貸付額
高額療養費相当額(月額)
- (3) 貸付期間
高額療養費の支給日まで
- (4) 利子
無利子
- (5) 平成17年度貸付状況

横浜市社会福祉協議会貸付額一覧

(金額単位：千円)

月 額	件 数	金 額	月 額	件 数	金 額
17年4月	628	118,104	17年11月	710	133,795
5月	600	112,725	12月	894	166,192
6月	688	122,902	18年1月	766	146,287
7月	626	118,389	2月	1,339	266,406
8月	631	118,963	3月	33	3,373
9月	737	137,304			
10月	669	115,629	計	8,321	1,560,069

○ 災 害 救 助

1 災害見舞金の交付

市内で発生した火災等の被災者に対し、「横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱」に基づき、見舞金等を交付しました。

交付状況 (平成17年度) (金額単位:円)

（平成17年度）（金額単位：千円）				
区 分	单身世帯	2人以上世帯	非 住 家	金 額
全焼（壊）	42	55	2	4,070,000
半焼（壊）	9	15	0	630,000
床上浸水	12	18	30	780,000
冠水家屋	9	12		330,000
死 亡	22			2,200,000
重 傷	12			360,000
合 計				8,370,000

※ 非住家については自然災害の場合のみ交付します。

○ 戦 没 者 遺 族 等 の 援 護

1 概況

本市における戦没者は 21,000 余柱であり、市及び各区ではそれぞれ戦没者の追悼式及び遺族慰安激励会を開催する等遺族の援護に努めています。

2 横浜市戦没者追悼式

平成 17 年 11 月 1 日第 54 回横浜市戦没者追悼式を、神奈川区三ツ沢公園内横浜市慰霊塔前広場において、来賓及び代表遺族 700 人が参列し、実施されました。

3 補助金

戦没者の遺族援護のため、次の団体に対し補助金を交付し、福祉の増進を図っています。

平成 17 年度 横浜市遺族会 100 万円

4 年金、弔慰金、特別給付金

戦没者の遺族に対する年金、弔慰金、特別給付金等の請求及びこれに伴う年金証書、弔慰金裁定通知書、特別給付金裁定通知書等及び平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金の平成 17 年度における交付状況は次のとおりです。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法

ア 請求書進達件数 0 件

イ 裁定通知書交付件数 0 件

(2) 戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法

ア 請求書進達件数 7,098 件

イ 裁定通知書交付件数 1,961 件

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数 27 件

イ 裁定通知書交付件数 98 件

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

平成 17 年度は実績がありません。

(5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数 0 件

イ 裁定通知書交付件数 0 件

(6) 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等に関する法律

ア 請求書進達件数 0 件

イ 裁定通知書交付件数 0 件

○ 福 祉 援 護 対 策 事 業

1 ホームレス自立支援事業

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する者等で自立への援助を必要とする者を、自立支援施設「はまかせ」に入所させ、生活相談・支援及び就労支援等を通じて自立を支援します。

(1) 処遇内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間 原則30日以内（最大180日以内）
自立援護	生活相談及び支援、居宅確保等への支援 公共職業安定所から派遣された職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

(2) 事業実績 (平成 17 年度)

	定員	入所延数
自立支援施設	226	1,761

2 ホームレス総合相談推進事業

昭和 54 年 11 月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対する必要な支援等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成 6 年 11 月からは、関係局区と自立支援施設が連携し、毎月 2 回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成 16 年 4 月には、ホームレス巡回相談室を設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、関係機関と連携し、相談員及び看護師等が市内の巡回を行い、ホームレスに対して面談の実施や必要な支援、健康相談を行っています。

(1) 巡回相談室実績 (平成 17 年度実績)

相談件数	自立支援施設入所	病院への搬送	自宅・病院等への訪問
1,991	159	8	4

(2) 夜間街頭相談 (平成 17 年度実績)

実施区域	実施回数	入所人数
関内駅周辺	12回	61人
横浜駅周辺	12回	34人

3 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

主に中区中村川沿いの定住型ホームレスに対して、公共用地からの移動を働きかけ、健康状態の悪化防止と生活環境の改善を図り、ホームレスからの脱却を促進することを目的に緊急一時的な宿泊場所「中村川寮」（シェルター）を平成 16 年 11 月に設置しました。

(1) 処遇内容

宿泊援護	給食・洗濯・シャワーの提供 入所期間 原則 6 か月以内（最大 1 年以内）
自立援護	生活相談及び生活指導
健康診断	健康診断の実施

(2) 事業実績 (平成 17 年度)

	定員	入所延数
緊急一時宿泊施設（シェルター）	30	22

4 ホームレス衛生改善事業

中区寿町周辺簡易宿泊所の労働者及び住民の衛生状態の改善を図るため、平成 16 年 8 月から横浜市寿福祉プラザ 1 階にシャワー室を設置し、寿地区緊急援護対策事業により給食援護等を受けた者を対象に入浴の援護を行っています。

平成 17 年度は、243 日の利用がありました。

5 寿地区緊急援護対策事業

中福祉保健センターに相談来所した者のうち、面接の上、緊急を要する者については、食券等を支給しています。

6 寿地区対策事業

中区寿町周辺簡易宿泊所の労働者及び住民の更生と福祉を図るため、横浜市寿福祉プラザ相談窓口において、生活各般の相談を行っています。

また、寿生活館の一部を児童対象施設（3階）及び成人対象施設（4階）として地域住民の更正と福祉を図るため、管理運営を財団法人寿町勤労者福祉協会に委託し、住民相互の交流の場として開放しています。

(1) 相談事業 (平成 17 年度)

	相談 件数	月平均 相談件数	相談内容									
			疾病	住居	金銭	高齢障害	労働	物品	家族	住民登録	児童	その他
17年度	5,805	326	1,555	1,124	1,041	902	381	75	152	169	195	211

(2) 委託事業 (平成 17 年度)

施設区分		利用者数
3階	女性・児童対象施設	12,658
4階	成人対象施設	119,580

7 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する日雇労働者や屋外で生活する者に対し、年末年始の休庁期間中に臨時相談所を開設し、生活、医療等の緊急援護を実施しました。

また、本事業と連携し、衛生局事業である結核健診を実施しました。

(1) 対策期間

平成 17 年 12 月 29 日から平成 18 年 1 月 3 日まで

(2) 相談窓口開設日及び時間

ア 生活相談

12 月 29 日・・・・・・・・・・ 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 健康相談

12 月 29 日から 30 日まで・・・・ 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 相談場所

寿町総合労働福祉会館図書室、横浜市寿福祉プラザ改修棟 2 階及び寿町勤労者福祉協会診療所

(4) 相談取扱状況

来所人数・・・・・1,281 人

援護内容	件
自立支援施設入所	11
簡 宿 入 所	660
臨時宿泊所入所	22
生活保護（医療）	5
旅 費	0
給 食 の み	523
健 康 相 談 件 数	28
相 談 の み	17

※重複有

(参考)結核健診

ア 実施日 平成 17 年 12 月 29 日 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受診者数 213 人

○ 職 員 の 研 修

社会福祉事業に従事する職員に対して、職務上必要な専門知識・技術を習得させ、職務の円滑な遂行を図るため、必要な研修を行いました。

1 局内研修

平成 17 年度 9 講座 1,275 人

2 派遣研修

平成 17 年度 4 講座 56 人

第1章 健康づくり

横浜市では、今後到来することになる「超高齢化社会」を、すべての人々が健康で生きがいを持ち、安心して過ごせる社会とするために、その基本となる市民の健康づくりを目指して各種保健事業の充実等に努めています。

第1節 健康横浜 21

急激に進む少子・高齢化、医療や情報技術の進歩、社会のグローバル化などにより、市民の生活様式は多様化しており、このような中で、市民は心の豊かさを求め、自らの健康に強い関心を持つようになっていきます。

健康づくりは、個人の価値観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、個人の力だけでは限界があります。そこで、個人の主体的な健康づくりを、保健・医療に関係する様々な団体や組織などが支援することが必要です。

「健康横浜 21」は、子どもから高齢者まで、個人の主体的な健康づくりを支援する仕組みを中心にした 21 世紀の新たな健康づくりの指針として、平成 13 年 9 月に制定しました。

(1) 「健康横浜 21」が目指すもの

年齢・性別や病気・障害の有無にかかわらず、一人ひとりの健康になろうと思う心を育て、それぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、自らが健康でありたいと思える市民を増やすことを目指します。

(2) 位置づけ

健康横浜 21 は、国の第 3 次国民健康づくり対策「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」の地方計画としての位置づけですが、市民の健康づくりを支える仕組みの構築を中心とした、横浜市の健康づくりの指針となるものです。

また、健康増進法第 8 条第 2 項の「市町村健康増進計画」に位置づけられることにもなります。

(3) 期間

2001（平成 13）年度から 2010（平成 22）年度までです。

(4) 健康づくりを支援する新たな仕組みづくり

健康横浜 21 実現に向け、次の事業を中心に取り組んでいます。

- ① 区における健康に関する話し合いの場づくり
- ② 自主的な健康づくりグループ（ボランティア団体、NPO 等）への支援
- ③ 健康情報バンクの設置
- ④ 健康相談の充実

第2節 健康教育

(1) 町ぐるみ健康づくり支援事業

地域住民が主体となって、身近な場所で、生活習慣の改善や健康づくりを継続的に行う健康教室を、各区福祉保健センターが支援しています。

表1-1 町ぐるみ健康づくり支援事業実施状況

	開設教室数	教室開催回数	教室参加者数
平成15年度	74 か所	1,414 回	37,386 人
平成16年度	93 か所	1,613 回	38,034 人
平成17年度	112 か所	1,652 回	41,546 人

(2) 個別健康教育

生活習慣病予防として、基本健康診査受診者の要指導者を対象に、高血圧や高脂血症の改善、糖尿病の予防、禁煙の支援の4領域について、一人ひとりの生活状況調査や問診に十分な時間をかけ、健診データや行動変容を具体的に把握し、対象者個人の状況に応じた指導を6か月（禁煙は3か月）行う個別健康教育を実施しています。

表1-2 個別健康教育実施状況

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	実施福祉保健センター数	参加者数(人)	実施福祉保健センター数	参加者数(人)	実施福祉保健センター数	参加者数(人)
合 計	72	759	60	669	53	703
高 血 圧	18	130	9	71	6	37
高脂血症	18	288	18	252	18	280
糖 尿 病	18	152	15	128	12	105
喫 煙	18	189	18	218	17	281

(3) 健康教育事業

生涯にわたる健康づくりを支援するため、市民を対象に市民の自主性を尊重した健康教育を実施しています。

ア 横浜市健康づくり月間行事

市民と行政が連携し、生涯にわたる健康づくり運動を推進する目的で、毎年10月に開催しています。昭和36年から実施し、平成17年度で第45回を迎えました。

各区の福祉保健センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民団体等で構成される実行委員会等が中心となり、講演会、健康相談、歯科相談、体力測定、ウォーキング、食品・動物・環境衛生相談や展示等の地域の健康づくり啓発活動を実施しています。

- ・平成17年度各区行事参加者延数 117,021 人
- ・全市一斉健康相談者数（市医師会委託事業） 1,868 人

イ 健康手帳の交付

自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てることを目的として「健康手帳」を40歳から64歳までの方に交付しています。市医師会加入の医療機関及び福祉保健センター窓口等で各種検診、相談、健康教育等の機会を利用し交付しています。（65歳以上は福祉局で交付）

表1-3 年度別健康手帳交付数

年 度	計	福祉保健センター等交付数	医療機関交付数
平成15年度	16,049 冊	11,549 冊	4,500 冊
平成16年度	17,002 冊	11,000 冊	6,002 冊
平成17年度	12,693 冊	6,573 冊	6,120 冊

※ 各種健康教室、健康相談の詳細な実施結果は、統計・資料編を参照ください。

(4) たばこ対策事業

喫煙は、がん・循環器疾患の危険因子であると同時に、ニコチンの依存性や受動喫煙の危険性が指摘されており、個人の嗜好にとどまらない健康問題となっています。

そこで、市民へのたばこに関する正しい知識の普及啓発、禁煙支援教室や未成年者にたばこを吸

わせないために、小・中学校と連携を図り、未成年者の喫煙開始防止教育等を実施しています。

また、平成 15 年 5 月 1 日健康増進法が施行され、不特定多数の集まる場所での受動喫煙防止対策を図る義務が、その施設管理者に課せられました。また、平成 15 年度に実施した「民間施設の受動喫煙防止対策実態調査」の結果、飲食店等の禁煙・分煙対策が遅れていることわかりました。そこで、飲食店向けのポスター・リーフレットを作成し、各区窓口や食品衛生責任者講習会等で配布し、健康増進法の周知に努めました。

表 1－4 実施状況

	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等
防煙対策（※ 1）	37	3,014 人	33	2,569 人	48	4,097 人
分煙対策（※ 2）	2	160 人	5	558 人	13	616 人
禁煙支援（※ 3）	26	160 人	17	1,191 人	61	809 人

※ 1 未成年者及び女性の喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止対策

※ 2 受動喫煙の影響の排除及び減少対策

※ 3 禁煙希望者に対する禁煙サポート対策、節度ある喫煙を促す対策

第 3 節 栄養改善

栄養改善・健康増進にかかる各事業は、健康増進法、地域保健法、老人保健法、栄養士法等に基づき行われています。市民が、生涯を通じて健康に過ごすためには、個々人に適した生活習慣を確立していくことが重要であることから、ライフサイクルに応じた健康教育を実施しています。

生活習慣病予防対策として、基本健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な人に生活習慣病予防教室や個別健康相談を実施しています。

また、特定給食施設に対する施設指導や食品の表示等に関する業者指導等を併せて行っています。

(1) 生活習慣改善指導事業

基本健康診査をはじめ各種健康診査の結果、保健指導が必要と認められる市民を対象に、生活習慣病予防教室、生活習慣病予防教室フォロー教室を開催しています。また、病態別食生活健康相談として、疾病別の健康相談や、各種教室で個別指導が必要な人に対し個別の健康相談を行っています。

表 1－5 各種教室等の実施状況（平成 17 年度実績）

		開催（相談）回数	指導人数
基本健康診査の 受診者に対する相談	集団指導	294	2,223
	個別指導	-	2,269
生活習慣病予防教室		198	2,710
病態別食生活健康相談		432	3,168

(2) 健康増進事業

栄養・健康相談及び指導

市民を対象に、健康増進や疾病予防など、年齢や身体状況、生活環境に応じた栄養・健康相談及び指導を実施しています。

表1-6 栄養・健康相談及び指導状況（平成17年度実績）

対象者等	指導回数	指導人数等
4か月児	498	30,272
1歳6か月児	504	31,279
3歳児	466	31,077
その他乳幼児（集団）	495	13,678
その他乳幼児（個別）	-	1,292（相談）
乳幼児食生活健康相談	216	4,666
母親教室	210	6,845
その他妊産婦（集団）	45	894
その他妊産婦（個別）	-	87（相談）
その他健康相談	-	1161（相談）

ア高齢期の健康づくり

高齢者が転倒・骨折により要介護状態となることを予防するため、高齢者の身体機能の改善、転倒骨折予防に関する知識の普及等を目的とした転倒予防骨折予防事業で、食生活を中心とした栄養・運動・休養等を実践するための知識や技術の講習を実施しています。

表1-7 高齢者の転倒予防骨折予防事業実績

	開催回数	指導人数
平成17年度	67	1,200

イその他の健康教室

区独自の健康教室や、地域、学校等からの依頼による講習会を開催しています。

表1-8 その他健康教室実績

	開催回数	指導人数
平成17年度	478	16,489

(3)食生活等改善推進員関連事業

ア教育事業

食生活改善を中心とした地区組織活動に参加する食生活等改善推進員を養成することを目的に、食生活等改善推進員セミナーを各区福祉保健センターにおいて開催しています。
また、全市における合同研修会も開催しています。

表1-9 食生活等改善推進員関連事業実績

	開催回数	延参加者数	修了者数	実人員
平成17年度	182	5,343	497	546

表1-10 全市合同研修会（食生活等改善推進員セミナー全市合同研修会）開催状況

日程	参加者	内 容
平成17年 6月30日	525人	「変革の中での高齢社会～自己実現をめざして～」
平成17年 11月29日	433人	「健康的なライフスタイルについて ～いつまでもいきいきと過ごすために～」

イ地区組織活動事業

食生活等改善推進員セミナー修了者から構成されている横浜市食生活等改善推進員協議会の地区活動を通じ、地域の栄養改善を中心とする健康づくりを実施しています。

また、少子高齢社会に対応するため、ライフサイクルに応じた普及啓発活動として妊婦料理教室等、市民の健康づくり事業を行っています。

表 1-11 参加者の状況（平成 17 年度実績）

		開催回数	参加者数
市民の健康づくり事業	妊婦料理教室	85	1,281
	ふれあい交流	72	2,539
	ライフサイクル(世代対象)	109	2,848
	ライフサイクル(男性対象)	36	535
研修会等		194	13,258
その他地区活動		1,016	20,771
男性のための料理講座等ＯＢ会		27	370

(4) 特定給食施設指導

学校・事業所・病院等の特定給食施設は、その対象者が病人から健康人まで幅広く、またその給食内容は、利用者の食生活に大きな影響を及ぼすばかりか、利用者の健康を左右することになります。給食施設が健康増進法に基づき給食利用者の健康づくりが図れるように適切な栄養管理を行うための研修会や巡回指導等を実施し、必要な知識・技術の普及啓発を行っています。

表 1-12 給食施設指導件数（平成 17 年度実績）

	件数
総数	1,955
特定給食施設で栄養士のいる施設	1,176
特定給食施設で栄養士のいない施設	102
その他の給食施設で栄養士のいる施設	528
その他の給食施設で栄養士のいない施設	149

＊ 特定給食施設とは、特定かつ多数のものに対し、通例として、継続的に 1 回 100 食以上、又は 1 日 250 食以上の食事を提供する施設をいいます。

表 1-13 研修会開催状況

名 称	日程	参加施設	内 容
全市合同給食施設 栄養管理研修会	平成 17 年 7 月 8 日	374 施設	講演「給食施設における日本人の食事摂取基準 (2005 年版) を活用した食事計画について」
全市合同給食施設 栄養管理研修会	平成 17 年 8 月 26 日	121 施設	メインテーマ「給食施設の栄養管理と栄養士の役割」、講話「介護老人保健施設での役割」「老人福祉施設での役割」
各区給食施設栄養 管理研修会及び 調理師研修会	通年 (計 43 回)	計 671 施設	講演会、調理実習、話し合い等

(5) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づく国民健康・栄養調査は、国民の健康状態、生活習慣の状況、栄養摂取量を把握し、健康との関係を明らかにする基礎資料として役立てています。平成 17 年度は、横浜市内 9 地区 101 世帯 267 人に対して調査を実施しています。

(6) 特別用途食品、保健機能食品、食品の栄養成分表示及び広告の普及・指導

健康に対する関心の高まりにより、食品に求められる機能や情報が複雑多様化しています。食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう市民や業者に適切な情報の普及・指導等を行っています。また、食品の栄養表示基準、健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示等の禁止に係る表示等の適正化を図るため、買取調査を行っています。

表 1－14 食品の栄養成分表示等に関する普及・指導件数（平成 17 年度実績）

	開催回数	指導人数	件数
市民に対する普及啓発（再掲）			
集団指導	289	8,715	-
個別相談	-	21	-
業者に対する指導及び相談			
特別用途食品・保健機能食品	-	-	147
栄養成分表示・広告	-	-	580
外食栄養成分表示			29

第 4 節 歯科保健

(1) 成人・老人歯科保健指導事業

歯周疾患を中心とした成人・老人の歯科疾患に関する正しい知識の普及を図り、口腔衛生についての自覚を高めることにより、生涯にわたる健康の保持を目的とし、40 歳以上の市民及びその家族を対象に健康教育を実施しています。

表 1－15 歯周疾患予防教室実施状況

年 度	実施回数	参加人員
平成 15 年度	251	5,671
平成 16 年度	263	5,158
平成 17 年度	268	5,402

(2) 心身障害児・者歯科診療事業

歯科治療の機会に恵まれない心身障害児・者の歯科治療を、横浜市歯科保健医療センター及び横浜市歯科医師会所属の歯科診療協力医療機関（220 箇所）において行っています。

(3) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療事業

通院での歯科治療が困難な在宅寝たきり高齢者等に対して、歯科医療の確保を図ることを目的として、歯科保健医療センター及び各区歯科医師会で実施しています。

(4) 歯の衛生週間

6 月 4 日から 10 日までの歯の衛生週間の期間に各種の行事を実施しています。

中央行事としては、横浜市歯科医師会との共催で、「いい歯、いい顔 にこにこワールド」をみなとみらい 21 クイーンズスクエア「クイーンズサークル 1 階」で実施しました。

また、各区においても地区行事（無料歯科相談及び講演会等）を行いました。

平成 17 年度の参加者数は、中央行事、地区行事の合計で 6,804 人でした。

(5) 歯周疾患検診

歯を失う大きな原因となっている歯周疾患の予防と早期発見を目的として、40 歳・50 歳・60 歳・70 歳の市民を対象に、歯周疾患検診実施医療機関にて歯周疾患検診を行いました。

平成 17 年度の受診者数は 322 人でした。

第5節 スポーツ医科学センター

「横浜市スポーツ医科学センター」は、スポーツ医学・科学を、市民の健康づくりや疾病の予防・治療・スポーツ活動の振興に活用するとともに、スポーツ選手の競技力向上を図るための拠点施設として、平成10年4月1日、現日産スタジアム内に開設されました。

市民やプロのスポーツ選手等、それぞれの目的にあわせた健康や運動のプログラムを実践できる施設を有し、次のような事業を展開しています。

(主な事業)

ア スポーツプログラムサービス

利用者の医学的検査及び体力測定を行い、個人の健康状態や体力に応じて、各種アドバイスをを行っています。

イ スポーツ外来・リハビリテーション

市民、スポーツ愛好者や競技選手で、スポーツなどの障害による整形外科的疾患及び生活習慣病などの内科的疾患に対して運動療法を必要とする方を対象に、専門医が診察を行い、個人の症状や目的に応じたリハビリテーションを行っています。

ウ メディカルエクササイズコース

軽度の整形外科的・内科的疾患があり、積極的に運動することで症状の改善が望める方を対象に、個人の症状にあった水中運動療法やフロアエクササイズを行っています。

エ スポーツ教室・スポーツクラブ

スポーツプログラムサービスによって提供された運動プログラムを実践できるように、専門の指導員による体操や水泳などの教室を開設しています。また、1歳児から競技選手までを対象とした体操・水泳等のクラブを開設しています。

オ スポーツ指導者の養成・研修、スポーツ医科学研究、情報サービスの提供

スポーツ医科学に基づく健康づくり及びスポーツ振興に必要な人材の養成、研修の実施並びにスポーツ医科学の研究や情報の収集・提供を行っています。

表1-16 センターの利用人数

事業名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
スポーツプログラムサービス	3,912	3,177	2,641
スポーツ外来・リハビリテーション	66,496	68,341	65,306
施設貸出(アリーナ・トレーニングルーム等)	117,290	139,839	139,585
情報サービス・内覧	42,459	51,470	49,780
その他事業(スポーツ教室等)	48,314	51,476	61,706
計	278,471	314,303	319,018

第2章 健康診査

生活習慣病といわれるがん、心臓病、脳卒中等は、中高年層に多発しており、これらの疾病による死亡者数は、総死亡者数の半数以上を占めています。

そこで、生活習慣病をはじめとする中高年からの総合的な保健対策として、老人保健法に基づく基本健康診査及びがん検診を実施しています。

第1節 基本健康診査

心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防する対策の一つとして、これらの疾患の早期発見に努めるとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、福祉保健センター及び病院・診療所（約1,230の医療機関）で実施しています。

受診対象者は、40歳以上の市民のうち、職場の健診など他に受診の機会のない方です。

また、基本健康診査受診者を対象に、40歳から70歳までの方に、5歳刻みでC型・B型肝炎ウイルス検査を実施しています。対象年齢以外でも、広範な外科的処置を受けたことのある方又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある方や、基本健康診査の結果、肝機能が要指導の場合も、C型・B型肝炎ウイルス検査を受診できます。

平成16年度から、基本健康診査受診者のうち、50歳以上の男性で希望者に、基本健康診査と同時に前立腺特異抗原（PSA）検査を実施しています。

表 2-1 基本健康診査の内容

対象年齢	実施機関及び実施場所	受診回数等
40～64 歳	福祉保健センター及び出張会場 基本健康診査実施医療機関	年 1 回
65 歳以上	基本健康診査実施医療機関	

表 2-2 基本健康診査の受診者数

年 度	合 計	40～64 歳		65 歳以上 医 療 機 関
		福祉保健センター	医療機関	
平成 15 年度	265,008	45,239	80,588	139,181
平成 16 年度	245,709	42,045	80,133	123,531
平成 17 年度	200,184	18,825	67,136	114,223

表 2-3 C型・B型肝炎ウイルス検査の受診者数

平成 15 年度	11,606 人
平成 16 年度	12,045 人
平成 17 年度	8,104 人

表 2-4 前立腺特異高抗原（PSA）検査の受診者数

平成 16 年度	35,220 人
平成 17 年度	32,892 人

第2節 がん検診

がんは死亡原因の第1位を占めていますが、がんを早期発見し、早期治療の促進を図ることを目的に、各種がん検診を福祉保健センター、医療機関、検診車、市民病院がん検診センターの各施設で実施しています。

平成17年度の受診者数は、前年度と比較して、胃がん検診が8.5%の減少、肺がん検診が46.1%の増加、子宮がん検診が4.3%の減少、乳がん検診が43.6%の減少、大腸がん検診が4.6%の減少となりました。

表2-5 各種がん検診の内容

検診項目	実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
胃がん検診	検診車 実施医療機関（約560） 市民病院がん検診センター（注1）	40歳～	年1回
肺がん検診	各福祉保健センター 市民病院がん検診センター	40歳～	年1回
子宮がん検診	実施医療機関（約180）（注2） 市民病院がん検診センター	20歳～	2年に1回
乳がん検診	実施医療機関（約470）（注2） 市民病院がん検診センター	40歳～	2年に1回
大腸がん検診	実施医療機関（約790） 市民病院がん検診センター	40歳～	年1回

注1 市民病院がん検診センターは、上記がん検診に加えて、喉頭がん検診、肝・胆・膵がん検診、前立腺がん検診、卵巣がん検診を実施しました。

注2 子宮がん検診、乳がん検診は、7月から制度を変更しました。

（旧制度）子宮がん検診：30歳以上、年1回

乳がん検診：30歳以上、年1回

（50歳以上の方には、偶数歳時に視触診とマンモグラフィ併用の検診を実施）

表2-6 がん検診受診者数

		平成15年度			平成16年度			平成17年度
		受診者数	要精検数	発見者数	受診者数	要精検数	発見者数	受診者数
胃がん	医療機関	52,427	3,333	99	52,210	3,596	103	50,054
	検診車	9,392	1,560	21	8,225	1,419	14	7,780
	がん検診センター	2,896	427	4	2,805	455	15	(2,731)
	計	64,715	5,320	124	63,240	5,470	132	57,834
肺がん	福祉保健センター	3,944	624	11	3,548	510	8	7,044
	がん検診センター	3,882	479	3	3,779	395	5	3,663
	計	7,826	1,103	14	7,327	905	13	10,707
子宮がん	検診車	15,120	67	12	14,813	71	13	—
	医療機関	77,849	1,065	102	76,919	1,151	76	90,015
	がん検診センター	2,280	11	1	2,279	6	1	(3,290)
	計	95,249	1,143	115	94,011	1,228	90	90,015
乳がん	検診車	12,126	1,286	34	12,251	1,431	24	—
	医療機関	32,842	3,108	100	30,914	2,781	96	25,409
	がん検診センター	1,800	230	12	1,867	167	8	(2,181)
	計	46,768	4,624	146	45,032	4,379	128	25,409
大腸がん	医療機関	74,211	4,058	242	85,671	4,816	272	85,501
	がん検診センター	3,990	156	11	3,932	144	11	(3,839)
	計	78,201	4,214	253	89,603	4,960	283	85,501
合 計		292,759	16,404	652	299,213	16,942	646	269,466

＊ 平成17年度の要精密検査者及び発見者数は追跡調査により集計中

- ＊ 子宮がん検診、乳がん検診の検診車は、平成 17 年度から休止
- ＊ 胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診のがん検診センター実績は、平成 17 年度から医療機関実績の内数

第3章 地域保健

平成15年5月に改正告示された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」のなかで地域保健対策の推進の基本的な方向として次の8つが示されています。

- 1 生活者個人の視点の重視
- 2 住民の多様なニーズに対応したきめ細かなサービス
- 3 地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり
- 4 国民の健康づくりの推進
- 5 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組
- 6 快適で安心できる生活環境の確保
- 7 地域における健康危機管理体制の確保
- 8 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

横浜市では、これらに沿って様々な施策を進めるとともに、福祉と保健との一体的なサービスの提供や、地域で行われる保健活動の支援等の充実に努めています。

第1節 地域保健

(1) 保健活動推進員事業

当事業は、昭和28年4月に地域の保健衛生の向上を図ることなどを目的に「保健指導員制度」として発足し、地域でさまざまな保健衛生活動を行ってきました。

平成13年6月に、従来の活動に加え、各地域のニーズに応じた主体的な活動を行うため、名称を「保健活動推進員」と改め、組織、執行体制を新たなものとししました。新体制の保健活動推進員数は5,344人（平成18年3月31日現在）で、次のような活動に取り組みました。

ア 地域での保健活動、各種普及啓発活動

市・区・地区単位での活動

（分野）市民の生涯にわたる健康づくりの支援、子育て支援、地域福祉保健の推進、市全体普及啓発活動（たばこの害）、健康づくり月間行事等各種啓発活動等

イ 推進員会議の開催

市・区・地区等における保健活動推進員会議開催

ウ 研修の実施・参加

市・区・地区における保健活動推進員研修の実施及び参加

表3-1 平成17年度保健活動推進員会活動実績

活動内容	実施回数等	延従事者数
地域での保健活動、普及啓発活動	6,885回	73,065人
研修の実施・参加	658回	15,462人
推進員会議	2,615回	22,308人

(2) ホームレス保健サービス支援事業

市内の公園・道路等に起居するホームレス等に対し、看護師等が巡回相談を行い、ホームレスの健康状態を把握し、必要に応じて関係機関と連携することにより、ホームレスへの保健・医療を確保するとともに、自立支援に向けた働きかけを行いました。

巡回相談実施日数	延べ 82日
面接人数	延べ219人
医療機関への引継	延べ 5人

(3) 事故予防推進事業

転倒、溺水、窒息、誤飲・誤食など身の回りで発生する様々な事故は子どもや高齢者などにとってハイリスク要因です。こうした事故は、適切な対策を講じれば未然に予防することができるはずですが、対策が不十分であり、同じような事故が繰り返し発生しているのが現状です。

少子高齢化が進む昨今、特に子どもの事故予防に関しては行政としても重点的に取り組む必要があり、死亡や後遺症を残す重大な事故を予防・減少させることを目的として事業を実施しました。

ア ホームページによる事故予防の啓発

イ 子どもの事故に関するアンケート調査の実施

ウ 職員研修の実施

(ア) 子どもの事故予防に関する職員研修

(イ) セーフティプロモーションに関する職員研修

エ 自転車補助いす乗車時のヘルメット着用に関する啓発

表3-2 子どもの事故に関するアンケート調査結果

事故の種類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～	不明	合計
転倒・転落	165	369	416	246	115	113	28	72	1,524
やけど	52	111	95	56	29	30	9	28	410
誤飲	27	73	46	19	5	4		21	195
交通事故	3	11	27	24	21	15	13	10	124
溺れ	6	39	19	4	4	6	2	13	93
窒息	8	23	21	14	4	5	2	12	89
その他	15	64	114	72	39	35	18	16	373
合計	276	690	738	435	217	208	72	172	2,808

第2節 肝炎ウイルス検査

各区福祉保健センターにおいて、平成14年度から基本健康診査の肝炎検査を受けられない方などを対象に、市単独事業として15歳以上の一般市民の方に対して、B型、C型肝炎ウイルス検査を実施しました。

表3-3 肝炎ウイルス検査受診者数

年 度	B型肝炎	C型肝炎	合計
平成15年度	1,699	1,365	3,064
平成16年度	1,455	1,528	2,983
平成17年度	330	359	687

第3節 訪問指導

40歳以上で、生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスを行います。

表3-4 訪問指導事業実施件数

(延件数：人)

対象者	生活習慣病 要指導者	認知症高齢者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病 要指導者など
-----	---------------	--------	--------------------------

			口腔衛生指導	栄養指導
従事者	保健師	保健師	歯科衛生士	栄養士
平成 15 年度	285	509	504	150
平成 16 年度	232	—	387	135
平成 17 年度	302	—	300	110

※ 認知症高齢者は、平成 16 年度より他部署の訪問指導事業の対象に移管しました。

第 4 節 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、本市独自の難病対策として、難病相談会、難病患者訪問指導及び難病患者等居宅生活支援事業、難病患者一時入院事業、在宅重症患者外出支援事業等を実施しました。

(1) 難病患者等居宅生活支援事業

地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する観点から、難病患者等ホームヘルパー派遣事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業及び難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を平成 9 年 10 月から実施しています。

表 3－5 難病患者等居宅生活支援事業

年 度	ホームヘルパー派遣		短期入所		ヘルパー養成研修	
	派遣時間	登録利用者数	利用日数	利用者数	実施回数	受講者数
平成 15 年度	7,034	43	0	0	2	186
平成 16 年度	8,897	47	5	1	-	-
平成 17 年度	9,311	46	16	3	-	-

＊ 難病患者等ホームヘルパー養成研修については、平成 16 年度からは、申請により民間事業者の研修を市指定研修としています。

年度	日 常 生 活 用 具 給 付											利 用 者 数
	給 付 数											
	便 器	手 す り	特殊 寝台	入浴 補用具	車 い す	歩行支 援用具	電気式 たん 吸引器	ネブラ イザー	居宅動作 補助用具	特殊 便器	動脈血中 酸素飽和 度測定器	
15 年度	1		5	4	2	4	4		1		3	14
16 年度	1		3	2	2	2	1	1	2	1	7	15
17 年度	1	1	4	6	2	1	5	6	—	1	9	24

(2) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、指導・助言を行うことにより、適切な療養生活の確保と社会復帰の促進に資することを目的とした難病相談会（個別相談・講演・交流会）を各福祉保健センターで実施し、平成 17 年度は 2,811 人の参加がありました。

(3) 難病患者訪問指導事業

平成 17 年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、501 件でした。

(4) 在宅重症患者外出支援事業

通常の交通機関での移動が困難で特殊車両(ストレッチャー対応車)を使用せざるを得ない在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成 17 年 5 月より事業を開始しました。平成 17 年度は延べ 125 件の申請があり、助成を行いました。

(5) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、在宅で介助を受けることが介助者の休息（レスパイト）を含めた介助者の事情により一時的に困難になった場合、療養生活の安定を図るための、一時入院を受入れることを目的として、平成 17 年 9 月より事業を開始しました。平成 17 年度は延べ 15 人の利用がありました。

第 5 節 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和 44 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和 45 年施行）が制定され、横浜市は昭和 47 年 2 月に同法による指定地域（鶴見区の東海道線より海側の地域）の適用を受けました。

今までに 1,568 人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償等に関する法律」）の施行に伴い、昭和 63 年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなったことから、平成 17 年度末現在の公害健康被害者数は 536 人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」（以下「保護規則」）をもとに下記の事業を行っています。

表 3－6 給付一覧（公害健康被害者対象）

給付の種類		給 付 の 内 容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費	健康保険等の社会保険とは別個の医療制度により、指定疾病の特性に応じた治療が受けられる。
	障害補償費	障害の程度が 3 級以上である満 15 歳以上の患者に支給する。
	療養手当	月を単位として、入院 1 日以上、または通院 4 日以上の方に支給する。
	遺族補償費	指定疾病により死亡した患者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。
	遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる者がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給する。
	葬祭料	指定疾病により死亡した患者の葬祭を行った者に支給する。
「保護規則」に基づく給付	療養補助費	障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない患者に支給する。
	療養手当	月を単位とし、通院 2、3 日の患者に支給する。
	死亡補償金	(1)指定疾病により死亡した場合 1,200 万円。(2)死亡原因が指定疾病以外の場合 600 万円。 ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除される。
	弔慰金	死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、患者の療養看護に努めた者に支給する。

表 3－7 公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	17年度実績	実施内容
指定施設利用 転地療養	平成11年度	2件	2級以下の方を対象に、個人で家族や友人とともに、空気の清浄な自然環境で療養できるよう、宿泊費・交通費の補助や療養先での医師の往診及び保健師の訪問指導を行っています。
リハビリテーション教室	昭和53年度	年4回	知識の普及や健康回復の一助として、呼吸機能訓練、専門医の講話等を行っています。
禁煙指導	平成14年度	年14回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、機器を使用した測定や保健師による指導等を行っています。
家庭療養指導	昭和54年度	740件	家庭訪問を中心に、電話による近況確認や検査時の面接等を含め、保健師による個別の療養指導を行っています。
空気清浄機 購入費補助 （保護規則）	昭和49年度	14件	当初からの横浜市認定の患者が空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助しています。 （神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付けています。）
インフルエンザ 予防接種費用 助成事業	平成17年度	72件	患者が一部公費負担による高齢者インフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用の助成を行っています。

上記以外に、平成17年度は実施しませんでした、「1泊2日リハビリテーション教室」、「空気清浄機貸与事業」が対象となっています。

（2）健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、下記の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査*1に協力をしています。

*1 環境保健サーベイランス調査

長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

表 3－8 環境保健事業一覧（市民対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	17年度実績	実施内容
乳幼児血液 抗体検査	昭和63年度	スクリーニング 864件 受検者 154件	各区福祉保健センターの4か月児健診の際、血液抗体検査の必要がある乳児を問診等によりスクリーニングし、希望者に対し、本市が契約した公的医療機関等において血液抗体検査及び生活指導を実施しています。
ぜん息相談 （個別相談を含む）	昭和63年度	年31回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、市内在住の方を対象に、医師、保健師等による相談・指導を行っています。
慢性呼吸器疾患 リハビリ テーション講座	平成15年度	年5回	慢性呼吸器疾患に対する知識の普及、健康回復に役立つ呼吸機能訓練及び専門医の講話等を行っています。
ぜん息児水泳教室 （水中運動教室 を含む）	平成2年度	年7期 （1期8回）	市内在住の5歳から小学校6年生までのぜん息児を対象に、気管支ぜん息の治療に有効な水泳や水中運動を、医師の管理の下で行い、健康の回復・保持及び増進を図っています。

ぜん息児音楽教室	平成2年度	年3回 (延6日)	3歳から6歳までの未就学のぜん息児を対象に、音楽療法士による指導のもと、管楽器等を使った音楽療法を行い、腹式呼吸法等を習得させ、健康回復を図っています。
医療機器整備事業 (助成事業を含む)	昭和63年度	1件	市内の公的病院等に、医療機器整備に要する費用の助成をすることで、ぜん息等に関する医療水準を向上させ、当該疾病の予防及び当該疾病患者の健康の回復・保持及び増進を図っています。

第6節 原子爆弾被爆者等援護事務

(1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給人数 1,236人

(2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成人数 106人

(3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成人数 119人

(4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

進達等件数 976件

第7節 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成4年10月に設置され、財団法人横浜市総合保健医療財団が管理・運営を行っています。

(主な事業)

- ① 要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」
- ② 認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」
- ③ 精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」
- ④ 地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

表 3-9 総合保健医療センター利用者数(人)

年 度	計	介護老人保健施設	診 療 所	精神障害者支援施設
平成15年度	65,582	30,318	14,381	20,883
平成16年度	67,424	30,534	15,146	21,744
平成17年度	65,257	32,245	10,508	22,504

※ 診療所の平成15、16年度実績は、健康教育事業、骨粗しょう症外来(平成16年度末で終了)の数を含みます。

第4章 感染症対策

本市における種々の感染症対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」などの個々の法律に基づいて実施されています。

感染症の最近の特徴としては、ベトナム・中国等での重症急性呼吸器症候群（SARS）の発生や鳥インフルエンザの侵入などの新興感染症の出現などがあげられます。エイズ予防対策については、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」をふまえ、無料検査及び予防啓発事業の実施により、感染拡大の防止を図っています。

第1節 感染症

(1) 感染症予防

平成17年度の2類感染症患者発生総数は22人で、前年より13人減少しており、22人のうち17人が海外渡航歴を有していました。重症患者に対し、入院勧告を行うとともに、同行者・接触者の検病調査を行いました。

また、3類感染症である腸管出血性大腸菌感染症につきましては、78人の発生があり、患者・接触者に対する健康指導と健康調査を実施しました。

なお、平成17年度の集団かぜは、平成17年12月13日が初発で、計32施設から報告がありました。閉鎖学級数は77学級、患者数は980人で、平成16年度に比べて少し減少しました。インフルエンザウイルスは、主にA香港型が検出され、一部B型も検出されましたが、Aソ連型は検出されませんでした。

表4-1 2類感染症患者数

年 度	総 数	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス
平成15年度	27	-	16	4	7
平成16年度	35	5	22	4	4
平成17年度	22	3	13	3	3

表4-2 3類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）患者数

年 度	総 数	症状別内訳		菌型別内訳			
		有症者	無症者	O157	O26	その他（O44～O146）	不 明
平成15年度	502	57	445	38	455	9	-
平成16年度	79	57	22	63	11	3	2
平成17年度	79	56	22	56	13	8	1

表4-3 集団かぜ発生状況

年 度	施設数	学級数	欠席者数
平成15年度	26	68	715
平成16年度	41	665	742
平成17年度	43	687	791

(2) ハンセン病関連

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的とする「ハンセン病を正しく理解する週間」（平成17年6月19日から25日）の一環として、ハンセン病療養所入所者に対する慰問金を募集しました。

募金額：885,727円

(3) エイズ対策

エイズ感染拡大を未然に防ぎ、患者・感染者が安心して暮らしていけるよう、相談・検査・医療体制の整備及び正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズに関する各種の情報や活動の場を提供することを通じてエイズに取り組む市民やボランティア団体の活動を支援する「横浜AIDS市民活動センター」を開設しています。

ア相談・検査・医療体制の整備

市内18福祉保健センターで相談・検査（無料・匿名）を実施するほか、夜間（横浜AIDS市民活動センター〈火曜〉）及び土曜日（結核予防会中央健康相談所）でも検査を行っています。

6福祉保健センター（鶴見・中・南・保土ヶ谷・緑・青葉）、夜間検査及び土曜検査については、性感染症（クラミジア）の検査も実施しています。

加えて、土曜検査において、受付から1時間程度で結果が分かるHIV即日検査を平成17年5月より開始しました。より受けやすい検査体制の整備により、受検者数の増加が図られました。

また、AIDS診療症例研究会において症例の研究を行うとともに、エイズカウンセラーを医療機関等に派遣してエイズ医療の向上と普及を図っています。

表4-4 事業実績

年 度	相談件数	採血件数	テレホンサービス	エイズカウンセラー派遣回数
平成15年度	5,174	3,097	1,767	576
平成16年度	5,253	3,191	1,671	546
平成17年度	5,411	3,754	1,934	574

イ正しい知識の普及啓発

各福祉保健センターにおける啓発活動や「世界エイズデーかながわ」への参加、若者、同性愛者、企業向けの啓発キャンペーンの実施を通じ、正しい知識に基づき自ら行動することの大切さや患者・感染者に対する差別偏見をなくすことの重要性を訴えました。

また、「横浜AIDS市民活動センター」において、ニュースレターの発行やインターネットホームページでの情報発信・提供、パネルや書籍の貸出し等の情報提供を行い、NGO、学校などで行われる啓発活動を支援しました。

(4) 結核・感染症発生動向調査事業

感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講ずることを目的とした本事業は、昭和62年1月からコンピュータ処理を導入するとともに、結核等を含めて対象疾病を拡充し全国的規模で情報をより迅速に収集、解析、還元することでその機能の強化を図っています。

また、「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」の施行に伴い、平成12年6月に定点数を大幅に増やすなど事業の拡充を図りました。

ア結核発生動向調査

患者の発生状況、受療状況等を把握、分析することにより、的確な予防措置を講じ、患者管理の充実を図ることを目的としています。

平成16年末の登録者数は、2,497人でした。

イ感染症発生動向調査

市内180か所の患者定点医療機関から受けた感染症情報をまとめ、月1回の感染症委員会において解析し、医療機関等への還元を行いました。

また市内17医療機関から回収した検体の検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

第2節 結核

わが国の結核は予防対策の推進や化学療法の進展、公衆衛生及び国民生活の向上等により急速に減少を続けてきましたが、昭和52年頃から鈍化傾向にあり、38年ぶりに増加に転じた平成9年以来3年連続で増加しましたが、平成12年から再び減少傾向にあります。平成17年の新規登録患者は全国

で 28,319 人（本市 860 人）（どちらも非結核性抗酸菌症を除く）でした。

他に感染させる危険性の高いいわゆるディンジャーグループ（学校、病院、施設等）からの集団感染を疑わせる事例が増加していること、治療の中断による耐性菌の発生の危険等、新たな課題を抱えている状況にあるといえます。

厚生労働省は平成 11 年 7 月の「結核緊急事態宣言」で、結核は日本最大の感染症であり、再興感染症と認識し、あらためて国民・関係者に理解と協力を要請しています。健康診断・予防接種等の対策の徹底とともに、今後も市民と医療機関に結核に対する正しい認識を広め、対策の強化を図っていく必要があります。

(1) 定期結核健康診断、予防接種

結核予防法第 4 条及び第 13 条の規定に基づき、結核患者の早期発見及び未感染者の発病予防のため、定期の結核健康診断並びに予防接種を実施しました。

結核予防法の改正により、定期健診の対象者等の見直しが行われ、市町村長は高齢者や結核発症率の高い住民層等に対して定期健診を実施することとなりました。本年度は、ホームレス・生活保護受給者等の低所得者や外国人・日本語学校生徒等のハイリスク層に対して、エックス線自動車や福祉保健センター等において、受診の機会を設定しました。

健康診断受診者は、8,753 人で、4 人の患者が発見されました。

定期予防接種についても、法改正に伴い、ツベルクリン反応検査をせず、BCG を直接接種する方法とともに、接種対象も出生後から生後 6 か月未満に変更されました。また、2 区において BCG の個別接種をモデル試行しました。

BCG 接種は 30,256 人でした。

(2) 定期外結核健康診断、予防接種及び精密検査（管理検診）

結核予防法第 5 条の規定に基づき、結核の予防上特に必要があると認めるとき、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、勧告を行い、健康診断を実施しました。

また、結核予防法第 24 条の 2 の規定に基づき、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるとき、精密検査（管理検診）を実施しました。

ア接触者検診（結核患者の家族及び接触者）

イ管理検診（結核登録者中、医療を受けていない者）

定期外結核健康診断等の受診者は 6,246 人（うち医療機関委託分 414 人）、接触者検診での患者発見は 3 人（うち医療機関委託分 0 人）で、患者発見率は 0.51% でした。なお、家族検診及び管理検診は各福祉保健センターにおいて受診率向上のため、保健師の訪問、文書、電話等により積極的に受診勧奨を行っており、今後も取り組みを継続する必要があります。

(3) 結核医療費公費負担事業

ア一般患者に対する医療（法第 34 条関係）

市内に在住する主として非感染性の結核患者、又はその保護者からの申請に対し、福祉保健センターに設置した結核診査協議会（市内 3 診査協議会、毎月 2 回開催）において申請医療内容の適否について診査を行い、結核医療に要する費用の一部の公費負担を行いました。

イ命令入所患者に対する医療（法第 35 条関係）

排菌をしているなど結核を感染させる危険の高い患者については、他への感染防止を目的として法に基づき結核療養所等に入所を命じるとともに、医療に要する費用のうち保険が負担した額を差し引いた残額について公費負担を行いました。

ウ結核予防法指定医研修会

結核指定医の診断・治療水準を高めるため、研修会を市医師会との共催で次のとおり実施しました（受講者 174 人）。

平成 17 年 7 月 12 日（火）午後 6 時 30 分から午後 8 時 45 分まで

場 所 横浜市健康福祉総合センター 4 階ホール

演 題 「新しい結核対策と課題」

講 師 （財）結核予防会結核研究所 所長 森 亨 先生

エ結核対策特別促進事業

簡易宿泊所居住者等が集中している中区寿地区は、結核のり患率が極めて高い一方、発見の遅れや治療中断率が高いなどの地域特性があります。平成12年1月から実施している寿地区DOTS事業では、治療完了率を高め、不完全な治療による多剤耐性結核の防止を図るなど、特定地域におけるDOTS対策とともに、各区においても服薬支援体制を図るため地域DOTSを推進しています(寿地区DOTSにおける平成17年度のDOTS対象者:42人(延べ3,640人来院))

※DOTSとは“Directly Observed Treatment, Short course”(直接服薬確認療法)の略で、保健師・看護師等が服薬確認を行います。

外国人やホームレス等、感染及び治療中断リスクの高い対象者への定期健診の実施など、ハイリスク者への結核対策の充実を図っています。

表4-5 新登録患者数(活動性分類)

	総数			活動性肺結核			活動性肺外結核			非結核性抗酸菌症			初感染結核		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成15年	928	628	300	787	544	243	141	84	57	102	42	60	156	86	70
平成16年	906	636	270	762	550	212	144	86	58	84	31	53	177	79	98
平成17年	860	598	262	723	511	212	137	87	50						

※非結核性抗酸菌症及び初感染結核は別掲とし、総数に算入していません。

表4-6 年末現在登録者数(活動性分類)

	総数	活動性肺結核	活動性肺外結核	不活動性	不明	非結核性抗酸菌症		初感染結核	
						治療中	観察中	治療中	観察中
平成15年	2,493	956	138	935	602	131	52	115	83
平成16年	2,497	733	146	971	647	99	60	89	88
平成17年	2,702	687	153	1133	729				

※非結核性抗酸菌症及び初感染結核は別掲とし、総数に算入していません。

表4-7 り患率・有病率・登録率(人口10万人対)

	新規登録患者		有病患者		患者	
	患者数	り患率	患者数	有病率	患者数	登録率
平成15年	928	26.3	956	27.1	2,493	70.7
平成16年	906	25.5	879	24.7	2,497	70.8
平成17年	860	24.0	840	23.5	2,702	75.5

表4-8 一般住民定期結核健康診断、予防接種実施成績

年 度	ツベルクリン 検 査 数	B C G 接種数	間 接 撮影数	精 密 検査数	再精密 検査数	発 見 患者数
平成15年度	34,521	34,012	40,911	1,272	19	2
平成16年度	36,019	35,170	49,921	1,174	30	2
平成17年度	-	30,256	49,921	1,174	30	2

平成17年度からツベルクリン判定は行わないでBCG接種するように制度が変わりました。

表4-9 定期外結核健康診断、予防接種及び管理検診実施成績

年 度	業 態 者 検 診	接触者及び まん延地区 検診	患者家族 検 診	管理検診	発 見 患 者 数
平成15年度	2,256	6,307	1,755	233	18
平成16年度	3,017	8,783	1,545	479	20
平成17年度	-	5,804		442	3

※平成17年度は結核予防法改正により、定期外検診の対象者は接触者及び患者家族となりました。

表4-10 結核予防法指定医療機関数

年 度	総 数	医院及び 診 療 所	病 院	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	保 健 所	薬 局
平成15年度	1,836	992	114	6	18	738
平成16年度	1,858	980	110	7	18	743
平成17年度	1,649	887	109	9	18	644

第3節 予防接種（集団、個別、健康被害救済事業）

感染症の発生、まん延を防ぐため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施しています。集団予防接種としてポリオ（急性灰白髄炎）の予防接種を福祉保健センターにおいて、また、個別予防接種として三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を横浜市個別予防接種協力医療機関において実施しました。また、高齢者インフルエンザ予防接種を横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関において実施しました。

予防接種に起因した健康被害に対する救済措置として、予防接種健康被害救済制度に基づき障害児養育年金1件、障害年金14件、医療費・医療手当12件を支給しました。

表4-11 ポリオ（急性灰白髄炎）予防接種実施成績（対象：生後3～90か月未満 接種回数1回）

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成15年度	64,988	64,408	99.1
平成16年度	65,084	64,776	99.5
平成17年度	63,824	61,389	96.2

表4-12 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）予防接種実施成績

対象
Ⅰ期：生後3～90か月未満
Ⅱ期：11～13歳未満

年 度	Ⅰ期（接種回数：初回3回 追加1回）			Ⅱ期（接種回数1回）		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率	対象人数	接種人数	接種率
平成15年度	131,302	133,009	101.3	30,901	19,421	62.8
平成16年度	131,089	127,558	97.3	30,754	17,647	57.4
平成17年度	129,952	124,786	96.0	31,099	16,465	52.9

表4-13 麻しん予防接種実施成績（対象：生後12～90か月未満：接種回数1回）

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成15年度	32,494	33,792	103.4
平成16年度	32,542	32,450	99.7
平成17年度	33,290	30,779	92.5

表4-14 風しん予防接種実施成績（接種回数1回）

〔対象：生後12～90か月未満 経過措置：昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた人〕

年 度	生後12～90か月未満			経過措置		
	対象人数	接種人数	接種率	対象人数 (対象者の内、中 学生のみ表記)	接種人数	接種率
平成15年度	32,494	33,423	102.9	—	3,074	—
平成16年度	32,542	34,385	105.7	—	—	—
平成17年度	33,643	39,956	118.8	—	—	—

※経過措置は平成15年9月30日で終了しています。

表4-15 日本脳炎予防接種実施成績

〔対象：Ⅰ期：生後3～90か月未満；Ⅱ期：11～13歳未満
Ⅲ期：14～16歳未満〕

年 度	Ⅰ 期 (接種回数：初回2回 追加1回)			Ⅱ期（接種回数1回）			Ⅲ期（接種回数1回）		
	対象人数 (延)	接種人数 (延)	接種率	対 象 人 数	接 種 人 数	接種率	対 象 人 数	接 種 人 数	接種率
平成15年度	101,536	91,023	89.6	31,261	20,588	65.9	32,282	13,019	40.3
平成16年度	101,701	86,468	85.0	32,989	21,118	64.0	30,524	11,846	38.8
平成17年度	101,598	18,366	18.1	32,517	3,792	11.7	30,663	2,208	7.2

※日本脳炎予防接種は平成17年5月30日に厚生労働省から勧告を受けて以来、積極的な勧奨を差し控えています。

また、第Ⅲ期の接種は平成17年7月29日に廃止となりました。

表4-16 インフルエンザ予防接種実施成績（接種回数1回）

〔対象：65歳以上または心臓・腎臓・呼吸器・
免疫機能障害1級に相当する60～64歳〕

年 度	65歳以上または 60～64歳機能障害者			高齢者入所施設入所者		
	対象人数	接種人数	接種率	対象人数	接種人数	接種率
平成15年度	549,929	217,614	39.6	20,437	15,156	74.2
平成16年度	593,600	257,536	43.4	—	—	—
平成17年度	620,700	274,641	44.2	—	—	—

※高齢者入所施設入所者への接種は平成16年度に廃止となりました。

第5章 精神保健福祉

平成7年の精神保健福祉法の成立及び平成11年の同法改正を踏まえ、横浜市における精神保健福祉業務について、様々な拡充を図ってまいりました。各区福祉保健センターにおける相談、訪問などや地域作業所、グループホームの支援を引き続き実施する一方で、精神障害者の日常生活支援を行う精神障害者生活支援センターの整備や精神科救急医療体制の充実に努めてきました。

また、平成15年度には、精神障害者小規模通所授産施設運営助成事業を開始するなど、着実に事業展開を図っています。

第1節 精神保健福祉

(1) 相談・訪問

精神保健福祉法に基づき、各区福祉保健センターで地域の精神保健福祉に関する相談を受け、心の病の予防、早期発見、治療への導入、社会復帰を目的とした相談や訪問を行いました。

こころの健康相談センターでは、「こころの電話相談（365日、22時まで）」のほか、アルコール・薬物及び思春期・ひきこもり等に関する「特定相談」等を行いました。

表5-1 相談・訪問延回数 ※高齢精神保健福祉業務は含まない

年 度	所内相談	訪 問
平成15年度	59,415	6,722
平成16年度	59,597	6,775
平成17年度	49,974	5,395

表5-2 こころの健康相談センター相談延回数

年 度	こころの電話相談	特定相談	困難事例等
平成15年度	3,753	42	591
平成16年度	4,271	41	521
平成17年度	5,612	46	809

(2) 集団援助活動

精神障害者の社会復帰を図るため、回復途上にある精神障害者を対象とした生活教室や、精神障害者やアルコール依存症者等の家族を対象とした家族教室を実施しました。

表5-3 集団援助回数

年 度	生活教室	精神障害者 家 族 教 室	アルコール 家 族 教 室	その他
平成15年度	884	87	221	79
平成16年度	867	82	188	105
平成17年度	861	59	171	72

(3) 団体等育成援助

精神障害者の家族会、地域作業所・グループホーム設置運営団体等、断酒会等の育成援助を行いました。

表5-4 育成援助回数

※（ ）内数字は、こころの健康相談センター実施内数

年 度	精神障害者家族会	地域作業所・グループホーム 設置運営団体等	断酒会等
平成15年度	297 (10)	944 (0)	102 (2)
平成16年度	241 (5)	915 (0)	114 (11)
平成17年度	201 (0)	769 (0)	77 (10)

(4)普及啓発等

心の健康や精神障害に関する正しい理解の促進を図るため、市民を対象とした講演会を実施しました。また、関係者等による連絡会の開催、学生指導等に携わりました。

表5-5 普及啓発等回数 ※高齢精神保健福祉業務は含まない

年 度	講演会	ケースカンファレンス	関係機関連絡会	学生指導
平成15年度	146 (4)	608 (11)	333 (48)	176 (5)
平成16年度	137 (3)	778 (10)	324 (38)	120 (6)
平成17年度	129 (3)	636 (10)	298 (48)	102 (5)

※（ ）内数字は、こころの健康相談センター実施内数

(5)精神保健福祉法等の進達文書の処理

表5-6 精神障害者把握数

年 度	総 数	統 合 失 調 症	そ う う つ 病	非 定 型 精 神 病	て ん か ん	精 神 遅 滞	中毒性精神障害			脳 器 質 性 精 神 障 害	老 年 期 精神障害		神 経 症	心 因 反 応	そ の 他
							ア ル コ ール	覚 せい 剤	そ の 他		認 知 症	そ の 他			
平成15年度	46,956	14,856	9,917	597	2,712	653	2,521	377	308	444	2,816	798	2,140	3,211	5,606
平成16年度	50,507	15,237	11,471	560	2,712	685	2,657	420	318	491	2,954	769	2,334	2,806	7,093
平成17年度	54,619	15,972	13,737	568	2,876	779	2,924	523	327	527	3,115	762	2,425	2,741	7,343

第2節 地域生活支援

(1)精神障害者生活支援センター

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため、日常生活相談や食事（夕食）サービス、入浴サービス、生活情報の提供などを行っています。

表5-7 生活支援センター利用状況

年度	神奈川		栄		港南		保土ヶ谷		緑	
	登録 者数	延利用者数	登録 者数	延利用者数	登録 者数	延利用者数	登録 者数	延利用者数	登録 者数	延利用者数
平成15年度	538	29,464	231	12,374	493	25,921	387	16,756	-	-
平成16年度	632	28,378	320	13,667	678	27,537	532	20,182	-	-
平成17年度	751	30,287	395	21,145	666	20,850	811	27,743	178	3,104

※ 緑センターの平成17年度は1～3月分

(2)精神障害者生活支援拠点

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、社会参加を促進するため、市民団体のネットワークや地域とのつながりを生かした日常生活支援、相談、地域交流活動等を行う施設の整備・運営費を助成しました。

表5－8 生活支援拠点利用状況

年度	旭	
	登録者数	延利用者数
平成16年度	25	868
平成17年度	85	10,164

(3)精神障害者保健福祉手帳

各種の支援策を講じやすくし、社会復帰及び社会参加の促進を図るため、障害の程度に応じて精神障害者保健福祉手帳を交付しました。また、手帳所持者を対象に、市内のバス・地下鉄等の福祉特別乗車券を交付しました。

表5－9 精神障害者保健福祉手帳交付者数及び福祉特別乗車券交付者数

年 度	手帳交付者数	手帳所持者数	福祉特別乗車券 交 付 者 数
平成15年度	5,098	9,066	6,459
平成16年度	5,826	10,702	7,916
平成17年度	7,476	12,417	8,947

(4)精神障害者訪問介護事業等

日常生活を営むのに支障がある精神障害者に対して、ホームヘルパーを派遣し、家事や身体介護等の便宜を供与した事業者に派遣費用を助成しました。

表5－10 訪問介護派遣対象者数

年 度	派遣数
平成15年度	244
平成16年度	479
平成17年度	643

(5)グループホーム助成事業

一定の自活能力のある精神障害者で、家庭環境、住宅事情等により、住宅の確保が困難な者に対して生活の場を提供するための施設であるグループホームの設置・運営費等を助成しました。

表5－11 グループホーム施設数

年 度	総 数
平成15年度	33(2)
平成16年度	35(2)
平成17年度	36(1)

※（ ）内数字は、新規設置数で内数

(6)小規模通所授産施設運営助成事業

精神障害者に対し就労前訓練としての授産事業を行うための施設である、民間社会福祉法人等が運営する小規模通所授産施設の運営費を助成しました。

表5－12 小規模通所授産施設数

年 度	総 数
平成15年度	2 (2)
平成16年度	5 (3)
平成17年度	6 (1)

※（ ）内数字は、作業所から移行した数で内数

(7)精神障害者地域作業所助成事業

精神障害者に対する作業訓練や生活指導をととして、就労意欲の向上や対人関係の改善等を援助するための施設である地域作業所の運営費等を助成しました。

表5－13 補助対象施設数

年 度	総 数
平成15年度	58 (3) 【2】
平成16年度	57 (2) 【3】
平成17年度	57 (1) 【1】

※ () 内数字は、新規設置数で内数

【 】内数字は、小規模通所授産施設へ移行した数で外数

表5－14 地域作業所通所結果

年 度	作 業 所 数	通 所 者 数 A	社会復帰した者				社会 適 応 訓 練	授 産 施 設	中止した者				継 続 中 の 者	社会復帰 した者の 割 合 (B/A)
			就 労	ア ル バ イ ト	パ ー ト ・ そ の 他	小 計 B			再 入 院	死 亡	そ の 他	小 計		
平成15年度	58	2,344	22	18	12	52	3	4	34	15	420	469	1,851	2.2%
平成16年度	60	2,341	16	30	10	61	2	5	40	15	413	468	1,848	2.6%
平成17年度	57	2,393	7	40	6	53	5	0	19	25	470	514	1,905	2.2%

※ 人数は、年度末開所作業所の集計値。

(8)社会復帰施設助成事業

精神障害者に必要な訓練・指導を行い、自活や社会復帰の促進を図る授産施設等の運営費等を助成しました。

表5－15 社会復帰施設助成対象施設

施設種別	名 称	定員
授産施設	鶴見ワークトレーニングハウス	20
生活訓練施設 (援 護 寮)	ゆかり荘	20
	ヴィラあさひの丘	30

(9)世帯住み替え住宅家賃助成事業

住宅の建て替え等による、立ち退き要求を受け、住宅確保に困窮する民間賃貸住宅居住の精神障害者世帯に対して、住み替えに必要な家賃の差額等を助成しました。

表5－16 世帯住み替え住宅家賃助成件数

年 度	件 数
平成15年度	9
平成16年度	7
平成17年度	5

(10)社会適応訓練事業

就労が困難な精神障害者が、一定期間協力事業所に通い、社会生活への適応のために必要な訓練を受けることによって社会復帰ができるよう援助しました。

表5－17 社会適応訓練事業実施状況

年 度	訓練者数	協力事業所数
平成15年度	87	60
平成16年度	106	65
平成17年度	93	63

- (11)精神障害者就労支援センター事業
就労を希望している精神障害者を対象に、仕事に関する相談や、職業能力や適性に合った職場の開拓、職場への定着支援等を行いました。

表 5－18

平成 17 年度精神障害者就労支援センター事業実績

相談件数	利用登録者数	就労者数
2,130	160	13

- ・横浜市精神障害者就労支援センター（ぱーとなー）

横浜市港北区烏山町 1735 番地 横浜市総合保健医療センター1 階

- (12)社会復帰施設等指導監査

精神障害者社会復帰施設等の運営状況や利用者の処遇状況等について指導監査を行いました。

指導監査の対象

- ・対象施設

92 施設

表 5－19 平成 17 年度指導監査実施状況

精神障害者グループホーム	35 施設
精神障害者地域作業所	57 施設

第 3 節 精神医療

- (1)精神科救急

精神保健福祉法に規定された申請・通報・届出に基づき、自傷他害のおそれのある精神障害者を診察し、入院措置等を行いました。

表 5－20 申請・通報等件数

年 度	申請・通報等件数		診察件数	
	平日	夜間休日	平日	夜間休日
平成 15 年度	268	210	124	197
平成 16 年度	277	238	124	211
平成 17 年度	324	257	99	229

夜間・休日に精神科救急医療情報窓口を開設し、精神障害者の家族等からの相談に対して病院紹介等を行いました。

表 5－21 相談等件数

年 度	相談件数	病院紹介件数
平成 15 年度	1,545	146
平成 16 年度	1,815	174
平成 17 年度	2,035	206

(2)公費負担

ア措置患者入院医療費公費負担事業

精神保健福祉法第 29 条に基づき措置入院した患者の入院医療費について、公費による負担を行いました。（保険適用分を除く。）

表 5－2 2 入院医療費公費負担件数

年 度	支払件数
平成 15 年度	800
平成 16 年度	808
平成 17 年度	720

イ精神障害者通院医療費公費負担事業

精神障害者の通院医療費について、医療費の 95%について公費による負担を行いました。（保険適用分を除く。）

表 5－2 3 通院医療費公費負担件数

年 度	支払件数
平成 15 年度	273,259 (29,849)
平成 16 年度	307,003 (33,587)
平成 17 年度	338,030 (36,601)

ウ 精神障害者入院医療援護金助成事業

精神保健福祉法に基づき入院している精神障害者のうち助成要件を満たす者に対して、1 人 1 か月当たり 1 万円を助成しました。

表 5－2 4 入院医療援護金助成件数

年 度	助成件数
平成 15 年度	12,742
平成 16 年度	13,185
平成 17 年度	12,968

(3)精神医療適正化対策事業

ア精神医療審査会

市内の精神病院等から提出される医療保護入院届、医療保護入院者定期病状報告、措置入院者定期病状報告又は入院患者等からの退院又は処遇の改善請求について、入院又は処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を年 24 回開催しました。

表 5－2 5 審査状況

年 度	審査総数	各種届出書審査	退院等請求審査
平成 15 年度	4,527	4,482	45
平成 16 年度	4,752	4,691	61
平成 17 年度	4,912	4,843	69

イ精神病院実地指導

市内の精神病院等 27 病院を対象に、入院患者の処遇状況や病院の運営状況について立入調査、指導を行いました。

ウ精神病院実地審査

横浜市長の権限により措置を行った措置入院患者全員及び市内の精神病院等の医療保護入院患者を対象に、入院の要否と処遇について精神保健指定医による診察を行いました。

表 5－2 6 実地審査状況

年 度	審査総数	措置入院患者数	医療保護入院患者数	任意入院患者数
平成 15 年度	93	26	67	0
平成 16 年度	116	24	79	13
平成 17 年度	92	21	71	0

第4節 精神保健福祉審議会等の運営

(1) 精神保健福祉審議会の開催

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議などを行う精神保健福祉審議会を年2回開催しました。

表5-27 精神障害者保健福祉手帳審査件数

年 度	総審査件数	1 級	2 級	3 級
平成 15 年度	2,786	252	1,398	1,082
平成 16 年度	3,358	279	1,612	1,423
平成 17 年度	4,247	402	2,137	1,708

(2) 精神障害者通院医療費公費負担・精神障害者保健福祉手帳判定会議の開催

精神障害者保健福祉手帳や通院医療費公費負担制度の申請について審査判定を行う判定会議を年24回開催しました。

表5-28 通院医療費公費負担制度承認件数

年 度	年度中に承認した件数
平成 15 年度	17,818
平成 16 年度	18,208
平成 17 年度	23,100

第6章 食品衛生

第1節 食品衛生

食品衛生に関する業務は、市民の食の安全を確保するとともに食品衛生の向上を図ることを目的として行う事業です。この事業及び業務は「食品衛生監視指導・食品衛生検査」、「営業許可」、「食中毒及び苦情対応」、「自主管理推進事業」、「食品衛生啓発」及び「食品専門監視班」に大別されます。

(1)食品衛生監視指導・食品衛生検査

ア 食品衛生監視指導

食品衛生法や横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例及び平成17年度横浜市食品衛生監視指導計画（以下「監視計画」）に基づき、食品の取扱い、表示及び施設の衛生等について監視し、必要に応じて食品の取去検査を行うため、食品衛生監視員が食品関係営業施設に立ち入りを行っています。

表6－1 施設数及び食品衛生監視指導件数

年 度	施設数	政令年間監視件数*	年間監視件数	実施率（％）
平成15年度	76,858	597,734	115,940	19.4
平成16年度	63,218	41,200	33,758	81.9
平成17年度	65,886	38,037	36,610	96.3

*平成16年度からは監視計画の年間予定立入延べ件数

(7)給食施設一斉点検等

a 小学校等の給食に対する自主衛生管理支援

小学校等で給食を実施している374施設について、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の発生を未然に防止するため、厚生労働省通知の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、点検を実施するとともに、自主衛生管理の実現に向けて助言指導を行いました。

b 社会福祉施設等給食施設一斉点検

給食を実施している老人福祉施設、保育園等の社会福祉施設及び調理が困難な高齢者に対し、訪問で食事サービスを提供する高齢者食事サービス事業施設等、1060施設について、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の発生を未然に防止するため、厚生労働省通知の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」に基づき、衛生管理等に関する点検を行いました。

c 福祉関連食事提供施設に対する衛生指導及び支援

高齢者等に食事サービスを実施しているボランティア団体や、高齢者介護予防型通所施設（デイサービス）等で集団で食事をしたり、自ら調理を行う施設を福祉関連食事提供施設と位置づけ、ボランティア給食を実施する347団体とその他626施設に対してチラシの配布や食中毒事故の未然防止のため、衛生上の助言を行いました。

d 学校給食物資納入業者一斉点検

市内の小学校等に食材を納入している業者257施設に対して、納入物資に起因する危害を排除し、食材の製造所や流通段階を原因とする事故を未然に防止するため、監視点検を実施しました。

また、異物混入等の防止策や記録管理等自主管理の推進についても助言をしました。

(4)遺伝子組換え食品一斉点検

遺伝子組換え食品の表示について、菓子、豆腐、そうざい、めん類、みそ、食用油脂等の市内製造施設及び飲食店合計1,204施設に立入点検を実施しました。1施設でIPハンドリング（分別生産流通管理）証明書の保管が行われていない不備が発見されましたが、違反は発見されませんでした。

また、トウモロコシ加工品、大豆加工品、パパイヤ等90検体について、国内で認可されて

いない安全性未審査の遺伝子組換え食品が使用されていないかを調べる定性検査を 40 検体、食品中の遺伝子組換え食品の含有割合を測定し、適正な表示及び原料の適切な分別流通管理が行われているかを調べる定量検査を 50 検体実施しましたが、いずれも問題となる食品は発見されませんでした。

さらに、市民及び営業者に対して、講習会の開催やリーフレットの配布等により、表示制度の周知を行いました。

(ウ) アレルギー物質を含む食品一斉点検

アレルギー物質を含む食品の表示が制度化されたことから、これら及びその加工品を取り扱っている飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業等計 3,369 施設（延べ 4,363 施設）に対し立入調査を行いました。特定原材料（小麦、そば、卵、乳及び落花生）等の点検及び確認や、製品のアレルギー表示に関する適正指導を行い、10 施設から、特定原材料の記載漏れや製造工程中の混入防止策の不徹底等が発見され、営業者に対して指導を行いました。

アレルギー物質を含む食品の表示が適正であるか、市内製造品や市内流通食品を 48 検体収去し、24 検体について卵及び乳、24 検体について小麦の検査を実施した結果、小麦を検査した 2 検体から表示違反を発見し、措置を行いました。

また、市民及び営業者に対して、講習会の開催やリーフレットの配布等により、表示制度の周知を行いました。

(エ) 添加物製造施設に対する監視指導

食品添加物製造施設 22 施設に立ち入り、食品衛生法に違反する添加物の取扱いの有無に関する点検を行うとともに、厚生労働省が行っていた「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査」の周知を行いました。違反添加物の取扱いはありませんでしたが、施設や取扱いの不備があった 2 施設に指導を行いました。

(オ) 食肉取扱・販売施設

腸管出血性大腸菌 O157 等による食中毒を防止するため、飲食店、食肉販売店及び食肉製造施設等食肉を取り扱う 3,791 施設について、監視指導を行いました。特に生食用食肉を提供している施設に対しては、生食用食肉の衛生基準の周知徹底を図るとともに、収去検査を実施し、汚染状況を確認しました。

a 腸管出血性大腸菌 O157 対策

生食用牛レバー、ミンチ肉、サイコロステーキ肉及び生食用食肉（表面のみ加熱した牛たたき等を含む）等食肉 218 検体について検査を実施しました。その結果、腸管出血性大腸菌 O157 は検出されませんでした。

その他、うにや貝柱等の生食用の鮮魚介類や生食用として提供される野菜類等 239 検体についても検査を実施しましたが、すべて陰性でした。

b 食鳥肉細菌検査

市内に流通する食鳥肉 105 検体（国産 90 検体、輸入 15 検体）についてサルモネラ属菌、カンピロバクター、黄色ブドウ球菌、エルシニア・エンテロコリチカ、腸管出血性大腸菌 O157、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）の検査を実施しました。その結果、82 検体から何らかの菌が検出されたため販売店等に取り扱いについて注意喚起するとともに、加工者、輸入者等を所轄する自治体に対し情報提供を行いました。

(カ) 水産物取扱・販売施設

a 生食用かき取扱い施設の一斉点検

生食用かきが流通する 10 月から 3 月にかけて、生かきを原因とする食中毒を防止するため、飲食店や魚介類販売店等 3,225 施設について、表示の点検、保存基準の確認を行い、保存基準に関して 30 件、取扱いに関して 25 件、表示に関して 2 件、記録の保管に関して 8 件等の指導を実施しました。また、生かき 134 検体について収去検査を実施しました。その結果、成分規格違反はありませんでしたが、表示違反を 1 検体発見しました。

また、77 検体について、ノロウイルスの検査を実施した結果、11 検体が陽性となったため、生産地への情報提供を行いました。

b ふぐ取扱い及び販売施設一斉点検

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例に基づき、ふぐ認証店やふぐ加工製品販売施設等 1,662

施設について監視指導を行いました。その結果、ふぐの取扱いに関する遵守事項の不備を26施設から発見し、適正な取扱いと販売等に関する指導を行いました。

また、ふぐ及びふぐ加工製品9検体を収去し、ふぐ毒や魚種判定検査等を行いました。問題はありませんでした。

市民に対してはチラシ等を活用し、ふぐの素人調理の危険性について啓発を行い、食中毒の未然防止に努めました。

(キ)輸入食品対策

a 横浜港における輸入食品(輸入塩蔵野菜)の保管状況

横浜港の各埠頭に保管されている輸入食品の衛生を確保するため、厚生労働省横浜検疫所、本市港湾局、衛生局(現:健康福祉局)及び管轄福祉保健センターが合同で、10月に保管状況等について監視パトロールを実施し、輸入業者・倉庫業者等に対して、汚染防止等の衛生管理及び長期保管されていた食品に対する早期搬出を指導しました。

b 市内に流通する輸入食品

国民が摂食する総カロリーの約60%が輸入食品で占められており、輸入食品の安全確保は重要な課題となっていることから、輸入食品取扱い施設1,856施設の立ち入りと、市内に流通する食品935検体について指定外添加物や細菌検査等13,352項目の検査を実施し、8検体の違反品を発見しました。

また、輸入食品の安全性に関する情報交換及び協議を行うため、厚生労働省横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫支所、神奈川県、川崎市、横須賀市、相模原市及び本市で構成する輸入食品衛生連絡会を5月に開催しました。

(ク)夏期及び年末食品等一斉点検

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や多品目の食品が短期間に生産・流通する年末に、不良食品の排除、衛生的な取扱い及び適正表示等について一斉に監視指導と収去検査を実施し、食品の安全確保に努めました。

表6-2 夏期食品及び年末食品等一斉点検実施状況

	夏期食品等一斉点検	年末食品等一斉点検
実施期間	6月～8月	11月～12月
立入検査実施数	10,558件	7,885件
検査検体数	1,785検体	1,391検体
違反検体数	22検体	13検体

イ 食品衛生検査

市内に流通している食品が、食品衛生法に定められた基準等に合致しているかを確認し、違反や不良食品を排除するため、福祉保健センター、食品専門監視班、市場食品衛生検査所等では、食品製造工場やスーパー、市場等で食品の収去、衛生研究所や市場食品衛生検査所等で検査を行っています。

平成17年度は5,948件の食品等を収去し、衛生研究所や中央卸売市場にある検査所等で検査を行いました。そのうち違反検体数は42件でした。

また、検査によらず監視時に発見した表示違反は16件、ふぐ加工製品の取扱不適に伴う違反食品は3件ありました。

違反検体の総数は61件で、表示違反39件、添加物の使用基準違反4件、指定外添加物の使用2件、腸炎ビブリオ規格違反5件、大腸菌群規格違反2件等でした。

食品に対する措置は、適正表示後に販売するよう指導したものが26件、返品を指導したものが4件、陳列・販売・移動の禁止の行政処分を実施したものが1件等でした。

(7)福祉保健センターでの検査

福祉保健センターでは、営業者への科学的指導を行うため営業施設等における器具・手指に対するフキトリ検査・ATP洗浄度検査を4,863検体行いました。

(イ) 残留農薬検査

輸入冷凍野菜の違反事例等により、残留農薬について消費者の関心が高まっていることから市内量販店や中央卸売市場に流通する国産、輸入農畜水産物や冷凍野菜等加工食品を対象に380検体、10,041項目の検査を実施しました。

検査の結果、違反等はありませんでした。

(ウ) 輸入果実類の防かび剤検査

カビの発生・繁殖を防ぐ食品添加物として主に輸入の果実類（バナナ、グレープフルーツ、レモン、オレンジ等）に用いられる防ばい剤について、市内量販店や中央卸売市場に流通する輸入の果実類77検体、308項目の検査を実施しました。

検査の結果、基準値を超えたものはありませんでした。

(エ) 魚介類の微量汚染物質検査

魚介類への蓄積が問題視されている微量汚染物質について、中央卸売市場に入荷した魚介類を中心に検査を実施しました。

103検体の魚介類及び18検体の魚介類加工品について水銀を、19検体の魚介類についてPCBの検査を、また、42検体の魚介類についてTBT、TPPの検査を実施し汚染実態を調査しました。その結果、暫定的規制値が設定されている水銀及びPCBについては、それを超えたものはありませんでした。

その他、毒化した貝類による食中毒を防止するため、68検体の貝類について麻痺性貝毒を、また67検体について下痢性貝毒を検査しました。検査の結果、中国産アカガイ1検体から規制値を超えて下痢性貝毒が検出されました。

(オ) 畜水産食品の残留物質等検査

食肉や魚介類、卵等の大量消費の需要に応えるため、家畜の多頭飼育、魚介類の大規模養殖が行われていますが、病気予防等を目的に使用される抗菌性物質等の残留が問題になる場合があります。そこで、畜水産食品やその加工品444検体について、抗菌性物質、ホルモン剤及び内寄生虫用剤の検査を実施したところ、豚筋肉1検体及び豚腎臓4検体から残留基準値を超えるスルファジミジン（合成抗菌剤）を検出しました。

ウ 牛海綿状脳症（BSE）対策

平成13年9月に日本で初めてBSEの牛が確認されたことから、厚生労働省、農林水産省によって対策が進められました。これを受けて、本市でも次の対応を図りました。

(ア) 牛海綿状脳症（BSE）に関する合同対策会議

家畜の飼育から加工、消費にわたる総合的な対策を行うため、経済局（現：経済観光局）、環境創造局、資源循環局と衛生局（現：健康福祉局）で構成する合同対策会議を1月に開催し、陽性牛発生時の対応、BSE対策の国の動向に関する協議等を行いました。

(イ) 特定部位の除去・焼却

BSE感染のおそれがあるため、食用とすべきでない部位として、牛の頭部（舌及び頬肉を除く）、せき髄及び回腸（盲腸との接合部分から2メートルまでの部分に限る）が特定部位として指定されています。

このため、横浜市中心卸売市場食肉市場では、これらの特定部位の除去及び焼却をと畜検査員の確認のもとに実施しています。

また、BSE発生国の牛のせき柱については、消費者に販売される食肉から除去する等の規格基準に基づき、食品衛生監視員が取扱い施設の監視を行っています。

(ウ) 牛海綿状脳症（BSE）の検査結果

食肉衛生検査所では、横浜市中心卸売市場食肉市場に搬入された全12,291頭の牛について牛海綿状脳症（BSE）の検査キットによるスクリーニング検査を実施したところ、結果は全て陰性でした。

エ その他の事業

(ア) 食品衛生に関する庁内連絡会

食に関する各局の連携・協力を強化するため、経済局（現：経済観光局）、環境創造局、教育委員会事務局、福祉局・衛生局（現：健康福祉局・こども青少年局）で構成する食品衛生に関する庁内連絡会を平成18年1月に開催しました。

(イ)食肉の生食提供状況等の一斉点検

食肉の生食による腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター等の食中毒を未然に防止するため、飲食店を中心に一斉点検を行い、生食提供の実態を把握するとともに、その危険性について周知を図りました。1,164施設について点検を行い、108施設で生食用と確認できない食肉を生食提供していた等の不適事項を発見し、生食提供の自粛等の指導を行いました。

(ウ)米国産牛肉取扱施設の一斉点検

平成17年12月12日に輸入再開された米国産牛肉において、せき柱を含む子牛肉が発見されたことにより、翌月20日から再び輸入停止となる事態になりました。そのため輸入再開から再停止までの間に輸入された米国産牛肉の取り扱い状況や、せき柱混入の有無について、市内の食肉処理施設や食肉販売店等891施設を確認したところ、22施設で米国産牛肉の取扱いがありましたが、せき柱が混入していた牛肉は確認されませんでした。

(エ)第25回全国豊かな海づくり大会の衛生対策

平成17年11月19日、20日の開催に伴い、食中毒発生防止等の衛生対策を図るため、西区、中区、金沢区、港北区、食品専門監視班及び衛生研究所が連携し食事等提供施設等に対し、延べ349施設の監視指導、149検体の食材等の収去検査及び食品取扱従事者125人に対する食品衛生講習会を実施しました。

本大会において、食中毒等の食品衛生上の問題は発生しませんでした。

(2)営業許可（報告営業を含む）

食品衛生法及び魚介類行商等に関する条例に基づく営業許可及び営業報告届出済証発行件数等は次のとおりでした。

平成17年度末の市内の食品関係の施設数は、飲食店や菓子製造業等の許可が必要な施設は51,593施設、給食施設や野菜・果物販売等届出が必要な施設が14,293施設、合計で65,886施設でした。

表6-3 許可件数等の推移

年 度	申請件数		許 可 件 数				不許可件数	申請事項変更	件 営業報告届出数
	法 関 係 許可業種	県 条 例 関 係 許可業種	法 関 係 許可業種		県 条 例 関 係 許可業種				
			新規	継続	新規	継続			
平成 15 年度	14,591	108	6,050	8,072	37	66		5,020	3,091
平成 16 年度	13,030	112	5,875	7,140	61	55		4,789	5,100
平成 17 年度	11,633	107	5,588	5,931	48	54		4,366	4,555

(3)食中毒発生状況

平成17年に横浜市内で発生した食中毒の件数は33件、患者数は526人でした。

発生件数の33件は過去10年間で、平成10年の36件に次ぐ多い件数でした。

特に、7月には細菌性の食中毒が9件発生したことが大きな要因でした。

原因物質別ではノロウイルスによる発生件数が10件で、全体の約30%を占め、患者数は331人で、全体の約63%を占めました。これらの状況は平成13年以降同様の傾向が続いています。ノロウイルスによる食中毒は11月から2月に集中していますが、この時期には高齢者施設や保育園、小学校等の集団施設での感染症の病因物質としても注意が必要です。予防には十分な加熱が求められますが、近年では、調理従事者の健康管理が不十分なために食中毒を引き起こすことが多くなっています。カンピロバクターによる食中毒は平成16年に引き続き7件発生しています。同菌による食中毒は全国的にも増加傾向となっています。多くの場合、鶏肉が関与し、特に刺身やたたき等の生食の危険性が指摘されています。また、腸管出血性大腸菌O157食中毒は3件、患者数6人と依然として発生し、重症化することがあるため注意が必要です。肉類の生食は避け、十分な加熱が必要です。

原因施設別では、ホテル内にある宴会用厨房や、仕出し屋等の大規模調理施設での食中毒が6件発生し、患者数は251人で全体の約48%を占めました。

大規模調理施設での食中毒事故は社会的な影響も大きく、HACCP等の手法を用いた自主管理の推進が求められます。行政としても適時適切な監視指導や情報提供を行い、より一層食中毒予防に努める必要があります。

(4) 消費者からの苦情届出状況

食品の味がおかしい、異物が入っていたなど福祉保健センター等へ届出があった食品等の苦情件数は次のとおりでした。

表6-4 苦情件数

年 度	苦情件数
平成15年度	872
平成16年度	694
平成17年度	619

(5) 食品衛生に関する啓発事業

ア 消費者や営業者を対象とした食品衛生講習会

市民に対しては、食中毒予防や食品に関する正しい情報提供のために、また、従事者には食品による事故防止のために講習会を開催しています。平成17年度の開催状況は次のとおりです。

表6-5 食品衛生講習会等の実績

対 象	消費者 ^{*1}	営業者・従事者	
		養 成 ^{*2}	指 定 ^{*3}
回 数	287	24	306
受講人数	8,785	2,434	23,350

*1 給食施設従事者を含みます。

*2 食品衛生責任者養成講習会

*3 食品衛生責任者を対象に実施する市長又は福祉保健センター長の指定した講習会。

イ 食品衛生関係表彰

(社)横浜市食品衛生協会と共催で、長年にわたり衛生管理が優秀である施設や、食品衛生の発展向上に関して尽力した食品衛生功労者及び、食品衛生の向上を実践し他の従業員の模範となっている優良従業員を表彰しています。平成17年度は平成18年1月16日に教育文化ホールにて「食品衛生表彰のつどい」を開催しました。

ウ 食中毒予防キャンペーン

横浜市では8月1日を「市民食品衛生の日」、細菌性食中毒の多発する8月を「食中毒予防月間」と定めています。

この期間を中心に各福祉保健センターでは、それぞれの企画で「食中毒0」を目指し「食中毒予防キャンペーン」を実施しています。キャンペーンでは市民が参加しやすい食品衛生クイズやゲーム大会のほか、食品衛生相談や各種のリーフレット等の配布により、食中毒予防のための正しい知識や情報の提供に努めています。

エ 「食の安全を考えるシンポジウム」の開催

国内のBSE問題の発生を契機に、食の安全・安心を確保する新たなシステム作りや情報提供のあり方等が市民から強く求められています。そこで市民、食品等事業者、学識者及び行政関係者が、これらの問題を共に考える機会として、シンポジウムを開催しました。

第一部は、「食の安全と健康を考える」をテーマに基調講演を行いました。また第二部では、「加工食品と食品添加物」、「わが国の農産物と農薬事情」、「輸入食品の現状」、「食の安全と健康

を結ぶ食生活」をテーマに、4つの分科会に分かれ、市民、食品等事業者、学識者及び行政のパネリストが、会場の参加者を交えて意見交換を行いました。

開催年月日：平成17年10月28日

場 所：横浜市開港記念会館

基調講演：「食の安全と健康を考える」

分科会：コーディネーター、パネリスト14人が、4つの分科会に分かれ、ディスカッションを実施。

参加人数：271人

(6)食品専門監視班

ア 監視指導及び収去検査

大規模食品製造業、大量調理施設、広域流通食品取扱い施設等1,473施設に対し、723日監視指導を行いました。

また、市内製造業施設、輸入食品取扱い施設等から1,140検体を収去し、表示の確認、理化学及び細菌検査等を13,137項目について行った結果、法定外添加物使用違反1件、添加物対象外使用違反2件、衛生規範不適合7件、表示違反7件、合計17件（違反・不適合率は1.5%）の違反等を発見し、当該食品及び営業者への措置を行いました。また、監視指導の際、検査の伴わない表示違反1件を発見しました。さらに、営業施設に立ち入り、器具、手指等についてフキトリ検査を117検体行いました。

イ 自主衛生管理推進事業

総合衛生管理製造過程承認施設監視

市内の承認施設（平成18年3月末現在2施設）や承認申請準備施設への立入り及び記録の確認等監視指導を、6回行いました。

ウ 先行調査

食品衛生上危害の高い事項や新たに問題となる事項への対応を想定し、文献の収集、当該施設の調査、収去等を行いました。

（主な取組テーマ）

- ・魚肉練り製品から大腸菌群が検出される要因の調査
- ・器具の洗浄殺菌方法に関する比較検査
- ・セルフサービス形式店頭売り惣菜の細菌汚染調査
- ・外来魚を原料とする白身魚加工品の水銀汚染実態調査

エ 緊急対応

重大な違反事例、突発事故等による緊急時の対応として、食中毒事件の発生に伴う福祉保健センターへの応援等39件の緊急出動を行いました。

第2節 食肉衛生検査所

(1)所在地

横浜市鶴見区大黒町3-53

(2)沿革

昭和34年9月、神奈川区にあった中央と畜場が移転し、横浜市中心と畜場・食肉市場が現在地に建設されました。昭和37年3月、市場内に当検査所が設置され、保健所からの派遣により検査を行っていた従来の方式を改め、効率的な検査を行えるようになりました。また、昭和63年10月にと畜場・食肉市場施設が再整備され、現在に至っています。

(3)職員数

32名（嘱託員1名）

(4)業務内容

市民の皆さんに安全で衛生的な食肉を供給し、食肉から起こる事故、危害を未然に防ぐために、次のような業務を行っています。

- ア と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を一頭毎検査し、食用に適さない部分を廃棄しています。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導を実施しています。
- イ 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるように、監視指導を実施しています。
- ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の申請書類の受理、許可調査、監視指導、疾病の状況報告の受理業務を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています
- エ 横浜市食肉衛生検査所条例に基づいて、食肉及び食肉動物に関する医薬品などの試験、検査、研究、調査を実施しています。

(5)事業報告

ア 食肉動物の検査

(7)検査数・処分数とその内容

平成 17 年度は 171,574 頭の検査を行いました。

そのうち、と畜解体禁止（食用肉としてのと畜解体処理を禁止したもの）は 2 頭であり、いずれも生体検査で豚丹毒と診断されたものです。

また、全部廃棄処分（一頭すべてを処分したもの）は 112 頭であり、内訳は牛が 6 頭、豚が 106 頭でした。主な処分理由は、牛では「高度の水腫・尿毒症」、豚では「サルモネラ症・膿毒症」でした。

部分廃棄処分（主として内臓の一部を廃棄したもの）は 132,710 頭でした。

(1)主な病変

牛では消化器系の病変が全ての病変の 45.2%を占め、中でも「肝出血」が高率に認められました。豚では呼吸器系の病変が 69.9%を占め、「カタル性肺炎・胸膜炎」が高率に認められました。

イ 食鳥検査

食鳥肉・内臓について 120 検体、2,265 項目にわたって検査を実施しました。また、食鳥処理に用いる器具等について、フードスタンプ検査を 100 検体 400 項目実施しました。また、22 検体、60 項目にわたって食鳥病理検査を実施しました。

なお、検査結果は食鳥処理場にフィードバックし、衛生水準の向上に努めました。

ウ 試験検査

近年、食肉動物は飼養形態が多様化し、疾病の様相も変化しているため、様々な観点からの検査が要求されてきています。

また、市民の食品への安全性に対する関心が高まっており、動物の病気の予防や治療に用いた抗生物質等の残留有害物質の検査など、試験検査もより高度化してきています。

平成 17 年度は 10,556 件について、病理組織学的、微生物学的及び理化学的な試験検査を実施し、より安全な食肉の供給に努めました。

エ 衛生指導

と畜場内外を衛生的に保持し、食肉の衛生的取扱いを向上させるために、食肉市場及びと畜場関係者らと協力し、次のことを実施しています。

(7)清掃の徹底

(1)ねずみ・衛生昆虫の定期的な駆除

(2)浄化槽の定期的な点検

(3)食肉運搬車両の衛生管理指導

第3節 中央卸売市場食品衛生検査所

(1)所在地

本場食品衛生検査所 神奈川区山内町1番地
南部市場食品衛生検査所 金沢区鳥浜町1番地の1

(2)沿革

中央卸売市場は、昭和6年に100万人（当時の市の人口65万人）を生鮮食品の供給対象として開場されました。

そして、昭和22年2月に市場内の食品衛生上の指導強化を目的として、神奈川県が中央卸売市場監視室を設置し、食品衛生監視員2名が駐在したのが始まりです。

昭和25年4月には、食品衛生事務が県から横浜市に委譲され神奈川保健所分室食品衛生検査室として発足し、監視指導と検査を行うことになりました。

その後、昭和45年には食品衛生検査所となりました。

昭和48年11月には南部市場が開場し、これに伴い南部市場食品衛生検査所が設置され、市場の総合的な検査体制が整備されました。

(3)職員数

本場食品衛生検査所 11人（嘱託員1人）
南部市場食品衛生検査所 11人（嘱託員1人）

(4)業務内容

食品による事故と危害を未然に防ぎ、市民の食生活の安全を守るため、次のような業務を行っています。

ア 食品衛生法に基づいて、市場を流通する生鮮食品（鮮魚、野菜）や加工食品の安全を確保するため食品の収去検査を実施し、その結果に基づく行政措置を行っています。

イ 食品が衛生的に取り扱われるよう監視指導や食品関係営業施設の許認可業務を行っています。

ウ 食品関係営業者や消費者に衛生知識の普及啓発を行っています。

エ その他、食品衛生に関する調査、研究を行っています。

(5)事業報告

ア 監視指導業務

監視指導については、年度前に作成した食品衛生監視指導計画に基づき、市場関係施設559施設について5,700件の監視指導を行いました。監視業務は早朝監視及び通常監視を行っています。早朝監視では、せり売り開始前の午前3時過ぎから2人の食品衛生監視員が、有毒有害魚類及び違反・不良食品の排除並びに生食用貝類の温度測定等を行っています。通常監視では、せり売りされた食品が仲卸店舗や市場内外の関連施設における食品の取扱い及び保管状況等の指導を行っています。

夏季には、食中毒が多発することから、その原因となることが多い生食用魚介類を中心に、検査及び保存温度の管理等の指導を行いました。また、年末には、正月食品など多種多様の食品が短期間に大量に流通するため、これらの食品の検査及び監視指導を実施しました。

イ 検査業務

両市場における年間取扱量は、生鮮食品、冷凍品、加工品等の水産物が131,604トン、野菜、果物、漬物等の青果物が486,441トンでした。

これらの食品に対し、収去検査は、両検査所で3,617検体の食品について理化学検査を24,916項目、微生物検査を18,368項目、表示検査を2,217項目、総計45,501項目の検査を実施しました。その他食品等取扱者の衛生教育を目的とした調理器具・手指等のフキトリ検査516項目を実施しました。

(7)理化学検査

合成保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の食品添加物、国産及び輸入農作物の残留農薬、輸入果実の防ばい剤、魚介類中の水銀及び有機スズ化合物、養殖魚や鶏卵等の抗生物質及び合成抗菌剤、貝類の麻痺性及び下痢性貝毒等を行いました。

(イ)微生物検査

生食用魚介類による事故発生を未然に防止するため、生食用の貝類（舌切・小柱・アオヤギ等）及び魚類（刺身用切り身、まぐろ等）、ウニ等について、食中毒菌を中心に検査しました。また、魚肉練り製品や冷凍食品等の規格基準やそうざい、弁当等の衛生規範の定められた食品の検査を行いました。さらに、生食用野菜の腸管出血性大腸菌、卵・鶏肉のサルモネラの食中毒菌検査、生カキのノロウイルス検査、活魚水槽水の食中毒菌等についても検査を行いました。

(ウ)違反及び行政処分

違反食品は 16 件で、検査に基づき添加物の使用基準違反及び大腸菌群陽性等の違反を発見したものでした。

ウ 営業者や消費者に対する衛生教育

食品流通の拠点である中央卸売市場は、取扱量も多く流通先も広範囲にわたることから一旦事故が発生すると大きな事件となる危険性があります。

食品営業施設に食品衛生責任者を設置させ、営業者の自主管理の強化を図り、市場内の衛生保持に努めました。

また、営業者・従業員その他市場関係者及び消費者（市場内で開催する研修会参加者や見学者）を対象に衛生知識の向上、取扱管理の徹底を図るため食品衛生講習会を 10 回開催し 411 人が受講しました。その他、検査結果についての概要や結果に基づく食品取扱い上の留意点等を「検査室レポート」として定期的に配布しました。

エ 食品衛生検査等の業務管理基準（GLP）

平成 9 年度から導入された GLP に基づき、精度管理として外部精度管理 8 検体 8 項目、内部精度管理 144 検体 210 項目を実施しました。

第7章 動物愛護管理

第1節 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「畜犬センター」業務に大別することができます。

(1) 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

また、動物取扱業者に対しては、届出の指導、施設構造の確認検査等を行いました。

ア 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、犬・猫のしつけ方教室の開催や啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しました。

表7-1 動物愛護普及啓発事業

年 度	幼稚園・保育園		学校関係		町内会等		飼い主		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成15年度	1	39	45	3,396	54	14,974	131	9,031	55	10,481
平成16年度	7	69	45	3,491	25	34,244	145	10,527	119	10,084
平成17年度	1	69	59	4,557	14	3,721	176	13,650	56	40,249

イ 指定動物の飼養許可

条例で定める「指定動物」を飼育する場合には、市長の許可が必要です。市内には指定動物であるカミツキガメ8件（21匹）、サル4件（12頭）、ヘビ1件（3匹）、大型ネコ1件（3頭）、ワニ2件（3匹）、ワシ1件（1羽）、コンドル1件（1羽）が飼育されており、飼育施設の定期的な巡回監視を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

ウ 動物取扱業の届出

平成13年度から、条例で定める動物取扱業の届出が義務づけられたことにより、施設構造の確認検査、指導等を実施しました。

表7-2 動物取扱業の届出（平成18年3月31日現在）

事業所数	業種別事業所数						
	合計	販売	保管	貸出し	訓練	展示	美容
640	1,148	270	474	21	44	18	321

エ 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は121件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬130頭、野犬等20頭で、被害者は成年113人、未成年39人でした。

市民には、今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、飼い主への犬の適切な飼育管理の指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

表7-3 犬による咬傷事故件数

	咬傷事故 届出件数	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
		合計	飼い犬	野犬等	合計	係留中 犬舎等に 留められ ている	運動中 係留して いる	放し飼い	その他
平成15年度	121	137	122	15	137	18	59	32	28
平成16年度	114	134	116	18	134	19	49	24	42
平成17年度	121	150	130	20	150	28	51	30	41

	被害者数					犬検診数			
	合計	成年		未成年		合計	福祉保健 センター	畜産 センター	開業獣医師
		飼い主 家族	その他	飼い主 家族	その他				
平成15年度	147	4	101	-	42	120	2	-	118
平成16年度	137	4	102	1	30	109	2	3	104
平成17年度	152	6	107	1	38	126	5	2	119

オ 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にありますが、依然として「ふん尿による被害」の割合が大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

また、野犬等や負傷犬の保護・収容頭数は、452頭で、飼いなくなった犬の引取りは160頭でした。

表7-4 犬の苦情等

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
苦情等内容件数（合計）		5,535	5,353	6,678
内訳	野犬等保護	678	620	565
	放し飼い	661	497	707
	ふん尿	1,727	1,381	1,806
	鳴き声	360	362	338
	身体・器物の被害	251	206	215
	不適切な取扱い・虐待	230	137	167
	登録・注射に関すること	926	1,270	1,785
	その他	702	880	1,095
失踪犬・保護犬の問合せ		6,269	5,928	5,354
飼育相談		2,725	3,148	4,126
飼い犬引取り頭数（合計）		181	182	160
内訳	成犬	181	177	155
	子犬	-	5	5

措置件数	指示票	219	211	265
	通知書	2	2	1
	勧告	1	1	-
	措置命令	-	-	1
	その他	4,317	4,341	5,350

カ 猫等の苦情

猫に関する苦情の大部分は、飼い主としての自覚や責務の欠如により、不適切な飼育管理が行われることによるものです。各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

また、飼えなくなった猫、飼い主不明猫の引取り及び負傷した飼い主のわからない猫や小動物の治療を実施しました。

表7－5 猫等の苦情

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
苦情等受付件数（合計）		5,799	5,140	5,427
内 訳	飼 い 猫	536	538	519
	飼 い 主 不 明 猫	3,683	3,421	3,831
	飼 育 動 物	209	108	119
	飼 い 主 不 明 動 物	1,371	1,073	958
苦情等内容件数（合計）		7,275	6,520	7,167
内 訳	ふ ん 尿	1,742	1,825	2,039
	臭 気 ・ 羽 毛	317	260	514
	鳴 き 声	110	115	226
	身 体 ・ 器 物 の 被 害	437	544	522
	不 適 切 な 取 扱 い ・ 虐 待	181	144	105
	収 容 に 関 す る 相 談	3,157	2,691	2,581
	そ の 他	1,331	941	1,180
飼育相談		1,464	1,344	1,742
措置件数	指 示 票	12	9	7
	通 知 書	-	-	-
	勧 告	-	-	-
	措 置 命 令	-	-	-
	そ の 他	5,917	5,258	5,510

表7－6 猫の引取り件数

年 度	合計	飼い猫	飼い主不明猫	負傷の猫・小動物	
				重傷の猫等	中軽傷の猫等
平成 15 年度	3,481	252	2,799	359	71
平成 16 年度	3,071	266	2,428	331	46
平成 17 年度	3,010	186	2,474	321	29

キ 猫・犬の不妊去勢手術推進事業

猫、犬 2,000 頭を対象として、1 頭当たり 5,000 円（市 3,000 円、獣医師会 2,000 円）を助成することによる不妊去勢手術の奨励を実施しました。その結果、猫 1,671 頭（オス 470 頭、メス 1,201 頭）、犬 329 頭（オス 146 頭、メス 183 頭）の不妊去勢手術が行われました。

第 2 節 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、いつでも狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き狂犬病に注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図るとともに、市民の利便性を考慮し、定期集合注射会場を 299 か所設けました。

また、登録等推進策として、(社)横浜市獣医師会に委託し「登録等推進事業」を実施しています。

表 7－7 狂犬病予防事業実績

	登録頭数 (年度末)	登録申請数				鑑札再交付数	定期集合狂犬病 予防注射実施数	注射済票交付数		
		合 計	鑑札 交付数	減 免措置 数	無償 交付数			合 計	済 票 交付 数	減 免措置 数
平成 15 年度	132,983	14,916	14,318	-	598	574	44,131	108,744	108,731	13
平成 16 年度	140,810	16,382	15,743	-	639	597	44,317	114,570	114,554	16
平成 17 年度	147,879	15,785	15,000	2	783	575	43,273	118,335	118,319	16

第 3 節 畜犬センター

(1)所在地

横浜市中区かもめ町 31 番地

(2)沿革

昭和 25 年 8 月狂犬病予防法の施行に伴い、昭和 27 年に化製業者の所有する敷地・建物を借用し犬抑留所・磯子犬抑留所として発足した後、昭和 44 年 1 月 20 日に本市の施設として当所を設立しました。

(3)施設

敷 地 1,680 m²

本 館 207 m²（事務室・手術室・検査室・技術員室・その他）

犬 舎 272.4 m²（成犬・子犬収容室 7・咬傷犬収容室 9・飼料倉庫・飼料調整室・その他）

屋外子犬犬舎 11.7 m²

処分室 125.5 m²

その他 92.6 m²（車庫・洗車場・女子更衣室）

(4)職員数

16 名

(5)業務内容

- ア 狂犬病予防法、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例並びに畜犬センター条例に基づく犬の引き取り、収容、返還、処分
- イ 狂犬病の鑑定
- ウ 犬の適正飼育指導及び動物愛護普及啓発
- エ 子犬・成犬の不妊・去勢手術及び譲渡
- オ 狂犬病の予防接種
- カ 犬についての衛生上の試験、検査、研究及び調査

(6)業務報告

- ア 犬の保護収容
- イ 犬の飼育用譲渡

飼えなくなった犬の引き取り頭数は 160 頭で、年々減少の傾向にあります。一方で、新たに犬を飼いたいという市民の要望に応えるため、犬の譲渡を行っています。

この制度が発足した昭和 45 年以来、17 年度までに譲渡された子犬の総計は 7,597 頭にのぼり、現在でも希望者が多いですが、収容される子犬が極端と少ないため、子犬の譲渡はほとんど行われていません。

生後 2～3 か月齢の子犬のをはじめ、成犬についても比較的人になれやすく、おとなしい健康な犬について、ある程度のしつけと不妊・去勢手術等を施し、実費で希望者に譲渡しています。

- ウ 犬の適正飼育の普及啓発

しつけを施したモデル犬を用いて、新たに犬の譲渡が決定した飼い主を対象に、犬の正しいしつけ方等についての模範演技や健康管理等についての講習会を行っています。

- エ 狂犬病予防注射

保護収容された犬の返還時に飼い主の申請により、97 頭に接種しました。

- オ 返還頭数

保護収容された犬は、612 頭で年々減少しています。そのうち、240 頭が飼い主のもとへ返還されました。

表 7－8 業務実績

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
保護・収容総数		684	675	612
	野犬等	67	60	51
	飼い主不明犬	428	425	392
	飼えなくなった犬	181	182	160
	負傷疾病犬	8	8	9
返還数		298	289	240
返還率		59.2%	58.6%	53.1%
譲渡数		55	86	79
	子犬	14	21	21
	成犬	41	65	58
不妊・ 去勢手術	オス	20	34	47
	メス	21	33	32
安楽死処分数		331	300	270
狂犬病予防注射		75	99	97
咬傷犬鑑定収容数		4	6	5
犬のしつけ方の普及啓発回数		79	116	110

＊返還率＝返還総数／（収容頭数－飼えなくなった犬）

第8章 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、受水槽利用施設、特定建築物、家庭用品等の衛生対策を始めとして、ねずみ・昆虫等の駆除指導業務など多岐にわたっています。

第1節 環境衛生

(1) 環境衛生監視指導事業

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、水浴場等に関する条例、えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行っています。

表9-1 環境衛生営業関係施設数

	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ール 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 等	家 畜 及 び 家 禽 舎
平成15年度	13,203	406	81	345	2,093	3,662	3,314	2,825	241	48	3	185
平成16年度	13,063	400	84	337	2,067	3,680	3,186	2,843	239	48	3	176
平成17年度	12,761	402	77	362	2,053	3,693	2,913	2,787	241	54	2	177

ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は、590件（4.0%増）、廃止届出の件数は、618件（1.5%増）、その他変更届等の届出件数は、2,558件（5.5%減）でした。

表9-2 環境衛生営業関係及び化製場等の届出等件数

	総数	許可申請 件数	廃止届出 件数	変更届出 件数	その他の届出 等件数
平成15年度	3,013	522	464	1,375	652
平成16年度	3,882	567	609	1,842	864
平成17年度	3,766	590	618	2,012	546
(施設内訳)					
旅館	177	23	22	92	40
興行場	63	13	15	28	7
公衆浴場	149	43	16	66	24
理容所	510	67	72	347	24
美容所	1,606	257	220	1,073	56
クリーニング所	637	136	245	232	24
墓地・火葬場等	104	6	3	5	90
プール・水浴場等	409	14	13	131	251
温泉掘削・利用等	69	19	4	18	28
化製場・畜舎等	42	12	8	20	2
クリーニング師免許 申請等*	—	24	—	—	—

*：免許の書換、再交付申請等を含む

イ 監視、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

表9－3 監視、調査、相談指導及び衛生講習会の実施

	監視指導 件 数	許認可変更 調 査 件 数	そ の 他 の 調査等件数	相談指導 件 数	衛生講習会の実施
平成 15 年度	4,337	718	1,002	11,458	110 回(4,331 人)
平成 16 年度	5,283	794	1,696	11,224	106 回(4,587 人)
平成 17 年度	6,589	695	1,502	11,908	101 回(3,841 人)
(施設内訳)					
旅 館	294	63	219	1,583	...
興 行 場	57	23	20	290	...
公 衆 浴 場	377	64	255	1,487	...
理 容 所	1,424	75	75	1,592	...
美 容 所	2,364	248	128	3,229	...
ク リ ー ニ ン グ 所	1,671	119	521	1,227	...
墓 地 ・ 火 葬 場 等	2	43	71	1,420	...
プ ー ル ・ 水 浴 場 等	243	20	113	503	...
温 泉 利 用 施 設	57	23	74	447	...
化 製 場 ・ 畜 舎 等	100	17	26	130	...

ウ 営業施設検査等

営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

また、市内唯一の海水浴場である金沢区「海の公園」の水質検査については、海開き前(4～6月)3回、海水浴期間中(7～8月)2回の計5回実施しました。その結果、5回とも水質「B」*でした。

*：環境省通知に基づく判定基準による。(水質「AA」、「A」を「適」、水質「B」を「可」、水質Cを「不可」とする。)

表9－4 環境衛生営業施設検査数

	検 査 (*)	
	施設数	検体数
平成 15 年度	631	5,053
平成 16 年度	530	3,307
平成 17 年度	758	3,690
(施設内訳)		
旅 館	106	263
興 行 場	24	128
公 衆 浴 場	323	1,176
理 容 所	0	0
美 容 所	0	0
ク リ ー ニ ン グ 所	0	0
プ ー ル ・ 水 浴 場	294	2,088
そ の 他	11	35

* 【衛生監視員が施設又はセンターの検査室において検査した件数】と
【衛生研究所に依頼し、専門的な検査を実施した件数】
の合計件数

(2) 横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進について

環境衛生事業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、事業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っております。

従来、同協議会において養成された指導員が衛生管理状況の指導を行う「施設の衛生管理状況の巡回指導事業」を実施してきました。平成 17 年度は、横浜市生活衛生協議会で実施している自主管理事業の転換期にあたり、新しい検査方法導入の検討に際し、助言等を行いました。

表 9－5 自主管理検査実施件数*

	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
平成 17 年度	496	383	422	30	13	1,344

*理容所、美容所、公衆浴場、旅館においては、拭き取り検査を実施、クリーニング所においては、検知管による検査を実施しました。

第 2 節 ビル衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、施設の設置者や管理者等に対して適正な衛生管理の指導・啓発をしています。

表 9－6 ビル衛生関係施設数

	特定建築物	特定建築物 登 録 業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水 槽 水 道	簡易給水水道
平成 15 年度	1,197	507	176	9,374	11,255	36
平成 16 年度	1,227	516	173	9,402	11,287	27
平成 17 年度	1,253	490	166	9,430	11,154	21

(1) 建築物衛生対策事業

近年、建築物は大型化・高層化が進み、断熱効果の優れた気密性の高い建築物が増えており、その維持管理には極めて高度な知識と技術が要求されるようになっていきます。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）に基づく監視指導業務については、各種測定機器等の充実を図り、福祉保健センターにおける科学的監視指導体制の確立を目指しています。

ア 特定建築物届出施設数及び監視状況

表 9－7 特定建築物の届出施設数及び監視状況

年 度	対 象 施設数	使用 届出 件数	変更 届出 件数	廃止 届出 件数	立入検査		報告 徴収	相談 件数
					監視 件数	その他		
平成 15 年度	1,197	184	502	7	282	289	790	3,075
平成 16 年度	1,227	45	396	15	361	248	807	2,760
平成 17 年度	1,253	34	643	7	476	108	657	3,023

イ 特定建築物事前指導結果

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階から指導を行っています。

表9－8 特定建築物事前指導実施状況

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成 15 年度	10	5	2	2	1	0
平成 16 年度	42	13	12	7	5	5
平成 17 年度	29	3	13	4	3	6

ウ 建築物清掃業等登録監視指導

建築物登録業とは、ビルの衛生管理に関する業務をビルの所有者等からの委託を受けて行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等の一定の要件を備え、県知事登録を受けた事業者で、業態により8業種に区分されています。これらの登録事業者に対して、平成17年度は市内367事業所の立ち入り調査を行いました。

表9－9 業種別登録事業所数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気環境測定 業	建築物 空気調和設備 清掃業	建築物 飲料水 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 害虫等防除 業	建築物 環境衛生 総合管理業	建築物 環境衛生 一般管理業
平成 15 年度	507	106	25	4	13	205	23	66	4	61
平成 16 年度	516	104	27	5	13	206	28	68	11	54
平成 17 年度	490	97	26	7	11	195	31	63	34	26

エ レジオネラ症対策

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、適切な管理のなされていない冷却塔や給水・給湯設備等で増殖することが明らかになっています。こうした背景から、レジオネラ症の発生を防止するため、レジオネラ症に感染する危険性が高いと考える者が使用又は利用する建築物の管理者に対して、横浜市レジオネラ症防止対策指導要領に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

平成17年度は、特定建築物に該当しない病院に対して138件の実態調査及び啓発指導を実施しました。

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等の受水槽を設けて飲料水を供給する施設は、受水槽の有効容量等により水道法の規制を受ける簡易専用水道及び専用水道と、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成4年4月1日施行。以下「条例」という。）の規制を受ける簡易給水水道及び小規模受水槽水道に大別されます。

ア 簡易専用水道及び専用水道業務

これらは、受水槽の有効容量が10m³を超えるもので、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。簡易専用水道は、年1回、厚生労働大臣の登録する検査機関による管理状況の検査が、また、専用水道は水道技術管理者の選任や毎月の水質検査が義務づけられています。

簡易専用水道については、福祉保健センターが施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

専用水道については、福祉保健センターが給水設備の管理状況や水質検査計画・結果等に応じて立入指導を行っています。

表9－10 簡易専用水道・専用水道の届出件数及び監視指導・検査状況

年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導 件数	相談件数
----	-----	------	------	------	------------	------

簡易専用 水道	15 年度	9,374	233	145	2,677	1,170	5,257
	16 年度	9,402	179	153	1,273	396	3,256
	17 年度	9,430	146	120	1,273	647	2,486
専用水道	15 年度	176	6	6	67	81	990
	16 年度	173	7	9	101	84	1,054
	17 年度	166	1	8	68	164	1,283

イ 小規模受水槽水道及び簡易給水水道業務

小規模受水槽水道は受水槽の有効容量が 10m^3 以下の施設（専ら 1 戸の住宅を除く）、簡易給水水道は井戸水を飲用している事業所や共同で飲用している施設です。これらは、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。

簡易給水水道及び小規模受水槽水道のうち受水槽の有効容量が 8m^3 を超えるものについては、年 1 回、市長の指定する検査機関による管理状況の検査が義務づけられています。

福祉保健センターでは、施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

表 9－1 1 小規模受水槽水道・簡易給水水道の届出件数及び監視指導・検査等状況

	年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導 件数	相談件数
小規模受 水槽水道 ($>8\text{m}^3$)	15 年度	1,705	42	28	250	78	776
	16 年度	1,693	35	42	111	135	917
	17 年度	1,679	120※	247※	484※	58	621
小規模受 水槽水道 ($\leq 8\text{m}^3$)	15 年度	9,550	148	356	491	249	2,164
	16 年度	9,594	267	191	340	924	1,989
	17 年度	9,475	—※	—※	—※	1,014	1,628
簡易給水 水道	15 年度	36	1	3	3	26	176
	16 年度	27	1	9	5	76	178
	17 年度	21	0	6	4	15	142

※ 設置届出、廃止届出、変更届出件数については、小規模受水槽水道の合計数

ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」（平成 4 年 10 月 1 日施行）に基づき、施設の計画・設計段階で事前に指導する事前指導制度により施設の衛生の確保を図っています。

表 9－1 2 受水槽施設事前指導実施状況

年 度	指導実施施設数
平成 15 年度	86
平成 16 年度	93
平成 17 年度	52

第 3 節 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害の予防を目的として、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

(1) 居住衛生推進事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。平成 17 年度は 51 家庭の訪問調査を行いました。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行っています。

表 9－1 3 相談対応件数

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホルムアルデヒド	239	128	83
その他 V O C	104	62	29
ダニアレルゲン	92	32	29
刺咬性ダニ	13	8	25
カビ	101	52	66

表 9－1 4 講習会開催状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
生活衛生課主催	35	29	33
他課主催（両親教室等）	185	145	128

(2) 家庭用品衛生対策事業

規制家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、ディルドリン、トリクロロエチレンなど 18 の化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、基準違反となった家庭用品はありませんでした。

表 9－1 5 試験検査等の年度別推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
検 査 検 体 数	371	244	225
検 査 項 目 数	523	302	314
違 反 検 体 数	9	20	0
立 入 施 設 数	78	44	43

(3) 生活環境指導事業

福祉保健センターにおいて地域の特性や実情に応じたねずみ族、昆虫等の防除対策を行っています。

ア ねずみ族、昆虫等の相談

11,429 件相談があり 1,606 件の現場調査を行いました。なお、全相談数の約 7 割をハチ類が占めています。

表 9－1 6 ねずみ族、昆虫等苦情相談

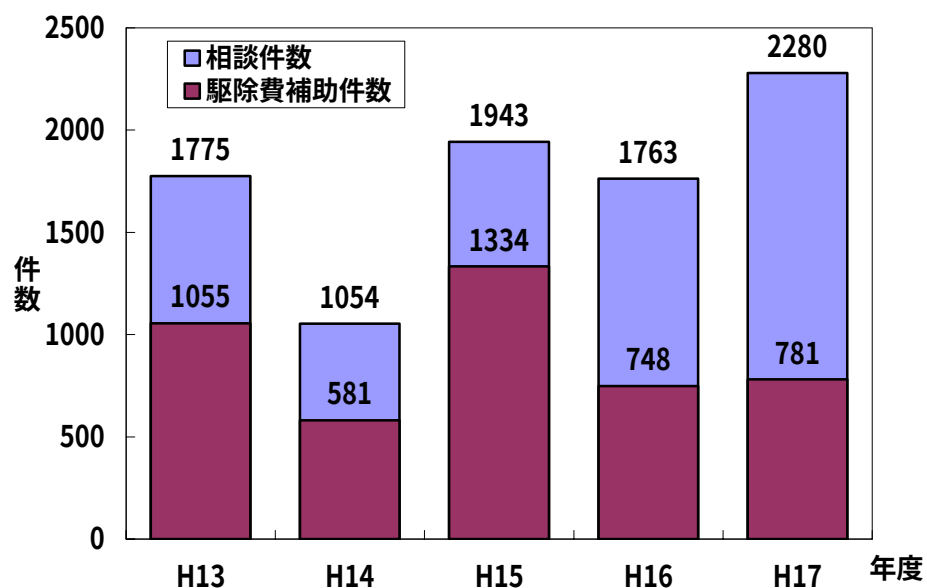
年 度	相談件数	相談件数の内訳						
	(総数)	ハチ類	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他
平成 15 年度	10,468	7,807	172	425	68	165	259	1,572
平成 16 年度	12,436	9,657	140	465	82	154	91	1,847
平成 17 年度	11,429	8,746	150	418	70	122	86	1,837

イ スズメバチ駆除対策

近年、住宅地周辺においてスズメバチが営巣する事例が増え、相談件数も増加し、市民からの駆除要望が強くなってきました。そこで、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全を守

るため、市の指定業者に駆除を委託した場合は、駆除費の一部（8,100 円）を補助しています。

図 9－1 スズメバチの相談件数及び駆除費補助件数



ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等に対し、福祉保健センター職員が現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

表 9－1 7 水害等発生時の調査件数

	平成 17 年度
調査件数	71

エ 災害時生活用水確保事業

災害時における給水対策として、災害時に地域の方々が洗浄水などの生活用水として利用することにご協力をいただける井戸について、簡易な水質検査等を行い、検査結果が良好で利用可能な井戸を災害応急用井戸に指定しています。

表 9－1 8 災害応急用井戸の指定実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
災害応急用井戸指定のための調査件数	50	23	20
指定件数	23	19	19
指定解除件数	76	57	57
災害応急用井戸指定件数	3,687	3,649	3,597

第4節 衛生研究所

(1) 所在地

横浜市磯子区滝頭 1-2-17

(2) 沿革

昭和 31 年に発足した「横浜市衛生検査所」を前身とする当衛生研究所は、昭和 34 年 3 月に設置（旧南保健所内）されました。その後公衆衛生行政への社会的要請の高まりに応じて、

- ・昭和 43 年 4 月現在地に庁舎新築・移転
- ・昭和 46 年 6 月公害センター併設（昭和 51 年公害研究所設置に伴い廃止）
- ・昭和 56 年 11 月別館実験棟建設

など、研究施設としての機能強化策が施されました。

また、平成 6 年度から 8 年度まで、衛生研究所強化モデル事業を実施し、平成 9 年度からは、衛生研究所機能拡充検討調査を実施するなど地域保健における科学的・技術的中核として機能充実に努めています。平成 16 年 4 月には、社会情勢の変化に対応して試験検査機能、調査研究機能、研修指導機能、公衆衛生情報収集・解析・提供の機能強化のため管理課、機能強化担当、感染症・疫学情報課、検査研究課へ機構改革を行いました。

(3) 施設

ア 敷地面積	3,457.289 m ²				
イ 建物	本館	鉄筋コンクリート造	5階建	塔屋	3階（昭和 43 年築）
	別館	鉄筋コンクリート造	2階建	地下	1階（昭和 56 年築）

(4) 事業内容

- ア 細菌学的、ウイルス学的、血清学的調査及び研究
- イ 食品衛生及び栄養に関する試験検査及び研究
- ウ 水質に関する試験検査及び研究
- エ 環境衛生に関する試験検査及び研究
- オ 衛生動物の試験検査及び研究
- カ 医薬品、化粧品等の試験検査及び研究
- キ 家庭用品に使用される化学物質等の衛生学的試験検査及び研究
- ク 感染症に関する調査及び研究
- ケ 疫学情報の収集、解析、提供、及び疫学情報に関する研修
- コ その他公衆衛生に関する試験検査及び研究
- サ 衛生研究所の機能強化に関すること。
- シ 研究、研修の企画及び調整
- ス 食品衛生検査施設等における「検査の業務管理基準（GLP）」に基づく検査の信頼性確保

(5) 事業実績報告

当研究所の試験・検査事業は、行政上必要に応じて行うものと、市民からの依頼によって行うものがありますが、平成 17 年度は合計で延 86,031 件の検査を行いました。また、いつでも行政ニーズに対応できるよう、公衆衛生に関する先行的な調査・研究も行っています。これらについては雑誌や学会等へ合計 59 件の投稿又は発表をしました。

施設見学は事前申し込み制で受け入れています。主として学生や行政職員等で 10 件ありました。

また、市民に対して当所の事業内容を理解していただくため、平成 6 年度から施設公開を始めました。平成 17 年度はテーマ別に 3 回に分けて実施し、44 人の参加がありました。

平成 17 年度の事業実績総括は次表のとおりです。

表9-19 検査業務実績

検査項目		実件数	延件数	延件数の内訳	
				依頼検査	行政検査
試験検査事業	ウィルス・リケッチア等検査	3,252	5,969	0	5,969
	原虫・寄生虫等検査	1,326	8,541	202	8,339
	食中毒検査	3,787	10,825	26	10,799
	臨床検査	6,450	6,450	6,371	79
	食品衛生検査	3,754	22,270	5	22,265
	細菌検査	1,991	7,532	84	7,448
	医薬品・家庭用品等検査	484	1,824	44	1,780
	水道水等検査	5,459	19,857	1,122	18,735
	環境公害関係検査	223	2,763	0	2,763
合 計		26,726	86,031	7,854	78,177

ア 疫学・予防医学業務

細菌やウイルス等の病原体によって引き起こされる種々の感染症予防のための検査及び調査研究と、その他の疫学的取り組みによって予防可能な疾病についての検査及び調査研究を公衆衛生学的見地から行っています。

(ア) 行政検査

a 病原細菌検査

この検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行っています。国内での感染症起因菌や海外から持ち込まれたコレラ菌等の病原菌が、本市に流行しないよう未然に予防する目的で患者とその家族を対象に検査を行いました。

b 食中毒関係

食中毒発生の原因究明と再発防止を目的として、平成17年度は細菌学的検査を125事例、ウイルス学的検査を123事例行いました。

c 感染症発生動向調査

厚生労働省の指定した疾患を対象として、感染性病原体の定点調査、集団かぜ流行調査、河川の細菌調査等を行いました。

なお、本年度もウエストナイルウイルス調査を実施し、それと併せて日本脳炎ウイルス調査も実施しました。

d ムンプスウイルスの分離

おたふくかぜワクチン接種後の無菌性髄膜炎患者髄液からのムンプスウイルスの分離検査を実施していますが、本年度の検体はありませんでした。

e エイズ検査

福祉保健センターからの依頼、夜間及び土曜日に実施している無料匿名検査を行いました。また、病院からのエイズ薬剤耐性検査も行いました。

f STD（性器クラミジア）検査

平成14年度からエイズ無料匿名検査時に福祉保健センター6か所、夜間検査及び土曜検査の計8か所の施設でクラミジアトラコマチス抗体の検査を実施しました。

(イ) 依頼検査

市内の医療機関や福祉保健センターからの依頼で、病原細菌の培養同定検査、各種ウイルスの分離検査及び抗体検査、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査等の感染症に関わる検査を行いました。

イ 食品衛生業務

市民の食生活の安全性を確保し、健康の保持増進に寄与するため、食品中の添加物や細菌、各種有害物質などの検査や調査研究を行っています。

(ア) 行政検査

a 食品添加物等の検査

夏期食品、年末年始食品及び輸入食品の全市一斉検査など、福祉保健センター、両市場検

査所及び食品専門監視班で収去した食品など 653 件について検査を行いました。

その結果、違反検体は 6 検体 7 件で、その内訳は法定外添加物使用 1 件、対象外使用違反 2 件、表示違反 3 検体 4 件でした。また、食品への異物混入について市民の関心も高く、苦情品等の理化学的検査を 89 件、医動物検査を 7 件行いました。

b 食品細菌等の検査

食品製造所や販売所等から収去された各種の食品 1,030 検体について、主として食品衛生法に基づいた細菌検査を行いました。不適検体は 27 検体でした。

c 遺伝子組換え食品検査

市内流通のトウモロコシ加工品 35 件、パパイヤ 5 件について、定性検査を行いました。

トウモロコシ加工品 1 件は検知不能でしたが、その他未審査の遺伝子組換え食品は全て陰性でした。

また、大豆穀粒 34 件、豆加工品 11 件、トウモロコシ加工品 5 件について定量検査を行いました。違反はありませんでした。

d アレルギーを含む食品検査

厚生労働省により表示が義務づけられた特定原材料 5 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生）のうち、卵 24 検体、乳 24 検体、小麦 8 検体、そば 16 検体、合計 72 検体についてスクリーニング検査（E L I S A 法）を行いました。その結果は小麦 2 件で表示違反が有りましたが、そのほかは全て陰性（10ppm 未満）でした。

e 残留農薬検査

市内流通の国内産農産物 10 種 22 件、輸入牛肉 10 件、輸入豚肉 10 件、輸入農作物 15 種 24 件、冷凍食品（農作物）28 件及び加工食品 13 件など計 181 件（延 4,269 試験項目）を検査しました。その結果、いずれも残留基準値違反が認められませんでした。

f P C B 検査

カネミ油症事件で問題になった P C B について、中央卸売市場に入荷した魚類 16 種 19 件の検査を行いました。その結果、厚生労働省で定めた「食品中の P C B の暫定的規制値」を超えたものではありませんでした。

g 残留動物用医薬品検査

疾病予防や治療または肥育の目的で使用されている動物用医薬品の食品への残留が問題化しており、平成 17 年度は次の物質について検査を行いました。

(a) 抗生物質

養殖魚 9 種 20 件について、オキシテトラサイクリンの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。市場流通の牛肉 10 件、豚肉 10 件について、ディスク法による 3 種類の抗生物質検査（ペニシリン系、テトラサイクリン系、アミノグリコシド系）を行った結果、検出されたものではありませんでした。

(b) 合成抗菌剤

養殖魚 9 種 20 件について、スルファジミジンなど 15 種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。市場流通の豚肉 10 件について、スルファジミジンなど 12 種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。市場流通の牛肉 10 件について、オキシリン酸など 7 種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されませんでした。

(c) 寄生虫用剤

市場流通の豚肉 10 件についてイベルメクチン及びフルベンダゾールの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。また、市場流通の牛肉 10 件について、イベルメクチン、モキシデクチン、エプリノメクチン及びクロサンテルの検査を行った結果、残留基準値を超えたものではありませんでした。

(イ) 依頼検査

市民等から依頼される食品等の苦情検査を主に有料で行っています。平成 17 年度には医動物検査延 2 件を行いました。

ウ 生活環境業務

(7) 行政検査

a 水質検査

福祉保健センター等の行政機関の依頼により、2,145 件 8,290 項目について水質検査を行いました。

飲料水では、湧水、タンク水（受水槽）等の水質検査の他、茨城県神栖町におけるヒ素による飲用井戸の汚染事故に関連し、前年に引き続き簡易給水水道 18 施設の原水及び浄水計 30 試料について水質基準全 50 項目の水質検査を行いました。また、自己水源型専用水道 28 施設の原水及び浄水計 57 試料について、水質基準項目 30 項目及び水質管理目標設定項目 10 項目等の水質検査を行いました。

生活環境水では、公衆浴場等の浴槽水、屋内外の遊泳用プール及びジャグジー、金沢区の海水浴場について水質基準項目の検査を行いました。また、食肉衛生検査所、中央卸売市場本場食品衛生検査所及び南部市場食品衛生検査所の排水について、揮発性有機化合物、金属類の検査を行いました。

その他、福祉保健センター等によせられた水質に関する事故・苦情・相談等の原因究明に関する調査を行いました。

b 家庭用品検査

家庭用品に含まれる有害化学物質による健康被害を未然に防止するため、「有害物質を含む家庭用品の規制に関する法律」に基づき、ホルムアルデヒド等の有害化学物質の検査を行いました。検査は行政検査が主体で、そのほか家庭用品業務に関連した自主検体など合わせて 265 検体、延べ検査項目数 541 件の試験検査を行いました。

c 環境衛生検査

安全で快適な生活環境を確保するため、環境空気中の有害物質の検査等を行いました。

平成 17 年度は 115 検体、延 2,277 件の検査を実施しました。

2 施設における揮発性有機化合物（VOC）等調査の結果、室内濃度指針値が設定されている物質は検出されませんでした。2-エチル-1-ヘキサノールが検出されました。その発生原因究明検査を行ったところ、カーペットからの放散が認められましたが、施設の換気装置が通常稼働していれば、室内空気中ではこの物質は検出限界以下の濃度であることが確認されました。

また、日用品等からの化学物質の放散試験として、床用ワックス 33 検体について検査しました。一般的な室内環境条件の下で、通常の使用状況であれば、ワックス塗布 1 日経過後には化学物質の放散が終了していることが確認されました。

d 衛生動物検査

福祉保健センター等を介して依頼された不快感を与える昆虫等の検査では、ハエ目が最も多く、次いでコウチュウ目・ハチ目が多くみられました。害の有無やその駆除法を指導しました。また、ウエストナイル熱対策事業の一つとして、市内の公園及び港湾地区の 22 か所において捕獲された蚊成虫の同定を行いました。

e 薬事検査

薬事検査は医療安全課の試買や自主検査等による医薬品、化粧品及び健康食品について、160 件、延 1,239 項目の検査を実施しました。

(4) 依頼検査

a 水質検査

市民および市内事業所の依頼に基づき、水質の衛生や安全性に関する検査を有料で実施しています。平成 17 年度は 464 件 1,153 項目について検査を実施しました。

飲料水では、家庭用井戸、ビル・マンション等の水質検査を中心として、冷水器、浄水器、船舶の飲料水等の水質検査を行いました。生活環境水では、浴槽水、プール、冷却塔冷却水、給湯について水質検査を行いました。

b 衛生動物・寄生虫検査

医動物関係では、昆虫の同定検査を 27 件、ゴキブリに対する殺虫剤効力試験を 44 件、砂

場寄生虫検査を 66 件行いました。

エ 調査研究

応募型調査研究

調査研究をより行政ニーズを反映したものや、福祉保健センター等関係機関との連携を深めたものにするため、所内で研究課題を公募し、調査研究評価委員会で課題の選定と成果の評価を行う応募型調査研究を実施しています。平成 17 年度は以下の 3 課題を実施しました。

- (ア) 妊産婦の喫煙行動に関する研究
- (イ) 直売野菜中の残留農薬実態調査
- (ウ) E 型肝炎ウィルス（H E V）の検査法の検討と市販豚肉における保有状況調査

オ 研修指導

(ア) 課題持込み型研修

福祉保健センター・検査所等が実施する調査研究を支援する目的で、衛生研究所の専門性を生かし、個別に課題を解決していくことを目指した課題持込み型研修を実施しています。平成 17 年度は、検査所等の様々な職種の方から持ち込まれた 4 の研究課題について研修を実施しました。

(イ) 地域保健事業支援研修

地域保健関係者を対象に、衛生研究所が企画立案し研修事業を実施しています。平成 17 年度はパワーポイントを用いるプレゼンテーション研修会や精度管理研修会等を実施しました。

(ウ) 衛生技術研修会（特別講演）

地域保健関係者を対象に、今日的な話題をテーマとして、外部講師を招いて講演会を 3 回実施しました。

(エ) 技術研修

公衆衛生に携わる関係者の検査技術のレベル向上を目的とした技術研修を実施しています。平成 17 年度は、大学生などを対象に細菌検査、ウイルス検査や機器操作等に関する研修を 11 回実施しました。

(オ) 講師派遣

行政機関・学校関係からの依頼により講演会での職員の講師派遣を行っています。平成 17 年度は、大学・看護学校等での講義において、職員 13 人を 11 施設に対し講師派遣しました。

カ 公衆衛生情報の収集解析提供業務

(ア) W E B ページ及び F A X による情報提供

O157 を始めとする新興・再興感染症の発生状況等を市民、医療機関等に速やかにわかりやすく提供するため、衛生研究所 W E B ページ（<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/>）を開設しており、平成 17 年度の総アクセス数は 3,796,181 件（データ提供：総務局 I T 活用推進課）でした。

(イ) 感染症発生動向調査

市内の感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講じることを目的として感染症発生動向調査を行っています。市内 183 か所の患者定点医療機関から受けた感染症患者情報を収集し、専門家による横浜市感染症発生動向調査委員会で解析して市民、医療機関等に情報提供を行っています。

(ウ) 「検査情報月報」の編集発行

当所で行った試験検査、調査研究について、毎月「検査情報月報」を編集発行して関係機関 41 か所に、また、その中の感染症関連記事等を「衛生研究所からの情報提供」として市内医療機関 79 か所、横浜市医師会地域保健事業部会及び横浜市感染症発生動向調査委員会に情報提供しています。

(エ) オンライン情報検索システムの運用

市民や行政が求める公衆衛生に関する情報を的確に収集し提供するため、オンライン情報検索システムを運用しています。平成 17 年度の検索利用件数は 13 件でした。

キ 食品検査の信頼性確保

本市の 4 検査施設（衛生研究所・食肉衛生検査所・中央卸売市場本場食品衛生検査所・南部市場食品衛生検査所）における食品検査の信頼性を確保する目的で内部点検と精度管理を実施して

います。平成 13 年度から新たに収去部門に対し、内部点検を導入しました。実施状況は以下のとおりです。

(7) 内部点検

4 検査施設に対し、次の 4 種類の点検を行い、必要な改善指導を行いました。

また、収去部門については、衛生局食品専門監視班と福祉保健センター生活衛生課 18 か所の点検を実施しました。

- a 事業年度開始時に行う点検
- b 食品の種類又は検査項目ごとに行う点検
- c 外部精度管理調査にともなう点検
- d 内部精度管理にともなう点検

(イ) 外部精度管理調査

4 検査施設は、第三者機関の（財）食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けています。平成 17 年度は各検査施設において、甘味料や菌数測定等 3～4 検査項目を実施しました。

(ウ) 内部精度管理

検査の精度を適正に保つために精度管理を実施しています。平成 17 年度は、4 検査施設で実施した内部精度管理の以下のデータについて、まとめと評価をしました。

- a 理化学検査
 - 保存料や残留農薬検査等における回収率と変動係数等のデータ
- b 微生物検査
 - 生菌数測定検査における回収率と変動係数等のデータ及び細菌同定検査のデータ

ク 疫学研究における倫理審査

「疫学研究に関する倫理指針」（平成 14 年 7 月 1 日施行：厚生労働省、文部科学省）に基づき「横浜市衛生研究所における疫学研究に関する倫理規程」を平成 14 年 11 月 26 日に制定しました。この規程に基づき平成 18 年度に行われる疫学研究 1 題について倫理審査委員会を開催し、審議を行い承認されました。

審議を受けた研究テーマ：「H I V 即日検査受検者の血液を用いて異なる検査法による H I V 感染の確認検査の実施について」

第9章 斎場、墓地及び霊堂

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、火葬施設として斎場4か所、埋葬又は埋・収蔵の施設として墓地4か所、霊堂1か所の管理運営を行っています。

民営斎場使用者に対して、平成7年12月から火葬料補助を開始し、市営斎場との格差是正を図っています。

墓地については、墓地等の設置等に係る紛争の調整を図るため、あっせん・調停を実施しています。

また、戸塚区の横浜ドリームランド跡地に緑豊かな新たな形態の墓園（メモリアルグリーン）を公園と一体的に整備しており、平成18年度の供用開始を目指して事業を進めています。

なお、受益者負担の適正化のため、平成17年4月1日から市営斎場休憩室の使用を有料化するとともに、小動物焼却経費と施設使用料の乖離を是正するため、小動物焼却施設使用料を改定しました。

第1節 斎場

(1)久保山斎場

明治8年の開設で、昭和2年、11基の火葬炉を備えた施設に改築されましたが、老朽化が著しいため、平成3年10月から改築工事に着手し、12基の火葬炉を備えた施設として平成7年12月にしゅん工しました。

平成17年度の火葬件数は6,974件、休憩室使用件数は5,690件でした。

(2)南部斎場

南部方面地域の需要に対応するため、10基の火葬炉及び通夜・告別式を行うことのできる葬祭ホール2室を備えた施設として、平成3年9月に開設しました。

平成17年度の火葬件数は4,706件、休憩室使用件数は4,078件、葬祭ホールの使用件数は538件でした。

(3)北部斎場

北部方面地域の需要に対応するため、16基（うち予備炉2基）の火葬炉及び通夜・告別式を行うことのできる葬祭ホール4室を備えた施設として、平成14年4月に開設しました。

平成17年度の火葬件数は6,483件、休憩室使用件数は5,922件、葬祭ホールの使用件数は1,151件でした。

(4)戸塚斎場

昭和14年、町村合併により引き継がれ、昭和55年に6基の火葬炉と3基の小動物炉を備えた施設に改築されました。また、敷地内に通夜・告別式を行うことのできる葬祭ホール2室を平成2年10月に併設しました。

平成17年度の火葬件数は3,617件、小動物焼却は9,342件、休憩室使用件数は2,939件、葬祭ホールの使用件数は571件でした。

第2節 墓地・霊堂

久保山墓地（明治7年開設）、根岸外国人墓地（明治35年）、三ッ沢墓地（明治41年）、日野公園墓地（昭和8年）の4か所で、管理総面積は約463,000㎡、総区画数約37,000区画です。

なお、平成5年に、日野公園墓地内に、新たな形態の墓地（壁面式納骨施設450区画、合葬式納骨施設3,000体）を建設しました。その後、合葬式納骨施設については、平成13・14年度の2か年で納骨棚を増設し、計6,000体収蔵としました。

久保山霊堂は昭和32年に開設し、昭和57年3月に全面改築され、家族納骨壇2,000基、短期保管用納骨壇910基、大式場（固定席220席）、小式場（和室22畳）を備えています。

新墓園（メモリアルグリーン）の施設の概要としては、家族利用を前提とした芝生型を7,500区画、個人利用を前提とした合葬式の樹木型を3か所（3,000体）、同じく合葬式の慰霊碑型を1か所（12,000体）を収容できる施設を整備しております。

表9-1 斎場使用件数

年 度	総 数	10 歳以上		10 歳未満		死産児	
		市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
平成 15 年度	20,206	17,479	1,728	118	19	590	272
平成 16 年度	21,335	18,686	1,660	107	14	618	250
平成 17 年度	21,780	19,294	1,470	104	10	618	284

表9-2 葬祭ホール使用件数

年 度	総 数	通 夜		告 別 式	
		市 内	市 外	市 内	市 外
平成 15 年度	2,073	988	48	989	48
平成 16 年度	2,197	1,053	45	1,054	45
平成 17 年度	2,260	1,103	27	1,103	27

表9-3 小動物焼却炉使用件数（戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	市 民 持 ち 込 み				コ ン テ ナ 搬 入			
		個 別 焼 却			合同 焼却	合 同 焼 却			
		大型 犬	中型 犬	小型 犬		衛生局		環 境 事業局	動物 園
						殺処分犬	引取猫		
平成 15 年度	21,898	92	687	1,189	1,964	318	2,704	14,885	59
平成 16 年度	21,862	81	729	1,303	2,225	302	2,574	14,612	36

料金体系の変更に伴い、区分を次のとおり変更

年 度	総 数	市 民 持 ち 込 み					コ ン テ ナ 搬 入			
		個 別 焼 却				合同 焼却	合 同 焼 却			
		50kg 未満	25kg 未満	5kg 未満	1kg 未満		資源 循環	動物 園	畜犬 センター	獣医 師会
平成 17 年度	9,342	76	725	951	98	1,979	2,867	33	263	2,350

表9-4 斎場休憩室使用件数 ※20人用は、南部・戸塚斎場のみ

年 度	総 数	40 人用		20 人用	
		市内	市外	市内	市外
平成 15 年度	—	—	—	—	—
平成 16 年度	—	—	—	—	—
平成 17 年度	18,629	16,307	1,110	1,123	89

表9-5 民営斎場等使用料補助件数

年 度	総 数
平成 15 年度	2,615
平成 16 年度	2,653
平成 17 年度	2,311

表9-6 久保山霊堂使用許可件数

年 度	家族納骨壇	焼骨短期 保管施設	式場使用	
			大式場	小式場
平成 15 年度	327	1,069	20	104
平成 16 年度	323	1,060	33	148
平成 17 年度	301	1,044	33	158

表9-7 その他事務取扱件数

年 度	書換及び再交付	火葬証明書交付
平成 15 年度	1,495	714
平成 16 年度	2,029	761
平成 17 年度	2,256	788

表9-8 墓地等の設置紛争の調整

年 度	横浜市墓地等設置紛争 調停委員会開催件数	調 停 件 数	あ っ せ ん 件 数
平成 15 年度	1	0	0
平成 16 年度	1	0	1
平成 17 年度	1	0	1

第 10 章 地域医療

横浜市では、救急医療を始め、市民の方々が必要とする医療を、必要な時に、身近なところで受けられる体制をととのえるため、地域中核病院の整備など、地域医療体制の確保・充実を進めています。病院、診療所、薬局等の施設の許認可事務及び監視指導業務を実施しています。

第 1 節 地域医療対策

地域医療対策としては、高度で専門的な医療サービスを提供する地域中核病院の整備や、市医師会や病院協会が運営する看護専門学校への助成など保健医療人材の養成・確保対策を行っています。また、中小病院・診療所を対象に医療機関整備資金の貸付けを行っています。

(1)地域中核病院

地域中核病院は、2 次から 3 次医療に対処しうる医療提供体制整備の一環として

- ① 重篤患者に対する高度医療の提供
- ② 365 日 24 時間救急医療体制の確立
- ③ 全市域をカバーする診療専門機能の確保

等を目的に、本市が事業主体を誘致することにより方面別に整備を進めています。

これまでに、南部病院、西部病院、横浜労災病院、北部病院の 4 病院を整備しました。

また、本市で 5 番目の地域中核病院となる東部病院について、恩賜財団神奈川県済生会を運営主体とし、平成 18 年度中の開院を目指して整備を進めています。

南西部方面については、医療需要の動向などを踏まえ、対応を図ってまいります。

ア 恩賜財団済生会横浜市南部病院

南部病院は、本市と済生会が共同で建設し整備したものです。本市の南部地域における地域中核病院として、地域医療機関との密接な連携のもとに診療を行い、地域の医療水準の向上に寄与しています。

- ・運営主体 恩賜財団神奈川県済生会
- ・所在地 港南区港南台三丁目 2 番 10 号
- ・開設年月 昭和 58 年 6 月
- ・病床数 500 床
- ・診療科目 18 科
- ・特色 365 日 24 時間救急、災害医療拠点病院、地域医療支援病院、循環器系疾患

表 10－1 患者数の推移（恩賜財団済生会横浜市南部病院）

年 度	入院患者	外来患者
平成 15 年度	159,049(1 日平均 435)	411,020(1 日平均 1,539)
平成 16 年度	166,755(1 日平均 457)	394,980(1 日平均 1,485)
平成 17 年度	168,073(1 日平均 461)	388,886(1 日平均 1,457)

イ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

西部病院は、本市が聖マリアンナ医科大学を誘致し整備したものです。本市の西部地域における地域中核病院として、地域医療機関との密接な連携のもとに診療を行い、地域の医療水準の向上に寄与しています。

- ・運営主体 学校法人聖マリアンナ医科大学
- ・所在地 旭区矢指町 1197 番地の 1
- ・開設年月 昭和 62 年 5 月
- ・病床数 518 床

- ・診療科目 26 科
- ・特 色 救命救急センター、周産期センター、災害医療拠点病院

表 10-2 患者数の推移（聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院）

年 度	入院患者	外来患者
平成 15 年度	158,000(1 日平均 432)	328,299(1 日平均 1,203)
平成 16 年度	156,088(1 日平均 428)	330,445(1 日平均 1,224)
平成 17 年度	158,592(1 日平均 435)	333,377(1 日平均 1,239)

ウ 横浜市北東部中核施設横浜労災病院

横浜労災病院は、本市が厚生労働省の所管する特殊法人である労働福祉事業団（平成 16 年 4 月から独立行政法人労働者健康福祉機構）を誘致し整備したものです。本市の北東部地域における地域中核病院として、地域医療機関との連携のもとに診療を行い、地域の医療水準の向上に寄与しています。

- ・運営主体 独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・所 在 地 港北区小机町 3211 番地
- ・開設年月 平成 3 年 6 月
- ・病 床 数 650 床
- ・診療科目 23 科
- ・特 色 365 日 24 時間救急、災害医療拠点病院、脳・循環器系疾患への専門的対応、医学的リハビリテーション、労災医療、勤労者医療

表 10-3 患者数の推移（横浜市北東部中核施設横浜労災病院）

年 度	入院患者	外来患者
平成 15 年度	225,611(1 日平均 616)	522,335(1 日平均 2,123)
平成 16 年度	223,937(1 日平均 614)	508,671(1 日平均 2,093)
平成 17 年度	221,809(1 日平均 608)	485,899(1 日平均 1,991)

エ 昭和大学横浜市北部病院

北部病院は、本市が昭和大学を誘致し整備したものです。本市の北部地域における地域中核病院として、地域医療機関と密接な連携のもとに診療を行い、地域の医療水準の向上に寄与しています。

- ・運営主体 学校法人昭和大学
- ・所 在 地 都筑区茅ヶ崎中央 35- 1
- ・開設年月 平成 13 年 4 月
- ・病 床 数 661 床
- ・診療科目 6 センター 14 科
- ・特 色 365 日 24 時間救急、災害医療拠点病院、がん・心疾患・脳血管疾患、緩和ケア、老人性痴呆、精神科救急

表 10-4 患者数の推移（昭和大学横浜市北部病院）

年 度	入院患者	外来患者
平成 15 年度	201,850(1 日平均 552)	303,322(1 日平均 1,035)
平成 16 年度	206,865(1 日平均 567)	333,661(1 日平均 1,139)
平成 17 年度	212,239(1 日平均 582)	365,955(1 日平均 1,249)

第2節 救急医療

横浜市の救急医療体制については、救急患者が発生した場合の受入体制を(1)1～2本の注射や簡単な投薬、小さな外科的処置などで帰宅することができる患者に対する初期救急医療体制、(2)入院加療を要する中等症、重症の救急患者や初期救急医療施設からの転送患者に対する第2次救急医療体制、(3)初期や第2次救急医療施設からの転送患者と重篤救急患者を受け入れる施設で心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の救命医療を行う第3次救急医療体制の3段階に分け、体系的・機能的に整備を進めています。

(1)初期救急医療

ア 横浜市夜間急病センター（横浜市救急医療センター 中区桜木町1-1）

夜間における初期救急医療に対応するため、内科・小児科は毎夜間午後6時から12時まで、眼科・耳鼻咽喉科は毎夜間午後8時から12時まで診療を行っています。

表10-5 横浜市夜間急病センター診療科目別患者数の推移

年 度	総 数	内 科	小 児 科	眼 科	耳鼻咽喉科
平成15年度	48,512	14,292	19,798	5,517	8,905
平成16年度	48,339	15,147	18,488	5,897	8,807
平成17年度	45,934	14,501	16,907	5,603	8,923

イ 横浜市北部夜間急病センター（横浜市都筑区牛久保西1-23-4）

北部方面の夜間の初期救急医療に対応するため、内科・小児科の診療を毎夜間午後8時から12時まで行っています。

表10-6 横浜市北部夜間急病センター診療科目別患者数

年 度	総 数	内 科	小 児 科	そ の 他
平成15年度	16,494	3,571	11,234	1,689
平成16年度	16,674	4,021	11,026	1,627
平成17年度	16,131	3,630	10,855	1,646

ウ 横浜市南西部夜間急病センター（横浜市泉区中田北1-9-8）

南西部方面の夜間の初期救急医療に対応するため、内科・小児科の診療を毎夜間午後8時から12時まで行っています。

表10-7 横浜市南西部夜間急病センター診療科目別患者数

年 度	総 数	内 科	小 児 科	そ の 他
平成15年度	10,228	2,445	6,655	1,128
平成16年度	10,912	2,943	6,885	1,084
平成17年度	11,005	2,853	6,904	1,248

エ 休日急患診療所

休日昼間（年末年始は12月30日から1月3日）の初期救急医療に対応するため、各区に設置され、主として内科・小児科を概ね午前10時から午後4時まで診療を行っています。金沢区と戸塚区の休日急患診療所では歯科の診療も行っています。

表10-8 休日急患診療所診療科目別患者数の推移（各区患者数の合計）

年 度	総 数	内 科	小 児 科	歯 科	そ の 他
平成15年度	61,335	19,603	31,996	1,064	8,672
平成16年度	63,128	20,620	33,016	1,020	8,472
平成17年度	62,520	21,109	32,515	877	8,019

オ 横浜市歯科保健医療センター（中区相生町6-107）

歯科の救急医療に対応するため、毎夜間午後7時から11時までと休日昼間（年末年始は12月29日から1月4日）の午前10時から午後4時まで診療を行っています。

表10-9 横浜市歯科保健医療センター患者数の推移

年 度	総 数	休 日	夜 間
平成15年度	5,262	2,094	3,168
平成16年度	5,214	2,038	3,176
平成17年度	4,793	1,821	2,972

(2)第2次救急医療

ア 病院群輪番制

第2次救急医療に対応するため内科・小児科・外科系と急性心疾患の患者について、病院群輪番制により、毎夜間午後6時から翌朝7時までと休日昼間（年末年始は12月30日から1月3日）午前10時から午後5時まで診療を行っています。

内科・小児科・外科系について、市内3ブロックに各1病院を配置し、急性心疾患については、全市域を1病院で対応しています。

また、小児科を毎夜間診療できるよう医療機関を配置するとともに、急性心疾患の応需体制の強化のため、機能を持つ病院を市域全域に対応するよう配置し、併せて市内3つの各ブロック内に、循環器機能を強化した内科系病院を配置しています。

表10-10 病院群輪番制ブロック別行政区一覧

ブロック	行 政 区
北 部	鶴見、神奈川、港北、緑、青葉、都筑
西 部	西、保土ヶ谷、旭、戸塚、泉、瀬谷
南 部	中、南、港南、磯子、金沢、栄

表10-11 夜間・病院群輪番制診療科目別患者数の推移

年 度	総数	内科	小児科	外科	急 性 心疾患	その他	入院患者再掲					
							総数	内科	小児科	外科	心疾患	その他
平成15年度	29,786	9,598	13,099	4,876	311	1,902	4,274	1,996	1,007	751	161	359
平成16年度	30,634	10,713	12,367	5,073	388	2,093	4,516	2,224	933	799	189	371
平成17年度	32,289	11,003	12,751	5,863	411	2,261	4,749	2,297	12,751	874	162	417

表10-12 休日・病院群輪番制診療科目別患者数の推移

年 度	総数	内科	小児科	外科	急 性 心疾患	その他	入院患者再掲					
							総数	内科	小児科	外科	心疾患	その他
平成15年度	6,619	2,093	2,279	1,403	55	789	728	295	153	144	36	100
平成16年度	6,562	2,089	2,241	1,326	61	845	707	345	134	115	26	87
平成17年度	7,257	2,370	2,291	1,639	60	897	896	413	160	182	24	117

イ 母児2次救急システム

母胎及び新生児の異常を早期発見・早期対応するため、2次救急病院と産婦人科診療所等との連携を強化し、救急患者の円滑な受け入れを行っています。

表10-13 母児二次救急システム診療科目別患者数の推移

年 度	総数	妊娠初期	周産期 (分娩前)	周産期 (分娩後)	婦人科疾患	新生児
平成15年度	688	198	221	10	198	61
平成16年度	767	170	294	12	230	61
平成17年度	668	189	212	13	193	61

(3)第3次救急医療

ア 救命救急センター

第3次救急医療に対応するため、救命救急センターが国立横浜病院、昭和大学藤が丘病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（市大センター病院）に整備されています。

表10-14 救命救急センター患者数（入院）の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 数	5,156	5,279	5,918
横浜医療センター救命救急センター	1,030	1,072	1,627
昭和大学藤が丘病院救命救急センター	1,207	1,293	1,360
横浜市西部病院救命救急センター	1,721	1,705	1,770
市大医学部附属市民総合医療センター救命救急センター	1,198	1,209	1,161

イ 周産期センター

異常出産、極小未熟児等ハイリスクの妊産婦、胎児、新生児の救急医療に対応するため、周産期センターが聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院に整備されています。

表10-15 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院周産期センター患者数の推移

年 度	総数	新生児	産科
平成15年度	170	108	62
平成16年度	91	61	30
平成17年度	188	115	73

(4)救急告示医療機関等

救急患者を受け入れる医療施設として「救急病院等を定める省令」に基づいて県知事から告示された医療機関は、市内に救急病院が60、救急診療所が2あります。（平成17年4月1日現在）

また、救急患者の医療確保のため、積極的に救急医療に協力した医療機関に対し、助成金の支給を行い救急医療機関の確保に努めています。

(5)横浜市救急医療情報センター（横浜市救急医療センター内）

横浜市救急医療情報センターは、市内各医療機関に設置した医療情報端末機から随時、救急医療情報を収集し、診療の可否、入院の可否、空ベッドの有無、CT、MRI等の診療機器やICU、CCU等の特殊診療設備の使用の可否、専門医の在否、外国語で診療可能な医療機関の案内などを、市民の方々や医療機関などからの問い合わせに対し、24時間体制で、適切な情報提供を行っています。また、この情報は消防局とも連動していて、緊急を要するときの救急隊の搬送に活用しています。

表10-16 横浜市救急医療情報センター問い合わせ取扱件数の推移

年 度	総数	医療機関				消防	県中央情報 センター	市民	その他
		総数	病院	診療所	休日急患 診療所				
平成15年度	162,510	8,473	7,198	1,082	193	516	26	151,510	1,985
平成16年度	166,941	8,395	7,165	1,037	193	434	26	156,017	2,069
平成17年度	179,426	9,190	8,147	857	186	390	27	167,876	1,943

第3節 医務薬務

医療法、あん摩マッサージ指圧師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律、薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく施設の許認可事務及び監視指導を行っています。

(1) 許認可業務

業態別施設数及び申請等件数は、次のとおりでした。

表10-17 医務薬務関係業態別施設数及び申請等件数

	総 数	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	薬 局	薬局医薬品製造業 (注1)	薬局製造販売医薬品製 造販売業(注2)	薬局製造販売医薬品製 造業(注1)
施設数												
平成15年度	18,924	141	2,593	1,912	81	2,045	540	16	1,281	286	—	—
平成16年度	17,384	140	2,636	1,942	83	2,130	538	16	1,291	273	—	—
平成17年度	24,044	137	2,695	1,990	84	2,189	557	16	1,260	—	217	217
申請等件数												
平成15年度	8,391	607	1,505	735	13	410	45	10	2,568	57	—	—
平成16年度	9,650	612	1,485	749	12	440	58	14	2,492	114	—	—
平成17年度	9,732	818	1,444	736	17	486	44	8	2,847	—	95	84

	医薬品販売業	高度管理医療機器販売業・賃貸業（注3）	管理医療機器販売業・賃貸業（注3）	医療用具販売業・賃貸業（注3）	毒物劇物販売業	特定毒物使用者	毒物劇物業務上取扱者
施設数							
平成15年度	794	—	—	8,087	1,424	6	74
平成16年度	731	—	—	6,247	1,276	6	75
平成17年度	692	1,461	11,237	—	1,210	5	77
申請等件数							
平成15年度	982	—	—	717	720	7	15
平成16年度	1,013	—	—	1,470	1,177	0	14
平成17年度	1,039	665	737	—	692	2	18

平成17年4月1日薬事法改正により

注1) 名称がこれまでの「薬局医薬品製造業」から「薬局製造販売医薬品製造業」になりました。

注2) 新たに規定された業態です。

注3) 名称がこれまでの「医療用具」から「医療機器」になり、人体に与えるリスクに応じ分類されました。

(2)監視指導業務

ア 医療監視指導

病院が医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査するため、監視指導を行いました。

また、診療所についても同様に、その実情を把握し、適正な管理が行われているか調査・指導することを目的に実施しました。

表10-18 医療監視指導件数

	医療監視件数	行政処分件数
病院	157	0
診療所	259	0

イ 薬事監視及び毒物劇物監視指導

薬局、医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者等の施設が、薬事法、毒物及び劇物取締法に規定された構造設備を有し、医薬品、毒物及び劇物の適正な管理・取扱いを行っているか否かについて検査することにより、医薬品等の品質、安全性を確保するため、監視指導を行いました。

表10-19 薬事監視及び毒物劇物監視指導等件数

	監視件数	施設の不備等 違反発見施設	違反件数 (延数)	行政処分件数	行政処分以外の 措置件数
薬事施設	1,278	47	48	0	48
毒物劇物取扱施設	156	11	12	0	12

第4節 医療安全相談窓口

平成16年7月に「横浜市医療安全相談窓口」を開設し、市内の医療機関で行われている医療全般の相談・苦情を受け付けています。平成17年度の相談件数は4,067件で、寄せられた相談・苦情は統計処理後医療関係団体との連絡会に情報提供し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び患者サービスの向上の自主的な取組み等を支援します。

表10-20 相談の内訳

	件数
相談・質問	2,475
不信・苦情	1,487
要望・提言・その他	105
計	4,067

表10-21 相談内容

	件数
治療内容	806
職員対応・接遇	652
施設案内	558
診療報酬	518
医療事故	347
健康相談	328
医療法	301
その他	557
計	4,067